

昭和五十六年法務省令第五十四号

出入国管理及び難民認定法施行規則

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に基づき、及び同法を実施するため、出入国管理令施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

出入国管理令施行規則の全部を改正する省令

出入国管理令施行規則（昭和二十六年外務省令第十八号）の全部を次のように改正する。

（出入国港）

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第八号に規定する出入国港は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一に掲げる港又は飛行場
- 二 前号に規定する港又は飛行場以外の港又は飛行場であつて、地方出入国在留管理局長が、特定の船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の乗員及び乗客の出入国のため、臨時に、期間を定め指定するもの

第二条 削除

（在留期間）

第三条 法第二条の二第三項に規定する在留期間は、別表第二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（補助者）

第四条 法第五条第一項第二号に規定する精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又はその能力が著しく不十分な者（以下「要随伴者」という。）の本邦におけるその活動又は行動（以下「活動等」という。）を補助する者として法務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 要随伴者の後见人、保佐人、配偶者、親権を行う者若しくは扶養義務者又はこれらに準ずる者であり、かつ、要随伴者の活動等を補助する意思及び能力を有する者であつて、次のいずれにも該当しないもの
 - イ 当該要随伴者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - ロ 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ニ 未成年者
- 二 前号に掲げる者のほか、要随伴者の活動等を補助することについて合理的な理由がある者で、要随伴者の活動等を補助する意思及び能力を有するもの（要随伴者が本邦に短期間滞在して、観光、保養又は会合への参加その他これらに類似する活動を行うものとして法第六条第二項の申請をした場合に限る。）

（上陸の拒否の特例）

第四条の二 法第五条の二に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国人について、次に掲げる場合であつて、当該外国人が在留資格をもつて在留しているとき。

- イ 法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合
- ロ 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をした場合
- ハ 法第二十一条第三項の規定により在留期間の更新の許可をした場合
- ニ 法第二十二条第二項の規定により永住許可をした場合
- ホ 法第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第三項の規定により在留資格の取得の許可をした場合
- ヘ 法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二条第二項の規定により永住者の在留資格の取得の許可をした場合
- ト 法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合
- チ 法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可した場合

リ 法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得を許可した場合

又 法第六十一条の二の五第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合
ル イからヌまでに準ずる場合として法務大臣（法第六十九条の二第一項の規定により法第五条の二に規定する権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官及び法第六十九条の二第二項の規定により、出入国在留管理庁長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。次号において同じ。）が認める場合

二 外国人に法第七条の二第一項の規定により在留資格認定証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証（法務大臣との協議を経たものに限る。）を受けた場合であつて、法第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する特定の事由（以下「特定事由」という。）に該当することとなつてから相当の期間が経過していることその他の特別の理由があると法務大臣が認めるとき。

2 法第五条の二の規定により外国人について特定事由のみによつては上陸を拒否しないこととしたときは、当該外国人に別記第一号様式による通知書を交付するものとする。

（上陸の申請）

第五条 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、別記第六号様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下この項及び第七条第一項において同じ。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第六号の二様式）による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。ただし、当該外国人（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者及び法第六十一条の二の五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者を除く。）が、次に掲げる事項に係る情報を入国審査官が指定する電子機器に受信させる方法により提供したときは、この限りでない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住居の所在地
- 四 上陸の目的
- 五 乗つてきた船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名
- 六 本邦に滞在する期間
- 七 本邦における連絡先
- 八 法第七条第一項第四号に掲げる上陸のための条件に関し入国審査官が申告を求め事項
- 2 法第六条第二項の規定により上陸の申請をしようとする外国人（特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録を受けようとする者に限る。）は、前項第一号から第八号に掲げる事項に係る情報を第七条第四項に規定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。
- 3 法第六条第二項の規定による上陸の申請に当たつては、旅券（前項に規定する者にあつては、旅券及び特定登録者カード）を提示しなければならない。
- 4 第一項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら上陸の申請をすることができないときは、その者に同行する父又は母、配偶者、子、親族、監護者その他の同行者がその者に代わつて申請を行うことができる。
- 5 前項の場合において、申請を代わつて行う同行者がいないときは、当該外国人の乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が、第一項の書面に所定事項を記載し、その者に代わつて申請するものとする。
- 6 法第六条第三項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るための個人の識別のために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署に設置するものとする。

7 法第六条第三項に規定する法務省令で定める個人識別情報は、指紋及び写真（法第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者にあつては、指紋又は指紋及び写真）とする。

8 法第六条第三項の規定により指紋を提供しようとする外国人（次項に規定する外国人を除く。）は、両手のひとさし指の指紋の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。ただし、指が欠損していることその他の事由によりこれらの指の指紋を提供することが不能である場合には、それぞれ次に掲げる順序に従い、その不能でない指の指紋を提供するものとする。

一 中指
二 薬指
三 小指
四 おや指

9 法第六条第三項の規定により指紋を提供しようとする外国人（法第九条第八項の規定による登録を受けた外国人であつて、同条第四項の規定による記録を受けようとするものに限る。）は、第七条の二第六項の規定により提供した両手の指の指紋の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

10 法第六条第三項の規定により写真を提供しようとする外国人は、顔の画像情報を入国審査官が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

11 法第六条第三項第五号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 台湾日本関係協会の本邦の事務所職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員として活動を行おうとする者
二 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行おうとする者

三 外交上の配慮を要する者として外務大臣が身元保証を行うもの

四 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十三条（同規則第八八条第二項において準用する場合を含む）、第二百二十八条若しくは第七十四条に規定する教育課程（高等学校、特別支援学校若しくは高等専門学校等の専攻科若しくは別科又は専修学校の高等課程にあつては、これに相当するもの）として実施される本邦外の地域に赴く旅行に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下この号において「学校」という。）の生徒又は学生であつて、次のイからトまでに掲げる学校の区分に応じそれぞれ当該イからトまでに定める者から法務大臣に対して当該学校の長が身元保証を行う旨の通知をしたもの

イ 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する学校 当該国立大学法人の学長又は理事長

ロ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校 独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長

ハ 都道府県の設置する学校 都道府県の教育委員会

ニ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する学校 市町村の教育委員会

ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する高等専門学校 当該公立大学法人の理事長

ヘ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人の設置する高等専門学校 文部科学大臣

ト その他の学校 都道府県知事

第六条 本邦に上陸しようとする外国人で在留資格認定証明書（その写しを含む。）を提出しないものは、法第七条第二項の規定により同条第一項第二号に定める上陸のための条件に適合していることを自ら立証しようとする場合には、当該外国人が本邦において行おうとする活動が該当する別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となる

べき資料各一通を提出しなければならない。ただし、入国審査官がその一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

（在留資格認定証明書）

第六条の二 法第七条の二第一項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第六号の三様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真（申請の日前六月以内に撮影されたもので別表第三の二に定める要件を満たしたものである。第七条の二第四項、第七条の四第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項及び第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の四第三項において準用する場合を含む）、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十五条第一項並びに第五十五条第一項及び第二項において同じ。）一葉並びに当該外国人が本邦において行おうとする別表第三の中欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなくても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 法第七条の二第二項に規定する代理人は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

4 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局において相当と認める場合には、本邦にある外国人又は法第七条の二第二項に規定する代理人（以下「外国人等」という。）は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者）が、当該外国人等に代わつて第一項に定める申請書並びに第二項に定める写真及び資料の提出を行うものとする。

一 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員（以下「公益法人の職員」という。）若しくは法第二条の五第五項の契約により特定技能所属機関から適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託された登録支援機関の職員（以下「登録支援機関の職員」という。）で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

三 当該外国人の法定代理人

5 第一項の申請があつた場合には、地方出入国在留管理局長は、当該申請を行った者が、当該外国人が法第七条第一項第二号に掲げる上陸のための条件に適合していることを立証した場合に限る。在留資格認定証明書を交付するものとする。ただし、当該外国人が法第七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる条件に適合しないことが明らかであるときは交付しないことができる。

6 在留資格認定証明書の様式は、別記第六号の四様式による。ただし、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、別記第六号の四の二様式、又は別記第六号の五様式及び別記第六号の六様式によることができる。

（上陸許可の証印）

第七条 法第九条第一項に規定する上陸許可の証印の様式は、別記第七号様式又は別記第七号の二様式（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者にあつては別記第七号の三様式）による。

2 入国審査官は、法第九条第三項の規定により在留資格の決定をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の

在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の様式による指定書を交付するものとする。

3 法第九条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 氏名
- 二 国籍の属する国又は法第二条第五号ロに規定する地域（以下「国籍・地域」という。）
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 上陸年月日
- 六 上陸する出入国港
- 七 特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする場合にあっては、同条第五項の規定により決定した留資格及び在留期間

4 法第九条第四項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署に設置するものとする。

5 第五条第九項及び第十項の規定は、法第六条第三項各号に掲げる者が法第九条第四項第二号の規定により指紋及び写真を提供する場合について準用する。

7 特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする場合にあっては、同条第五項の規定により決定した留資格及び在留期間

4 法第九条第四項に規定する法務省令で定める電子計算機は、出入国の公正な管理を図るために用いられる電子計算機であつて、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署に設置するものとする。

5 第五条第九項及び第十項の規定は、法第六条第三項各号に掲げる者が法第九条第四項第二号の規定により指紋及び写真を提供する場合について準用する。

(2) 前号に規定する国、地域若しくは行政区画の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつている機関

(3) 国際機関

(4) 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）（5）において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社又はその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）

(5) 金融商品取引所に類する取引所であつて、前号に規定する国、地域又は行政区画に所在するものの上場されている株式を發行している株式会社

(6) 我が国又は前号に規定する国、地域若しくは行政区画の法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五億円以上のもの

イ（1）に規定する機関（我が国の政府及び地方公共団体を含む。以下この号において同じ。）又はイ（4）に規定する会社と業務上の関係を有する者であつて、その業務に関し復して本邦に上陸する必要のある者であることを理由として、当該機関又は当該会社から、その者に希望者登録を受けさせることについての要望がなされているものであること。

ハ 十分な資力信用があることを認めるに足りるクレジットカードを所持していること。

ニ イからハまでのいずれかに該当する者として法第九条第八項の規定による登録を受けた者の配偶者又は未成年で未婚の子であること。

三 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、罰金以上の刑又はこれに相当する刑に処せられたこと（政治犯罪により刑に不適当と認められる場合を除く。）がないこと。

四 出入国の公正な管理上特に不適当と認められる事情がないこと。

4 法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者は、第一項の申請書に、写真一葉及び前項第二号に該当することを証する資料（第一項に規定する出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める者にあつては、写真一葉）その他参考となるべき資料を添付しなければならない。

5 第一項に規定する出入国在留管理官署の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長（以下「所管局長」という。）は、第一項の外国人が本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものであつて、法第九条第八項各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当すると認定した場合に限り、希望者登録をすることができ。

6 法第九条第八項第二号の規定により指紋を提供しようとする外国人は、両手のひとさし指の指紋の画像情報を所管局長が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。ただし、指が欠損していることその他の事由によりこれらの指の指紋を提供することが不能である場合には、それぞれ次に掲げる順序に従い、いずれかの指の指紋を提供しなければならない。

一 中指

二 薬指

三 小指

四 おや指

7 法第九条第八項第二号の規定により写真を提供しようとする外国人は、顔の画像情報を所管局長が指定する電子計算機に受信させる方法により提供しなければならない。

8 所管局長は、希望者登録を受けた外国人が、次の各号のいずれかに該当するときは、その希望者登録を抹消し、当該外国人が前条第五項、前二項及び第二十七条第六項の規定により提供した指紋及び写真の画像情報を消去しなければならない。

一 希望者登録を受けた当時法第九条第八項各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

(1) 我が国の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつている機関

- 二 希望者登録を受けた後に法第九条第八項第一号又は第三号（特別永住者にあつては、第一号）に該当しなくなったとき。
- 三 第一項の規定により提示した旅券がその効力を失い、又は当該旅券に記載された有効期間が満了したとき。
- 四 第一項の規定により提示した旅券に記載された再入国の許可の有効期間及び同項の規定により提示した留カード又は特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。
- 五 特定登録者カードの有効期間が満了したとき。
- 六 書面により、希望者登録の抹消を求めたとき。
- 七 死亡したことその他の事由により所管局長が引き続き希望者登録をすることが適当でないと認めるとき。

（特定登録者カードの記載事項等）

- 7 法第九条の二第二項第一号に規定する氏名は、ローマ字により表記するものとする。
- 8 法第九条の二第二項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する外国人については、同条第一項の規定により交付する特定登録者カードにあつては、前条第一項の規定により提示した旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号ロに規定する地域を、法第九条の二第八項の規定により交付する特定登録者カードにあつては、当該交付により効力を失ふこととなる特定登録者カードに記載された国籍・地域を記載するものとする。
- 9 法第九条の二第二項第二号に規定する特定登録者カードの番号は、ローマ字四文字及び八桁の数字を組み合わせて定めるものとする。
- 10 法第九条の二第三項の規定による写真の表示は、前条第四項若しくは次条第一項の規定により提出された写真又は法第九条の二第三項後段の規定により利用することができる写真のいずれかを表示するものとする。
- 11 法第九条の二第四項に規定する特定登録者カードの様式は、別記第七号の七様式によるものとする。
- 12 特定登録者カードには、法第九条の二第二項各号に掲げる事項のほか、特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする都度、裏面に、同条第五項の規定により決定した在留資格及び在留期間、当該在留期間の満了の日、当該決定をした年月日並びに上陸する出入国港名を表示するものとする。
- 13 特定登録者カードの裏面に前項の規定による表示をする十分な余白がなくなつた場合には、当該特定登録者カードを所持する外国人は、前条第一項に規定する出入国在留管理官署において、その書換えを受けることができる。
- 14 法第九条の二第五項の規定による記録は、同条第二項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定する写真を特定登録者カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。
- 15 （特定登録者カードの再交付）
- 16 第七條の四 法第九条の二第七項の規定による申請は、第七條の二第一項に規定する出入国在留管理官署に出頭して、別記第七号の八様式による申請書一通及び写真一葉並びに特定登録者カードの所持を失つたことを証する資料一通又は著しく毀損し若しくは汚損し若しくは法第九条の二第五項の規定による記録が毀損した特定登録者カードを提出して行わなければならない。
- 17 前項の申請に当たつては、旅券を提示しなければならない。
- 18 （証人の出頭要求及び宣誓）
- 19 第八條 法第十条第五項（法第四十八條第五項において準用する場合を含む。）の規定による証人の出頭の要求は、別記第八号様式による通知書によつて行うものとする。
- 20 法第十条第五項（法第四十八條第五項において準用する場合を含む。）の規定による宣誓は、宣誓書によつて行うものとする。
- 21 前項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さないこと及び何事も付け加えないことを誓う旨を記載するものとする。
- 22 （特別審理官に対する指紋及び写真の提供）
- 23 第八條の二 第五條第八項及び第十項の規定は、法第十条第七項ただし書の規定により特別審理官に対し指紋及び写真を提供する場合について準用する。

（認定通知書等）

- 24 第九條 法第十条第七項又は第十項の規定による外国人に対する通知は、別記第九号様式による認定通知書によつて行うものとする。
- 25 法第十条第十一項に規定する異議を申し出ない旨を記載する文書の様式は、別記第十号様式による。
- 26 （退去命令書等）
- 27 第十條 法第十条第七項若しくは第十一項又は第十一條第六項の規定による退去の命令は、別記第十一号様式による退去命令書によつて行うものとする。
- 28 法第十条第七項若しくは第十一項又は第十一條第六項の規定による船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、別記第十二号様式による退去命令通知書によつて行うものとする。
- 29 （異議の申出）
- 30 第十一條 法第十一条第一項の規定による異議の申出は、別記第十三号様式による異議申出書一通を提出して行わなければならない。
- 31 （仮上陸の許可）
- 32 第十二條 法第十三條第二項に規定する仮上陸許可書の様式は、別記第十四号様式による。
- 33 法第十三條第三項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。
- 34 一 住居は、その者が到着した出入国港の所在する市町村の区域内（東京都の特別区の存するところはその区域内とする。以下同じ。）で指定する。ただし、主任審査官が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 35 二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する市町村の区域内とする。
- 36 三 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。
- 37 四 前各号のほか、主任審査官が付するその他の条件は、上陸の手續に必要な行動以外の行動の禁止その他特に必要と認める事項とする。
- 38 3 法第十三條第三項の規定による保証金の額は、主任審査官が、その者の所持金、仮上陸中必要と認められる経費その他の状況を考慮して、一百万円以下の範囲内で定めるものとする。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百万円を超えないものとする。
- 39 4 主任審査官は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。
- 40 5 主任審査官は、仮上陸を許可された者が、逃亡した場合又は正当な理由がなくて呼出しに応じない場合を除き、仮上陸に付されたその他の条件に違反したときは、状況により、保証金額の半額以下の範囲内で、保証金を没収することができる。
- 41 6 主任審査官は、法第十三條第五項の規定により保証金を没取したときは、別記第十六号様式による保証金没取通知書を交付するものとする。
- 42 7 法第十三條第六項に規定する収容令書の様式は、別記第十六号の二様式による。
- 43 （退去命令を受けた者がとどまることのできる場所）
- 44 第十二條の二 法第十三條の二第一項に規定する法務省令で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 45 一 別表第五に掲げる施設
- 46 二 退去命令を受けた者がとどまることができるところとする目的で設置された施設（前号に掲げる施設を除く。）
- 47 三 前二号に掲げる施設が当該出入国港の近傍にない場合又は特別審理官若しくは主任審査官において前二号に掲げる施設に退去命令を受けた者がとどまることが適当でないと認めるに足りる相当の理由がある場合における前二号に掲げる施設以外の施設

2 法第十三条の二第二項に規定する退去命令を受けた者及び船舶等の長又は船舶等を運航する運送業者に対する通知は、それぞれ別記第十一号様式による退去命令書及び別記第十二号様式による退去命令通知書によって行うものとする。

(寄港地上陸の許可)

第十三条 法第十四条第一項の規定による寄港地上陸の許可の申請は、別記第十七号様式による申請書及び寄港地上陸を希望する外国人が記載した別記第六号様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 法第十四条第一項に規定する寄港地上陸を希望する外国人は、本邦から出国後旅行目的の地までの旅行に必要な切符又はこれに代わる保証書及び本邦から出国後旅行目的の地へ入国することができる有効な旅券を所持していなければならない。

3 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十四条第二項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

4 法第十四条第三項に規定する寄港地上陸の許可の証印の様式は、別記第十八号様式又は別記第十八号の二様式による。

5 法第十四条第四項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。

- 一 上陸期間は、七十二時間の範囲内で定める。
- 二 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、その者が到着した出入国港の所在する市町村の区域内とする。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(船舶観光上陸の許可)

第十三条の二 法第十四条の二第一項又は第二項の規定による船舶観光上陸の許可の申請は、別記第十七号の二様式による申請書一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十四条の二第三項の規定又は同条第七項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

3 法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書の様式は、別記第十七号の三様式による。

4 法第十四条の二第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。

- 一 上陸期間は、次のイ又はロに掲げる航路の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間内で定める。
- イ 本邦内の寄港地の数が一であるもの 七日
- ロ 本邦内の寄港地の数が二以上であるもの 三十日
- 二 行動範囲は、都道府県又は市町村を特定して定めるものとする。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

5 入国審査官は、法第十四条の二第八項又は第九項の規定により同条第二項の許可（以下「数次船舶観光上陸許可」という。）を取り消した場合には、その旨を別記第十七号の四様式により当該許可を受けた者に、別記第十七号の五様式により当該許可の申請をした指定旅客船の船長又は運送業者に、それぞれ通知するものとする。

6 前項の場合において、入国審査官は、取り消された数次船舶観光上陸許可に係る船舶観光上陸許可書を返納させるものとする。

(通過上陸の許可)

第十四条 法第十五条第一項又は第二項の規定による通過上陸の許可の申請は、別記第十七号様式による申請書及び通過上陸を希望する外国人が記載した別記第六号様式による書面各一通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 第十三条第二項の規定は、法第十五条第一項又は第二項に規定する通過上陸を希望する外国人について準用する。

3 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十五条第三項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

4 法第十五条第四項に規定する通過上陸の許可の証印の様式は、別記第十九号様式又は別記第十九号の二様式による。

5 法第十五条第一項の規定による通過上陸の許可に係る同条第五項の規定による上陸期間、通過経路その他の制限は、次の各号によるものとする。

- 一 上陸期間は、十五日を超えない範囲内で定める。
- 二 通過経路は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、船舶に乗っている外国人が帰船しようとする船舶のある出入国港までの順路によつて定める。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

6 法第十五条第二項の規定による通過上陸の許可に係る同条第五項の規定による上陸期間、通過経路その他の制限は、次の各号によるものとする。

- 一 上陸期間は、三日を超えない範囲内で定める。
- 二 通過経路は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、船舶等に乗っている外国人が出国のため乗ろうとする船舶等のある出入国港までの順路によつて定める。
- 三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(乗員上陸の許可)

第十五条 法第十六条第一項の規定による乗員上陸の許可の申請は、別記第二十号様式による申請書二通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 法第十六条第一項の規定による許可に係る同条第四項に規定する乗員上陸許可書の様式は、別記第二十一号様式による。

3 法第十六条第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。

- 一 上陸期間は、次の区分により、入国審査官が定める。
- イ 一の出入国港の近傍に上陸を許可する場合（ロに掲げる場合を除く。） 七日以内
- ロ 一の出入国港の近傍に上陸を許可する場合であつて入国審査官が特別の事由があると認めるとき 十五日以内
- ハ 二以上の出入国港の近傍に上陸を許可する場合 十五日以内
- ニ 乗つている船舶等の寄港した出入国港にある他の船舶等への乗換えのため上陸を許可する場合 七日以内

ホ 他の出入国港にある他の船舶等への乗換えのため上陸を許可する場合 十五日以内

二 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、その者が到着した出入国港の所在する市町村の区域内とする。ただし、他の出入国港にある他の船舶等への乗換えのため上陸を許可する場合の通過経路は、乗り換えようとする船舶等のある出入国港までの順路によつて定める。

三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(数次乗員上陸許可)

第十五条の二 法第十六条第二項の規定による乗員上陸の許可（以下「数次乗員上陸許可」という。）の申請は、別記第二十二号の二様式による申請書二通及び写真一葉を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 数次乗員上陸許可に係る法第十六条第四項に規定する乗員上陸許可書の様式は、別記第二十二号の三様式による。

3 入国審査官は、法第十六条第八項又は第九項の規定により数次乗員上陸許可を取り消した場合には、その旨を別記第二十二号の四様式により当該乗員に、別記第二十二号の五様式により当該許可の申請をした船舶等の長又は運送業者に、それぞれ通知するものとする。

4 前項の場合において、入国審査官は、取り消された数次乗員上陸許可に係る乗員上陸許可書を返納させるものとする。

(乗員による指紋及び写真の提供)

第十五条の三 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十六条第三項の規定又は同条第七項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

(緊急上陸の許可)

第十六条 法第十七条第一項の規定による緊急上陸の許可の申請は、別記第二十三号様式による申請書二通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十七条第二項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

3 法第十七条第三項に規定する緊急上陸許可書の様式は、別記第二十四号様式による。

(遭難による上陸の許可)

第十七条 法第十八条第一項の規定による遭難による上陸の許可の申請は、別記第二十五号様式による申請書二通を入国審査官に提出して行わなければならない。

2 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十八条第三項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

3 法第十八条第四項に規定する遭難による上陸許可書の様式は、別記第二十六号様式による。

4 法第十八条第五項の規定による上陸期間、行動の範囲その他の制限は、次の各号によるものとする。

一 上陸期間は、三十日を超えない範囲内で定める。

二 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、救護された外国人が救護を受ける場所の属する市町村の区域内とする。

三 前各号のほか、入国審査官が付するその他の制限は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(一時庇護のための上陸の許可)

第十八条 法第十八条の二第一項の規定により一時庇護のための上陸の許可を申請しようとする外国人は、別記第六号様式及び別記第二十六号の二様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

2 第五条第四項及び第五項の規定は、前項の申請について準用する。

3 第五条第八項及び第十項の規定は、法第十八条の二第二項の規定により指紋及び写真を提供させる場合について準用する。

4 法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書の様式は、別記第二十七号様式による。

5 法第十八条の二第四項の規定による上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他の条件は、次の各号によるものとする。

一 上陸期間は、六月を超えない範囲内で定める。

二 住居は、入国審査官が一時庇護のための上陸中の住居として適当と認める施設等を指定する。

三 行動の範囲は、入国審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する市町村の区域内とする。

四 前各号のほか、入国審査官が付するその他の条件は、報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(資格外活動の許可)

第十九条 法第十九条第二項の許可(以下「資格外活動許可」という。)を申請しようとする外国人は、別記第二十八号様式による申請書一通並びに当該申請に係る活動の内容を明らかにする書

類及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 中长期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二 中长期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

3 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 次のイからホまでに掲げる機関又は団体(以下第三号並びに第五十九条の三第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。)の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの(次号又は第三号に掲げる場合を除く。)

イ 外国人が経営し、又は経営しようとする機関

ロ 外国人が雇用し、又は雇用しようとする機関

ハ 外国人が研修若しくは教育を受け、又は受けようとする機関

ニ 外国人が行う技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)を修得する活動の監視を行う団体(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。)第二条第十項に規定する監視団体をいう。)

ホ イからニまでに掲げるものに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関

二 第一項に規定する外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとして特定技能の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、特定技能所属機関の職員又は登録支援機関の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

三 第一項に規定する外国人が本邦に在留する外国人の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、受入れ機関等の職員又は当該者を扶養する外国人が経営している機関若しくは雇用されている機関(当該外国人が経営しようとする機関又は当該外国人を雇用しようとする機関を含む。)の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

四 公益法人の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

五 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

六 当該外国人の法定代理人

4 資格外活動許可は、別記第二十九号様式による資格外活動許可書を交付すること又は旅券若しくは在留資格証明書に別記第二十九号の二様式による証印をすることによつて行うものとする。この場合において、資格外活動許可が中长期在留者に対するものであるときは、在留カードに法第十九条の四第一項第七号及び第十九条の六第九項第一号に掲げる事項の記載(第十九条の六第十項の規定による法第十九条の四第一項第七号に掲げる事項及び新たに許可した活動の要旨の記録を含む。第六項において同じ。)をするものとする。

5 法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 一週について二十八時間以内(留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について八時間以内)の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する

類及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

店舗型風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型風俗特殊営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型風俗特殊営業に就いては、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に在留するものに限る。

二 教育、技術・人文知識・国際業務又は技能の在留資格をもつて在留する者（我が国の地方公共団体その他これに準ずるもの（以下「地方公共団体等」という。）と雇用に関する契約を締結しているもの）に限り、技能の在留資格をもつて在留する者についてはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。が行う一週以内の法別表第一の二の表の教育の項、技術・人文知識・国際業務の項又は技能の項の下欄に掲げる活動（現に有する在留資格をもつて行うものを除き、当該地方公共団体等との雇用に関する契約に基づいて行うもの又は当該地方公共団体等以外の地方公共団体等との雇用に関する契約（当該契約の内容について現に有する在留資格に係る契約の相手方である地方公共団体等が認めるものに限る。）に基づいて行うもの）に限り、技能の項の下欄に掲げる活動にあつてはスポーツの指導に係る技能を要するものに限る。）

三 前各号に掲げるもののほか、地方出入国在留管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動
 法第十九条第三項の規定により資格外活動許可を取り消したときは、その旨を別記第二十九号の三様式による資格外活動許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する資格外活動許可書を返納させ、又はその者が所持する旅券若しくは在留資格証明書に記載された資格外活動の許可の証印を抹消するものとする。この場合において、資格外活動許可の取消しが中長期在留者に対するものであるときは、第四項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

第十九条の二 法第六条第一項の申請をした外国人であつて、法第九條第三項（法第十條第九項及び第十一條第五項の規定において準用する場合を含む。）の規定により在留資格を決定された次の各号に掲げる者が、その後引き続き資格外活動許可の申請を行うとき（三月の在留期間を決定された後に行うときを除く。）は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める申請書一通を提出して行うものとする。

- 一 留学の在留資格を決定された者 別記第二十九号の四様式による申請書
- 二 教育、技術・人文知識・国際業務又は技能の在留資格を決定された者（地方公共団体等と雇用に関する契約を締結し、かつ、在留資格認定証明書の交付を受けているもの）に限り、技能の在留資格を決定された者にあつてはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するものに限る。別記第二十九号の四の二様式による申請書
- 2 前項の申請を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し申請に係る参考となるべき資料の提出を求めることができる。
- 3 第一項の申請については、前条第三項の規定は適用しない。
- 4 第一項の申請に対し、法第十九条第二項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、第一項第一号に該当する者である場合には前条第五項第一号によるものとし、第一項第二号に該当する者である場合には同条第五項第二号によるものとする。

（臨時の報酬等）

第十九条の三 法第十九条第一項第一号に規定する業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の報酬は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 業として行うものではない次に掲げる活動に対する謝金、賞金その他の報酬
 - イ 講演、鑑定その他これらに類似する活動
 - ロ 助言、鑑定その他これらに類似する活動
 - ハ 小説、論文、絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作
- 二 催物への参加、映画又は放送番組への出演その他これらに類似する活動

二 親族、友人又は知人の依頼を受けてその者の日常の家事に従事すること（業として従事するものを除く。）に対する謝金その他の報酬

三 留学の在留資格をもつて在留する者で大学又は高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。）において教育を受けるもの（専ら日本語教育（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）を受けるものを除く。）が当該大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動に対する報酬

（就労資格証明書）

第十九条の四 法第十九条の二第一項の規定による証明書（以下「就労資格証明書」という。）の交付を申請しようとする外国人は、別記第二十九号の五様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書を提示しなければならない。

- 一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード
- 二 特別永住者にあつては、特別永住者証明書
- 三 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
- 3 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十九条の四第一項」と、「前項」とあるのは「第十九条の四第二項」と読み替えるものとする。
- 4 就労資格証明書の様式は、別記第二十九号の六様式による。

第十九条の五 法第十九条の三第四号に規定する法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定活動の在留資格を決定された者であつて、台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員として、駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたもの
- 二 特定活動の在留資格を決定された者であつて、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）を特に指定されたもの
- 四 特定活動の在留資格を決定された者であつて、前号に規定する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を特に指定されたもの

（在留カードの記載事項等）

第十九条の六 法第十九条の四第一項第一号に規定する氏名は、ローマ字により表記するものとする。

2 法第十九条の四第一項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

- 一 法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けて中長期在留者となつた者 法第九條第一項、第十條第八項又は第十一條第四項の規定により上陸許可の証印をされた旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二條第五号ロに規定する地域
- 二 法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により新たな在留カードの交付を受け

- る中長期在留者（次号に掲げる者を除く。）当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域
- 三 国籍・地域に変更を生じたとして法第十九条の十第一項の届出に基づき同条第二項の規定により新たな在留カードの交付を受ける中長期在留者 変更後の国籍・地域
- 四 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は第二十二條第三項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により在留カードの交付を受ける者（新たに中長期在留者となつた者に限る。）当該交付に係る申請において、第二十条第四項（第二十一条第四項、第二十一条の四第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）又は第二十四條第四項（第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提示した旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号ロに規定する地域（第二十条第四項の規定により在留資格証明書を提示した者にあつては、当該在留資格証明書に記載された国籍・地域）
- 五 中長期在留者であつて、前号に掲げる規定により新たな在留カードの交付を受けるもの当該交付により効力を失うこととなる在留カードに記載された国籍・地域
- 六 法第五十条第一項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつたことにより同条第七項の規定により在留カードの交付を受ける者 当該許可に係る決定書に記載された国籍・地域
- 七 法第六十一条の二の二第一項の規定により定住者の在留資格の取得を許可されて新たに中長期在留者となつたことにより同条第二項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者 難民認定証明書又は補充的保護対象者認定証明書に記載された国籍・地域
- 八 法第六十一条の二の五第一項の規定により在留資格の取得を許可されて新たに中長期在留者となつたことにより同条第三項において準用する法第二十条第四項第一号の規定により在留カードの交付を受ける者 仮滞在許可書に記載された国籍・地域
- 三 法第十九条の四第一項第一号の地域として出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第一条に規定するヨルダン川西岸地区及びガザ地区を記載するときは、パレスチナと表記するものとする。
- 四 法第十九条の四第一項第六号に規定する就労制限があるときは、その制限の内容を記載するものとする。
- 五 法第十九条の四第二項に規定する在留カードの番号は、ローマ字四文字及び八桁の数字を組み合わせて定めるものとする。
- 六 法第十九条の四第三項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の十六歳の誕生日以降の日として交付するものとする。この場合において、当該写真は、別表第三の二に定める要件を満たしたものとし、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第二十四條第二項（第二十五条第一項若しくは第五十五條第一項若しくは第二項の規定により提出された写真（第八項において「申請等」において提出された写真」という。）、法第十九条の四第三項後段の規定により利用することができる写真又は中長期在留者が在留カードへの表示を希望する写真のいずれかを表示するものとする。
- 七 法第十九条の四第三項に規定する法務省令で定める法令の規定は、第六条の二第二項とする。
- 八 出入国在留管理庁長官は、申請等において提出された写真以外の写真を利用して、在留カードに中長期在留者の写真を表示しようとするときは、入国審査官に当該中長期在留者の写真を撮影させることができる。この場合において、当該中長期在留者の写真を撮影したときは、第六項後段の規定にかかわらず、当該写真を在留カードに表示するものとする。
- 九 法第十九条の四第四項に規定する在留カードの様式は、別記第二十九号の様式によるものとし、同項に規定する在留カードに表示すべきものは、次に掲げる事項とする。

- 一 資格外活動許可をしたときは、新たに許可した活動の要旨
- 二 法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び法第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき居住地（法第十九条の九第二項において法第十九条の七第二項を準用する場合にあつては、新居住地）を記載するときは、当該記載に係る届出の年月日
- 三 法第二十条第二項又は第二十一条第二項の規定による申請があつたときは、その旨
- 十 法第十九条の四第五項の規定による記録は、同条第一項各号に掲げる事項、同条第三項に規定する写真及び資格外活動許可をしたときにおける新たに許可した活動の要旨を在留カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。この場合において、同条第一項第二号に規定する居住地の記録は、在留カードを交付するときに限り行うものとする。
- 第十九条の七 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者（法第二十条第三項本文（法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二條第二項（法第二十二條の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第五十条第一項若しくは第六十一条の二の五第一項の規定による許可又は難民の認定若しくは補充的保護対象者の認定を受けて法第六十一条の二の二第一項の規定による許可を受け新たに中長期在留者になることを希望する者を含む。以下この条において同じ。）から申出があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字により表記した氏名を併せて、当該漢字又は当該漢字及び仮名（平仮名又は片仮名をいい、当該中長期在留者の氏名の一部に漢字を使用しない場合における当該部分を表記したものに限る。以下この条において同じ。）を使用した氏名を表記することができる。
- 2 前項の申出をしようとする中長期在留者は、氏名に漢字を使用することを証する資料一通を提出しなければならない。
- 3 第一項の申出は、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項若しくは第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條第一項、第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）、第五十条第二項若しくは第六十一条の二の二第一項若しくは第二項の規定による申請と併せて行わなければならない。
- 4 出入国在留管理庁長官は、氏名に漢字を使用する中長期在留者について、ローマ字により氏名を表記することにより当該中長期在留者が著しい不利益を被るおそれがあることその他の特別の事情があるとき、前条第一項の規定にかかわらず、ローマ字に代えて、当該漢字又は当該漢字及び仮名を使用した氏名を表記することができる。
- 5 第一項及び前項の場合における当該表記に用いる漢字の範囲、用法その他の漢字を使用した氏名の表記に関し、必要な事項は、出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める。
- 6 第一項及び第四項の規定により表記された漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名は、法第十九条の十第一項の規定による届出による場合を除き、変更（当該漢字又は漢字及び仮名を使用した氏名を表記しないこととするを含む。）することができない。ただし、出入国在留管理庁長官が相当と認める場合は、この限りでない。
- （新規上陸後の居住地届出等）
- 第十九条の八 法第十九条の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。）、法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。）又は法第十九条の九第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を除く。）は、別記第二十九号の様式による届出書一通を提出して行わなければならない。
- 第十九条の九 法第十九条の十第一項の規定による届出は、別記第二十九号の様式による届出書一通、写真一葉及び法第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたことを証する資料一通を提出して行わなければならない。

2 前項の届出に当たっては、旅券及び在留カードを提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書面一通を提出しなければならない。

3 十六歳に満たない中長期在留者について第一項の届出をする場合は、写真の提出を要しない。
(在留カードの有効期間の更新)

第十九条の十 法第十九条の十一第一項又は第二項の規定による申請は、別記第二十九号の十様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の申請の場合に準用する。

(紛失等による在留カードの再交付)

第十九条の十一 法第十九条の十二第一項の規定による申請は、別記第二十九号の十一様式による申請書一通、写真一葉及び在留カードの所持を失つたことを証する資料一通を提出して行わなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない中長期在留者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 旅券

二 第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

3 第十九条の九第三項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。

(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十二 法第十九条の十三第一項前段又は第三項の規定による申請は、別記第二十九号の十二様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

2 法第十九条の十三第一項後段の規定による申請は、別記第二十九号の十三様式による申請書一通及び写真一葉を提出して行わなければならない。

3 第十九条の九第二項及び第三項の規定は、前二項の申請の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十九条の十二第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(在留カードの再交付申請命令)

第十九条の十三 法第十九条の十三第二項の規定による命令は、別記第二十九号の十四様式による在留カード再交付申請命令書を中長期在留者に交付して行ふものとする。

(在留カードの失効に関する情報の公表)

第十九条の十四 出入国在留管理庁長官は、効力を失つた在留カードの番号の情報をインターネットの利用その他の方法により提供することができる。

(所屬機関等に関する届出)

第十九条の十五 法第十九条の十六に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、居住地及び在留カードの番号並びに別表第三の三の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 法第十九条の十六の届出をしようとする中長期在留者は、同条各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

3 前項に規定する書面の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するときは、出入国在留管理庁長官が指定する出入国在留管理官署にもすることができる。

(所屬機関による届出)

第十九条の十六 法第十九条の十七に規定する法務省令で定める機関は、教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、留学又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている

機関（当該中長期在留者の受入れに関し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）とする。

2 前項に規定する機関が法第十九条の十七の届出をするときは、別表第三の四の上欄に掲げる受入れの状況に至つた日から十四日以内に、当該受入れの状況に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出するものとする。

3 前条第三項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

(特定技能所屬機関による届出)

第十九条の十七 法第十九条の十八第一項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、居住地及び在留カードの番号並びに別表第三の五の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

2 法第十九条の十八第一項の届出をしようとする特定技能所屬機関は、同項各号に定める事由が生じた日から十四日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

3 法第十九条の十八第一項第一号に規定する軽微な変更は、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であつて、特定技能雇用契約に実質的な影響を与えない変更とする。

4 法第十九条の十八第二号に規定する軽微な変更は、支援の内容又は実施方法以外の変更であつて、一号特定技能外国人支援計画に実質的な影響を与えない変更とする。

5 法第十九条の十八第三号に規定する軽微な変更は、契約の内容の変更であつて、法第十九条の五第五項の契約に実質的な影響を与えない変更とする。

6 法第十九条の十八第四号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定技能外国人を受け入れることが困難となつた場合
二 特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為があつたことを知つた場合

7 第十九条の十五第三項の規定は、第二項に規定する書面の提出をする場合について準用する。
第十九条の十八 法第十九条の十八第二項第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数

二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、居住地及び在留カードの番号

三 届出に係る特定技能外国人が別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行つた日数、活動の場所及び従事した業務の内容

四 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）として業務に従事した場合にあつては、派遣先（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先及び船員職業安定法第六条第十五項に規定する派遣先をいう。）である本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所

2 法第十九条の十八第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たつて比較対象者とした従業員（比較対象者とした従業員がいない場合にあつては、当該特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員）に対する報酬の支払状況（当該特定技能外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。）

二 所屬する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別

三 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の状況に係る状況

四 特定技能外国人の安全衛生に関する状況

五 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳

3 法第十九条の十八第二項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

4 前項の場合において、届出が法第十九条の十八第二項第二号に係るものであるときは、適合一 号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出しなければならない。

5 法第十九条の十八第二項の届出は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に行わなければならない。

6 第十九条の十五第三項の規定は、第三項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

（登録の申請）

第十九条の十九 法第十九条の二十四第一項の申請は、別記第二十九号の十五様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

2 法第十九条の二十四第一項第三号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 支援業務を開始する予定年月日

二 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要

3 法第十九条の二十四第二項（法第十九条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、出入国在留管理庁長官がこれらの書類の一部又は全部の添付を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 申請者が法人の場合にあつては申請者の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員（住民票の写し）（営業に關し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者である役員については、当該役員及びその法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為並びにその役員（住民票の写し））、法人でない場合にあつては申請者の住民票の写し

二 申請者の概要書

三 法第十九条の二十六第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 適合一 号特定技能外国人支援計画の実施に関する責任者（以下「支援責任者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

五 適合一 号特定技能外国人支援計画に基づく支援を担当する者（以下「支援担当者」という。）の履歴書並びに就任承諾書及び支援業務に係る誓約書の写し

六 その他必要な書類

（心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者）

第十九条の二十 法第十九条の二十六第一項第五号の法務省令で定める者は、精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たつての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十九条の二十一 法第十九条の二十六第一項第十四号の法務省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 過去一年間に、登録支援機関にならうとする者において、その者の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させている者

二 登録支援機関にならうとする者において、役員又は職員の中から、支援責任者及び支援業務を行う事務ごとに一名以上の支援担当者（支援責任者が兼ねることができる。）が選任されていない者

三 次のいずれにも該当しない者

イ 登録支援機関にならうとする者が、過去二年間に法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができ

る在留資格に限る。ハにおいて同じ。）をもつて在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行つた実績がある者であること

ロ 登録支援機関にならうとする者が、過去二年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に關する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること

ハ 登録支援機関にならうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去五年間に二年以上法別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること

ニ イからハまでに掲げるもののほか、登録支援機関にならうとする者が、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるものであること

四 情報提供及び相談対応に關し次のいずれかに該当する者

イ 適合一 号特定技能外国人支援計画に基づき情報提供すべき事項について、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に情報提供する体制を有していない者

ロ 特定技能外国人からの相談に係る対応について、担当の職員を確保し、特定技能外国人が十分に理解することができる言語により適切に対応する体制を有していない者

ハ 支援責任者又は支援担当者が特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していない者

五 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、当該支援業務を行う事務所に、当該支援業務に係る支援の対象である特定技能外国人が締結した特定技能雇用契約の終了の日から一年以上備えて置くこととしていない者

六 支援責任者又は支援担当者が次のいずれか（支援担当者にあつてはイに限る。）に該当する者

イ 法第十九条の二十六第一項第一号から第十一号までのいずれかに該当する者

ロ 特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者とならうとする者

ハ 過去五年間に特定技能所属機関の役員又は職員であつた者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者とならうとする者

七 一 号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に当該外国人に負担させることとしていない者

ハ 法第二条の五第五項の契約を締結するに当たり、特定技能所属機関に対し、支援業務に要する費用の額及びその内訳を示すこととしていない者

（変更の届出）

第十九条の二十二 法第十九条の二十七第一項の届出は、当該変更の日から十四日以内に、別記第二十九号の十六様式による届出書を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

第十九条の二十三 法第十九条の二十九第一項の届出は、当該休止又は廃止の日から十四日以内に、その旨を記載した書面を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 前項の届出をして支援業務を休止した者は、休止した支援業務を再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した書面をもつて地方出入国在留管理局に届け出なければならない。

（支援業務の実施状況等の届出）

第十九条の二十四 法第十九条の三十第二項の届出は、四半期ごとに、同項に規定する事項を記載した書面を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 法第十九条の三十第二項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号

二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所

三 特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）

四 出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為の発生、特定技能外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況（調査の作成）

第十九条の二十五 入国審査官又は入国警備官は、法第十九条の三十七第二項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調査を作成することができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査を作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならぬ。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調査に付記しなければならない。

（在留資格の変更）

第二十条 法第二十条第二項の規定により在留資格の変更を申請しようとする外国人は、別記第三十号様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉、申請に係る別表第三の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 十六歳に満たない者

二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三 短期滞在の在留資格への変更を希望する者

四 外交又は公用の在留資格への変更を希望する者

五 特定活動の在留資格への変更を希望する者

イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

4 第一項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二 中長期在留者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

三 第十九条第四項の規定による資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては、当該資格外活動許可書

5 中長期在留者から第一項の申請があつたときは、当該中長期在留者が所持する在留カードに、法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

6 法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十一号様式又は別記第三十一号の二様式による証印によつて行うものとする。

7 法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

式による指定書を交付し、特定技能の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格への変更を許可するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

8 法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

9 中長期在留者がした第一項の申請に対し許可をしない処分をしたとき及び当該申請の取下げがあつたときは、第五項の規定により在留カードにした記載を抹消するものとする。

（特定技能の在留資格に係る在留資格の変更の特則）

第二十条の二 法第二十条第二項の規定により特定技能の在留資格（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下この条及び第二十一条の二において同じ。）への変更を申請した場合であつて、当該申請をした者が同在留資格をもつて本邦に在留したことがあるものにあつては、当該在留資格をもつて在留した期間が通算して五年に達しているときは、法第二十条第三項の相当の理由がないものとする。

（在留期間の更新）

第二十一条 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請しようとする外国人は、在留期間の満了する日までに、別記第三十号の二様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 十六歳に満たない者

二 中長期在留者でない者

三 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

4 第二十条第四項、第五項及び第九項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第九項中「第五項」とあるのは、「第二十一条第四項において準用する第二十条第五項」と読み替えるものとする。

5 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留期間の記載は、別記第三十三号様式又は別記第三十三号の二様式による証印によつて行うものとする。

6 法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（特定技能の在留資格に係る在留期間の更新の特則）

第二十一条の二 法第二十一条第二項の規定により在留期間の更新を申請した場合であつて、当該申請をした者が、特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間が通算して五年に達しているときは、同条第三項の相当の理由がないものとする。

（申請内容の変更の申出）

第二十一条の三 第二十条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留期間の更新の申請に変更することを申し出ようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十条第一項の申請があつた日に第二十一条第一項の申請があつたものとみなす。

3 第一項の申出を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、写真一葉並びに申出に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

4 第十九条第三項、第二十条第四項及び前条の規定は、第一項の申出について準用する。この場合に於いて、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の三第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「第二十一条の三第三項に定める資料の提出及び第二十一条の三第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合には、当該外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続を行うことができる。

6 中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十一条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

第二十一条の四 第二十一条第一項の申請をした外国人が、当該申請を在留資格の変更の申請に変更することを出し出しようとするときは、別記第三十号の三様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申出があつた場合には、当該申出に係る第二十一条第一項の申請があつた日に第二十条第一項の申請があつたものとみなす。

3 第十九条第三項、第二十条第四項、第二十条の二並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合に於いて、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十条第四項に定める手続及び第二十一条の三第三項に定める資料の提出」と、「前条第三項中「別表第三の六」とあるのは「別表第三」と、「前条第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十一条の三第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

4 中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十一条第四項が準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

(永住許可)

第二十二條 法第二十二條第一項の規定により永住許可を申請しようとする外国人は、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉並びに次の各号に掲げる書類（日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子にあつては第一号及び第二号に掲げる書類を除き、国際連合難民高等弁務官事務所その他の国際機関が保護の必要性を認めた者で第四項の要件に該当するもの又は法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を受けている者若しくは同条第二項若しくは第三項の規定により補完的保護対象者の認定を受けている者若しくは第二号に掲げる書類を除く。）及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 素行が善良であることを証する書類
二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能があることを証する書類
三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 第二十条第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

4 法第二十二條第二項ただし書に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のイ及びロのいずれにも該当する者として上陸の許可を受けたものであつて、その後引き続き本邦に在留するものであること。

イ インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル又はラオス国内に一時滞在している者であつて、国際連合難民高等弁務官事務所が我が国に対してその保護を推薦しているもの

ロ 次のいずれかに該当する者

(1) 日本社会への適応能力があり、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれる者

(2) (1) に該当する者の配偶者

(3) (1) 若しくは(2) に該当する者の子、父若しくは母又は未婚の兄弟姉妹

二 次のイからハまでのいずれにも該当する者として上陸の許可を受けたものであつて、その後引き続き本邦に在留するものであること。

イ 前号イに該当する者の親族

ハ 親族間での相互扶助が可能である者

第二十三條 削除

(在留資格の取得)

第二十四條 法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人は、別記第三十六号様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、写真一葉及び次の各号に該当する者の区分により、それぞれ当該各号に定める書類一通を提出しなければならない。

一 日本の国籍を離脱した者 国籍を証する書類

二 出生した者 出生したことを証する書類

三 前二号に掲げる者以外の者で在留資格の取得を必要とするもの その事由を証する書類
前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一 十六歳に満たない者

二 三月以下の在留期間の決定を受けることを希望する者

三 短期滞在の在留資格の取得を希望する者

四 外交又は公用の在留資格の取得を希望する者

五 特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

4 第一項の申請に当たつては、旅券を提示しなければならない。この場合において、これを提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

5 第二十条第二項及び第七項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、第二十条第七項中「在留資格の変更」と及び「在留資格への変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

6 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及

び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

7 法第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する法第二十二條第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

（永住者の在留資格の取得）

第二十五條 法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定により在留資格の取得を申請しようとする外国人のうち同條第四項に規定する永住者の在留資格の取得の申請をしようとするものは、別記第三十四号様式による申請書一通、写真一葉、第二十二條第一項及び前條第二項に掲げる書類並びにその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。この場合においては、第二十二條第一項ただし書の規定を準用する。

2 前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3 前條第四項の規定は、第一項の申請について準用する。

（意見聴取担当入国審査官の指定）

第二十五條の二 法第二十二條の四第二項の規定により意見の聴取をさせる入国審査官（以下「意見聴取担当入国審査官」という。）は、意見の聴取について必要な知識経験を有すると認められる入国審査官のうちから、法務大臣（法第六十九條の二第一項の規定により法第二十二條の四に規定する在留資格の取消しに関する権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官及び法第六十九條の二第二項の規定により、出入国在留管理庁長官に委任された当該権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長を含む。以下この条から第二十五條の十四までにおいて同じ。）が指定する。

（意見聴取通知書の送達）

第二十五條の三 法第二十二條の四第三項に規定する意見聴取通知書の様式は、別記第三十七号の三様式による。

2 法務大臣は、法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を行うときは、意見の聴取を行う期日までに相当な期間をおくものとする。ただし、当該外国人が上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を受けた後、当該外国人が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七條に規定する貨物の輸入に係る検査（当該上陸許可の証印又は許可を受けた後に引き続き行われるものに限る。）を受けるための場所にとどまる間に、当該外国人について法第二十二條の四第一項第一号に該当すると疑うに足りる具体的な事実が判明した場合であつて当該送達又は通知をその場で行うときは、この限りでない。

（代理人の選解任の手續）

第二十五條の四 法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者（以下「被聴取者」という。）は、意見の聴取に代理人を出頭させようとするときは、別記第三十七号の四様式による代理人資格証明書一通を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

2 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した被聴取者は、速やかに、別記第三十七号の五様式による代理人資格喪失届出書一通を地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

（利害関係人）

第二十五條の五 意見聴取担当入国審査官は、必要があると認めるときは、被聴取者以外の者であつて当該在留資格の取消しの処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下この条において「利害関係人」という。）に対し、当該意見の聴取に関する手續に参加することを求め、又は当該意見の聴取に関する手續に参加することを許可することができる。

2 前項の規定による許可の申出は、利害関係人又はその代理人において別記第三十七号の六様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

3 意見聴取担当入国審査官は、第一項の規定により利害関係人の参加を許可するときは、その旨を別記第三十七号の七様式による利害関係人参加許可通知書によつて当該申出人に通知しなければならない。

4 前條の規定は、第一項の規定により参加を許可された利害関係人（以下「参加人」という。）について準用する。この場合において、同條第一項中「法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知を受けた者（以下「被聴取者」という。）」とあり、及び同條第二項中「被聴取者」とあるのは、「参加人」と読み替へるものとする。

（意見の聴取の期日又は場所の変更）

第二十五條の六 被聴取者又はその代理人は、やむを得ない理由があるときは、法務大臣に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 前項の申出は、別記第三十七号の八様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

3 法務大臣は、第一項の申出又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

4 法務大臣は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更するときは、その旨を記載した別記第三十七号の九様式による意見聴取期日等変更通知書を被聴取者又はその代理人及び参加人又はその代理人（以下「被聴取者等」という。）に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

（手續の併合）

第二十五條の七 意見聴取担当入国審査官は、必要があると認めるときは、関連のある事案を併合して意見の聴取を行うことができる。

2 意見聴取担当入国審査官は、前項の規定により、在留資格の取消しに係る事案を併合するとき、その旨を記載した別記第三十七号の十様式による意見聴取手續併合通知書を被聴取者又はその代理人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

（意見の聴取への出頭）

第二十五條の八 意見の聴取を受けようとする被聴取者は、法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知によつて指定された意見の聴取の期日に、当該送達又は通知によつて指定された場所に出頭しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法務大臣は、被聴取者から被聴取者に代わつて代理人を意見の聴取に出頭させた旨の申出があつた場合又は当該代理人から被聴取者に代わつて意見の聴取に出頭したい旨の申出があつた場合で、当該申出に相当な理由があると認めるときは、これを許可することができる。

3 前項の申出は、別記第三十七号の十一様式による申出書一通を地方出入国在留管理局に提出することによつて行うものとする。

4 法務大臣は、第二項の規定による許可をするときは、その旨を別記第三十七号の十二様式による代理出頭許可通知書によつて当該申出人に通知しなければならない。

（意見の聴取の方式）

第二十五條の九 意見聴取担当入国審査官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、被聴取者の在留資格の取消しの原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明しなければならない。

2 被聴取者等は、意見の聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに意見聴取担当入国審査官に対し質問を發することができ。

（続行期日の指定）

第二十五條の十 意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の期日における意見の聴取の結果、なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、被聴取者等に対し、あらかじめ、次回の意見の聴取の期日及び場所を別記第三十七号の十三様式による意見聴取続行通知書によつて通知しなければならない。

3 前項の通知は、意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等に対して、これを口頭で告知することをもって代えることができる。

(意見の聴取調査及び報告書の記載事項)

第二十五条の十一 意見の聴取を行った意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の各期日ごとに、次に掲げる事項を記載した意見の聴取調査書を作成し、これに署名押印しなければならない。

- 一 意見の聴取の件名
- 二 意見の聴取の期日及び場所
- 三 意見聴取担当入国審査官の氏名
- 四 意見の聴取の期日に出頭した被聴取者等の国籍・地域、氏名、性別、年齢及び職業
- 五 被聴取者等の陳述の要旨
- 六 証拠書類又は証拠物が提出されたときは、その標目
- 七 その他参考となるべき事項

2 意見の聴取を行った意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の終結後、次に掲げる事項を記載した報告書を速やかに作成し、これに署名押印しなければならない。

- 一 在留資格の取消しについての意見聴取担当入国審査官の意見
- 二 在留資格の取消しの原因となる事実に対する被聴取者等の主張
- 三 前号の主張に対する意見聴取担当入国審査官の判断
- 3 意見聴取担当入国審査官は、意見の聴取の終結後速やかに、第一項の調査及び前項の報告書を法務大臣に提出しなければならない。

(文書等の閲覧)

第二十五条の十二 被聴取者等は、法第二十二條の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は通知があつた時から意見の聴取が終結するまでの間、法務大臣に対し、当該事案について調査の結果に係る調査その他の当該在留資格の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、法務大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、被聴取者等が意見の聴取の期日における意見の聴取の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 第一項の規定による閲覧の求めについては、別記第三十七号の十四様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。ただし、前項の場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

4 法務大臣は、閲覧を許可するときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、別記第三十七号の十五様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならない。この場合において、法務大臣は、意見の聴取における被聴取者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮するものとする。

5 法務大臣は、第二項の規定による求めがあつた場合に、当該意見の聴取の期日において閲覧させることができないとき(第一項後段の規定により閲覧を拒む場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を、別記第三十七号の十五様式による資料閲覧許可通知書によつて当該被聴取者等に通知しなければならない。この場合において、意見聴取担当入国審査官は、第二十五条の十第一項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日時を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

(在留資格の取消)

第二十五条の十三 法第二十二條の四第六項に規定する在留資格取消通知書の様式は、別記第三十七号の十六様式(同条第七項本文の規定により期間を指定する場合にあつては別記第三十七号の十七様式)による。

2 法第二十二條の四第八項の規定による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、出国するための準備を行うための住居として法務大臣が適当と認める施設等を指定する。

二 行動の範囲は、特別の事由があると法務大臣が認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内及びその者が出国しようとする出入国港までの順路によつて定められた通過経路とする。

三 前二号のほか、法務大臣が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動の禁止その他特に必要と認める事項とする。

(在留資格を取り消さないこと)の通知

第二十五条の十四 法務大臣は、法第二十二條の四第三項の規定により取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を外国人に送達した場合又は同項ただし書の規定により当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させた場合において、当該事実について当該外国人の在留資格を取り消さないこととしたときは、当該外国人に対し、その旨を通知するものとする。

(旅券等の提示要求ができる職員)

第二十六条の三 法第二十三條第三項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

- 一 税関職員
- 二 公安調査官
- 三 麻薬取締官
- 四 住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。)に従事する市町村の職員
- 五 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第八条に規定する公共職業安定所の職員

(出国の確認)

第二十七条 法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、別記第三十七号の十九様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

2 法第二十二條の四第七項本文の規定により期間の指定を受けた者は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、当該指定に係る在留資格取消通知書を入国審査官に提示しなければならない。

3 法第五十五条の八十五第一項の規定により出国命令を受けた者は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、当該出国命令に係る出国命令書を入国審査官に提出しなければならない。

4 法第二十五条第一項に規定する出国の確認は、旅券(再入国許可書を含む。第六項第二号において同じ。)に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによつて行うものとする。ただし、船舶観光上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書又は一時庇護許可書の交付を受けている者については、当該許可書の回収によつて行うものとする。

5 数次船舶観光上陸許可書を受けている外国人であつて、当該許可に基づいて再び本邦に上陸することが予定されているものについては、前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項に規定する出国の確認は、船舶観光上陸許可書に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによつて行うものとする。

6 入国審査官は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとする外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七條第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、第四項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 希望者登録を受けた者であること。

ロ 出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。

二 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 短期滞在の在留資格をもつて在留している者（法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（法第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。）を除く。）であること。

ロ 出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて写真を提供していること。

7 第五条第九項の規定は前項第一号の規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号の規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。

（出国確認の留保）

第二十八条 法第二十五条の二第一項の規定により出国確認の留保をしたときは、その旨を別記第三十九号様式による出国確認留保通知書によりその者に通知しなければならない。

（再入国の許可）

第二十九条 法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を申請しようとする外国人は、別記第四十号様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示することができない者にあつては、旅券を取得することができない理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 旅券

二 在留資格証明書の交付を受けた者にあつては、在留資格証明書

三 中長期在留者にあつては、在留カード

四 特別永住者にあつては、特別永住者証明書

五 一時庇護のための上陸の許可を受けた者にあつては、一時庇護許可書

3 第十九条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「前項」とあるのは「第二十九条第二項」と読み替へるものとする。

4 第二十一条の三第五項の規定は第一項の申請について準用する。この場合において、第二十一条の三第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二十九条第一項の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは、「第二十九条第一項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続」と読み替へるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、当該外国人から依頼を受けた旅行者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、第一項に定める申請書の提出及び第二項に定める手続を行うものとする。

6 法第二十六条第二項に規定する再入国の許可の証印の様式は、別記第四十一号様式又は別記第四十一号の二様式による。

7 法第二十六条第二項に規定する再入国許可書の様式は、別記第四十二号様式による。

8 法第二十六条第五項の規定による再入国許可の有効期間延長許可の申請書の様式は、別記第四十三号様式による。

9 法第二十六条第七項の規定により再入国の許可を取り消したときは、その旨を別記第四十四号様式による再入国許可取消通知書によりその者に通知するとともに、その者が所持する旅券に記載された再入国の許可の証印を抹消し、又はその者が所持する再入国許可書を返納させるものとする。

（みなし再入国許可）

第二十九条の二 法第二十六条の二第一項に規定する再び入国する意図の表明は、入国審査官に再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九号様式による書面を提出することによつて行うものとする。

2 中長期在留者が前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、在留カードを提示するものとする。

（短期滞在に係るみなし再入国許可）

第二十九条の三 法第二十六条の三第一項に規定する再び入国する意図の表明は、入国審査官に再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九号様式による書面を提出することによつて行うものとする。

2 前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、指定旅客船で再び入国することを証する書類を提示するものとする。

（再入国の許可を要する者）

第二十九条の四 法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次に掲げる者とし、法第二十六条の三第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は次の第一号から第四号まで及び第六号に掲げる者とする。

一 法第二十二号の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は同項ただし書の規定による通知を受けた者（意見聴取通知書又は通知に係る在留資格の取消しの原因となる事実について第二十五条の十四の規定による通知を受けた者を除く。）

二 法第二十五条の二第一項各号のいずれかに該当する者であるとして入国審査官が通知を受けている者

三 法第三十九条の二第一項又は第四十四条の四第三項若しくは第八項の規定による收容令書の発付を受けている者

四 法第四十四条の二第一項又は第六項の規定により監理措置に付されている者

五 特定活動の在留資格をもつて在留している者であつて、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として法第六十一条の二第二項若しくは第二項の申請又は法第六十一条の二の十二第一項に規定する審査請求を行っている者に係る活動を指定されているもの

六 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして出入国在留管理局長官が認定する者

2 出入国在留管理局長官は、前項第六号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3 前項の通知は、別記第四十四号の二様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、出入国在留管理局長官が第一項第六号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

（出頭の要求）

第三十条 法第二十九条第一項の規定による容疑者の出頭の要求は、別記第四十五号様式による呼出状によつて行うものとする。

（領置物件等の封印等）

第三十条の二 入国警備官は、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、これに封印をし、又はその他の方法により、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたことを明らかにしなければならない。

（臨検、捜索、差押え及び記録命令付差押え）

第三十一条 法第三十一条第一項又は第三項の規定による臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、法第三十一条第一項又は第三項の規定による立会人に臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えに係る許可状を示さなければならない。

3 法第三十一条の二第二項に規定する同条第一項の規定に該当しない郵便物、信書郵便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの（容疑

者から発し、又は容疑者に対して発したものを除く。）の差押えのための許可状を請求する場合には、その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を添付しなければならない。

（臨検等の間の出入禁止）

第三十二条 法第三十六条の規定により出入を禁止する場合には、出入を禁止する場所に施錠し、出入を禁止する旨を表示し、又は看守者を置くものとする。

2 法第三十六条の規定による出入禁止に従わない者に対しては、出入を禁止した場所からの退去を命じ又はその者に看守者を付するものとする。

（捜索証明書）

第三十二条之二 法第三十六条の三に規定する証明書の様式は、別記第四十六号の二様式による。（領置目録等）

第三十三条 法第三十七条に規定する目録の様式は、別記第四十七号様式による。

（鑑定処分許可状請求書）

第三十三条之二 法第三十七条の五第三項の規定による許可の請求は、別記第四十八号様式による許可状請求書によつて行うものとする。

（臨検等の調書）

第三十四条 法第三十八条第一項に規定する臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えに関する調書の様式は、別記第四十九号様式（甲、乙）による。

（収容令書）

第三十五条 法第四十条（法第四十四条の四第四項において準用する場合を含む。）に規定する収容令書の様式は、別記第五十号様式による。

（留置囑託書）

第三十六条 法第四十一条第三項の規定により主任審査官が警察官に容疑者の留置を囑託するときには、別記第五十一号様式による留置囑託書によつて行うものとする。

（収容に代わる監理措置）

第三十六条之二 法第四十四条の二第一項又は第六項の規定による監理措置条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、主任審査官が指定する。

二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三 出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前三号のほか、主任審査官が付する逃亡及び証拠隠滅を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び証拠隠滅の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

2 法第五十二条の二第一項又は第五項の規定による監理措置条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、主任審査官が指定する。

二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三 出頭の要求は、主任審査官が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前三号のほか、主任審査官が付する逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件は、逃亡及び就労の禁止その他主任審査官が特に必要と認める事項とする。

3 法第四十四条の二第一項若しくは第六項又は第五十二条の二第一項若しくは第五項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付された被監理者に対する出頭の要求は、別記第五十一号の二様式による呼出状によつて行うものとする。

4 法第四十四条の二第二項及び第六項に規定する法務省令で定める保証金の額は、三百万円以下の範囲内で被監理者の逃亡又は証拠隠滅を防止するに足りる相当の金額とする。ただし、未成年者に対する保証金の額は、百五十万円を超えないものとする。

5 前項の規定は、法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する保証金の額について準用する。この場合において、前項中「証拠隠滅を防止」とあるのは、「不法就労活動を防止」と読み替えるものとする。

6 法第四十四条の二第二項及び第五十二条の二第二項に規定する法務省令で定める保証金の納付期限は、被監理者が監理措置に付された日の翌日から起算して三日以内で主任審査官が指定する日とする。

7 主任審査官は、保証金を納付させたときは、歳入歳出外現金出納官吏に別記第十五号様式による保管金受領証書を交付させるものとする。

8 法第四十四条の二第四項又は第五十二条の二第四項の規定により監理措置に付することを請求しようとする者（法第四十四条の二第五項（法第五十二条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により当該請求をしようとする者に代わつて当該請求をしようとする者を含む。）は、別記第五十一号の三様式による監理措置決定申請書及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

9 法第四十四条の二第七項及び第五十二条の二第六項に規定する監理措置決定通知書の様式は、別記第五十一号の四様式による。

10 法第四十四条の二第九項（法第五十二条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による監理措置決定をしない旨の通知は、別記第五十一号の五様式による通知書によつて行うものとする。

（監理人による届出）

第三十六条之三 法第四十四条の三第四項の規定による届出は、同項各号に掲げる事由が生じた日から七日以内（同項第二号に掲げる事由に該当する場合にあつては、当該事由を知つた日から七日以内）に、書面その他主任審査官が適当と認める方法によつて行うものとする。

2 前項の規定は、法第五十二条の三第四項の規定による届出について準用する。

3 法第四十四条の三第五項及び第五十二条の三第四項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 届出に係る事実

二 前号の事実が発生した年月日及び当該事実を知つた経緯

4 法第四十四条の三第四項第三号及び第五十二条の三第四項第三号に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 監理人の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）又は電話番号その他の連絡手段となり得る情報を変更したとき。

二 監理人と被監理者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある関係を含む。）がある場合において、当該親族関係が終了したとき。

三 監理人と被監理者との間に雇用関係がある場合において、当該雇用関係が終了したとき。

四 前三号のほか、監理人又は被監理者に関する事項について、主任審査官が監理措置を継続することに支障が生ずるものとして届出を求めるときは、主任審査官が指定する。

5 第一項に規定する書面の提出は、郵便又は信書便により提出するときは、主任審査官が指定する出入国在留管理官署にすることができ、（監理人による報告）

第三十六条之四 法第四十四条の三第五項又は第五十二条の三第五項の規定により報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他の必要な事項を明示して行うものとする。

2 法第四十四条の三第五項及び第五十二条の三第五項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 被監理者に対する指導及び監督の状況

二 被監理者に対する情報の提供、助言その他の援助の状況

三 前三号のほか、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件又は法第四十四条の五第一項の規定により付された条件の遵守の確保のために主任審査官が必要と認める事項

3 監理人は、法第四十四条の三第五項又は第五十二条の三第五項の規定により報告を求められたときは、主任審査官が別に定める場合を除き、報告すべき事項を記載した書面を主任審査官に提出しなければならない。

(監理人の辞任等)

第三十六条の五 法第四十四条の三第七項(法第五十二条の三第六項において準用する場合を含む。)に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 辞任する理由

二 辞任する年月日

2 監理人は、監理人を辞任しようとする場合は、主任審査官に対し、辞任する日の三十日前までに辞任する旨を届け出るよう努めなければならない。

(監理措置決定の取消し)

第三十六条の六 法第四十四条の四第一項若しくは第二項又は第五十二条の四第一項若しくは第二項の規定により監理措置決定を取り消したときは、当該監理措置決定を取り消された者が所持する監理措置決定通知書を返納させるとともに、監理人であつた者に対し、当該監理措置決定を取り消した旨を通知するものとする。

2 法第四十四条の四第三項及び第五十二条の四第三項に規定する監理措置決定取消書の様式は、別記第五十一号の様式による。

3 法第四十四条の四第五項又は第五十二条の四第四項の規定により保証金を没取したときは、当該保証金の納付者に別記第五十一号の様式による保証金没取通知書を交付するものとする。

(報酬を受ける活動の許可等)

第三十六条の七 法第四十四条の五第一項の規定により報酬を受ける活動の許可の申請をしようとする被監理者は、別記第五十一号の様式による申請書並びに当該活動に従事することが自らの生計を維持するために必要かつ相当であること及び当該活動により受ける報酬の額が自らの生計の維持に必要な範囲内であることを証する資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 法第四十四条の五第一項の規定による許可をしたときは、監理措置決定通知書に、同条第二項の規定により記載するものとされている事項のほか、許可年月日、活動の内容、主任審査官が指定する本邦の公私の機関の名称その他必要な事項を記載するものとする。

3 法第四十四条の五第三項の規定による通知は、前項の規定により記載するものとされている事項を記載した監理措置決定通知書の謄本を交付することによつて行うものとする。

4 法第四十四条の五第四項の規定により同条第一項の規定による許可を取り消したときは、別記第五十一号の様式による取消通知書により被監理者に通知するものとする。この場合においては、当該許可を取り消した旨を記載した事項を抹消し、当該監理措置決定通知書に当該許可を取り消した旨を記載するものとする。

5 前項の場合においては、監理人に対し、当該許可を取り消した旨を通知するものとする。

(被監理者による届出)

第三十六条の八 法第四十四条の六又は第五十二条の五の規定による届出は、被監理者が監理措置に付された日又は直近の届出の日から三月を超えない範囲内で主任審査官が定める日までに、書面その他主任審査官が適当と認める方法によつて行うものとする。

2 法第四十四条の六又は第五十二条の五に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 被監理者の生活状況

二 監理人との連絡状況

三 前二号のほか、監理人又は被監理者に関する必要な事項として主任審査官がその届出を求めることとした事項

(調書の作成)

第三十六条の九 入国審査官又は入国警備官は、法第四十四条の九第三項又は第五十二条の七第三項の規定により関係人に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成することができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しななければならない。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

(認定書等)

第三十七条 法第四十七条第一項から第三項まで及び法第五十五条の八十四第三項に規定する入国審査官の認定は、別記第五十二号様式による認定書によつて行うものとする。

2 法第四十七条第三項の規定による容疑者に対する通知は、別記第五十三号様式による認定通知書によつて行うものとする。

3 法第四十七条第五項に規定する口頭審理の請求をしない旨を記載する文書の様式は、別記第五十四号様式による。

4 法第四十七条第五項第一号(法第四十八条第十項及び第四十九条第七項において準用する場合を含む。)に規定する法第五十条第一項の規定による許可の申請をしない旨を記載した文書の様式は、別記第五十四号の二様式による。

(放免証明書)

第三十八条 法第四十七条第一項、第四十八条第六項又は第四十九条第四項の規定により放免をするときは、別記第五十五号様式による放免証明書を交付するものとする。

第三十九条 法第四十八条第三項の規定による容疑者に対する通知は、別記第五十六号様式による口頭審理期日通知書によつて行うものとする。

(口頭審理に関する調書)

第四十条 法第四十八条第四項に規定する口頭審理に関する調書には、次に掲げる事項及び口頭審理の手續を記載しなければならない。

一 容疑者の国籍・地域、氏名、性別、年齢及び職業

二 口頭審理を行った場所及び年月日

三 特別審理官、容疑者の代理人及び立会人の氏名

四 口頭審理を行った理由

五 容疑者又はその代理人の申立及びそれらの者の提出した証拠

六 容疑者に対する質問及びその供述

七 証人の出頭があつたときは、その者に対する尋問及びその供述並びに容疑者又はその代理人にその者を尋問する機会を与えたこと。

八 取調べをした書類及び証拠物

九 判定及びその理由を告げたこと。

十 異議を申し出ることができる旨を告げたこと及び異議の申出の有無

2 前項の口頭審理に関する調書には、特別審理官が署名押印しなければならない。

(判定書等)

第四十一条 法第四十八条第六項から第八項までに規定する特別審理官の判定は、別記第五十七号様式による判定書によつて行うものとする。

2 法第四十八条第八項の規定による容疑者に対する通知は、別記第五十八号様式による判定通知書によつて行うものとする。

3 法第四十九条第九項に規定する異議を申し出ない旨を記載する文書の様式は、別記第五十九号様式による。

(異議の申出)

第四十二条 法第四十九条第一項の規定による異議の申出は、別記第六十号様式による異議申出書一通及び次の各号の一に該当する不服の理由を示す資料各一通を提出して行わなければならない。

一 審査手続に法令の違反があつてその違反が判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として申し出るときは、審査、口頭審理及び証拠に現われている事実で明らかに判定に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足りるもの

二 法令の適用に誤りがあつてその誤りが判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として申し出るときは、その誤り及び誤りが明らかに判定に影響を及ぼすと信ずるに足りるもの

三 事実の誤認があつてその誤認が判定に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として申し出るときは、審査、口頭審理及び証拠に現われている事実で明らかに判定に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるもの

第四十三條

第四十九條第三項に規定する裁決は、別記第六十一号様式による裁決書によつて行うものとする。

法第四十九條第六項に規定する主任審査官による容疑者への通知は、別記第六十一号の二様式による裁決通知書によつて行うものとする。

第四十四條

法第五十條第一項の規定による許可（以下「在留特別許可」という。）をする場合には、別記第六十一号の三様式による決定書を作成するものとする。

在留特別許可を申請しようとする外国人は、別記第六十一号の四様式による申請書及び法第五十條第一項各号のいずれかに該当することを証する資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

前項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

- 一 中长期在留者にあつては、旅券及び在留カード
- 二 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書
- 三 中长期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書
- 四 法第三章第三節及び第四節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書
- 五 法第四十四條の二第一項又は第六項の規定により監理措置に付された者にあつては、同条第七項の監理措置決定通知書
- 六 仮放免の許可を受けた者にあつては、仮放免許可書
- 七 第二項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら申請することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行うことができる。

在留特別許可をする場合には、法第五十條第七項の規定により入国審査官に在留カードを交付させる場合並びに第七項第一号の規定により上陸の種類及び上陸期間を定める場合を除き、当該在留特別許可に係る外国人が旅券を所持しているときは旅券に別記第六十二号様式又は別記第六十二号の二様式による証印をし、旅券を所持していないときは同証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付し、又は既に交付を受けている在留資格証明書と同様式による証印をするものとする。

在留特別許可をする場合において、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。）を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定技能の在留資格を決定するときは法務大臣が指定する本邦の公私の機関及び特定産業分野を記載した別記第三十一号の四様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

法第五十條第六項の規定により付することができる必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一 法第二十四條第二号（法第九條第七項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）又は第六号から第六号の四までの該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類及び第十三條から第十八條までの規定に基づく上陸期間

二 活動の制限その他特に必要と認める事項

三 法第五十條第十項の規定による在留特別許可をしない旨の通知は、別記第六十二号の三様式による通知書によつて行うものとする。

第四十五條

法第五十一條に規定する退去強制令書の様式は、別記第六十三号様式による。

第四十六條

主任審査官は、法第五十二條第二項の規定により警察官又は海上保安官に退去強制令書の執行を依頼したときは、その結果の通知を受けなければならない。

主任審査官は、前項の警察官又は海上保安官が、退去強制令書による送還を終わったとき又はその執行が不能となつたときは、その旨を記載した当該退去強制令書の返還を受けなければならない。

（送還通知書）

法第五十二條第三項ただし書の規定により退去強制を受ける者を運送業者に引き渡すときは、法第五十九條の規定によりその者を送還する義務がある旨を別記第六十四号様式による送還通知書により当該運送業者に通知しなければならない。

（送還先指定書）

法第五十二條第四項後段の規定により送還先を定めるときは、別記第六十四号の二様式による送還先指定書を交付するものとする。

（上陸拒否期間の短縮）

法第五十二條第五項の規定により上陸を拒否される期間を一年とする旨の決定の申請しようとする外国人は、別記第六十四号の三様式による申請書及びその他参考となるべき資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

前項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら申請することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行うことができる。

法第五十二條第五項に規定する法務省令で定める日は、同条第四項の規定による許可に係る出国予定日から七日を超えない範囲内で主任審査官が定める日とする。

法第五十二條第六項の決定をした旨の通知は、別記第六十四号の四様式による通知書によつて行うものとする。

（特別放免）

法第五十二條第十項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、入国者收容所長又は主任審査官（以下「所長等」という。）が指定する。

二 行動の範囲は、所長等が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

出頭の要求は、所長等が出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

前三号のほか、所長等が付するその他の条件は、職業又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

第三十六條の二第三項の規定は、法第五十二條第十項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付されて特別放免された者に対する出頭の要求について準用する。

法第五十二條第十一項に規定する特別放免許可書の様式は、別記第六十五号様式による。

（旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為）

法第五十二條第十二項に規定する法務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 旅券の発給の申請に必要な書類（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成し、又は取得すること。
 - 二 旅券の発給の申請に必要な書類及び個人識別情報（指紋、写真その他の個人を識別することができる情報を用いる。）を大使館等（本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関をいう。次号において同じ。）又は入国審査官若しくは入国警備官に提出し、又は提供すること。
 - 三 大使館等の構成員等から出頭又は面接を求められたときは、これに応じること。
 - 四 有効な旅券を入国審査官又は入国警備官に提供すること。
 - 五 日本国政府の承認した外国政府若しくは法第二条第五号ロに規定する地域の権限のある機関（次号において「外国政府等」という。）又は航空会社若しくは船舶会社（次号において「航空会社等」という。）の求めに応じて、関税の納付に関する申告書その他送還に必要な書類を作成し、又は取得すること。
 - 六 外国政府等又は航空会社等の求めに応じて、関税の納付に関する申告書その他送還に必要な書類を、外国政府等若しくは航空会社等又は入国審査官若しくは入国警備官に提出し、又は提供することその他の送還に必要な手続を行うこと。
 - 七 旅券その他送還に必要な書類を保管し、又は保存すること。
 - 八 入国審査官又は入国警備官の求めに応じて前各号に掲げる行為の状況を入国審査官又は入国警備官に報告すること。
- （旅券の発給の申請等の命令）
- 第四十八条の三 法第五十二条第十二項の規定による命令は、別記第六十五号の二様式による旅券発給申請等命令書によつて行うものとする。
 - 二 主任審査官は、法第五十二条第十三項の規定により同条第十二項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、その旨を別記第六十五号の三様式による通知書によりその者に通知するものとする。
- （退去のための計画の記載事項）
- 第四十八条の四 法第五十二条の八の規定に基づき定める退去のための計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 本邦外に送還することができない原因となつてゐる事情
 - 二 退去強制令書の発付を受けた者の意向の聴取の結果
 - 三 本邦外に送還することができない原因となつてゐる事情が解消する予定時期
- （仮放免）
- 第四十九条 法第五十四条第一項の規定により仮放免を請求しようとする者は、別記第六十六号様式による仮放免許可申請書及び仮放免の許可を必要とする事由を証する資料各一通を提出しなければならない。
 - 二 法第五十四条第二項に規定する仮放免の期間は、三月を超えない範囲内で所長等が定めるものとする。
 - 三 第四十八条第一項の規定は、法第五十四条第二項の規定により仮放免の条件を付する場合について準用する。
 - 四 第三十六条の二第三項の規定は、法第五十四条第二項の規定により呼出しに対する出頭の義務を付されて仮放免された者に対する出頭の要求について準用する。
 - 五 法第五十四条第三項に規定する仮放免許可書の様式は、別記第六十七号様式による。
 - 六 法第五十四条第四項の規定による仮放免を不許可とした旨の通知は、別記第六十八号様式による通知書によつて行うものとする。
 - 七 法第五十四条第五項の規定により仮放免の期間の延長を請求しようとする者は、仮放免の期間が満了する日までに、別記第六十九号様式による仮放免期間延長許可申請書及び仮放免の期間の延長を必要とする事由を証する資料各一通を提出しなければならない。
- 八 法第五十四条第六項の規定により仮放免の期間の延長を許可する場合には、仮放免許可書に新たな仮放免の期間を記載するものとする。
 - 九 第二項の規定は、法第五十四条第六項の規定により仮放免の期間の延長を許可する場合における新たな仮放免の期間について準用する。
 - 十 法第五十四条第七項の規定による仮放免の期間の延長を不許可とした旨の通知は、別記第六十九号の二様式による通知書によつて行うものとする。
- （仮放免取消書）
- 第五十条 法第五十五条第二項に規定する仮放免取消書の様式は、別記第七十号様式による。
- （退去の命令）
- 第五十条の二 法第五十五条の二第三項に規定する文書の様式は、別記第七十号の二様式による。
 - 二 主任審査官は、法第五十五条の二第四項の規定により同条第一項の規定に基づき定められた期間を延長したときは、別記第七十一号様式による通知書によりその者に通知するものとする。
- （活動の援助）
- 第五十条の三 法第五十五条の五第一項の規定による活動の援助は、入国者収容所等に備え付けた書籍、運動器具、遊具その他の物品の貸与その他活動の時間帯等（食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。）における活動を行うのに必要かつ適切な措置を講ずることにより行うものとする。
- （入国者収容所等視察委員会の置かれる出入国在留管理官署等）
- 第五十条の四 入国者収容所等視察委員会（以下「委員会」という。）の名称、法第五十五条の十第一項に規定する出入国在留管理官署並びに同条第二項及び第五十五条の十四第一項に規定する担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設は、別表第六のとおりとする。
- （委員会の組織及び運営）
- 第五十条の五 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
 - 二 委員長は、委員会の会務を総理する。
 - 三 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 四 委員会の会議は、委員長が招集する。
 - 五 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
 - 六 前二項に定めるもののほか、委員会の議事に関し必要な事項は、委員会が定める。
 - 七 委員会の庶務は、その置かれる出入国在留管理官署の総務課において処理する。
- （委員会に対する情報の提供）
- 第五十条の六 法第五十五条の十二第一項の規定による定期的な情報の提供は、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、入国者収容所等に関する次に掲げる事項について、入国者収容所等の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。
- 一 入国者収容所等の概要
 - 二 収容定員及び収容人員の推移
 - 三 入国者収容所等の管理体制
 - 四 自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。）をいう。）の閲覧の禁止の状況
 - 五 参観の可否の状況
 - 六 法第五十五条の二十一の規定による物品の貸与及び支給並びに法第五十五条の二十二の規定による自弁の物品の使用又は摂取の可否の状況
 - 七 差入人（法第五十五条の二十七第一項に規定する差入人をいう。第五十条の十七第一号において同じ。）による被収容者に対する金品の交付及び被収容者による自弁物品等の購入の状況
 - 八 被収容者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
 - 九 規律及び秩序を維持するためにとつた措置の状況

- 十 被收容者による面会、信書の発受及び法第五十五条の六十六第一項に規定する通信の許否、差止め又は制限の状況
- 十一 被收容者からの申出の状況
- 十二 審査の申請、再審査の申請、法第五十五条の七十四第一項又は第五十五条の七十六第一項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
- 2 法第五十五条の十四第二項において準用する法第五十五条の十二第一項の規定による定期的な情報の提供は、出国待機施設の所在地を管轄する地方出入国在留管理局の長が、毎年度、その年度における最初の委員会の会議において、出国待機施設の概要、当該施設の入所定員及び使用者数の推移並びに当該施設の利用者からの施設に関する意見の提出状況その他の当該施設の運営に關し特記すべき事項について、出国待機施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。
- 3 法第五十五条の十二第二項（法第五十五条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要に応じた情報の提供は、入国者收容所長等が、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出することにより行うものとする。
- 一 入国者收容所等又は出国待機施設の運営の状況に相当程度の変更があつた場合
 - 二 委員会から入国者收容所等又は出国待機施設の運営の状況について説明を求められた場合
 - 三 委員会の意見を受けて措置を講じた場合
 - 四 前三号に掲げるもののほか、入国者收容所長等が入国者收容所等又は出国待機施設の運営の状況について情報の提供することが適当と認めた場合
- （委員会の意見の反映）
- 第五十条の七 入国者收容所長等は、できる限り、委員会が述べた意見を入国者收容所等又は出国待機施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずよう努めるものとする。
- 第五十条の八 法第五十五条の十八第二項の書面は、居室（保護室等を除く。）に備え付けるものとする。
- 2 入国者收容所長等は、法第五十五条の十八第一項の規定による告知を行った後、告知した内容に変更があつた場合には、その都度、被收容者に対し、変更された内容を書面で告知しなければならぬ。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 第五十条の九 法第五十五条の十九第一項の規定による検査は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、十六歳未満の者にあつては、第一号及び第三号に掲げる方法を除くものとする。
- 一 顔写真の撮影
 - 二 身体の特徴の見分
 - 三 指紋の採取
 - 四 起居動作の時間帯
- 第五十条の十 法第五十五条の二十の時間帯は、次の各号に規定する時間帯について次に掲げる基準に従い定めるほか、居室に在室していることを確認するための点呼の時間帯について定めるものとする。
- 一 食事の時間帯は、朝食については午前七時から午前九時までの間で、昼食については午前十一時から午後一時までの間で、夕食については午後五時から午後七時までの間で定めること。
 - 二 就寝の時間帯は、午後十時から翌日の午前七時までの間で、連続する八時間以上の時間帯を定めること。
 - 三 戸外運動の時間帯は、午前八時三十分から午後五時までの間で定めること。
 - 四 入浴の時間帯は、午前八時三十分から午後五時までの間で定めること。
- 2 法第五十五条の二十の時間帯は、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要があるときは、前項各号に掲げる基準によらないで定めることができる。

- （物品の貸与等）
- 第五十条の十一 法第五十五条の二十一第二項の規定による物品の貸与及び嗜好品の支給は、当該物品を貸与し、又は嗜好品を支給しようとする被收容者の処遇上特に適当と認める場合に限り、行うことができるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、法第五十五条の二十一第二項の規定により被收容者に貸与し、又は支給する物品及び嗜好品の品名並びにその貸与又は支給の基準は、出入国在留管理庁長官が定める。
- （被收容者の自弁の物品の使用等）
- 第五十条の十二 被收容者には、法第五十五条の二十二各号に掲げる物品について、この条の定めるところにより、必要な範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。
- 2 被收容者には、法第五十五条の二十二第三号に掲げる物品は、出入国在留管理庁長官が定める品名のものについて、自弁のものの使用を許すものとする。
- 3 被收容者には、法第五十五条の二十二第四号に掲げる物品は、酒類及びたばこ以外の物品について、自弁のものの摂取を許すものとする。
- 4 被收容者には、法第五十五条の二十二第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品について、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。
- 一 タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、運動靴その他の日用品
 - 二 文房具、遊具その他の知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品
 - 三 マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であつて、被收容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの
 - 四 前各号に掲げるもののほか、入国者收容所長等が入国者收容所等における日常生活に用いる物品として必要と認めるもの
- （法第五十五条の二十三第一項第三号に規定する法務省令で定める物品）
- 第五十条の十三 法第五十五条の二十三第一項第三号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。
- 一 印紙及び印鑑
 - 二 から
 - 三 差入れの申出書の提出等
- 第五十条の十四 入国者收容所長等は、被收容者に金品を交付しようとする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。
- 一 国籍・地域、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び勤務先の名称
 - 二 交付の相手方である被收容者の国籍・地域、氏名及びその者との関係
 - 三 交付しようとする現金の額又は物品の品名及び数量
- 2 入国者收容所長等は、前項に規定する者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。
- （保管私物等の保管方法）
- 第五十条の十五 法第五十五条の二十九第一項に規定する保管私物（以下この条及び次条において「保管私物」という。）は、入国者收容所長等が指定する居室内又は居室外の貴重品庫、棚、容器その他の保管設備に保管されるものとする。
- 2 保管私物を居室外の保管設備に保管させるときは、被收容者に、一日に一回以上、その設備に保管私物を出し入れする機会を与えなければならない。ただし、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。
- 3 被收容者について領置している物品は、次に掲げる日以外の日に出し入れする機会を与えることができない。ただし、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。
- 一 日曜日

二 土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日

（法第五十五条の二十九第二項に規定する法務省令で定めるもの）

第五十条の十六 法第五十五条の二十九第二項に規定する保管私物及び被收容者について領置している物品から除くものとして法務省令で定めるものは、次に掲げる物品とする。

- 一 被收容者が当事者である係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し
- 二 眼鏡その他の補正器具
- 三 前二号に掲げるもののほか、入国者收容所長等が保管総量及び領置総量から除くことが相当と認める物品

（差入れ等に関する制限）

第五十条の十七 法第五十五条の三十二の規定による制限は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

- 一 差入人による被收容者に対する金品の交付についての制限にあつては、次に掲げる事項

イ 交付の申出を行う日及び時間帯

ロ 一定期間内に一人の被收容者に対し交付することができる物品の品目及び数量の上限

ハ 入国者收容所長等が定める種類の物品について、交付する物品を取り扱うことができる事業者

二 被收容者による自弃物品等の購入についての制限にあつては、次に掲げる事項

イ 購入の申請を行う日及び時間帯

ロ 一定期間内の購入の申請により購入することができる自弃物品等の品目及び数量の上限

ハ 入国者收容所長等が定める種類の物品について、自弃物品等を取り扱うことができる事業者

（死亡者の遺留物の引渡し）

第五十条の十八 法第五十五条の三十六第一項の規定による死亡した被收容者の遺留物の引渡しは、同項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。

2 法第五十五条の三十六第一項に規定する法務省令で定める遺族その他の者は、次に掲げる者とする。

- 一 被收容者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 被收容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者

三 前二号に掲げるもののほか、死亡した被收容者の死体の埋葬若しくは火葬を行う者又は死亡した被收容者の遺留物の管理を行うことが適当と認められる者

（法第五十五条の三十八に規定する法務省令で定める日等）

第五十条の十九 法第五十五条の三十八に規定する法務省令で定める日は、第五十条の十五第三項第二号に掲げる日とする。

2 被收容者には、一日に三十分以上、かつ、できる限り長時間、運動の機会を与えるものとする。ただし、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合又は天候若しくは入国者收容所等の構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（入浴）

第五十条の二十 被收容者には、できる限り毎日、入浴の機会を与えるものとする。ただし、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

2 女子の被收容者の入浴の立会いは、女子の入国警備官が行わなければならない。ただし、女子の入国警備官が行うことができない場合には、入国警備官以外の女子の職員がこれを行うことができる。

（健康診断の事項）

第五十条の二十一 法第五十五条の四十一第二項の規定による健康診断は、次に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。ただし、医師が、被收容者の年齢、健康

状態、直近に受けた健康診断の結果及び実施の時期、健康診断以外の診療の結果、次の健康診断までの期間その他の事情を考慮して必要がないと認めるときは、第一号、第三号（体重の測定を除く。）及び第五号から第十一号までに掲げる事項の全部又は一部を省略することができる。

一 既往歴及び家族の病歴の調査

二 自覚症状及び他覚症状の検査

三 身長及び体重の測定

四 血圧の測定

五 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

六 胸部エックス線検査

七 血色素量及び赤血球数の検査

八 血清グルタミンアミナーゼ（GPT）及びガンマグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査

九 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）、血清トリグリセライド、ヘマトクリット、HbA1c及び血清クレアチニン（eGFR）の量の検査

十 血糖検査

十一 心電図検査

（指名医による診療）

第五十条の二十二 法第五十五条の四十三第一項の規定による入国者收容所長等の許可は、被收容者が逃走し、自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加え、入国者收容所等若しくは病院若しくは診療所の設備、器具その他の物を損壊し、又は違反事件に関する証拠を隠滅することの防止に支障のない場合に行うものとする。

（指名医に対する指示事項）

第五十条の二十三 入国者收容所長等は、法第五十五条の四十三第一項の規定による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を受けることを許す場合には、同項の診療を行う医師又は歯科医師に対し、次に掲げる事項を具体的に指示するものとする。

一 入国者收容所等において診療を行う場合には、正当な理由なく、診療を行う場所以外の場所に立ち入つてはならないこと。

二 入国者收容所等において診療を行う場合には、診療に用いる器具、材料、薬剤その他の物品、医療設備について、入国者收容所長等が指定するもの以外のものを使用してはならないこと。

三 入国者收容所長等が許した場合を除き、被收容者と金品の授受をしてはならないこと。

四 被收容者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと。

五 被收容者の逃亡を防止するために必要な措置を講ずること。

六 前各号に掲げるもののほか、入国者收容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為をしてはならないこと。

（調髪及びひげそり）

第五十条の二十四 法第五十五条の四十四の規定による調髪又はひげそりは、入国者收容所長等が指定する場所において行わせるものとする。

（感染症予防上の措置）

第五十条の二十五 法第五十五条の四十五に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置

二 入浴、調髪、ひげそり又は洗濯を行わせないこと。

三 面会を行わせないこと。

四 運動の機会を与えないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために入国者収容所長等が特に必要と認める措置

(警備用具)

第五十条の二十六 法第五十五条の五十一第三項に規定する警備用具は、次に掲げるものとする。

- 一 警棒
- 二 警じよう
- 三 さすまた
- 四 盾

(捕縄及び手錠の使用方法)

第五十条の二十七 被收容者を護送する場合に使用することができる手錠は、被收容者が法第五十条の五十二第二項各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合を除き、別表第八に定める第一種又は第三種の手錠とする。

2 被收容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならぬ。

(捕縄及び手錠の使用等の報告)

第五十条の二十八 入国警備官は、被收容者が法第五十五条の五十二第一項各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある場合において、捕縄又は手錠を使用したときは、速やかに、その旨を入国者収容所長等に報告しなければならない。

(捕縄及び手錠の制式)

第五十条の二十九 法第五十五条の五十二第二項に規定する捕縄及び手錠の制式は、別表第八のとおりとする。

(保護室の構造及び設備の基準)

第五十条の三十 保護室の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 収容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。
- 二 損壊し、又は汚損しにくい構造及び設備を有すること。
- 三 防音上有効な構造及び設備を有すること。
- 四 室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。
- 五 適当な換気、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。

(面会の申出書の提出等)

第五十条の三十一 入国者収容所長等は、被收容者との面会の申出をする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

- 一 国籍・地域、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び勤務先の名称
- 二 面会を希望する被收容者の国籍・地域、氏名及びその者との関係
- 三 面会の目的
- 四 手荷物その他の所持品

2 入国者収容所長等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、被收容者との面会の申出をする者に対し、同項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

(面会の相手方の確認)

第五十条の三十二 入国者収容所長等は、被收容者との面会の申出があつたときは、被收容者に対して、その申出をした者の氏名及び被收容者との関係について質問することができる。

(面会の相手方の人数の制限)

第五十条の三十三 法第五十五条の五十八第一項の規定により被收容者の面会の相手方の人数について制限をするときは、その人数は、三人を下回つてはならない。ただし、施設の構造上やむを得ないときは、この限りでない。

(面会の場所の制限)

第五十条の三十四 被收容者の面会の場所は、入国者収容所長等が指定するものとする。

2 被收容者の面会の場所は、被收容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室とする。ただし、次に掲げる場合において、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがないときは、この限りでない。

一 被收容者の国籍又は市民権の属する国の領事官と面会する場合
二 実子又は養子と面会する場合その他被收容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室以外の場所で面会することを適当とする事情がある場合

(面会の日の制限)

第五十条の三十五 被收容者の面会(領事官等(法第五十五条の五十六第一項に規定する領事官等をいう。第五十条の三十八及び第五十条の三十九において同じ。))との面会を除く。)を許す日は、第五十条の十五第三項各号に掲げる日以外の日とする。

(面会の時間帯の制限)

第五十条の三十六 法第五十五条の五十八第一項の規定により被收容者の面会の時間帯について制限をするときは、その時間は、一日につき四時間を下回つてはならない。ただし、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(面会の時間の制限)

第五十条の三十七 法第五十五条の五十八第一項の規定により被收容者の面会の時間について制限をするときは、その時間は、三十分を下回つてはならない。ただし、面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるときは、五分を下回らない範囲内で、三十分を下回る時間に制限することができる。

(面会の回数の制限)

第五十条の三十八 法第五十五条の五十八第一項の規定による被收容者の面会の回数についての制限は、領事官等以外の者との面会の回数について行うことができるものとする。

(面会の相手方の遵守事項の揭示)

第五十条の三十九 入国者収容所長等は、被收容者の面会の相手方(領事官等を除く。)が遵守すべき次に掲げる事項を具体的に明らかにして入国者収容所等内に見やすい場所に掲示するものとする。

- 一 法第五十五条の五十七第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する行為をしてはならないこと。
- 二 法第五十五条の五十七第二号イからハまでのいずれかに該当する内容の発言をしてはならないこと。

(信書の作成要領の制限)

第五十条の四十 法第五十五条の六十二の規定による被收容者が発する信書の作成要領についての制限は、次に掲げる事項について行うことができるものとする。

- 一 信書の用紙及び封筒の規格並びに信書の作成に用いる筆記具の種類
- 二 信書の検査を円滑に行うために必要な記載方法

(信書の発信の申請の日及び時間帯の制限)

第五十条の四十一 入国者収容所長等は、法第五十五条の六十二の規定により被收容者がする信書の発信の申請の日及び時間帯について制限をする場合にも、緊急の発信の必要があるときは、その発信の申請を受け付けなければならない。

(信書の発信の方法の制限)

第五十条の四十二 法第五十五条の六十二の規定による被收容者が信書を発する方法についての制限は、郵便(郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第四十四条に規定する特殊取扱(速達及び年賀特別郵便の取扱を除く。))によるものを除く。による方法その他入国者収容所長等が入国者収容所等の管理運営上必要と認める方法に制限することにより行うことができるものとする。

2 法第五十五条の六十二の規定による被收容者が信書を受ける方法についての制限は、郵便又は信書便による方法、電報による方法その他入国者收容所長等が入国者收容所等の管理運営上必要と認める方法に制限することにより行うことができるものとする。

(複数の被收容者に宛てた信書等の取扱い)
第五十条の四十三 複数の被收容者に宛てた信書であつて、被收容者が受けることを許すものは、そのうちの一人に交付する。

2 被收容者に宛てた信書であつて、被收容者が受けることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第五十五条の二十八第一項の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第五十五条の六十一の規定によりその者がこれを受けることを差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその内容(同条の規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。)を了知させるものとする。

(死亡者の発受差止信書等の引渡し)

第五十条の四十四 法第五十五条の六十四第四項の規定による被收容者が死亡した場合における発受差止信書等(同条第三項に規定する発受差止信書等をいう。)の引渡しは、同条第四項に規定する申請を最初にした遺族等に対して行うものとする。

(死亡の通知)

第五十条の四十五 法第五十五条の八十二の規定による通知は、第五十条の八十二第二項第一号に掲げる者に対して行うものとする。

2 前項の場合において、第五十条の八十二第二項第一号に掲げる者の所在が明らかでないため、通知をすることができないときは、同項第二号又は第三号に掲げる者に対して通知するものとする。

(死亡の原因)

第五十条の四十六 入国者收容所長等は、被收容者が死亡したときは、直ちに医師の検案を求める等適切な措置を講じ、死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。

(死体の埋葬等)

第五十条の四十七 法第五十五条の八十三第一項の規定により入国者收容所長等が被收容者の死体の埋葬又は火葬を行うときは、市町村の長と協力して行わなければならない。

(入国者收容所等以外の場所に收容されている者に関する準用)

第五十条の四十八 收容令書又は退去強制令書により入国者收容所等以外の場所に收容されている者の処遇については、その性質に反しない限り、第五十条の三から前条までの規定を準用する。

(委任事項)

第五十条の四十九 入国者收容所長等は、被收容者の処遇に関する細則を定めるときは、あらかじめ出入国在留管理庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(出頭確認)

第五十条の五十 本邦から出国する意思を有する外国人で、法第五十五条の八十五第一項の規定による出国命令を受けるため、法第二十七条の規定による違反調査の開始前に自ら出入国在留管理官署に出頭しようとするものは、行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項に規定する行政機関の休日を除く執務時間中に、出入国在留管理官署に出頭しなければならない。

2 前項の場合において、当該外国人が出頭した出入国在留管理官署の職員は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二様式による出頭確認書を交付するものとする。

(出国意思の表明)

第五十条の五十一 法第二十四条の三第一号に該当する外国人から同号に規定する出国意思の表明を受けた入国審査官又は入国警備官は、当該外国人に対し、別記第七十一号の二の二様式による出国意思確認書を交付するものとする。

(出国命令の条件)

第五十条の五十二 法第五十五条の八十五第三項の規定による住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、容疑者が出国命令書により出国するまで住居を予定している住居を指定する。ただし、主任審査官が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

二 行動の範囲は、主任審査官が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内及びその者が出国しようとする出入国港までの順路によつて定める通過経路とする。

三 呼出しに対する出頭の義務を課す場合における当該出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前三号のほか、主任審査官が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動など出国の手続に必要な活動以外の活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。

(出国命令書)

第五十条の五十三 法第五十五条の八十六に規定する出国命令書の様式は、別記第七十一号の三様式による。

(出国期限の延長)

第五十条の五十四 法第五十五条の八十七の規定による出国期限の延長を受けようとする外国人は、出国期限が満了する日までに、出国命令書の交付を受けた出入国在留管理官署に出頭して、別記第七十一号の四様式による申出書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該出入国在留管理官署に出頭することができない場合には、他の出入国在留管理官署(主任審査官が置かれている出入国在留管理官署に限る。)に出頭し、当該申出書を提出することをもつてこれに代えることができる。

2 主任審査官は、法第五十五条の八十七の規定により出国期限を延長する場合には、出国命令書に新たな出国期限を記載するものとする。

(出国命令の取消)

第五十条の五十五 法第五十五条の八十八の規定により出国命令を取り消したときは、その旨を別記第七十一号の五様式による出国命令取消通知書により当該外国人に通知するとともに、その者が所持する出国命令書を返納させるものとする。

(船舶等の長等の協力義務)

第五十一条 本邦に入る船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、法第五十六条の規定により、次の各号に定めることについて入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

一 船舶にあつては到着する二十四時間前までに、航空機にあつては到着する九十分前までに、適当な方法で、到着を予定している出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の到着時刻、外国人の乗客及び乗員の数、停泊予定時間その他必要と認められる事項を通報すること。

二 船舶にあつては到着の時から二十四時間以内に、航空機にあつては到着後直ちに、到着した出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の到着時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。

三 船舶等が出入国港から出発しようとするときは、あらかじめその出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の出発時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。

四 入国審査官が行う臨船その他の職務の遂行に当たり必要と認められる便宜を供与すること。

五 入国審査官から上陸許可の証印若しくは法第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可を受けていない者が上陸することを防止するため十分な注意及び監督を行うこと。

六 前各号のほか、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行について入国審査官から特に協力すべき事項について指示があつたときは、これに従うこと。

(報告の義務)

第五十二条

法第五十七条第一項の規定による報告は、船舶にあつては到着する二時間前までに、航空機にあつては本邦外の地域を出発した時から三十分を経過する時までに行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時までに行えば足りる。

- 一 船舶であつて、北緯四十五度三十分、東経百四十度、北緯四十七度及び東経百四十四度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して北海道（北緯四十五度から北である地域に限る。）にある出入国港に到着する場合 到着前
- 二 船舶であつて、北緯三十四度、東経百二十七度三十分、北緯三十六度及び東経百三十度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して長崎県対馬市又は宍道市にある出入国港に到着する場合 到着前
- 三 船舶であつて、北緯二十三度、東経百二十一度、北緯二十六度及び東経百二十三度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町又は八重山郡与那国町にある出入国港に到着する場合 到着前

四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可を受けた者（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。）及び同法第二百九条第一項の許可を受けた者以外の者が運航する航空機（以下この項において「不定期航空機」という。）であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が二時間以上である場合 到着する九十分前

- 五 不定期航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間以上二時間未満である場合 到着する三十分前
- 六 不定期航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間未満である場合 到着前
- 七 船舶又は不定期航空機であつて、出入国港を出発して、本邦外の地域を経由することなく出入国港に到着する場合 到着前

法第五十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 船舶にあつては次に掲げる事項
 - イ 船舶の名称、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名
 - ロ 乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号及び職名（出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨）
 - ハ 乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
- 二 航空機にあつては次に掲げる事項
 - イ 航空機の登録記号又は便名、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名
 - ロ 乗員の氏名、国籍・地域、生年月日、性別及び乗員手帳又は旅券の番号
 - ハ 乗客の氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

三 本邦から出発する船舶等に対する前項の規定の適用については、同項第一号イ及び第二号イ中「到着日」とあるのは「出発日」と、「到着する」とあるのは「出発する」と、同項第一号ロ中「職名（出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内に同一の出入国港に到着する場合において、これらの事項に変更がないときは、その旨）」とあるのは「職名」とする。

- 4 法第五十七条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 数次船舶観光上陸許可を受けている者の国籍・地域、生年月日、旅券の番号並びに当該許可の番号及び許可年月日
 - 二 指定旅客船の名称
 - 三 指定旅客船の所属する国名
- 5 法第五十七条第五項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 数次乗員上陸許可を受けている乗員の国籍・地域、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号、職名並びに当該許可の番号及び許可年月日

- 二 船舶の名称又は航空機の登録記号若しくは便名
- 三 船舶等の所属する国名

法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 本邦に入る航空機を運航する運送業者（以下「航空機運航者」という。）
- 二 本邦に入る航空機を運航する者であつて、航空法第三十条の二の許可を受けたもの
- 三 共同運送者（航空機による共同運送（航空機運航者以外の運送業者が当該航空機運航者と共同して行う運送であつて、当該航空機運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。次項において同じ。）を行う者をいう。）

7 法第五十七条第八項に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

- 一 予約者（法第五十七条第八項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 氏名、国籍・地域、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地及び最終目的地並びに予約者が運送業者の登録会員（当該運送業者の提供する輸送サービスを利用することで当該運送業者から特典を受けることができるものとして当該運送業者に登録している会員をいう。）であるときはその会員番号（当該登録会員であることを特定するために付された番号をいう。）及び等級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。）その他参考となるべき事項
- 二 予約者に係る予約の内容に関する事項
 - 予約が行われた年月日、予約番号（当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。）、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及び名義（当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。）、座席の位置を示す番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）があるときはその名称及び所在地、当該予約に係る外国旅行業者（外国において旅行業法第二条第一項に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。）があるときはその名称及び所在地、当該予約が共同運送に係るものであるときは当該予約に係る運送業者の名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他参考となるべき事項

- 三 予約者の携帯品に関する事項
 - 予約者が搭乗する航空機に積み込むものとして当該航空機を運航する者が受託した携帯品の個数、重量及び携帯品番号（予約者が搭乗する航空機に積み込むものとして当該航空機を運航する者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項
- 四 予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項
 - 搭乗するための手続をした時刻及び搭乗手続番号（当該手続を管理するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

8 法第五十七条第九項前段の規定による報告は、同条第八項の規定による入国審査官の求めがあつた時から六十分を経過する時までに行わなければならない。

9 法第五十七条第一項又は第九項前段の規定による報告は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該電子情報処理組織を使用してこれらの報告を行うことができない場合は、この限りでない。

10 第六十一条の三第六項の規定は、前項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第八項の規定による報告を行う場合に準用する。

11 法第五十七条第九項後段に規定する法務省令で定める措置は、入国審査官が電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。）を利用して同条第八項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

(船舶等の長又は運送業者の責任と費用の負担の免除)

第五十二条の二 法第五十九条第三項の規定により船舶等の長又は運送業者の責任と費用の負担を免除するときは、その旨を第十条第二項の規定による退去命令通知書に記載することによつて船舶等の長又は運送業者に通知するものとする。

(調書の作成)

第五十二条の三 入国審査官又は入国警備官は、法第五十九条の二第二項の規定により外国人その他の関係人(以下この条において「外国人等」という。)に対し出頭を求めて質問をしたときは、当該外国人等の供述を録取した調書を作成することができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調書を作成したときは、当該外国人等に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならぬ。この場合において、当該外国人等が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

(日本人の出国)

第五十三条 法第六十条第一項に規定する出国の確認は、旅券に別記第三十八号様式による出国の証印をすることによつて行うものとする。

2 入国審査官は、前項の出国の確認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、生年月日、性別、出国年月日及び出国する出入国港を出国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 第五十四条の二第一項の規定による登録を受けた者であること。

ロ 出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。

二 出国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて写真を提供していること。

3 第五条第九項の規定は前項第一号ロの規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号の規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。

(日本人の帰国)

第五十四条 法第六十一条に規定する帰国の確認は、旅券に別記第七十二号様式による帰国の証印をすることによつて行うものとする。ただし、旅券を所持していない者については、別記第七十三号様式による帰国証明書の交付によつて行うものとする。

2 入国審査官は、前項の帰国の確認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、氏名、生年月日、性別、上陸年月日及び上陸する出入国港を帰国の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて第七条第四項に規定する電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の証印をすることを要しない。

一 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 次条第一項の規定による登録を受けた者であること。

ロ 帰国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて指紋を提供していること。

二 帰国の確認に際して、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によつて写真を提供していること。

3 第五条第九項の規定は前項第一号ロの規定により指紋を提供する場合について、同条第十項の規定は前項第二号の規定により写真を提供する場合について、それぞれ準用する。

(記録を希望する日本人のための登録)

第五十四条の二 その出国し又は上陸しようとする出入国港において第五十三条第二項又は前条第二項の規定による記録を受けようとする場合、所管局長の登録(以下「日本人希望者登録」という。)を受けようとする場合には、第七条の二第一項に規定する出入国在留管理官署に

出頭し、別記第七十三号の二様式による申請書一通を提出して日本人希望者登録の申請をするともに、旅券を提示しなければならない。

2 所管局長は、前項の者が、次の各号のいずれにも該当すると認定した場合に限り、日本人希望者登録をすることができる。

一 有効な旅券を所持していること。

二 電磁的方式によつて指紋を提供していること。

3 第七条の二第六項の規定は、前項第二号の規定により指紋を提供する場合について準用する。

4 所管局長は、日本人希望者登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その日本人希望者登録を抹消し、その者が第五十三条第三項、前条第三項及び前項の規定により提供した指紋の画像情報を消去しなければならない。

一 日本人希望者登録を受けた当時第二項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二 第一項の規定により提示した旅券がその効力を失つたとき。

三 書面により、日本人希望者登録の抹消を求めたとき。

四 死亡したことその他の事由により所管局長が引き続き日本人希望者登録をすることが適当でないとき。

(難民の認定等)

第五十五条 法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定を申請しようとする外国人は、別記第七十四号様式(難民の認定をしない処分又は補充的保護対象者の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式)による申請書及び難民に該当することを証する資料各一通並びに写真二葉(法第六十一条の二第二項に規定する在留資格未取得外国人については、三葉)を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 法第六十一条の二第二項の規定により補充的保護対象者の認定を申請しようとする外国人は、別記第七十四号様式(難民の認定をしない処分又は補充的保護対象者の認定をしない処分を受けたことがある外国人にあつては、別記第七十四号の二様式)による申請書及び補充的保護対象者に該当することを証する資料各一通並びに写真二葉(法第六十一条の二第二項に規定する在留資格未取得外国人については、三葉)を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

3 前二項の申請に当たつては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。この場合において、旅券又は在留資格証明書を提示することができない者にあつては、その理由を記載した書類一通を提出しなければならない。

一 中长期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

三 中长期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

四 法第三章第三節及び第四節に定める上陸の許可書の交付を受けている者にあつては、当該許可書

4 第一項又は第二項の申請をしようとする外国人であつて、無筆、身体の故障その他申請書を作成することができない特別の事情がある者にあつては、申請書の提出に代えて申請書に記載すべき事項を陳述することができる。

5 第一項又は第二項の場合において、外国人が十六歳に満たない者であるときは又は疾病その他の事由により自ら出頭することができないときは、当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又は親族がその者に代わつて申請を行うことができる。

6 法務大臣は、法第六十一条の二第一項の規定により難民の認定の申請を行った外国人又は同条第二項の規定により補充的保護対象者の認定の申請を行った外国人に關し、難民の地位に關する

法第六十一条の二第四項に規定する難民認定証明書の様式は、別記第七十五号様式による。

7 法第六十一条の二第四項に規定する難民認定証明書の様式は、別記第七十五号様式による。

8 法第六十一条の二第四項の規定による難民の認定をしない旨の通知は、別記第七十六号様式による通知書によつて行うものとする。

9 法第六十一条の二第五項に規定する補完的保護対象者認定証明書の様式は、別記第七十六号の二様式による。

10 法第六十一条の二第五項の規定による補完的保護対象者の認定をしない旨の通知は、別記第七十六号の二の二様式による通知書によつて行うものとする。

(在留資格に係る許可)

第五十六条 法第六十一条の二の二第二項の規定により定住者の在留資格の取得を許可する場合(同条第二項第一号に規定する場合に限る。)には、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印をした別記第三十二号様式による在留資格証明書を交付するものとする。

2 法第六十一条の二の二第四項の規定による許可の取消しは、別記第七十六号の三様式による取消通知書によつて行うものとする。

(仮滞在の許可)

第五十六条の二 法第六十一条の二の二第四項に規定する仮滞在許可書の様式は、別記第七十六号の四様式による。

2 法第六十一条の二の二第四項(同条第四項を含む。)に規定する仮滞期間は、六月を超えない範囲内で定めるものとする。

3 法第六十一条の二の二第四項による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認められる条件は、次の各号によるものとする。

一 住居は、法務大臣が指定する。

二 行動の範囲は、法務大臣が特別の事由があると認めて別に定めた場合を除き、指定された住居の属する都道府県の区域内とする。

三 出頭の要求は、出頭すべき日時及び場所を指定して行う。

四 前各号のほか、法務大臣が付するその他の条件は、法務大臣が特に必要と認める事項とする。

4 法第六十一条の二の二第四項の規定により出頭の義務を課された者に対する出頭の要求は、別記第七十六号の五様式による呼出状によつて行うものとする。

5 法第六十一条の二の二第四項の規定により指紋を押させる場合の指紋原紙は、別記第二十二号様式による。

6 法第六十一条の二の二第四項の規定により仮滞在期間の更新を申請しようとする外国人は、仮滞在期間の満了する日までに、別記第七十六号の六様式による申請書一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

7 第五十五条第五項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

(仮滞生の許可を受けた者の在留資格の取得)

第五十六条の三 法第六十一条の二の二第五項に規定する在留資格の取得の許可に関する決定は、別記第七十六号の六の二様式による決定書によつて行うものとする。

2 法第六十一条の二の二第五項において準用する法第二十条第四項第二号及び第三号に規定する旅券又は在留資格証明書への新たな在留資格及び在留期間の記載は、別記第三十七号様式又は別記第三十七号の二様式による証印によつて行うものとする。

3 第二十条第七項の規定は、法第六十一条の二の二第五項の規定により在留資格の取得の許可をする場合について準用する。この場合において、第二十条第七項中「(限る。)」への変更」とあるのは「(限る。)」の取得」と、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4 法第六十一条の二の二第五項において準用する法第二十条第四項に規定する在留資格証明書の様式は、別記第三十二号様式による。

(仮滞生の許可の取消し)

第五十六条の四 法第六十一条の二の六の規定による仮滞生の許可の取消しは、別記第七十六号の七様式による仮滞生許可取消通知書によつて行うものとする。

(報酬を受ける活動の許可)

第五十六条の五 法第六十一条の二の二第七項の規定により報酬を受ける活動の許可を申請しようとする外国人は、別記第七十六号の八様式による申請書並びに当該活動に従事することが自らの生計を維持するために必要かつ相当であること及び当該活動により受ける報酬の額が自らの生計の維持に必要な範囲内であることを証する資料各一通を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 法第六十一条の二の二第七項の規定による許可をしたときは、仮滞在許可書に、同条第三項の規定により記載するものとされている事項のほか、許可年月日、活動の内容、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称その他必要な事項を記載するものとする。

3 法第六十一条の二の二第七項の規定により報酬を受ける活動の許可を取り消したときは、その旨を別記第七十六号の九様式による報酬を受ける活動許可取消通知書によりその者に通知するものとする。この場合においては、前項の規定により仮滞在許可書に記載した事項を抹消し、当該仮滞在許可書に当該許可を取り消した旨を記載するものとする。

(活動の状況の届出)

第五十六条の六 法第六十一条の二の八の規定による届出は、報酬を受ける活動の許可を受けた日又は直近の届出の日から六月を超えない範囲内で地方出入国在留管理局長の定める日までに、別記第七十六号の十様式による届出書及び報酬を受ける活動の許可に係る活動の状況を明らかにする資料各一通を地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2 法第六十一条の二の八に規定する法務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 自らの生計の維持に必要な範囲の変動の有無及びその内容

二 その他参考となるべき事項

(難民の認定等の取消し)

第五十七条 法第六十一条の二の十第三項の規定による難民の認定を取り消す場合の通知は、別記第七十七号様式による難民認定取消通知書によつて行うものとする。

2 法第六十一条の二の十第三項の規定による補完的保護対象者の認定を取り消す場合の通知は、別記第七十七号の二様式による補完的保護対象者認定取消通知書によつて行うものとする。

(難民の認定等を受けた者の在留資格の取消し)

第五十七条の二 第二十五条の二から第二十五条の十四までの規定は、法第六十一条の二の十一第一項の規定による在留資格の取消しについて準用する。この場合において、第二十五条の二中「(入国審査官)」とあるのは「難民調査官」と、同条、第二十五条の五、第二十五条の七及び第二十五条の九から第二十五条の十二までの規定中「意見聴取担当入国審査官」とあるのは「意見聴取担当難民調査官」と、第二十五条の十三第一項中「別記第三十七号の十六様式(同条第七項本文の規定により期間を指定する場合にあつては別記第三十七号の十七様式)」とあるのは「別記第三十七号の十七様式」と読み替えるものとする。

(審査請求)

第五十八条 法第六十一条の二の十二第一項の規定による審査請求は、別記第七十八号様式又は別記第七十八号の二様式による審査請求書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。

(審査請求に関連する不適格事由)

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、当該審査請求に係る手続に難民審査参与員として関与することができない。

一 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二 審査請求人又は審査請求人の親族若しくは親族であつた者

三 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 審査請求人の同居人又は被用者

五 当該審査請求について審査請求人の代理人又は補佐人になつた者

六 当該審査請求について参加人、参考人又は鑑定人になつた者
七 前各号に掲げる者のほか、審査請求人と利害関係を有する者
(難民審査参与員の指名等)

第五十八條の三 法務大臣は、法第六十一条の二の十二第三項の規定により難民審査参与員の意見を聴取するときは、あらかじめ、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章第一節及び第三節に規定する審理手続を行う三人の難民審査参与員を指名するとともに、そのうち一人を、当該三人の難民審査参与員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

2 法務大臣は、前項の指名をしたときは、指名した難民審査参与員の参集を求め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を示すものとする。

一 法第六十一条の二の十二第一項各号(第二号及び第五号を除く。)に掲げる処分についての審査請求 当該処分の理由を明らかにした書面並びに当該処分した書類及び資料

二 法第六十一条の二の十二第二項第二号又は第五号に掲げる申請に係る不作為についての審査請求 当該不作為の理由を明らかにした書面、当該申請をした者が提出した書面及び当該申請に係る第五十九條の二第一項の調書その他の法第六十一条の二の十七第一項の規定による調査の結果を記載した書面

3 法務大臣は、第一項の指名をしたときは、難民調査官(前条各号に掲げる者以外の者に限る。)に、指名した難民審査参与員の事務の補助を行わせるものとする。

4 法務大臣は、第一項の規定により指名した難民審査参与員が前条各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該難民審査参与員に係る指名を取り消さなければならない。

(申述書を提出すべき期間の指定)

第五十八條の四 難民審査参与員は、前条第一項の規定による指名を受けたときは、法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十条第一項に規定する申述書を提出すべき相当の期間を定め、別記第七十九号様式による通知書により、審理関係人(同法第二十八條に規定する審理関係人をいう。以下同じ。)に対し、その旨を通知するものとする。ただし、既に申述書が提出されている場合は、この限りでない。

(審理関係人に対する通知)

第五十八條の五 難民審査参与員は、行政不服審査法第三十条第二項の規定により意見書を提出すべき相当の期間を定め、又は同法第三十二条第三項の規定により証拠書類若しくは証拠物若しくは書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めるときは、別記第七十九号の二様式による通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

2 難民審査参与員は、法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第一項ただし書の規定により口頭意見陳述(法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第三項第二項に規定する口頭意見陳述をいう。次条第一項において同じ。)の機会を与えないときは、別記第七十九号の三様式による口頭意見陳述不実施通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

(口頭意見陳述等の調書)

第五十八條の六 第五十八條の三第三項の規定により難民審査参与員の事務の補助を行う難民調査官は、口頭意見陳述の手続、行政不服審査法第三十四条の規定により事実の陳述を求めた手続又は同法第三十六条に規定する手続が行われたときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成するものとする。

- 一 審査請求の表示
- 二 出頭した審理関係人、代理人、補佐人、参考人及び通訳人の氏名
- 三 当該手続の日時、場所及び種別
- 四 陳述の要旨

五 その他の必要な事項

2 前項の調書には、同項の難民調査官が署名し、難民審査参与員が認印するものとする。

3 第一項の難民調査官は、同項の規定にかかわらず、適当と認めるときは、陳述を録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。)に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。

(意見書の内容)

第五十八條の七 法第六十一条の二の十二第一項の規定による審査請求に係る行政不服審査法第四十二条第一項の意見書には、三人の難民審査参与員が、当該審査請求に対する意見及びその理由を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。

2 二人以上の難民審査参与員が同一の意見及び理由を述べる場合には、前項の意見書には、当該意見及び理由は、各別に記載することを要しない。

(審査請求に対する裁決)

第五十八條の八 法第六十一条の二の十二第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第五十条第一項の裁決書は、別記第七十九号の五様式によるものとする。

(難民審査参与員の構成)

第五十八條の九 法務大臣は、三人の難民審査参与員によつて構成する複数の班を設け、第五十八條の三第一項の指名をすべき難民審査参与員の班の順序を定めるものとする。この場合において、法務大臣は、異なる専門分野の難民審査参与員によつて班が構成されるよう配慮するものとする。

2 法務大臣は、前項の規定により設けた班を構成する難民審査参与員の一部又は全部が第五十八條の二各号のいずれかに該当するとき又は疾病その他の事情により当該班が担当する審査請求に係る手続について関与することができなくなつたときは、当該難民審査参与員又は当該班の全ての難民審査参与員に代えて他の班の難民審査参与員を指名するものとする。

(難民旅行証明書)

第五十九條 法第六十一条の二の十五第一項の規定により難民旅行証明書の交付を申請しようとする外国人は、別記第八十号様式による申請書一通及び写真二葉を地方出入国在留管理局に出頭して提出しなければならない。

2 前項の申請に当たつては、第五十五条第三項に掲げる書類及び難民認定証明書を提示しなければならない。この場合においては、第五十五条第三項後段の規定を準用する。

3 法第六十一条の二の十五第一項に規定する難民旅行証明書の様式は、別記第八十一号様式による。

4 法第六十一条の二の十五第六項の規定による難民旅行証明書の有効期間延長許可の申請書の様式は、別記第八十二号様式による。

5 法第六十一条の二の十五第八項の規定による難民旅行証明書の返納の命令は、別記第八十三号様式による難民旅行証明書返納命令書によつて行うものとする。

6 第五十五条第五項の規定は、第一項の申請について準用する。

(調書の作成)

第五十九條の二 難民調査官は、法第六十一条の二の十七第三項の規定により関係人の出頭を求め

て質問をしたときは、当該関係人の供述を録取した調書を作成するものとする。

2 難民調査官は、前項の調書を作成したときは、関係人に閲覧させ、又は読み聞かせて、録取した内容に誤りがないことを確認させた上、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければならぬ。この場合において、当該関係人が署名することができないとき、又は署名を拒んだときは、その旨を調書に付記しなければならない。

(出頭を要しない場合等)

第五十九條の三 法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合(同条第一項第一号に掲げる行為に係る場合に限る。)は、外国人若しくは同条第二項の規定により外国人に代わ

つてしなければならない者から依頼を受けた者（当該外国人の十六歳以上の親族であつて当該外国人と同居するものを除く。）又は外国人の法定代理人が当該外国人に代わつて同条第一項第一号に掲げる行為をする場合（外国人の法定代理人が同条第二項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）とする。

2 法第六十一条の八の三第三項に規定する法務省令で定める場合（同条第一項第二号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第七の一の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第六十一条の八の三第二項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

イ 受入れ機関等の職員、公益法人の職員又は登録支援機関の職員（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとして特定技能の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者の依頼によりするものに限る。）で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの

ハ 当該外国人の法定代理人

二 前号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の一の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族（当該外国人と同居する十六歳以上の者を除く。）又は同居者（当該外国人の親族を除く。）若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき。

三 法第十九条の十第二項（法第十九条の十一第三号において同じ。）の規定により交付される在留カードの受領については、法第十九条の十第一項の規定による届出又は法第十九条の十一第一項若しくは第二項、第十九条の十二第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請があつた日に、当該届出又は申請をした外国人に対し法第十九条の十第二項の規定による在留カードの交付をしない場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

3 法第六十一条の八の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 前項第一号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

二 本邦に在留する外国人（イに掲げる者（以下この号において「被扶養者」という。）を随伴するもの又はロからニまでに掲げる者（以下この号において「随伴者」という。）を扶養するものに限る。）が経営している機関、雇用されている機関若しくは教育を受けている機関（当該外国人が経営しようとする機関、当該外国人を雇用しようとする機関又は当該外国人が教育を受けようとする機関を含む。）の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある随伴者、被扶養者又はその法定代理人の依頼により当該者に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

イ 公用の在留資格をもつて在留する当該外国人又は在留しようとする当該外国人と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者

ロ 家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者

ハ 当該外国人の扶養を受ける日常的な活動を指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者

ニ 当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子であつて法別表第二の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者

三 前二号に規定する場合のほか、外国人が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものが、本邦にある当該外国人に代わつて当該行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をするとき（当該外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする場合を除く。）。

四 法第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の三において準用する場合を含む、永住者の在留資格の取得の申請をする場合を除く。）の規定による申請にあつては、本邦にある外国人が電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下第五号及び第六十一条の三において同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

五 法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び法第二十二条の三第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号に規定する申請書の提出を行った場合。

4 法第六十一条の八の三第一項第一号に規定する行為を、同条第二項の規定により外国人に代わつてしようとする者は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次項において同じ。）の長に対し、法第六十一条の八の三第二項の規定により外国人に代わつてしなければならない者であることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

5 法第六十一条の八の三第三項の規定により外国人が自ら出頭して同条第一項第一号に規定する行為を行うことを要しない場合において、当該外国人に代わつて当該行為をしようとする者は、市町村の長に対し、当該場合に当たすることを明らかにする資料の提示又は説明をしなければならない。

（報償金）
第六十条 法第六十六条の規定による報償金の額は、一件につき千円以上五万円以下とする。

（手数料納付書）
第六十一条 法第十九条の二十三第三項の規定による手数料の納付は、別記第八十三号の二様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。

2 法第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

第六十一条の二 法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条の二に規定する権限

二 法第七条の二第一項に規定する権限

三 法第十一条第一項から第三項までに規定する権限

- 四 法第十二条第一項に規定する権限
- 五 法第二十条第二項から第四項までに規定する権限
- 六 法第二十一条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する権限
- 七 法第二十二条第一項から第三項までに規定する権限
- 八 法第二十二条の二第二項、同条第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項並びに法第二十二条の二第四項において準用する法第二十二条第一項から第三項までに規定する権限
- 九 法第二十二条の三において準用する次に掲げる規定に規定する権限
- イ 法第二十二條の二第二項
- ロ 法第二十二條の二第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項
- ハ 法第二十二條の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項まで
- 十 法第二十二條の四第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限
- 十一 法第四十九條第一項から第三項までに規定する権限
- 十二 法第五十條第一項、第二項、第三項、第六項、第八項及び第十項に規定する権限
- 十三 法第五十二條第五項及び第六項に規定する権限
- 十四 法第六十一條の二に規定する権限
- 十五 法第六十一條の二の二第二項、第二項及び第四項に規定する権限
- 十六 法第六十一條の二の三に規定する権限
- 十七 法第六十一條の二の四第一項から第三項まで及び第四項前段並びに同項後段において準用する同条第二項に規定する権限
- 十八 法第六十一條の二の五第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する法第二十条第四項に規定する権限
- 十九 法第六十一條の二の六に規定する権限
- 二十 法第六十一條の二の七第二項から第四項までに規定する権限
- 二十一 法第六十一條の二の十一第一項並びに同条第二項において準用する法第二十二條の四第二項、第三項及び第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限
- 二十二 法第六十一條の二の十四に規定する権限
- 二十三 法第六十一條の二の十七第一項に規定する権限
- 2 法第六十九條の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九條第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十七号、第十九号、第二十二号及び第二十四号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第九條第二項及び第八項に規定する権限
- 二 法第九條の二第一項、第三項、第五項、第七項及び第八項に規定する権限
- 三 法第十四條の二第一項に規定する指定の権限
- 四 法第十七條第一項に規定する指定の権限
- 五 法第十九條第二項及び第三項に規定する権限
- 六 法第十九條の二第二項に規定する権限
- 七 法第十九條の六に規定する権限
- 八 法第十九條の十第二項に規定する権限
- 九 法第十九條の十三第二項に規定する権限
- 十 法第十九條の十五に規定する権限
- 十一 法第十九條の十九に規定する権限
- 十二 法第十九條の三十一に規定する権限
- 十三 法第十九條の三十四に規定する権限
- 十四 法第十九條の三十七第一項に規定する権限

- 十五 法第二十六條第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限
- 十六 法第四十四條の三第八項に規定する権限
- 十七 法第五十條第七項に規定する権限
- 十八 法第五十二條の三第六項において準用する法第四十四條の三第八項に規定する権限
- 十九 法第五十九條の二第二項に規定する権限
- 二十 法第六十一條の二の八に規定する権限
- 二十一 法第六十一條の二の十第四項に規定する権限
- 二十二 法第六十一條の二の十五第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定する権限
- 二十三 法第六十一條の二の十六に規定する権限
- 二十四 法第六十一條の二の十七第二項及び第五項に規定する権限
- （電子情報処理組織による申請等）
- 第六十一條の三 電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法第十九條の十六又は第十九條の十七の規定による届出
- 二 法第十九條の十八第一項又は第二項の規定による届出
- 三 法第十九條の二十七第一項、法第十九條の二十九第一項又は第十九條の三十第二項の規定による届出
- 四 法第五十七條第二項又は第五項の規定による報告
- 五 法第五十七條第七項の規定による乗員上陸の許可を受けた者に係る報告
- 六 第七條の二第一項の規定による希望者登録の申請書（法第九條第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする場合の申請書に限る。）の提出
- 七 第十五條第一項又は第十五條の二第二項の規定による乗員上陸の許可の申請書の提出
- 八 第六條の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付（法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を行うおとずる者に係るものを除く。）の申請書の提出
- 九 第十九條第一項の規定による資格外活動許可の申請書の提出（第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）
- 十 第十九條の四第一項の規定による就労資格証明書の交付（外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものを除く。）の申請書の提出
- 十一 第十九條の九の二第三項の規定による届出
- 十二 第十九條の九の二第三項の規定による在留資格の変更（外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものを除く。）の申請書の提出
- 十三 第二十九條第一項の規定による再入国の許可（外交及び短期滞在の在留資格をもつて在留する者に係るものを除く。）の申請書の提出（第九号から第十一号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。）
- 2 第五十一條第一号の規定による通報
- 十三 第五十一條第一号又は第三号の規定による届出
- 十四 第五十一條第二号又は第三号の規定による届出
- 2 電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第八号の二、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行うおとずるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならぬ。

- 一 前項第一号から第一号の三まで、第四号又は第八号の二に掲げる申請等を行うとするものの氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）
 - 二 前項第二号、第三号、第五号、第十三号又は第十四号に掲げる申請等を行うとする者、氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに申請等の事務を取り扱おうとする事務所の所在地及び責任者の氏名）
 - 三 電子情報処理組織を使用して第一項第六号の申請を当該外国人に代わつて行うことができる者は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者（当該外国人を受け入れようとする機関の職員又は当該外国人の親族（当該外国人の父若しくは母、配偶者、子又はこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者に限る。第五項第二号ハにおいて同じ。）で本邦にある者に限る。）又は当該外国人の本邦にある法定代理人とする。
 - 四 電子情報処理組織を使用して第一項第七号及び第八号並びに第九号から第十二号までの申請を当該外国人に代わつて行うことができる者は、当該外国人の本邦にある法定代理人とする。
 - 五 電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、本邦にある当該外国人のほか、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 第三号若しくは第三号に掲げる機関から依頼を受けた本邦にある弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの又は同項若しくは同号に掲げる機関から依頼を受けた公益法人の本邦にある職員若しくは登録支援機関の本邦にある職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるものであつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人（第一項第十二号に掲げる申請については、本邦にある者に限る。次号において同じ。）に代わつてするもの。
 - イ 次に掲げる外国人（本邦にある者に限る。）のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めらるる者
 - (1) 当該機関に受け入れられている者又は受け入れられようとする者（第一項第六号、第七号及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行う場合にあつては、外交及び短期滞在の在留資格以外の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者に限り、第一項第八号に掲げる申請書の提出を行う場合にあつては、外交及び短期滞在の在留資格以外の在留資格をもつて在留する者に限る。）
 - (2) (1)に掲げる者のうち公用の在留資格をもつて在留するもの又は在留しようとするものと同じの世帯に属する家族の構成員としての活動を行うとして、同在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者
 - (3) (1)に掲げる者の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者若しくは在留しようとする者
 - (4) (1)に掲げる者の扶養を受ける配偶者又は子であつて法別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者又は在留しようとする者
 - ロ イに掲げる者の本邦にある法定代理人
 - 二 本邦にある弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たものであつて、次に掲げるいずれかの者（ハに掲げる者については第一項第六号に掲げる申請書の提出に限る。）の依頼により当該外国人に代わつてするもの。
 - イ 当該外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認める者
 - ロ イに掲げる者の本邦にある法定代理人
 - ハ 第三号に掲げる当該外国人の親族で本邦にある者
- 三 受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の本邦にある職員であつて、次に掲げるいずれかの者の依頼により当該外国人に代わつてするもの。ただし、第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。
 - イ 第一号イ（1）から（4）までに掲げる外国人（本邦にある者に限る。）のうち地方出入国在留管理局長が相当と認める者
 - ロ イに掲げる者の本邦にある法定代理人
 - 四 外国人（本邦にある者に限る。）が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら別表第七の二の表の上欄に掲げる行為をすることができない場合において、当該外国人の本邦にある父若しくは母、配偶者、子又はこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者。ただし、第一項第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出に限る。
- 六 第三号及び前項に掲げる機関は、電子情報処理組織による申請又は申請書の提出を適正に行うことができる地方出入国在留管理局長が認めるものとする。
- 七 第三号から第五号までに掲げる者が電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までの申請を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により申請書の提出を行わなければならない。
 - 一 当該外国人を受け入れようとする機関の職員又は第五項第一号から第三号までに掲げる者地方出入国在留管理局長の付与した識別符号（電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までの申請を行う者を他の者と区別して識別するための符号をいう。以下同じ。）及び暗証符号を入力して送信する方法
 - 二 当該外国人若しくは当該外国人の父、母、子、配偶者若しくはこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者又は第四項若しくは第五項第四号に掲げる者（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）並びに識別符号及び暗証符号を入力して送信する方法
 - 三 当該外国人、当該外国人の父、母、子、配偶者若しくはこれらに準ずるものとして地方出入国在留管理局長が適当と認める者、第四項に掲げる者又は第五項第一号若しくは第二号に掲げる弁護士若しくは行政書士（個人番号カードに記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）を送信する方法
- 八 電子情報処理組織を使用して第一項各号に掲げる申請等を行うものは、法及びこの省令の規定により申請書その他の書類に記載すべきこととされている事項又は入国審査官に報告、通報若しくは届出をすべきこととされている事項を入力して、申請等を行わなければならない。
- 九 電子情報処理組織を使用して第一項第九号及び第十号の申請書の提出を行った場合については、第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。（電子情報処理組織による処分通知等）
- 第六十一条の四 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、法務省情報通信技術活用規則第六条第一項に規定する電子情報処理組織とする。
- 二 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第六十一条の二第五項の規定による在留資格認定証明書の交付（法別表第一の表の外交の項の下欄に掲げる活動を行う者とする者に係るものを除く。）とする。
- 三 地方出入国在留管理局長は、電子情報処理組織を使用して前項の処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を出入国在留管理庁の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

4 情報通信技術活用法第七條第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の出入国在留管理庁長官の定めるところによる届出とする。

(雑則)

第六十二条 法又はこの省令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官、地方出入国在留管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

附則

1 この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

2 特定の在留資格及びその在留期間を定める省令(昭和二十七年外務省令第十四号)は、廃止する。

3 この省令施行の際に、この省令による廃止前の特定の在留資格及びその在留期間を定める省令(以下「旧省令」という。)第一項第二号又は第四号に該当する者として在留している者は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規規則」という。)第二條第一項第二号に該当する者として在留しているものとみなし、旧省令第一項第三号に該当する者として在留している者は、新規規則第二條第一項第三号に該当する者として在留しているものとみなす。

4 この省令施行の際に、旧省令第一項第一号に該当する者として在留している者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。
5 この省令施行前に、この省令による改正前の出入国管理令施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき交付され、証印され、又は発付された旧規則別記第八号様式の証人呼出状、別記第十一号様式の仮上陸許可書、別記第十二号様式の保管金受領証書、別記第十三号様式の保証金没取通知書、別記第十四号様式の寄港地上陸許可書、別記第十五号様式の観光のための通過上陸許可書、別記第十六号様式の転船上陸許可書、別記第十七号様式の緊急上陸許可書、別記第十八号様式の水難上陸許可書、別記第二十三号様式の永住許可の証印、別記第二十六号様式の再入国許可書、別記第二十六号の二様式の再入国許可証印、別記第二十七号様式(甲、乙、丙)の呼出状、別記第三十二号様式の収容令書、別記第三十五号様式の認定通知書、別記第三十七号様式の放免証明書、別記第四十二号様式の在留特別許可書、別記第四十三号様式の外国人退去強制令書、別記第四十四号様式の送還通知書、別記第四十五号様式の特別放免許可書、別記第四十七号様式の仮放免許可書、別記第四十八号様式の保管金受領証書、別記第四十九号様式の仮放免取消書及び別記第五十号様式の保証金没取通知書の効力については、なお従前の例による。

6 旧規則の規定による別記第一号様式、別記第二号様式、別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第六号の二様式、別記第十号様式、別記第十九号様式、別記第二十二号の二様式、別記第三十号様式、別記第三十一号様式(甲、乙、丙)、別記第三十四号様式、別記第三十八号様式及び別記第四十六号様式の書面は、当分の間、新規規則の規定による別記第一号様式、別記第二号様式、別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号の二様式、別記第十三号様式、別記第二十八号様式、別記第三十六号様式、別記第四十八号様式、別記第四十九号様式(甲、乙、丙)、別記第五十二号様式、別記第五十七号様式及び別記第六十六号様式の書面とみなす。

附則 (昭和五十九年三月二日法務省令第七号)

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第二十七條第一項の改正規定、第五十三條第一項の改正規定、第五十四條第一項の改正規定、別記第六号様式及び別記第六号の二様式の改正規定、別記第三十七号様式の次に二様式を加える改正規定並びに別記第七十一号様式の次に二様式を加える改正規定は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和六一年三月二九日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。
一 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第七号様式の上陸許可の証印、別記第三十八号様式の出国の証印及び別記第七十二号様式の帰国の証印は、当分の間、それぞれこの省令の規定による改正後の別記第七号様式又は別記第七十二号様式の上陸許可の証印、別記第三十八号様式の出国の証印及び別記第七十二号様式の帰国の証印とみなす。

の間、それぞれこの省令の規定による改正後の別記第七号様式又は別記第七十二号様式の上陸許可の証印、別記第三十八号様式の出国の証印及び別記第七十二号様式の帰国の証印とみなす。

附則 (昭和六二年五月一日法務省令第一六号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第四十一号様式の再入国の許可の証印(以下「旧証印」という。)は、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による再入国の許可の証印とみなす。この場合において、旧証印中に在留資格及び在留期限の欄には記載を要しない。

附則 (昭和六三年二月二九日法務省令第六号)

1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)の規定による別記第二十八号様式、別記第三十四号様式、別記第三十六号様式及び別記第四十号様式の書面は、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規規則」という。)の規定による別記第二十八号様式、別記第三十四号様式、別記第三十六号様式及び別記第四十号様式の書面とみなす。
3 旧規則の規定による別記第三十号様式の書面は、当分の間、新規規則の規定による別記第三十号様式及び第三十号の二様式の書面とみなす。
4 旧規則の規定による別記第三十一号様式の変更許可の証印、別記第三十三号様式の更新許可の証印及び別記第三十七号様式の取得許可の証印は、当分の間、新規規則の規定による別記第三十一号様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式の在留期間更新許可の証印及び別記第三十七号様式の在留資格取得許可の証印とみなす。

附則 (昭和六三年七月一九日法務省令第三三三号)

この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。
附則 (昭和六三年九月一日法務省令第三八号)

附則 (公布元年二月二日法務省令第五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令の施行前に交付、発行又は作成されたこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則、被収容者処遇規則、入国審査官及び入国警備官の証票の様式に関する省令、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び処遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法施行規則、外国人登録法施行規則又は外国人指紋捺捺規則の様式による書面は、この省令による改正後のそれぞれ対応する様式により交付、発行又は作成された書面とみなす。
3 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則による別記第五十二号様式、別記第五十三号様式及び別記第五十四号様式の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の別記第五十二号様式、別記第五十三号様式及び別記第五十四号様式の書面とみなす。

附則 (平成元年六月一五日法務省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二年三月一四日法務省令第八号)

附則 (平成二年四月六日法務省令第一五号)

この省令は、平成二年六月一日から施行する。
1 この省令は、平成二年六月一日から施行する。
2 この省令の施行の際に、平成元年法律第七十九号による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)第四條第一項第十六号に該当する者としての在留資格をもつて在留し、次の表の上欄に掲げるこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)第二條各号に該当する者(以下「十六号在留者」という。)は、それぞれ同表の下

欄に掲げる法別表第一又は法別表第二の上欄の在留資格（以下「新法の在留資格」という。）をもつて在留するものとみなす。

十六号在留者	新法の在留資格
第一号に該当する者	日本人の配偶者等
第二号に該当する者	平和条約関連国国籍離脱者の子
第三号に該当する者	定住者

3 この省令の施行前に、旧法の規定に基づき交付され、証印され、又は発付された旧規則別記第七号様式の上陸許可証印、別記第七号の二様式の上陸許可証印（再入国）、別記第八号様式のお知らせ、別記第九号様式の認定通知書、別記第十一号様式の退去命令書、別記第十二号様式の退去命令通知書、別記第十四号様式の仮上陸許可書、別記第十五号様式の保管金受領証書、別記第十六号様式の保証金没取通知書、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十四号様式の緊急上陸許可書、別記第二十六号様式の遭難による上陸許可書、別記第二十七号様式の一時的保護許可書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第三十二号様式の在留資格証明書、別記第三十九号様式の出国確認留保通知書、別記第四十五号様式の呼出状、別記第五十号様式の収容令書、別記第五十五号様式の放免証明書、別記第六十三号様式の退去強制令書、別記第六十四号様式の送還通知書、別記第六十五号様式の特別放免許可書、別記第六十七号様式の仮放免許可書、別記第六十八号様式の呼出状、別記第七十号様式の仮放免取消書、別記第七十一号様式の保証金没取通知書、別記第七十五号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式のお知らせ、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、別記第七十九号様式のお知らせ、別記第八十一号様式の難民旅行証明書、別記第八十三号様式の難民旅行証明書返納命令書の効力については、なお従前の例による。

4 旧規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国記録、別記第八号様式のお知らせ、別記第九号様式の認定通知書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第十一号様式の退去命令書、別記第十二号様式の退去命令通知書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十四号様式の仮上陸許可書、別記第十五号様式の保管金受領証書、別記第十六号様式の保証金没取通知書、別記第十七号様式の寄港地上陸通過上陸許可申請書、別記第二十号様式の乗員上陸許可申請書、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十三号様式の緊急上陸許可申請書、別記第二十四号様式の緊急上陸許可書、別記第二十五号様式の遭難による上陸許可申請書、別記第二十六号様式の遭難による上陸許可書、別記第二十七号様式の一時的保護許可書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第三十号様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十二号様式の在留資格証明書、別記第三十三号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の二様式の外国人出国記録、別記第三十七号の三様式の再入国記録、別記第三十九号様式の出国確認留保通知書、別記第四十号様式の再入国許可申請書、別記第四十二号様式の再入国許可書、別記第四十三号様式の有効期間延長許可申請書、別記第四十四号様式の数次再入国許可取消通知書、別記第四十五号様式の呼出状、別記第五十号様式の収容令書、別記第五十三号様式の認定通知書、別記第五十四号様式の口頭審理放棄書、別記第五十五号様式の放免証明書、別記第五十六号様式の口頭審理期日通知書、別記第五十八号様式の判定通知書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十三号様式の退去強制令書、別記第六十四号様式の送還通知書、別記第六十五号様式の特別放免許可書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第六十七号様式の仮放免取消書、別記第六十八号様式の呼出状、別記第六十九号様式の保証書の保証書、別記第七十号様式の仮放免取消書、別記第七十一号様式の保証金没取通知書、別記第七十一号の二様式の日本人出国記録、別記第七十一号の三様式の日本人帰国記録、別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十五号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式のお知らせ、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、別記第七十八号様式の異議申出書、別記第七十九号様式のお知らせ、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第八十一号様式の難民旅行証明書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書、別記第八十三号様式の難民旅行証明書返納命令書、別記第八十四号様式の手数料納付書の書面とみなす。

書有効期間延長申請書、別記第八十三号様式の難民旅行証明書返納命令書、別記第八十四号様式の手数料納付書の書面は、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国記録、別記第八号様式のお知らせ、別記第九号様式の認定通知書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第十一号様式の退去命令書、別記第十二号様式の退去命令通知書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十四号様式の仮上陸許可書、別記第十五号様式の保管金受領証書、別記第十六号様式の保証金没取通知書、別記第十七号様式の寄港地上陸通過上陸許可申請書、別記第二十号様式の乗員上陸許可申請書、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十三号様式の緊急上陸許可申請書、別記第二十四号様式の遭難による上陸許可書、別記第二十七号様式の一時的保護許可書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十三号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の二様式の外国人出国記録、別記第三十七号の三様式の再入国記録、別記第三十九号様式の出国確認留保通知書、別記第四十三号様式の有効期間延長許可申請書、別記第四十四号様式の数次再入国許可取消通知書、別記第四十五号様式の呼出状、別記第五十号様式の収容令書、別記第五十三号様式の認定通知書、別記第五十四号様式の口頭審理放棄書、別記第五十五号様式の放免証明書、別記第五十六号様式の口頭審理期日通知書、別記第五十八号様式の判定通知書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十三号様式の退去強制令書、別記第六十四号様式の送還通知書、別記第六十五号様式の特別放免許可書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第六十七号様式の仮放免取消書、別記第六十八号様式の呼出状、別記第六十九号様式の保証書の保証書、別記第七十号様式の仮放免取消書、別記第七十一号様式の保証金没取通知書、別記第七十一号の二様式の日本人出国記録、別記第七十一号の三様式の日本人帰国記録、別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十五号様式の難民認定証明書、別記第七十六号様式のお知らせ、別記第七十七号様式の難民認定取消通知書、別記第七十八号様式の異議申出書、別記第七十九号様式のお知らせ、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第八十一号様式の難民旅行証明書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書、別記第八十三号様式の難民旅行証明書返納命令書、別記第八十四号様式の手数料納付書の書面とみなす。

附則（平成三年六月一日法務省令第一九号）
この省令中岡山に係る部分は平成三年六月三日から、広島に係る部分は同月二十一日から施行する。

附則（平成三年一月一〇月一四日法務省令第二七号）抄
この省令は、法の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。

附則（平成四年四月六日法務省令第一〇号）
この省令中高松に係る部分は平成四年四月二十日から、大分に係る部分は公布の日から施行する。

附則（平成五年四月一九日法務省令第二〇号）
この省令は、平成五年四月二十六日から施行する。

附則（平成五年九月二九日法務省令第三八号）
この省令は、平成五年十月十八日から施行する。

附則（平成六年一月二五日法務省令第四号）
この省令は、平成六年二月一日から施行する。

附則（平成六年三月二三日法務省令第一四号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年八月二六日法務省令第四〇号）

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附則（平成七年三月二十七日法務省令第一五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年一月二日法務省令第四八号）

この省令は、平成七年十一月十三日から施行する。

1 この省令は、平成七年十一月十三日から施行する。
2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書及び別記第三十四号様式の永住許可申請書の書面並びにこの省令による改正前の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の規定による別記第二号様式の特別永住許可申請書の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書及び別記第三十四号様式の永住許可申請書の書面並びにこの省令による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の規定による別記第二号様式の特別永住許可申請書の書面とみなす。

附則（平成七年二月二六日法務省令第六〇号）抄

1 この省令は、平成八年一月一日から施行する。

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式、別記第六号の五様式、別記第七号の三様式、別記第八号様式、別記第九号様式、別記第十号様式、別記第十一号様式、別記第十二号様式、別記第十四号様式、別記第十六号様式、別記第二十号様式、別記第二十一号様式、別記第二十二号様式、別記第二十七号様式、別記第二十九号様式、別記第三十号様式、別記第三十九号様式、別記第四十四号様式、別記第四十五号様式、別記第五十三号様式、別記第五十五号様式、別記第五十六号様式、別記第五十八号様式、別記第六十四号様式、別記第六十五号様式、別記第六十七号様式、別記第六十八号様式、別記第七十一号様式、別記第七十三号様式、別記第七十四号様式、別記第七十五号様式、別記第七十六号様式、別記第七十七号様式、別記第七十九号様式、別記第八十三号様式及び別記第八十四号様式の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式、別記第六号の五様式、別記第七号の三様式、別記第八号様式、別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十二号様式、別記第十四号様式、別記第十六号様式、別記第二十号様式、別記第二十一号様式、別記第二十二号様式、別記第二十七号様式、別記第二十九号様式、別記第三十号様式、別記第三十九号様式、別記第四十四号様式、別記第四十五号様式、別記第五十三号様式、別記第五十五号様式、別記第五十六号様式、別記第五十八号様式、別記第六十四号様式、別記第六十五号様式、別記第六十七号様式、別記第六十八号様式、別記第七十一号様式、別記第七十三号様式、別記第七十四号様式、別記第七十五号様式、別記第七十六号様式、別記第七十七号様式、別記第七十九号様式、別記第八十三号様式及び別記第八十四号様式の書面とみなす。

附則（平成八年四月九日法務省令第三二号）

この省令は、平成八年五月十六日から施行する。

附則（平成八年六月三日法務省令第四八号）

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（平成八年二月二〇日法務省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年九月一四日法務省令第四二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一一年三月二六日法務省令第一一〇号）

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式及び別記第六号の五様式の書面は、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号の四様式及び別記第六号の五様式の書面とみなす。

附則（平成一一年八月一〇日法務省令第三四号）

この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一一年一月一日法務省令第四五号）

この省令は、平成十二年二月十八日から施行する。ただし、別表第一、別表第三及び別表第三の二の改正規定は公布の日から施行する。

附則（平成一二年二月二日法務省令第四四号）

この省令は、平成十二年四月十日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日法務省令第三四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年六月八日法務省令第五七号）

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附則（平成一三年九月二八日法務省令第七〇号）

この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十三年十一月一日から施行する。

附則（平成一三年一月一九日法務省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年二月二八日法務省令第一三三号）

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十六号）の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。ただし、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）第一条第二号、第六条の二第二項及び第四項から第六項まで、第十九条第一項及び第三項、第十九条の三第三項、第二十条第七項（又は別記第七号の四様式）を削る部分を除く。、第二十二條第三項、第二十九條第四項、第四十三條第一項並びに第四十四條第二項第一号及び第二号の改正規定、規則第六十一條の次に一條を加える改正規定、規則第六十二條の改正規定並びに規則別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第六号の四様式の在留資格認定証明書、第六号の五様式の在留資格認定証明書（団体）、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十一号様式及び別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式及び別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号様式及び別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十号様式の再入国許可申請書、別記第四十一号様式及び別記第四十一号の二様式の再入国許可の証印、別記第四十二号様式の再入国許可書、別記第四十四号様式の数次再入国許可取消通知書、別記第六十一号様式の裁決・決定書、別記第六十一号の二様式の裁決通知書、別記第六十二号様式の在留特別許可の証印並びに別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 規則の様式を改める改正規定の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、在留資格の取得の許可の申請、再入国の許可の申請及び難民旅行証明書の交付の申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

3 規則の様式を改める改正規定の施行前に、この省令による改正前の規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき交付され、証印され、又は作成された旧規則別記第六号の四様式の在留資格

格認定証明書、別記第六号の五様式の在留資格認定証明書（団体）、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書、別記第三十一号様式及び別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式及び別記第三十三号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第三十七号様式及び別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十一号様式及び別記第四十一号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十二号様式の再入国許可書、別記第四十四号様式の数次再入国許可取消通知書、別記第六十一号様式の裁決・決定書、別記第六十一号の二様式の裁決通知書並びに別記第六十二号様式の在留特別許可の証印の効力については、なお従前の例による。

4 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第六号の四様式の在留資格認定証明書、第六号の五様式の在留資格認定証明書（団体）、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号の三様式の就労資格証明書、別記第三十号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第三十六号様式の再入国許可書、別記第四十四号様式の数次再入国許可取消通知書、別記第六十一号様式の裁決・決定書、別記第六十一号の二様式の裁決通知書並びに別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書の書面は、規則の様式を改める改正規定の施行後、当分の間、それぞれこの省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第六号の四様式の在留資格認定証明書、別記第六号の五様式の在留資格認定証明書（団体）、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号の三様式の就労資格証明書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第三十六号様式の再入国許可書、別記第四十二号様式の数次再入国許可取消通知書、別記第六十一号の二様式の裁決通知書並びに別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書の書面とみなす。

5 旧規則の規定による別記第三十一号様式及び別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式及び別記第三十三号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第四十一号様式及び別記第四十一号の二様式の在留特別許可の証印は、規則の様式を改める改正規定の施行後、当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第三十一号様式及び別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号様式及び別記第三十三号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第三十七号様式及び別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印並びに別記第三十七号様式及び別記第三十七号の二様式の在留特別許可の証印とみなす。

附 則（平成十四年二月二〇日法務省令第六一號）
この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月七日法務省令第五二號）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年九月一九日法務省令第六七號）
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

2 この省令の施行前に、出入国管理及び難民認定法第十四条第二項の規定に基づき証印されたこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則別記第十八号様式の証印の効力については、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国記録の改正規定 平成十六年九月一日
二 第二十一条の次に一条を加える改正規定、別記第三十号の二様式の次に一様式を加える改正規定並びに別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書の改正規定 平成十六年五月一日

2 出入国管理及び難民認定法施行規則の様式を改める改正規定の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式による上陸の申請、在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請及び再入国の許可の申請は、この省令による改正後の様式による申請とみなす。

3 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国記録の書面は、第一項第一号に掲げる改正規定の施行後一年間は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録及び別記第六号の二様式の再入国記録の書面とみなす。

4 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第三十六号様式の再入国許可申請書、別記第三十六号の二様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書の書面は、第一項第二号に掲げる改正規定の施行後三月間は、新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第三十六号様式の再入国許可申請書、別記第三十六号の二様式の在留資格取得許可申請書及び別記第四十号様式の再入国許可申請書の書面とみなす。

附 則（平成二六年三月一〇日法務省令第一四號）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第五の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月二六日法務省令第五一號）
この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第三条の規定の施行の日（平成十六年八月二日）から施行する。

附 則（平成二六年八月三一日法務省令第五九號）
（施行期日）
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に、この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき証印された旧規則別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の永住許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の二様式の再入国許可の証印の効力については、なお従前の例による。

3 旧規則の規定による別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の永住許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の二様式の再入国許可の証印の効力については、なお従前の例による。

規則の規定による別記第三十一号の二様式の在留資格変更許可の証印、別記第三十三号の二様式の在留期間更新許可の証印、別記第三十五号の二様式の永住許可の証印、別記第三十七号の二様式の在留資格取得許可の証印及び別記第四十一号の二様式の再入国許可の証印とみなす。

附則（平成一六年一月二一日法務省令第七九号）

（施行期日）

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第一条の規定の施行の日（平成十六年十二月二日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録の書面は、施行後一年間は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による別記第六号様式の外国人入国記録の書面とみなす。

（施行期日）

3 旧規則の規定による別記第五十四号様式の口頭審査放棄書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十一号様式の裁決・決定書、別記第六十三号様式の退去強制令書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第五十四号様式の口頭審査放棄書、別記第五十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十一号様式の裁決・決定書、別記第六十三号様式の退去強制令書の書面とみなす。

4 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付され、又は発付された別記第六十一号様式の裁決・決定書、別記第六十三号様式の退去強制令書の効力については、なお従前の例による。

附則（平成一六年二月一〇日法務省令第八五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年一月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六條の二第四項、第十九條第三項、第十九條の三第四項、第二十条第五項、第二十一条第三項、第二十一条の二第四項、第二十二條第三項、第二十四條第三項、第二十五条第二項及び第二十九條第四項の規定による、地方入国管理局長が適当と認められた行政書士については、当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第六條の二第四項、第二十一条の二第四項、第二十二條第二項、第二十四條第三項、第二十五条第二項及び第二十九條第三項の規定による所屬する行政書士会を經由して同会の所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

3 出入国管理及び難民認定法施行規則の様式を改める改正規定の施行の際現に行われているこの省令による改正前の様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申出、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請及び再入国の許可の申請は、この省令による改正後の様式による申出とみなす。

4 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十号の二様式の在留資格変更許可申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書とみなす。

附則（平成一七年一月三一日法務省令第一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の出入国港及び別表第五の施設の改正規定は、平成十七年二月十七日から施行する。

（経過規定）

2 出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）の様式を改める改正規定の施行前に、出入国管理及び難民認定法第二十六条第二項の規定に基づき交付されたこの省令による改正前の規則別記第四十二号様式の再入国許可書の効力については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定による別記第四十二号様式の再入国許可書は、規則の様式を改める改正規定の施行後においても当分の間、それぞれこの省令による改正後の規則の規定による別記第四十二号様式の再入国許可書とみなす。

附則（平成一七年二月二四日法務省令第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

附則（平成一七年四月二八日法務省令第六五号）

（施行期日）

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十三号）第二条の規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請、難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しに対する異議の申出、難民旅行証明書の交付の申請並びに難民旅行証明書の有効期間の延長の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請、難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しに対する異議の申立て、難民旅行証明書の交付の申請並びに難民旅行証明書の有効期間の延長の申請とみなす。

3 旧規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十八号様式の異議申出書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書及び別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書は、この省令の施行後三月間は、それぞれ新規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十八号様式の異議申出書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書及び別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書とみなす。

4 この省令の施行前に難民の認定の申請をした者が出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第二項に規定する在留資格未取得外国人である場合は、当該外国人は、この省令の施行後速やかに写真一葉を当該申請を行った地方入国管理局に提出しなければならない。

5 この省令の施行前に、旧規則第四十三条第一項の規定により交付された裁決・決定書、旧規則第四十四条第一項の規定により旅券にした証印及び交付された証印をした在留資格証明書並びに旧規則第五十八条第二項の規定により交付された通知書の効力については、なお従前の例による。

附則（平成一七年六月二三日法務省令第七四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による別記第六十一号様式の裁決・決定書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、

この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六十一号様式の裁決・決定書の書面とみなす。

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付され、又は発付された別記第六十一号様式の裁決・決定書の効力については、なお従前の例による。

附 則 (平成十八年五月三十一日法務省令第六十二号)

1 この省令は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中新北九州に係る部分は公布の日から、旭川に係る部分は平成十八年六月八日から施行する。

2 別表第三の改正規定の施行の際現にこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。)第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)、及び第二十一条の二第七項の規定により提出されている資料並びに別表第三の二の改正規定の施行の際現に旧規則第二十一条第二項及び第二十一条の二第三項の規定により提出されている資料は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。)、第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)、及び第二十一条の二第七項の規定により提出された資料並びに新規則第二十一条第二項及び第二十一条の二第三項の規定により提出された資料とみなす。

3 別表第四の改正規定の施行の際現に旧規則第六条の二第三項に規定する代理人によりされている在留資格認定証明書の交付の申請は、新規則第六条の二第三項に規定する代理人によりされている在留資格認定証明書の交付の申請とみなす。

4 様式の改正規定の施行の際現に旧規則第六十条の二第一項、第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定により提出されている申請書は、それぞれ新規則第六十条の二第一項、第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定により提出された申請書とみなす。

附 則 (平成十八年六月八日法務省令第六十三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十八年六月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。))の規定による別記第七十一号の三様式の出国命令書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第七十一号の三様式の出国命令書の書面とみなす。

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第七十一号の三様式の出国命令書の効力については、なお従前の例による。

附 則 (平成十八年一〇月二四日法務省令第八十一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十八年十一月二十四日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。))第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項並びに第二十一条の二第三項及び第七項の規定により提出されている資料は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新規則」という。))第六条、第六条の二第二項、第二十条第二項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項並びに第二十一条の二第三項及び第七項の規定により提出された資料とみなす。

3 この省令の施行の際現に行われている旧規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請は、在留資格の変更の許可の申請及び在留期間の更新の許可の申請は、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請及び在留期間の更新の許可の申請とみなす。

4 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書及び別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書及び別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附 則 (平成十八年二月二〇日法務省令第八十六号)

(施行期日)

この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年二月一日)から施行する。

附 則 (平成十九年八月一日法務省令第四十五号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧規則」という。))の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面とみなす。

3 この省令の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第十四号様式の仮上陸許可書の効力については、なお従前の例による。

附 則 (平成十九年一〇月三十一日法務省令第六十一号)

(施行期日)

1 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成十九年十一月二十日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国入国記録、別記第三十七号の十八様式の外国人出国記録及び別記第三十七号の十九様式の再入国出国記録の書面は、施行後一年間は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式の再入国入国記録、別記第三十七号の十八様式の外国人出国記録及び別記第三十七号の十九様式の再入国出国記録の書面とみなす。

附 則 (平成二〇年三月三十一日法務省令第一三三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行うものとしての認定を受けた事業等を定める省令の廃止)

2 日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行うものとしての認定を受けた事業等を定める省令(平成十三年法務省令第五十六号)は、廃止する。

附 則 (平成二〇年五月二六日法務省令第三八号)

この省令は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法務省令第四三三号)

この省令は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十年政令第九十七号)の施行の日から、第三条の規定はこの省令の公布の日から施行し、同条の規定による改正後の地方入国管理局組織規則の規定は、平成二十年四月十四日から適用する。

附 則 (平成二〇年八月二九日法務省令第五〇号)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
附則（平成二〇年一〇月三一日法務省令第六〇号）
 この省令は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成二〇年一二月一七日法務省令第六一号）

（施行期日）
 1 この省令は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の施行の日から施行する。
（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第六條の二第四項第一号又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令表の法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第三号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二條第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附則（平成二〇年一二月一五日法務省令第七二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月三日法務省令第二九号）

（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十一年六月四日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の改正規定の施行の際現に改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六條、第六條の二第二項、第二十二條の二第七項の規定により提出されている資料は、それぞれ改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第六條、第六條の二第二項、第二十二條第二項（第二十四條第三項において準用する場合を含む。）又は第二十一條の二第七項の規定により提出された資料とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に行われている旧規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請は、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請とみなす。

第四条 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の二様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号様式の再入国許可申請書とみなす。

第五条 旧規則の規定による別記第二十九号の三様式の就労資格証明書の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新規則の規定による別記第二十九号の四様式の就労資格証明書の書面とみなす。

第六条 この省令の改正規定の施行前に、旧規則の規定に基づき交付された別記第二十九号の三様式による就労資格証明書の効力については、なお従前の例による。

附則（平成二二年一二月二五日法務省令第四九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）別表第二の家族滞在の項の改正規定、規則別記第二十一号様式の乗員上陸許可書（裏）（二）、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書（裏）（一）、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書及び別記第七十四号様式の難民認定申請書の改正規定、附則第二条、第三条並びに第九条から第十二条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第六條に規定する在留資格認定証明書の交付については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）第六十四條から第六十六條までの規定を適用する。

第三条 改正法附則第六條に規定する申請については、この省令の施行前においても、新規則別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三の技能実習の項の規定、別表第四の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習）の項の規定を適用する。

第四条 施行日前に在留資格認定証明書の交付を受け又は査証を受けた者（出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第五十号）附則第三条各号のいずれかに該当する場合に限る。）及び施行日後に在留資格認定証明書の交付を受けた者（同条の規定によりなお従前の例によることとされた場合に限る。）で、施行日後に法第六條第二項の申請を行ったものに係る新規則第六條の適用のうち、改正法施行前の法別表第一の四の表の研修の在留資格に係るものについては、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行の際現に法別表第一の四の表の研修又は第一の五の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留している外国人であつて、この省令の施行日以後に法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者が、同日前にあらかじめ行う在留資格の変更の許可の申請については、新規則別記第三十号様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三の技能実習の項の規定を適用する。

第六条 この省令の施行の際現に改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）第六條、第六條の二第二項、第二十二條第二項（第二十四條第三項において準用する場合を含む。）第二十一條第二項又は第二十一條の二第七項の規定により提出された資料は、附則第三条の規定の適用を受け及び附則第四条の規定により、なお従前の例によることとされた場合を除き、それぞれ新規則第六條、第六條の二第二項、第二十二條第二項（第二十四條第三項において準用する場合を含む。）第二十一條第二項又は第二十一條の二第七項の規定により提出された資料とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に行われている旧規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請は、附則第三条の規定の適用を受け及び附則第四条の規定により、なお従前の例によることとされた場合を除き、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、資格外活動の許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請、申請内容の変更の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の許可の申請又は再入国の許可の申請とみなす。

第八条 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書（申請人等作成用2 Q（研修）、申請人等作成用3 Q（研修）を除く）、別記第二十八号様式の資格外

申請書（申請人等作成用2 Q（研修）、申請人等作成用3 Q（研修）を除く）、別記第二十八号様式の資格外

活動許可申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書（申請人等作成用2 Q（「研修」）、申請人等作成用3 Q（「研修」）及び申請人等作成用2 S（「特定活動」（技能実習）を除く。）、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書（申請人等作成用2 Q（「研修」）、申請人等作成用3 Q（「研修」）及び申請人等作成用2 S（「特定活動」（技能実習）を除く。）、別記第三十号の三様式の申請内容変更申請書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書は、附則第三条の規定の適用を受ける場合を除き、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申請書、別記第三十号の四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

第九條 附則第一条ただし書に規定する規定（以下「平成二十二年一月改正規定」という。）の施行の際に行われている、同規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「平成二十二年一月改正前規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請は、同規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「平成二十二年一月改正規則」という。）に規定する様式による難民の認定の申請とみなす。

第十條 平成二十二年一月改正前規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書は、平成二十二年一月改正規定の施行後においても当分の間、平成二十二年一月改正規則の規定による別記第七十四号様式の難民認定申請書とみなす。

第十一條 平成二十二年一月改正前規則の規定による別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書面は、平成二十二年一月改正規定の施行後においても当分の間、それぞれ平成二十二年一月改正規則の規定による別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書面とみなす。

第十二條 平成二十二年一月改正規定の施行前に、平成二十二年一月改正前規則の規定に基づき交付された別記第二十一号様式の乗員上陸許可書、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書及び別記第二十九号の四様式の就労資格証明書の効力については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月九日法務省令第五号）
この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法務省令第九号）
（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）第五十六條の二第二項、別記第十六号の二様式及び別記第五十号様式の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第四条の二第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に、外国人に、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二十六條第一項の規定により再入国の許可を与えた場合、法第六十一條の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書を交付した場合若しくは法第七條の二第一項の規定により証明書を交付した場合又は外国人が旅券に日本国領事官等の査証を受けた場合は、適用しない。

第三条 この省令の施行の際に行われているこの省令による改正前の規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、

在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条 施行日前に、出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第十号。以下「改正基準省令」という。）による改正前の出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二十二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七條の二第二項に基づき交付した証明書は、改正基準省令による改正後の基準省令の法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七條の二第二項に基づき交付した証明書とみなす。

第五条 改正法附則第五條第二項の規定により留学の在留資格をもって在留するものとみなされる者で、この省令の施行の際に規則第二十条第一項の申請（留学の在留資格への変更に係るものに限る。）を行っている者は、施行日において規則第二十一条の二第一項の申出をしたものとみなす。

第六条 施行日前に、改正法による改正前の法別表第一の四の表の就学の在留資格をもって在留している者（改正法附則第五條第二項の規定により留学の在留資格をもって在留するものとみなされる者を除く。）で、この省令の施行の際に規則第二十一条第一項の申請を行っている者は、施行日において規則第二十一条の二第五項の申出をしたものとみなす。

第七条 施行日前に、改正法による改正前の法別表第一の四の表の就学の在留資格をもって在留している者で、この省令の施行の際に規則第二十条第一項の申請（就学の在留資格への変更に係るものに限る。）を行っている者は、施行日において規則第二十一条の二第一項の申出をしたものとみなす。

第八条 旧規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の三様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

第九条 旧規則の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書の書面及び別記第五十号様式の収容令書の書面は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規則の規定による別記第十四号様式の仮上陸許可書の書面、別記第二十九号の五様式の就労資格証明書の書面及び別記第五十号様式の収容令書の書面とみなす。

第十条 新規則第六十三條第二項第四号の適用については、改正法による改正前の法別表第一の四の表の就学の在留資格をもって在留する外国人の受入れを行っていた法人は、改正法による改正後の法別表第一の四の表の就学の在留資格をもって在留する外国人の受入れを行っていた法人とみなす。

第十一条 施行日前に法第十九條第一項の規定に違反する行為を行った者に対する退去強制については、なお従前の例による。

第十二條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年九月九日法務省令第三〇号）
この省令は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

附則（平成二十二年二月一七日法務省令第四一號）
この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成二十三年八月二六日法務省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年二月二六日法務省令第四三號） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条(第七項を除く)、第十三条、第二十条(第九項を除く)及び附則第十五条(同条第二項中改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請とみなされる旧外国人登録法第三条第一項又は第七條第一項の規定による申請と併せて行う申出に係る部分を除く。)の規定
改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年一月十三日)

二 第一条中別表第二公用の項の改正規定及び別表第三の二教授の項の前に公用の項を加える改正規定
平成二十四年四月一日

三 附則第十五条第二項(改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請とみなされる旧外国人登録法第三条第一項又は第七條第一項の規定による申請と併せて行う申出に係る部分に限る。)の規定
平成二十四年六月九日

(第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「新入管法施行規則」という。)第四条の二第一項の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に、外国人に、入管法第十二条第一項の規定により上陸を特別に許可した場合、入管法第二十条第三項の規定により在留資格の変更の許可をした場合、入管法第二十一条第三項の規定により在留期間の更新の許可をした場合、入管法第二十二条第二項の規定により永住許可をした場合、入管法第二十三条の二第三項(入管法第二十三条の三において準用する場合を含む。)において準用する入管法第二十条第三項の規定により在留資格の取得の許可をした場合、入管法第二十三条の二第四項(入管法第二十三条の三において準用する場合を含む。)において準用する入管法第二十条第三項の規定により永住者の在留資格の取得の許可をした場合、入管法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可した場合又は入管法第六十一条の二第二項の規定により在留を特別に許可した場合は、適用しない。

第三条 新入管法施行規則第六條、第六條の二第二項、第二十条第二項(第二十四条第五項において準用する場合を含む。)又は第二十一条の三第三項において準用する第二十一条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、改正法附則第七條第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者(在留カードの交付を受けた者を除く。以下「後日交付中長期在留者」という。)に係るときにあつては、同表投資・経営の項の下欄第一号、第二号及び第三号中「在留カード」とあるのは、「旅券」とする。

2 新入管法施行規則第二十一条第二項又は第二十一条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の五の下欄に掲げる資料が後日交付中長期在留者に係るときは、同表投資・経営の項の下欄第二号中「在留カード」とあるのは、「旅券」とする。

第四条 新入管法施行規則第六條、第六條の二第二項、第二十条第二項(第二十四条第五項において準用する場合を含む。)又は第二十一条の三第三項において準用する第二十一条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、登録証明書(以下「登録証明書」という。以下「登録証明書」という。)に係るときにあつては、同表投資・経営の項の下欄第一号、第二号及び第三号、家族滞在の項の下欄第二号、特定活動の項の下欄第三号並びに永住者の配偶者等の項の下欄第一号及び第二号中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する外国人登録証明書」とする。

2 新入管法施行規則第二十一条第二項又は第二十一条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の五の下欄に掲げる資料が登録証明書所持中長期在留者に係るときにあつては、同表投資・経営の項の下欄第二号、家族滞在の項の下欄第二号、特定活動の項の下欄第三号並びに永住者の配偶者等の項の下欄第一号及び第二号中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する外国人登録証明書」とする。

項の下欄第三号及び永住者の配偶者等の項の下欄第二号、家族滞在の項の下欄第二号、特定活動の項の下欄第三号及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する外国人登録証明書」とする。

3 新入管法施行規則第六條、第六條の二第二項、第二十条第二項(第二十四条第五項において準用する場合を含む。)又は第二十一条の三第三項において準用する第二十一条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の下欄に掲げる資料が、登録証明書を改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間において所持する特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。)に規定する特別永住者をいう。)(以下「登録証明書所持特別永住者」という。)に係るときにあつては、同表投資・経営の項の下欄第一号、第二号及び第三号並びに永住者の配偶者等の項の下欄第一号及び第二号中「特別永住者証明書」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する外国人登録証明書」とする。

4 新入管法施行規則第二十一条第二項又は第二十一条の二第三項の規定により提出することとされている新入管法施行規則別表第三の五の下欄に掲げる資料が登録証明書所持特別永住者に係るるときにあつては、同表投資・経営の項の下欄第二号及び永住者の配偶者等の項の下欄第二号中「特別永住者証明書」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する外国人登録証明書」とする。

第五条 新入管法施行規則第七條の二第一項第二号及び第五項第四号、第十九條第二項第一号、第十九條の四第二項第一号、第二十条第四項第一号(新入管法施行規則第二十一条第四項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。)、第二十九條第二項第三号、第五十五條第二項第一号並びに第五十九條第二項の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五條第二項各号に定める期間とする。

3 新入管法施行規則第七條の二第一項第二号及び第五項第四号、第十九條の四第二項第二号、第二十九條第二項第四号、第五十五條第二項第二号並びに第五十九條第二項の規定の適用については、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

4 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八條第二項各号に定める期間とする。

第六条 改正法附則第十三條第六項、第十五條第四項又は第十六條第三項の規定により在留カードを交付する場合における入管法第十九條の四第一項第一号に規定する国籍の属する国又は入管法第二條第五号に規定する地域(以下この条において「国籍・地域」という。)は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する中長期在留者については、新入管法施行規則第十九條の六第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める国籍・地域を記載するものとする。

一 改正法附則第十三條第六項又は第十五條第四項の規定により在留カードを交付する場合
当該中長期在留者の登録証明書の記載に係る国籍・地域

二 改正法附則第十六條第三項の規定により在留カードを交付する場合
当該中長期在留者が現在有する在留資格が記載された旅券を発行した国の国籍又は機関の属する入管法第二條第五号

ロに規定する地域（在留資格が在留資格証明書に記載された場合にあっては、当該在留資格証明書に記載に係る国籍・地域）

第七条 改正法附則第十三条第六項、第十五条第四項又は第十六条第三項の規定により在留カードを交付する場合における新入管法施行規則第十九条の六第六項の適用については、同項中「第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項若しくは第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十一条の三第三項（第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十五条第一項若しくは第五十五条第一項の規定」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）第十二条第一項、第十四条第一項若しくは第十五条第一項の規定」とする。

第八条 後日交付中長期在留者であつて、第十一条第二項の規定により旅券に当該後日交付中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号を記載されたもの（以下「第十一条第二項中長期在留者」という。）が入管法第十九条の十六の届出をする場合における新入管法施行規則第十九条の十五の規定の適用については、同条第一項中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）第十一条第二項の規定により記載された当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

2 入管法第十九条の十七の届出が第十一条第二項中長期在留者に係るものであるときは、新入管法施行規則別表第三の四の適用については、同表の一の表受入れの開始の項中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）第十一条第二項の規定により記載された当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

第九条 登録証明書所持中長期在留者が入管法第十九条の十六の届出をする場合における新入管法施行規則第十九条の十五の規定の適用については、同条第一項中「在留カードの番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

2 入管法第十九条の十七の届出が登録証明書所持中長期在留者に係るものであるときは、新入管法施行規則別表第三の四の適用については、同表の一の表受入れの開始の項中「在留カードの番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

第十条 後日交付中長期在留者に対する新入管法施行規則第二十九条の二第二項の適用については、同項中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七条第一項の規定により後日交付中長期在留者に交付する旨の記載を受けた旅券」とする。

第十一条 登録証明書所持中長期在留者に対する新入管法施行規則第二十九条の二第二項の規定の適用については、同項中「在留カード」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書」とする。

第十二条 新入管法施行規則別記第六号の三様式、別記第二十八号様式、別記第二十九号の五様式、別記第二十九号の十様式から別記第二十九号の十二様式まで、別記第三十号様式、別記第七十四号の二様式、別記第三十四号様式、別記第四十号様式、別記第四十三号様式、別記第七十四号の九様式、別記第八十号様式若しくは別記第八十二号様式の申請書又は新入管法施行規則別記第二十九号の九様式の届出書中在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載することとされている項は、当該記載に係る中長期在留者又は特別永住者が附則別表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する項とする。

第十三条 新入管法施行規則別記第二十九号様式の資格外活動許可書、別記第二十九号の二様式の証印、別記第二十九号の六様式の就労資格証明書及び別記第四十二号様式の再入国許可書中在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載することとされている項は、当該記載に係る中長期在留者又は特別永住者が附則別表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載する項とする。

第十四条 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）附則第四条の規定により読み替えて適用される同令第二条第二号が規定する届出をした中長期在留者が提出すべき在留カードの番号に代わるものとして法務省令で定める事項は、第十一条第二項中長期在留者にあつては第十一条第二項の規定により当該第十一条第二項中長期在留者の旅券に記載された当該第十一条第二項中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号とし、後日交付中長期在留者（第十一条第二項中長期在留者を除く。）にあっては当該後日交付中長期在留者の旅券に当該後日交付中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号が記載されていない旨とする。

第十五条 予定中長期在留者であつて、新入管法施行規則第十九条の七第一項の申出をしようとするものは、施行日前においても、その申出をすることができる。

2 前項の申出は、改正法附則第十三条第一項の規定による申請（同条第五項の規定により同条第一項の規定による申請とみなされる申請を含む。）又は改正法附則第十六条第二項の規定により改正法施行日において同条第一項の規定による申請とみなされる旧外国人登録法第三条第一項若しくは第七条第一項の規定による申請と併せて行わなければならない。

第十六条 改正法附則第十五条第三項の規定による申請又は改正法附則第十六条第一項の規定による申請をしようとする中長期在留者は、新入管法施行規則第十九条の七第三項の規定にかかわらず、これらの申請に併せて同条第一項の申出をすることができる。

第十七条 この省令の施行の際現に行われている第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧入管法施行規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、上陸の申請、寄港地上陸の許可の申請、通過上陸の許可の申請、乗員上陸の許可の申請、緊急上陸の許可の申請、遭難による上陸の許可の申請、一時庇護のための上陸の許可の申請、資格外活動許可の申請、就労資格証明書の交付の申請、在留資格の変更の申請、在留期間の更新の申請、永住許可の申請、就労資格証明書の取得の申請、利害関係人の参加の許可の申請、意見の聴取の期日又は場所の変更の申請、代理人の出頭の出頭、資料の閲覧の申請、再入国の許可の申請、再入国の許可の有効期間の延長の申請、難民旅行証明書の交付の申請又は難民旅行証明書の有効期間の延長の申請、上陸の申請、寄港地上陸の許可の申請、通過上陸の許可の申請、乗員上陸の許可の申請、緊急上陸の許可の申請、遭難による上陸の許可の申請、一時庇護のための上陸の許可の申請、資格外活動許可の申請、就労資格証明書の取得の申請、利害関係人の参加の許可の申請、在留期間の更新の申請、永住許可の申請、在留資格の取得の申請、利害関係人の参加の許可の申請、意見の聴取の期日又は場所の変更の申請、代理人の出頭の出頭、資料の閲覧の申請、再入国の許可の申請、再入国の許可の有効期間の延長の申請、難民旅行証明書の交付の申請又は難民旅行証明書の有効期間の延長の申請とみなす。

2 旧入管法施行規則に規定する様式による入管法第十一項に規定する異議の申出、第四十
八条第一項に規定する口頭審理の請求、第四十九條第一項に規定する異議の申出又は第六十一條
の二の九第一項の規定による異議申立ては、それぞれ新入管法施行規則に規定する様式による入
管法第十一項に規定する異議の申出、第四十八條第一項に規定する口頭審理の請求、第四
十九條第一項に規定する異議の申出又は第六十一條の二の九第一項の規定による異議申立てとみ
なす。

3 旧入管法施行規則に規定する様式の書面にした入管法第十條第十一項に規定する異議を申し出
ない旨の署名、第四十七條第五項に規定する口頭審理の請求をしない旨の署名、第四十八條第九
項に規定する異議を申し出ない旨の署名は、それぞれ新入管法施行規則に規定する様式の書面に
した入管法第十條第十一項に規定する異議を申し出ない旨の署名、第四十七條第五項に規定する
口頭審理の請求をしない旨の署名、第四十八條第九項に規定する異議を申し出ない旨の署名とみ
なす。

第十八条 旧入管法施行規則の規定による別記第六号様式の外国人入国記録、別記第六号の二様式

の再入国入国記録、別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第十号様式の異
議申出放棄書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十七号様式の寄港地上陸通過上陸許可申
請書、別記第二十号様式の乗員上陸許可申請書、別記第二十二号の二様式の数次乗員上陸許可申
請書、別記第二十三号様式の緊急上陸許可申請書、別記第二十五号様式の遭難による上陸許可申
請書、別記第二十六号の二様式の一時庇護のための上陸許可に関する申告書、別記第二十八号様
式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十
号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三
十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永住許可申請書、別記第三十六号様
式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の十八様式の外国人入国記録、別記第三十七号の
十九様式の再入国入国記録、別記第四十号様式の再入国許可申請書、別記第四十三号様式の再入
国許可の有効期間延長許可申請書、別記第四十九号様式の異議申出放棄書、別記第六十号様式の
異議申出書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第七十一号の四様式の出国期限延長
申出書、別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十六号の六様式の仮滞在期間更新申請
書、別記第七十八号様式の異議申立書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書、別記第
八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書又は別記第八十四号様式の手数料納付書は、
施行日後においても、当分の間、それぞれ新入管法施行規則の規定による別記第六号様式の外国
人入国記録、別記第六号の二様式の再入国入国記録、別記第六号の三様式の在留資格認定証明書
交付申請書、別記第十号様式の異議申出放棄書、別記第十三号様式の異議申出書、別記第十七号
様式の寄港地上陸通過上陸許可申請書、別記第二十号様式の乗員上陸許可申請書、別記第二十
二号の二様式の数次乗員上陸許可申請書、別記第二十三号様式の緊急上陸許可申請書、別記第二
十五号様式の遭難による上陸許可申請書、別記第二十六号の二様式の一時庇護のための上陸許可に
関する申告書、別記第二十八号様式の資格外活動許可申請書、別記第二十九号の五様式の就労資
格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在
留期間更新許可申請書、別記第三十号の三様式の申請内容変更申出書、別記第三十四号様式の永
住許可申請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第三十七号の十八様式の外
国人入国記録、別記第三十七号の十九様式の再入国入国記録、別記第四十号様式の再入国許可申
請書、別記第四十三号様式の再入国許可の有効期間延長許可申請書、別記第五十九号様式の異議
申出放棄書、別記第六十号様式の異議申出書、別記第六十六号様式の仮放免許可申請書、別記第
七十一号の四様式の出国期限延長申出書、別記第七十四号様式の難民認定申請書、別記第七十六
号の六様式の仮滞在期間更新申請書、別記第七十八号様式の異議申立書、別記第八十号様式の難
民旅行証明書交付申請書、別記第八十二号様式の難民旅行証明書有効期間延長申請書又は別記第
八十四号様式の手数料納付書とみなす。

2 前項の場合において、前項に規定する旧入管法施行規則の規定による申請書（別記第七十六号
の六様式の仮滞在期間更新申請書を除く。）中登録証明書の登録番号を記載することとされてい

る項は、在留カードの番号を記載する項（別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請
書、別記第二十九号の四様式の就労資格証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許
可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書、別記第三十四号様式の永住許可申
請書、別記第三十六号様式の在留資格取得許可申請書、別記第四十号様式の再入国許可申請書、
別記第四十三号様式の再入国許可の有効期間延長許可申請書、別記第七十四号様式の難民認定申
請書、別記第八十号様式の難民旅行証明書交付申請書及び別記第八十二号様式の難民旅行証明
書有効期間延長申請書にあつては在留カードの番号又は特別永住者証明書の番号を記載する項）と
する。

3 附則第十二條の規定は、前項の規定により在留カードの番号又は在留カードの番号若しくは特
別永住者証明書の番号を記載することとされる項に記載をする場合に準用する。

第十九条 旧入管法施行規則の規定による別記第六号の四様式の在留資格認定証明書の書面、別記

第六号の六様式の在留資格認定証明書（団体）の書面、別記第七号の四様式の指定書の書面、別記
第八号様式の通知書の書面、別記第九号様式の認定通知書の書面、別記第十一号様式の退去命
令書の書面、別記第十二号様式の退去命令通知書の書面、別記第十四号様式の仮上陸許可書の書
面、別記第十六号様式の保証金没取通知書の書面、別記第二十一号様式の乗員上陸許可書の書
面、別記第二十二号様式の指紋原紙の書面、別記第二十二号の三様式の数次乗員上陸許可書の書
面、別記第二十二号の四様式の数次乗員上陸許可取消通知書の書面、別記第二十二号の五様式の
数次乗員上陸許可取消通知書の書面、別記第二十四号様式の緊急上陸許可書の書面、別記第二
十六号様式の遭難による上陸許可書の書面、別記第二十七号様式の一時庇護許可書の書面、別記第
二十九号様式の資格外活動許可書の書面、別記第二十九号の五様式の就労資格証明書の書面、別
記第三十一号の三様式の指定書の書面、別記第三十二号様式の在留資格証明書の書面、別記第四
十二号様式の再入国許可書の書面及び別記第七十五号様式の難民認定証明書の書面は、施行日後
においても、当分の間、それぞれ新入管法施行規則の規定による別記第六号の四様式の在留資格
認定証明書の書面、別記第八号様式の通知書の書面、別記第九号様式の認定通知書の書面、別
記第十一号様式の退去命令書の書面、別記第十二号様式の退去命令通知書の書面、別記第十四
号様式の仮上陸許可書の書面、別記第十六号様式の保証金没取通知書の書面、別記第二十一号様
式の乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号様式の指紋原紙の書面、別記第二十二号の三様式の数
次乗員上陸許可書の書面、別記第二十二号の四様式の数次乗員上陸許可取消通知書の書面、別記
第二十二号の五様式の数次乗員上陸許可取消通知書の書面、別記第二十四号様式の緊急上陸許可
書の書面、別記第二十六号様式の遭難による上陸許可書の書面、別記第二十七号様式の一時庇護
許可書の書面、別記第二十九号様式の資格外活動許可書の書面、別記第二十九号の六様式の就労
資格証明書の書面、別記第三十一号の三様式の指定書の書面、別記第三十二号様式の在留資格証
明書の書面、別記第四十二号様式の再入国許可書の書面及び別記第七十五号様式の難民認定証明
書の書面とみなす。

2 前項の場合において、旧入管法施行規則別記第二十九号様式の資格外活動許可書の書面中登録
証明書の登録番号を記載することとされている項は在留カードの番号を記載する項とし、旧入管
法施行規則別記第二十九号の五様式の就労資格証明書の書面及び別記第四十二号様式の再入国許
可書の書面中登録証明書の登録番号を記載することとされている項は在留カードの番号又は特別
永住者証明書の番号を記載する項とする。

3 附則第十三條の規定は、前項の規定により在留カードの番号又は在留カードの番号若しくは特
別永住者証明書の番号を記載することとされる項に記載をする場合に準用する。

第二十条 改正法施行日前に入管法施行規則第六條の二第四項第二号又は第十九條第三項第二号の

規定により地方入国管理局長に届け出た者は、新入管法施行規則第五十九條の六第二項第一号の
規定により地方入国管理局長に届け出た者とみなす。

第二十一条 新入管法施行規則第十九條の六第二項の適用においては、施行日前に交付された旧入

管法施行規則別記第三十二号様式の在留資格証明書及び別記第七十五号様式の難民認定証明書並

びに施行日前にされた入管法第五十条第一項の規定による許可に係る旧入管法施行規則別記第六十一号様式の裁決・決定書及び入管法第六十一条の二の二第二項の規定による許可に係る旧入管法施行規則別記第七十六号の二様式の決定書は、それぞれ新入管法施行規則別記第三十二号様式の在留資格証明書及び別記第七十五号様式の難民認定証明書並びに別記第六十一号様式の裁決・決定書及び別記第七十六号の二様式の決定書とみなす。

第二十二條 新入管法施行規則第二十五条の四から第二十五条の十四まで及び第二十九条の三第一項第一号の規定の適用については、旧入管法施行規則第二十五条の六第一項本文の規定による意見聴取通知書により改正法第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（この条において「旧入管法」という。）第二十一条の四第三項の規定による通知を受けた者を入管法第二十条の四第三項本文の規定による意見聴取通知書の送達を受けた者と、旧入管法施行規則第二十五条の六第一項ただし書きの規定により旧入管法第二十一条の四第三項の規定による通知を受けた者を入管法第二十一条の四第三項ただし書きの規定による通知を受けた者と、それぞれみなす。

第二十三條 旧入管法施行規則第二十五条の十四の規定による出国期間等指定書の交付を受けた者に係る出国の確認の手續については、なお従前の例による。

附則別表（附則第十二條、附則第十三條関係）

第十一條第二項中長期在留者	第十一條第二項の規定により当該第十一條第二項中長期在留者の旅券に記載された当該第十一條第二項中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号
登録証明書所持中長期在留者	当該登録証明書所持中長期在留者が所持する登録証明書の登録番号
登録証明書所持特別永住者	当該登録証明書所持特別永住者が所持する登録証明書の登録番号

附則（平成二十四年三月三〇日法務省令第一号）抄
（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年六月一五日法務省令第二十六号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年六月二五日法務省令第二十八号）抄
（施行期日）
 第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に關する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十四年九月二八日法務省令第三十六号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年九月二八日法務省令第三十七号）抄
（施行期日）
 第一条 この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

動（留学）の項に係る部分に限る。）の改正規定、別記第六号の三様式の申請人等作成用2 P（留学）、申請人等作成用3 P（留学）及び所属機関等作成用1 P（留学）の改正規定、別記第六号の六様式の次に一様式を加える改正規定、別記第七号様式の次に四様式を加える改正規定、別記第三十号様式の申請人等作成用2 P（留学）、申請人等作成用3 P（留学）及び所属機関等作成用1 P（留学）及び別記第三十号の二様式の申請人等作成用2 P（留学）、申請人等作成用3 P（留学）及び所属機関等作成用1 P（留学）の改正規定並びに次条及び附則第八条の規定 平成二十七年一月一日

二 第十九条第三項の改正規定 平成二十七年二月一日

（経過措置）

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第四条に規定する申請については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規規則」という。）別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規規則別表第三（高度専門職、経営・管理及び技術・人文知識・国際業務の項に係る部分に限る。）及び別表第四（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動（高度専門職）、法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（経営・管理）及び法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動（技術・人文知識・国際業務）に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第三条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、附則第二条の規定の適用を受ける場合を除き、それぞれ新規規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、附則第二条の規定の適用を受ける場合を除き、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

第五条 施行日前に、出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年法務省令第三十五号。以下「改正基準省令」という。）による改正前の出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号。以下「基準省令」という。）の法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七号の二第一項に基づき交付した証明書は、改正基準省令による改正後の基準省令の法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなす。

第六条 施行日前に、改正基準省令による改正前の基準省令の法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項又は法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の基準に適合するとして法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなす。

第七条 改正法附則第三条第二項の規定により技術・人文知識・国際業務の在留資格をもって在留するものとみなされる者で、この省令の施行の際現に出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）第二十条第一項の申請（技術又は人文知識・国際業務の在留資格への変更に係るものに限る。）を行っている者は、施行日において規則第二十一条の二第一項の申出をしたものとみなす。

第八条 当分の間、新規規則第十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「別記第六号の様式」とあるのは、「別記第六号様式又は別記第六号の七様式」とする。

附則（平成二十七年七月一日法務省令第三十六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年二月二八日法務省令第五八号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六十一条の三第一項の改正規定は平成二十八年一月一日から、第十九条第五項の改正規定は同年六月二十三日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式、別記第六号の二様式及び別記第三十七条の十九様式の書面は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第六号様式、別記第六号の二様式及び別記第三十七号の十九様式の書面とみなす。

附則（平成二十八年三月二三日法務省令第一〇号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為又は難民の認定の取消しについての不服申立てであつて、この省令の施行前にされた処分又はこの省令の施行前にされた難民の認定の申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月三一日法務省令第一六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、別記第六号の三様式申請人等作成用2 O（興行）、同様式申請人等作成用3 O（興行）、別記第三十号様式申請人等作成用2 O（興行）、同様式申請人等作成用3 O（興行）、別記第三十号の二様式申請人等作成用2 O（興行）及び同様式申請人等作成用3 O（興行）の改正規定並びに次条は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から、別記第四十四号の二様式の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の日後においても、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附則（平成二十八年七月二二日法務省令第三十九号）
（施行期日）

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附則（平成二十八年一月一七日法務省令第四四号）
この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。

附則（平成二十八年二月二六日法務省令第四六号）
この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成二十九年四月七日法務省令第一九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項及び法別表第一

の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに附則第五条及び第七条の規定 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日

二 次条の規定 改正法附則第一条第一号に定める日

三 第一条中別記第六号の三様式申請人等作成用1（表）、別記第六号の三様式申請人等作成用1（裏）、別記第三十号様式申請人等作成用1（裏）及び別記第三十号の二様式申請人等作成用1（裏）の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定 この条本文に定める日又は第一号に定める日のいずれか早い日

（経過措置）

第二条 改正法附則第四条に規定する申請については、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）別記第六号の三様式による申請書を提出するものとし、新規則別表第三（介護の項に係る部分に限る。）及び別表第四（法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動（介護）の項に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第三条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（次条において「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、それぞれ新規則に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第四条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、附則第二条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

（調整規定）

第七条 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年法務省令第三十九号）の施行の日（平成二十九年八月一日）が附則第一条第一号に定める日後となる場合には、第二条中「第六十三号から第六十六号まで」とあるのは「第六十四号から第六十六号まで」とし、同省令中第六十三号の改正規定を「第六十三号を削る。」とする。

附則（平成二十九年五月一日法務省令第二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にした法第六十一条の二第一項の規定による申請については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年五月二九日法務省令第二三三号）

この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。

附則（平成二十九年六月六日法務省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年九月一九日法務省令第三〇号）

この省令は、平成二十九年十月十八日から施行する。

附則（平成三〇年四月二〇日法務省令第一七号）

この省令は、平成三十年四月二十三日から施行する。

附則（平成三〇年七月六日法務省令第一九号）

この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成三〇年九月四日法務省令第二二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附則（平成三〇年九月一〇日法務省令第二二二号）

この省令は、平成三十年十月三日から施行する。

附則（平成三〇年二月二八日法務省令第三二二号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

附則（平成三一年三月一五日法務省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、申出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、証印され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、調書、収容令書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第七

条第一項の規定により旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。）であつて、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令第十一号第二項の規定により旅券に当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号を記載されたものに係る出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）による改正後の出入国管理及び難民認定法第十九条の十八第一項の届出におけるこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十七第一項及び第十九条の十八第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「在留カードの番号」とあるのは、「旅券に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）第十一号第二項の規定により記載された当該中長期在留者に交付することを予定する在留カードの番号」とする。

第六条 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十条の二の特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間には、次に掲げる活動のいずれかを指定されて特定活動の在留資格をもつて在留した期間を含むものとする。

一 技能実習の在留資格をもつて在留していた者が、実習実施者（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第六項に定める実習実施者をいう。）であつた本邦の公私の機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

二 特定活動の在留資格（本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて建設業務に従事する活動を指定されたものに限る。）をもつて在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

三 特定活動の在留資格（本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画又は企業単独型適正監理計画に基づき、当該機関との契約に基づいて造船業務に従事する活動を指定されたものに限る。）をもつて在留していた者が、当該機関との契約に基づいて、引き続き当該機関において当該在留していたときと同種の業務に従事する活動

四 特定技能の在留資格をもつて在留することを希望する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の業務に従事する活動

2 この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則第二十一条の二の特定技能の在留資格をもつて本邦に在留した期間についても、前項と同様とする。

附則（平成三十一年三月二日法務省令第九号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月二十五日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請又は再入国の許可の申請は、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請、在留期間の更新の許可の申請又は再入国の許可の申請とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

書、別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書又は別記第四十号様式の再入国許可申請書とみなす。

附則（平成三十一年四月二六日法務省令第三三号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧規則に規定する様式の書面は、この省令の施行の日後においても、当分の間、新規則に規定する相当様式の書面とみなす。

附則（令和元年六月二六日法務省令第五号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による裁決は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による裁決とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第七十九号の五様式の裁決書は、この省令の施行の日以後においても、当分の間、新規則に規定する別記第七十九号の五様式の裁決書とみなす。

第四条 当分の間、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年法務省令第十号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則第五十八条の七及び別記第七十九号の二様式の規定の適用については、同条第一項中「署名した」とあるのは「これに署名し、又は記名押印した」と、同条第二項中「連署した」とあるのは「これに署名し、又は記名押印した」と、同様式

中「
国 籍 ・ 地 域
住 居 申 立 番 号
_____」
とあるのは「
国 籍 ・ 地 域
住 居 申 立 番 号
_____」
とする。この場合においては、前二条の規定を準用する。

附則（令和元年六月二八日法務省令第一〇号）
（施行期日）
第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、申出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

附則（令和元年七月一日法務省令第二四号）

この省令は、令和元年七月二十四日から施行する。

附則（令和元年七月二三日法務省令第二十七号）

この省令は、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（令和元年法務省令第二十四号）の施行の日（令和元年七月二十四日）から施行する。

附則（令和元年八月二〇日法務省令第二十九号）

この省令は、令和元年九月十四日から施行する。

附則（令和元年十二月二三日法務省令第四十五号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年三月六日法務省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年三月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による申請とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第七号の六様式の申請書は、この省令の施行の日以後においても、当分の間、新規則に規定する別記第七号の六様式の申請書とみなす。

附則（令和二年三月一七日法務省令第四号）

この省令は、令和二年三月二十四日から施行する。

附則（令和二年三月一七日法務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法務省令第二十六号）

この省令は、令和二年三月三十一日から施行する。

附則（令和二年四月一日法務省令第三十一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による申請とみなす。

第三条 旧規則に規定する別記第六号様式、別記第六号の二様式及び別記第六号の七様式の書面は、この省令の施行の日以後においても、当分の間、新規則に規定する別記第六号様式、別記第六号の二様式及び別記第六号の七様式の書面とみなす。

附則（令和二年五月二九日法務省令第三十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年十二月二八日法務省令第五十八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行前に、旧省令の規定により作成された文書の効力については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月二六日法務省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年三月十日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧規則に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新規則に規定する相当様式の書面とみなす。

附則（令和三年三月九日法務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三〇日法務省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年四月二六日法務省令第二十九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年六月九日法務省令第三三三号）

この省令は、令和三年六月三十日から施行する。

附則（令和三年十二月九日法務省令第四四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年三月九日法務省令第八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年三月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条 旧規則に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新規則に規定する相当様式の書面とみなす。

附則（令和四年六月一四日法務省令第三三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十二月三十一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行前に、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定に基づき交付された改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「規則」という。)別記第八十一号様式の難民旅行証明書の効力については、なお従前の例による。
第三条 改正前の規則別記第八十一号様式の難民旅行証明書は、この省令の施行後においても当分の間、改正後の規則別記第八十一号様式の難民旅行証明書とみなす。

附 則 (令和五年三月一七日法務省令第四号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月二七日法務省令第七号)
 (施行期日)
 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年三月二九日法務省令第八号) 抄

(施行期日)
 1 この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附 則 (令和五年四月一四日法務省令第二四号)
 この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。

附 則 (令和五年四月二〇日法務省令第二六号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月三一日法務省令第二九号)
 (施行期日)
 この省令は、令和五年八月一日から施行する。

(経過措置)
 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年一〇月二五日法務省令第三八号)
 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年一一月六日法務省令第三九号)
 (施行期日)
 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第二条 この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第二十六号の二様式、別記第七十四号様式、別記第七十四号の二様式、別記第七十六号の六様式、別記第七十八号様式及び別記第七十八号の二様式の書面は、この省令の施行後においても、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第二十六号の二様式、別記第七十四号様式及び別記第七十四号の二様式(いずれも出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項の申請に用いる場合に限る。)、別記第七十六号の六様式、別記第七十八号様式並びに別記第七十八号の二様式の書面とみなす。

附 則 (令和六年三月二九日法務省令第一三三号)
 この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。
附 則 (令和六年四月二二日法務省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和六年四月二六日法務省令第三四号)
 (施行期日)
 この省令は、令和六年四月二十六日から施行する。

(経過措置)
 1 この省令の改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、この省令の施行の後においても、当分の間、それぞれこの省令の改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和六年五月二九日法務省令第三七号) 抄

(施行期日)
 1 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和六年六月十日)から施行する。

(出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に行われている第一条による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「旧入管法規則」という。)に規定する様式による一時庇護のための上陸許可の申請、難民の認定の申請、補完的保護対象者の認定の申請又は難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為、難民の認定の取消し、補完的保護対象者の認定をしない処分(難民の認定を受けていない場合に限る。)、補完的保護対象者の認定の申請に係る不作為若しくは補完的保護対象者の認定の取消しについての審査請求は、それぞれこの省令第一条による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則(次条において「新入管法規則」という。)に規定する相当様式による申請又は審査請求とみなす。

第三条 旧入管法規則に規定する別記第二十六号の二様式、別記第七十四号様式、別記第七十四号の二様式、別記第七十八号様式及び別記第七十八号の二様式の書面は、この省令の施行後においても、当分の間、それぞれ新入管法規則に規定する別記第二十六号の二様式、別記第七十四号様式、別記第七十四号の二様式、別記第七十八号様式及び別記第七十八号の二様式の書面とみなす。

第四条 この省令の施行の日前に旧入管法規則の規定により交付され、証印され、作成され、又は交付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、收容令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

(被收容者処遇規則の廃止)

第五条 被收容者処遇規則(昭和五十六年法務省令第五十九号)は、廃止する。

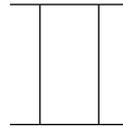
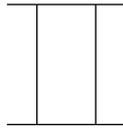
別表第一(第一条関係)

北海道	紋別	港名
	網走	
	花咲	
	釧路	
	苫小牧	
	室蘭	
	函館	
都道府県		

京都 三重 愛知 静岡 福井 石川 富山 新潟 神奈川 東京 千葉 茨城 福島 山形 秋田 宮城 岩手 青森

宮津 尾鷲 四日市 名古屋 衣浦 三河 御前崎 焼津 清水 田子の浦 敦賀 内浦 金沢 七尾 伏木富山 両津 新潟 直江津 三崎 横須賀 横浜 川崎 二見 東京 千葉 木更津 鹿島 常陸那珂 日立 相馬 小名浜 酒田 能代 秋田 船川 仙台 塩釜 石巻 気仙沼 大船渡 釜石 宮古 八戸 青森 石狩 湾新 稚内 留萌 小樽

愛媛 香川 徳島 福岡 山口 山口 広島 岡山 島根 鳥取 和歌山 兵庫 大阪



今治 新居浜 三島川之江 詫間 丸亀 坂出 直島 高松 橘 徳島小松島 関門 萩 宇部 三田尻中関 徳山下松 平生 岩国 広島 鹿川 呉 土生 尾道糸崎 常石 福山 水島 宇野 浜田 境 新宮 和歌山下津 由良 田辺 相生 姫路 東播磨 神戸 尼崎西宮芦屋 大阪 舞鶴

技術・人文知識・国際業務	五年、三年、一年又は三月
企業内転勤	五年、三年、一年又は三月
介護	五年、三年、一年又は三月
興行	五年、一年、六月、三月又は三十日
技能	五年、三年、一年又は三月
特定技能	一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、三年、一年又は六月
技能実習	一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロに掲げる活動を行う者にあつては、二年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
文化活動	三年、一年、六月又は三月
短期滞在	九十日若しくは三十日又は十五日以内の日を単位とする期間
留学	四年三月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
研修	一 外国において医師、看護師又は診療放射線技師に相当する資格を有する外国人であつて、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条第一項の規定により厚生労働大臣の許可を受けて診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）に係る知識及び技能の修得をしようとするもの（以下「診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等」という。）並びに医療で用いる放射線に係る物理学の専門的知識を有する外国人であつて、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等と共に診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能の修得をしようとするものうち、国籍又は住所を有する国において所屬する機関の業務の一環として派遣されるものにあつては、二年、一年、六月又は三月 二 前号に掲げる者以外の者にあつては、一年、六月又は三月
家族滞在	五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
特定活動	一 法別表第一の二の表の告示で定める活動を指定される者（本邦に在留する外国人の扶養を受ける日常的な活動を特に指定される者その他当該外国人に随伴する者であつて法務大臣が別に期間を指定する必要があると認めるものを除く。）にあつては、五年、三年、一年、六月又は三月 二 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定若しくは平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡に基づき保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二十三号）第五条に規定する看護師としての業務に従事する活動又はこれらの協定若しくは交換が完了した書簡に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護福祉士として同項に規定する介護等の業務に従事する活動を指定される者にあつては、三年又は一年

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）	在留資格	外交	公用	教授	芸術	宗教	報道	高度専門職
永住者 日本人の 配偶者等 永住者の 配偶者等 定住者	活動 法別表第一の二の表の外交の項の下欄に掲げる活動	活動 法別表第一の二の表の外交の項の下欄に掲げる活動	活動 法別表第一の二の表の公用の項の下欄に掲げる活動	活動 法別表第一の二の表の教授の項の下欄に掲げる活動	活動 法別表第一の二の表の芸術の項の下欄に掲げる活動	活動 法別表第一の二の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	活動 法別表第一の二の表の報道の項の下欄に掲げる活動	活動 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動
資料	口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書	口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書	口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び用務を証する文書	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書	活動の内容、期間及び地位を証する文書 一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 芸術活動上の業績を明らかにする資料	派遣機関からの派遣期間、地位及び報酬を証する文書 一 派遣機関及び受入機関の概要を明らかにする資料 二 宗教家としての地位及び職歴を証する文書 三 宗教家としての地位及び職歴を証する文書	活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書	一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動を行うおとす場合 イ 本邦において行おうとする活動に於いて、この表の教授の項から報道の項まで又は経営・管理の項から技能の項までのいずれかの下欄に掲げる資料 ロ 本邦において行おうとする次の（一）から（三）までに掲げる活動の区分に応じ、当該（一）から（三）までに掲げる資料 （一） 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動 特別高度人材の基準を定める省令（令和五年法務省令第二十五号。以下「特別高度人材省令」という。）第一号に該当することを明らかにする資料又は出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二

<p>医療・法律・会計業務</p>	<p>法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動</p>
<p>一 招へい機関の概要を明らかにする資料 二 法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動 三 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>	<p>一 法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動を有することを証する文書 二 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 三 事業所の概要を明らかにする資料 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 五 事業の管理に従事しようとする場合は、職歴を証する文書及び大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書</p>	<p>十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料 (2) 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動 特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第二号に該当することを明らかにする資料 (3) 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動 特別高度人材省令第二号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料 二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を行うおととする場合 イ 前号ロに掲げる資料 ロ 高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって本邦に在留しながら同号に掲げる活動を行った期間が三年（特別高度人材（高度専門職省令第一条第一項に規定する特別高度人材をいう。）にあつては、一年）以上であることを明らかにする資料 ハ 素行が善良であることを証する書類 一 次のイからハまでに掲げる資料 イ 事業計画書の写し ロ 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し） ハ 損益計算書その他これに準ずる書類の写し（事業を開始しようとする場合においては、この限りでない。） 二 次のいずれかに掲げる資料 イ 当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人である場合には、当該二人の職員に係る貸金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ 資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料 ハ その他事業の規模を明らかにする資料 三 事業所の概要を明らかにする資料 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 五 事業の管理に従事しようとする場合は、職歴を証する文書及び大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書</p>

<p>介護</p>	<p>法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>研究 法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動</p>
<p>一 招へい機関の概要を明らかにする資料 二 介護福祉士の資格を有することを証する文書 三 基準省令の表の法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号に該当することを明らかにする資料 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>	<p>一 外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書 二 本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料 三 外国の事業所（転勤の直前一年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書 四 外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料 五 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 六 卒業証明書及び経歴を証する文書</p>	<p>一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し 二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料 三 卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>	<p>一 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合 イ 招へい機関の概要を明らかにする資料 ロ 卒業証明書及び職歴その他経歴を証する文書 ハ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する資料 二 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合 イ 外国の事業所と本邦の事業所の関係を示す文書 ロ 本邦の事業所の登記事項証明書、損益計算書の写し及び事業内容を明らかにする資料 ハ 外国の事業所（転勤の直前一年以内に申請人が研究の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書 二 外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料 ホ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 ヘ 卒業証明書及び経歴を証する文書 一 招へい機関の概要を明らかにする資料 二 学歴を証する文書又は教育活動に係る免許の写し 三 職歴を証する文書 四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>

興行

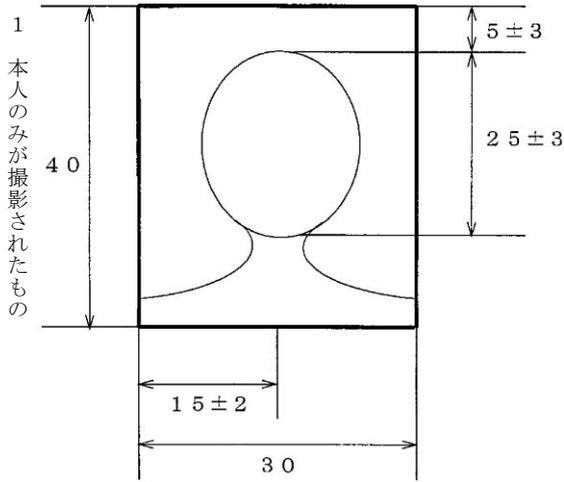
法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動

- 一 演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動を行おうとする場合（次号及び第三号に該当する場合を除く。）
- イ 経歴書及び活動に係る経歴を証する文書
- ロ 基準省令の表の法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の興行の項」という。）の下欄第一号ハ（二）に規定する機関（以下「興行契約機関」という。）の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の興行契約機関の概要を明らかにする資料
- ハ 興行を行う施設の概要を明らかにする資料
- ニ 興行に係る契約書の写し
- ホ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書
- ヘ 基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（二）に規定する興行契約に基づいて演劇等の興行に係る活動を行おうとするときは、次に掲げる資料
- （一） 興行契約機関の経営者及び常勤の職員の名簿
- （二） 興行契約機関の経営者及び常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（二）（i）（ii）（a）から（e）までのいずれにも該当しないことを興行契約機関が申し立てる書面
- （三） 興行契約機関が過去三年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもつて在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する文書
- ト 基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（三）に規定する施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）の次に掲げる資料
- （一） 登記事項証明書、損益計算書の写しその他の運営機関の概要を明らかにする資料
- （二） 運営機関の経営者及び当該施設に係る業務に従事する常勤の職員の名簿
- （三） 運営機関の経営者及び当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号ハ（3）（vi）（a）から（e）までのいずれにも該当しないことを運営機関が申し立てる書面
- 二 基準省令の興行の項の下欄第一号イに該当する場合 前号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料
- イ 基準省令の興行の項の下欄第一号イに規定する機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の当該機関の概要を明らかにする資料
- ロ 当該機関の経営者及び常勤の職員の名簿
- ハ 当該機関の経営者及び常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号イ（2）（i）から（v）までのいずれにも該当しないことを当該機関が申し立てる書面
- ニ 当該機関が過去三年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもつて在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを証する文書
- 三 基準省令の興行の項の下欄第一号ロ（1）から（5）までのいずれかに該当する場合 第一号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料

技能	特定技能	技能	技能
<p>法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動</p>
<p>一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の規定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の規定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し</p> <p>二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 技能実習法第八条第一項の規定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し</p>	<p>一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>二 健康状態が良好であることを証する資料</p> <p>三 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 特定技能所属機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ロ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>ハ 従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料</p> <p>ニ 特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要</p> <p>ホ 健康状態が良好であることを証する資料</p>	<p>一 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 特定技能所属機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ロ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>ハ 特定技能所属機関による申請人に対する支援に係る文書</p> <p>ニ 日本語能力を証する資料</p> <p>ホ 従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料</p> <p>ヘ 特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要</p> <p>ト 健康状態が良好であることを証する資料</p> <p>二 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする場合</p> <p>イ 特定技能所属機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ロ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する資料</p> <p>ハ 従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料</p> <p>ニ 日本語能力を証する資料</p> <p>ホ 従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料</p>	<p>四 演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動を行おうとする場合</p> <p>イ 経歴書及び活動に係る経歴を証する文書</p> <p>ロ 招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写し及び従業員名簿</p> <p>ハ 興行を行う施設の概要を明らかにする資料</p> <p>ニ 招へい機関が興行を請け負っているときは請負契約書の写し</p> <p>ホ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>五 興行に係る活動以外の芸能活動を行おうとする場合</p> <p>イ 芸能活動上の業績を証する資料</p> <p>ロ 活動の内容、期間及び報酬を証する文書</p> <p>一 招へい機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し</p> <p>二 招へい機関の事業内容を明らかにする資料</p> <p>三 経歴書並びに活動に係る経歴及び資格を証する公的機関が発した文書</p> <p>四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p>

<p>短期滞在 表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>文化活動 表の文化活動の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>三 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに掲げる活動を行うとする場合 イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。） 四 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号ロに掲げる活動を行うとする場合 イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。） 五 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに掲げる活動を行うとする場合 イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。） 六 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行うとする場合 イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し ロ 年間の収入及び納税額に関する証明書（在留資格の変更を申請する場合に限る。）</p>
<p>一 本邦から出国するための航空機等の切符又はこれに代わる運送業者の発行する保証書 二 本邦以外の国に入国することができる当該外国人の有効な旅券 三 在留中の一切の経費の支弁能力を明らかにする資料</p>	<p>一 学術上若しくは芸術上の活動を行い、又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行うとする場合 イ 活動の内容及び期間並びに当該活動を行うおとする機関の概要を明らかにする資料 ロ 学歴、職歴及び活動に係る経歴を証する文書 ハ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書 ニ 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得しようとする場合 前号に掲げるもののほか、当該専門家の経歴及び業績を明らかにする資料</p>	<p>一 教育を受けようとする機関の入学許可書の写し 二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書 三 申請人が研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書 四 申請人が基準省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の留学の項」という。）の下欄第一号ハに該当する活動（本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部に入學して教育を受ける活動を除く。）を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書 五 申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、当該申請人が日常生活を営むこととなる宿泊施設の概要を明らかにする資料</p>

<p>日本人の配偶者等</p>	<p>特定活動 表の特定活動の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>家族滞在 表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>留学 表の留学の項の下欄に掲げる活動</p>
<p>一 当該日本人との婚姻を証する文書及び住民票の写し ロ 当該外国人又はその配偶者の職業及び収入に関する証明書 ハ 本邦に居住する当該日本人の身元保証書 ニ 日本人の特別養子又は子である場合</p>	<p>一 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うおとする場合 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書 二 その他の場合 イ 在留中の活動を明らかにする文書 ロ 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書</p>	<p>一 扶養者との身分関係を証する文書 二 扶養者の在留カード又は旅券の写し 三 扶養者の職業及び収入を証する文書 四 基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項（以下「基準省令の研修の項」という。）の下欄第四号に規定する指導を行う職員等の当該研修において修得しようとする技能等に係る職歴を証する文書 五 送出し機関（申請人が国籍又は住所を有する国の所属機関その他申請人が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関をいう。）の概要を明らかにする資料 六 基準省令の研修の項の下欄第四号に規定する受入れ機関の登記事項証明書及び損益計算書の写し</p>	<p>一 研修の内容、必要性、実施場所、期間及び待遇を明らかにする研修計画書 二 帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書 三 職歴を証する文書 四 基準省令の表の法別表第一の四の表の研修の項（以下「基準省令の研修の項」という。）の下欄第四号に規定する指導を行う職員等の当該研修において修得しようとする技能等に係る職歴を証する文書 五 申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、当該申請人が日常生活を営むこととなる宿泊施設の概要を明らかにする資料</p>



1 本人のみが撮影されたもの

別表第三の二(第六条の二、第十九条の六関係)
(単位：ミリメートル)

永住者の配偶者等	法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動	イ 当該日本人の戸籍謄本及び当該外国人の出生証明書その他の親子関係を証する文書 ロ 当該外国人又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書 ハ 本邦に居住する当該日本人又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書 一 永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者である場合 イ 当該永住者等との身分関係を証する文書 ロ 当該永住者等の在留カード若しくは特別永住者証明書又は旅券の写し ハ 当該外国人又はその配偶者の職業及び収入を証する文書 ニ 本邦に居住する当該永住者等の身元保証書 二 永住者等の子である場合 イ 出生証明書その他の親子関係を証する文書 ロ 当該永住者等の在留カード若しくは特別永住者証明書又は旅券の写し ハ 当該外国人又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書 ニ 本邦に居住する当該永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書
定住者	法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を有する者としての活動	一 戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書その他の当該外国人の身分関係を証する文書 二 在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その収入を証する文書 三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書

- 別表第三の三(第十九条の十五関係)
- 2 縁を除いた部分の寸法が上記図画面の各寸法を満たしたもの(顔の寸法は頭頂(髪を含む)から顎の先まで。)
 - 3 無帽で正面を向いたもの
 - 4 背景(影を含む。)がないもの
 - 5 鮮明であるもの

事由	事項
法第十九条の十六第一号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者が、当該在留資格に応じてそれぞれ法別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私の機関(以下この表において「活動機関」という。)の名称の変更	一 活動機関の所在地が変更した年月日 二 活動機関の名称及び変更前の所在地 三 活動機関の変更後の所在地
活動機関の消滅	一 活動機関が消滅した年月日 二 消滅した活動機関の名称及び消滅時の所在地 三 活動機関から離脱した年月日 四 新たな活動機関に移籍した年月日
活動機関からの移籍	一 新たな活動機関の名称及び所在地 二 移籍する前の活動機関の名称及び所在地 三 新たな活動機関の名称及び所在地 四 新たな活動機関における活動の内容(留学の在留資格をもつて本邦に在留する中長期在留者を除く。)
事由	事項
法第十九条の十六第二号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者の契約の相手方である本邦の公私の機関(以下この表において「契約機関」という。)の名称の変更	一 契約機関の所在地が変更した年月日 二 契約機関の変更前の名称及び所在地 三 契約機関の変更後の名称
契約機関の所在地の変更	一 契約機関の所在地が変更した年月日 二 契約機関の名称及び変更前の所在地 三 契約機関の変更後の所在地
契約機関の消滅	一 契約機関が消滅した年月日 二 消滅した契約機関の名称及び消滅時の所在地
契約機関との契約の終了	一 契約が終了した年月日 二 契約が終了した契約機関の名称及び所在地
新たな契約の締結	一 新たな契約機関との契約を締結した年月日 二 従前の契約機関の名称及び所在地 三 新たな契約機関の名称及び所在地 四 新たな契約機関における活動の内容

事由	事項
法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係るその配偶者との離婚	配偶者と離婚した年月日
法第十九条の十六第三号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者に係るその配偶者との死別	配偶者と死別した年月日

別表第三の四（第十九条の十六関係）

事由	事項
教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能又は研修の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況	一 中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、居住地及び在留カードの番号（以下この表及び二の表において「氏名等」という。） 二 中長期在留者の受入れを開始した年月日 三 中長期在留者が行う活動の内容
受入れの終了	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを終了した年月日

事由	事項
留学の在留資格をもつて在留する中長期在留者の受入れの状況	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを開始した年月日 三 中長期在留者の氏名等
受入れの開始	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを開始した年月日 三 中長期在留者の氏名等
五月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
十一月一日における受入れ	中長期在留者の氏名等
受入れの終了	一 中長期在留者の氏名等 二 中長期在留者の受入れを終了した年月日 三 卒業、退学、除籍その他の中長期在留者の受入れの終了に係る事由

別表第三の五（第十九条の十七関係）

事由	事項
特定技能雇用契約の変更	一 特定技能雇用契約を変更した年月日 二 変更後の特定技能雇用契約の内容
特定技能雇用契約の終了	一 特定技能雇用契約が終了した年月日 二 特定技能雇用契約の終了の事由
新たな特定技能雇用契約の締結	一 新たな特定技能雇用契約を締結した年月日 二 新たな特定技能雇用契約の内容

事由	事項
一号特定技能外国人支援計画の変更	一 一号特定技能外国人支援計画を変更した年月日 二 変更後の一号特定技能外国人支援計画の内容

事由	事項
----	----

事由	事項
法第二条の五第五項の締結	一 法第二条の五第五項の締結した年月日 二 締結した法第二条の五第五項の締結の内容
法第二条の五第五項の契約の変更	一 変更後の法第二条の五第五項の締結の内容 二 法第二条の五第五項の締結が終了した年月日
法第二条の五第五項の契約の終了	一 法第二条の五第五項の締結が終了した年月日 二 法第二条の五第五項の締結の終了の事由

事由	事項
特定技能外国人の受入れ困難	一 特定技能外国人の受入れが困難となつた事由並びにその発生時期及び原因 二 特定技能外国人の現状 三 特定技能外国人としての活動の継続のための措置
出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為の発生の認知	一 出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為の発生時期、認知時期及び当該行為への対応 二 出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為の内容

別表第三の六（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
公用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動	口上書その他外国政府又は国際機関が発行した身分及び職務を証する文書
教授	法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書
芸術	法別表第一の一の表の芸術の項の下欄に掲げる活動	一 活動の内容、期間及び地位を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書
宗教	法別表第一の一の表の宗教の項の下欄に掲げる活動	一 派遣機関からの派遣の継続を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書
報道	法別表第一の一の表の報道の項の下欄に掲げる活動	一 外国の報道機関からの派遣又は契約の継続を証する文書 二 年間の収入及び納税額に関する証明書
高度専門職	法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動	一 本邦において行おうとする活動に於いて、この表の教授の項から報道の項まで又は経営・管理の項から技能の項までのいずれかの下欄に掲げる資料 二 本邦において行おうとする次のイからハまでに掲げる活動の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる資料 イ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動 特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第一号に該当することを明らかにする資料 ロ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動 特別高度人材省令第一号に該当することを明らかにする資料

経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	<p>かにする資料又は高度専門職省令第一条第二号に該当することを明らかにする資料</p> <p>ハ 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動 特別高度人材省令第二号に該当することを明らかにする資料又は高度専門職省令第一条第一項第三号に該当することを明らかにする資料</p> <p>一 経営又は管理に係る事業の損益計算書</p> <p>二 次のいずれかに掲げる資料</p> <p>イ 当該外国人を除く常勤の職員の数数を明らかにする資料並びにその数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料</p> <p>ハ その他事業の規模を明らかにする資料</p> <p>三 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>四 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
法律・会計業務	法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
医療	法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
研究	法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
教育	法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
技術・人文知識・国際業務	法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
企業内転勤	法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
介護	法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
興行	法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容及び期間を証する文書</p> <p>二 興行に係る契約書の写し</p> <p>三 収入及び納税額に関する証明書</p>
技能	法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>

特定技能	法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>二 年間の収入及び納税額に関する証明書</p> <p>三 法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行う者にあつては、申請人に対する支援の状況を証する文書</p> <p>四 社会保険の加入状況並びに国民健康保険及び国民年金の保険料の納付状況を証する文書</p> <p>年間の収入及び納税額に関する証明書</p>
技能実習	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動	<p>一 活動の内容及び期間並びに活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料</p> <p>二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書</p> <p>一 教育を受けている機関からの在学証明書及び成績証明書（申請人が大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（専ら日本語教育を受ける場合に限る。）、高等学校若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を記載した成績証明書、申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合にあつては出席状況を証する文書）</p> <p>二 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書</p> <p>三 申請人が中学校若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受ける活動を行っている場合には、当該申請人が日常生活を営む宿泊施設の概要を明らかにする資料</p> <p>研修の内容、実施場所、期間、進捗状況及び待遇を証する文書</p>
研修	法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	<p>一 扶養者との身分関係を証する文書</p> <p>二 扶養者の在留カード又は旅券の写し</p> <p>三 扶養者の職業及び収入に関する証明書</p> <p>年間の収入及び納税額に関する証明書又は在留中の一切の経費を支弁することができることを証する文書</p>
家族滞在	法別表第一の四の表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動	<p>一 日本人の配偶者等</p> <p>二 日本人の配偶者である場合には、当該日本人の戸籍簿本及び住民票の写し</p>
特定活動	法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動	<p>一 日本人の配偶者等</p> <p>二 日本人の配偶者である場合には、当該日本人の戸籍簿本及び住民票の写し</p>

<p>掲げる身分を有する者としての活動</p>	<p>二 当該外国人、その配偶者又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書 三 日本人の配偶者である場合には、本邦に居住する当該日本人の身元保証書、日本人の特別養子又は子である場合には、本邦に居住する当該日本人又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書</p>	<p>永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動</p>	<p>一 永住者等の配偶者である場合には、当該永住者等との身分関係を証する文書 二 当該永住者等の在留カード若しくは特別永住者証明書又は旅券の写し 三 当該外国人、その配偶者又は父若しくは母の職業及び収入に関する証明書 四 永住者等の配偶者である場合には、本邦に居住する当該永住者等の身元保証書、永住者等の子である場合には、本邦に居住する当該永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書</p>	<p>別表第四（第六条の二関係） 本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動</p>	<p>代理人</p>	<p>一 本人又は本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員が構成員となる外交使節団、領事機関等の職員 二 本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員</p>	<p>一 本人又は本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員が公務に従事する外国政府又は国際機関の本邦駐在機関の職員 二 本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員</p>	<p>法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動（公用）</p>	<p>法別表第一の一の表の教授の項の下欄に掲げる活動（教授）</p>	<p>法別表第一の一の表の芸術の項の下欄に掲げる活動（芸術）</p>	<p>法別表第一の一の表の宗教の項の下欄に掲げる活動（宗教）</p>	<p>法別表第一の一の表の報道の項の下欄に掲げる活動（報道）</p>	<p>法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる活動（高度専門職）</p>												
<p>法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（経営・管理）</p>	<p>二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行おうとする場合 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所の職員 一 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所の職員 二 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業所を新たに設置する場合にあつては、当該本邦の事業所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあつては、その職員）</p>	<p>法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動（法律・会計業務）</p>	<p>本人が契約を結んだ本邦の機関の職員又は本人が所属して法律・会計業務を行うこととなる機関の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動（医療）</p>	<p>本人が契約を結んだ本邦の医療機関又は本人が所属して医療業務を行うこととなる本邦の医療機関の職員 一 本人と契約を結んだ本邦の機関の職員 二 本人が転勤する本邦の事業所の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動（研究）</p>	<p>本人が所属して教育を行うこととなる本邦の機関の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動（教育）</p>	<p>本人と契約を結んだ本邦の機関の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動（技術・人文知識・国際業務）</p>	<p>本人が転勤する本邦の事業所の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動（企業内転勤）</p>	<p>本人が転勤する本邦の事業所の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動（介護）</p>	<p>本人と契約を結んだ本邦の機関の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の興行の項の下欄に掲げる活動（興行）</p>	<p>興行契約機関（興行契約機関がないときは、本人を招へいする本邦の機関）又は本人が所属して芸能活動を行うこととなる本邦の機関の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動（技能）</p>	<p>本人と特定技能雇用契約を結んだ本邦の機関の職員</p>	<p>法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動（特定技能）</p>	<p>本人と特定技能実習の項の下欄第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる活動を行おうとする場合 企業単独型実習実施者の職員 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合 監理団体の職員</p>	<p>法別表第一の三の表の文化活動の項の下欄に掲げる活動（文化活動）</p>	<p>一 本人が所属して学術上又は芸術上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員 二 本人を指導する専門家 三 本邦に居住する本人の親族</p>	<p>法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動（留学）</p>	<p>一 本人が教育を受ける本邦の機関の職員</p>

七	博多港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本人が基準省令の留学の項の下欄第一号イ又はロに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者 ア 本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員 イ 本人の学費又は滞在費を支弁する者 ウ 本邦に居住する本人の親族 三 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者 ア 本人が交換学生である場合における学生交換計画を策定した機関の職員 イ 本人が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）、若しくは特別支援学校の中学部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合にあつては本邦に居住する本人の親族 受入れ機関の職員
六	福岡空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
五	仙台空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本邦に居住する本人の親族
四	関西国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本人が所屬して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
三	中部国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本邦に居住する本人の親族
二	東京国際（羽田）空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本邦に居住する本人の親族
一	成田国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本邦に居住する本人の親族

別表第五（第十二条の二関係）

七	博多港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
六	福岡空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本邦に居住する本人の親族
五	仙台空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本人が所屬して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
四	関西国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本邦に居住する本人の親族
三	中部国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本人が所屬して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
二	東京国際（羽田）空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本邦に居住する本人の親族
一	成田国際空港の近傍にある宿泊施設で出入国在留管理庁長官が指定するもの	本邦に居住する本人の親族

別表第六（第五十条の四関係）

名称	出入国在留管理官署	担当区域内にある入国者収容所等及び出国待機施設
東日本地区入国者収容所等 視察委員会	東京出入国在留管理局	一 入国者収容所東日本入国管理センター 二 札幌出入国在留管理局、仙台出入国在留管理局及び東京出入国在留管理局の収容場 三 別表第五第一号、第二号及び第五号に掲げる施設
西日本地区入国者収容所等 視察委員会	大阪出入国在留管理局	一 入国者収容所大村入国管理センター 二 名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局、高松出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局の収容場 三 別表第五第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる施設

別表第七（第五十九条の三関係）

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第十九条の十第一項の規定による届出	第十九条の九第一項に定める届出書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十九条の十一第一項又は第二項の規定による申請	第十九条の十第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十九条の十二第一項の規定による申請	第十九条の十一第一項に定める申請書等の提出及び同条第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請	第十九条の十二第一項又は第二項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第十九条の九第二項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第十九条の十第二項の規定（法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続
外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請	第二十条第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請	第二十一条第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同条第四項において準用する第二十条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十二条第一項の規定による永住許可の申請	第二十二条第一項に定める申請書等の提出及び同条第三項において準用する第二十条第四項に定める旅券等の提示等に係る手続

法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請	第二十四條第一項及び第二項に定める申請書等の提出並びに同條第四項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第二十二條の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請に限る。）	第二十五條第一項に定める申請書等の提出及び同條第三項において準用する第二十四條第四項に定める旅券の提示等に係る手続
法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項、第二十二條の二第三項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條第三項（法第二十一条の二第四項（法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第五十条第七項又は第六十一条の二の二第二項第一号の規定により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

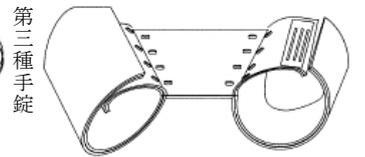
別表第八（第五十条の二十七、第五十条の二十九関係）

種類	制式
第一種 手錠	鎖で連結された金属製の二つの輪のそれぞれが開閉でき、かつ、歯止めで止まり、鍵のかかるものとする。形状は、別図のとおり。
第二種 手錠	金属又はこれと同等以上の強度を有する材質の台形状の連結板の左右に、手首を固定するため、施錠装置で伸縮できる輪を結合したもので、かつ、全体を皮革及び化学繊維で被覆し、連結板の長さは、上辺は十五ミリメートル以上百六十ミリメートル以下、下辺は八十ミリメートル以上二百十ミリメートル以下で、腕輪の幅はおおむね八ミリメートルのものとする。形状は、別図のとおり。
第三種 手錠	おおむね幅三ミリメートル以上十五ミリメートル以下、厚さ一ミリメートル以上十ミリメートル以下で、長さ一メートル五十センチメートル以下の化学繊維製の繩を輪状に固定する非金属の留め具を設けたものとする。形状は、別図のとおり。
第一種 捕縄	おおむね直径三ミリメートル以上十五ミリメートル以下で長さ六メートル以下の麻又は化学繊維製の繩とする。
第二種 捕縄	第一種捕縄に同じ。ただし、繩の中芯に金属製ワイヤーを通し、繩の一端に長さ七センチメートル以下の開閉式金具を設けたものとする。

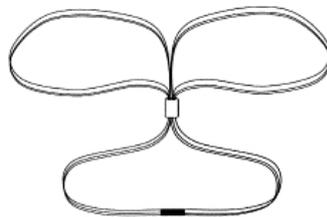
別図
第一種手錠



第二種手錠



第三種手錠



別記第一号様式(第四条の二関係) (平22法省令9・令改、平23法省令43・令元法省令10・一
部改正)

日本国政府法務省		番 年 月 日
通 知 書		
殿		
1 氏 名	男 女	
2 生年月日	年 月 日	
3 国籍・地域		
4 住 居 地		
<p>出入国管理及び難民認定法第5条の2の規定により、あなたについては下記1の期限までの間は、下記2の事由のみによっては上陸を拒否しないこととしたので通知します。</p>		
記		
1 期 限		
2 事 由		
※		

注意 この通知書は、上陸許可申請の際に携行するようにしてください。

- 例) 1 ※には上陸を拒否しないこととする事由を通知する者の職名を記入することとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はA列5番とする。

別記第六号様式(第五条、第十三条、第十四条、第十八条関係)

(表)

外国人入国記録			
氏 名			都市名
生年月日	日 月 年	現住所	国名
渡航目的	<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 商用	<input type="checkbox"/> 親族訪問
	<input type="checkbox"/> その他()		
日本の連絡先	航空機便名・船名		日本滞在予定期間
	TEL		
裏面の質問事項について、該当するものに☑を記入して下さい。			
1. 日本での退去強制歴・上陸拒否歴の有無 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
2. 有罪判決の有無(日本での判決に限らない) <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
3. 規制薬物・銃砲・クロスボウ・刀剣類・火薬類の所持 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
以上の記載内容は事実と相違ありません。			
署名 _____			

(裏)

【質問事項】

- あなたは、日本から退去強制されたこと、出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことがありますか？
- あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？
- あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、クロスボウ、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？

別記第二号様式 削除

別記第四号様式 削除

別記第五号様式 削除

別記第六号様式(第五条、第十三条、第十四条、第十八条関係)

別記第六号の二様式(第五条関係)

再入国入国記録 ②			
氏名			
生年月日	日 月 年	航空機便名・船名	
以下の質問について、該当するものに☑を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。			
1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？			
☐ はい ☐ いいえ			
2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、クロスボウ、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？			
☐ はい ☐ いいえ			
以上の記載内容は事実と相違ありません。			
署名	_____		

別記第六号の三様式(第六条の二関係)

申請人等作成用1 (表) 日本国政府法務省

在留資格認定証明書交付申請書		写真				
法務大臣殿						
出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。						
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日				
3 氏名	_____					
4 性別 男・女	5 出生地	6 配偶者の有無 有・無				
7 職業	8 本国における居住地					
9 日本における連絡先						
電話番号		携帯電話番号				
10 旅券 (1) 番号	(2) 有効期限 年 月 日					
11 入国目的(次のいずれか該当するものを選んでください。)						
☐I「観光」 ☐II「教育」 ☐III「芸術」 ☐IV「文化活動」 ☐K「宗教」 ☐L「報道」						
☐M「企業内転勤」 ☐N「研究(転勤)」 ☐O「経営・管理」 ☐N「研究」 ☐N「技能」						
☐P「技術・人文知識・国際業務」 ☐N「介護」 ☐N「技能」 ☐N「特定活動(研究活動等)」						
☐N「特定活動(本邦大学卒業生)」						
☐V「特定技能(1号)」 ☐Y「特定技能(2号)」 ☐Q「留学」 ☐P「留学」 ☐Q「研修」						
☐W「技能実習(1号)」 ☐Y「技能実習(2号)」 ☐Y「技能実習(3号)」						
☐R「家族滞在」 ☐R「特定活動(研究活動等家族)」 ☐R「特定活動(EPA家族)」						
☐R「特定活動(本邦大卒者家族)」						
☐T「日本人の配偶者等」 ☐T「永住者の配偶者等」 ☐T「定住者」						
☐「高度専門職(1号イ)」 ☐「高度専門職(1号ロ)」 ☐「高度専門職(1号ハ)」 ☐U「その他」						
12 入国予定年月日	年 月 日	13 上陸予定地				
14 滞在予定期間	_____	15 同伴者の有無 有・無				
16 査証申請予定地						
17 過去の出入国歴 有・無						
(上記で『有』を選択した場合) 回数 回 直近の出入国歴 年 月 日 から 年 月 日						
18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴 有・無						
(上記で『有』を選択した場合)回数 回 (うち不交付となった回数) 回						
19 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) _____)・無						
有(具体的内容 _____)						
20 過去強制又は出国命令による出国の有無 有・無						
(上記で『有』を選択した場合) 回数 回 直近の送還歴 年 月 日						
21 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者有(『有』の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。)・無						
続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居予定の有無	勤務先名称・通学先名称	在留カード番号 特別永住者証明番番号
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

(表)

備考
申請人等作成用から4、所属機関等作成用から4は、入国目的に依って、次の様式を使用してください。

申請人等作成用	4	入国目的	例	使用する申請書												
				申請人等作成用			所属機関等作成用									
				1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7	8	
1		大学等において高度の専門的・学術的能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(4)	大学教授	0	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
		大学等における研究の指導又は教育等														
		中学校、高等学校等における研究の指導又は教育等	中学校の教員													
2		収入を得ない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技術の研究・修練	作曲家、音楽家	0	J	J	—	J	—	—	—	—	—	—	—	—
3		外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動	司教、宣教師	0	K	—	—	K	—	—	—	—	—	—	—	—
		外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動	新聞記者、報道カメラマン													
4		日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること	外資系企業の研究者	0	L	—	—	L	—	—	—	—	—	—	—	—
		日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的・学術的能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(4)														
		日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること														
5		高度の専門的・学術的能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(4)	企業の社長、取締役、部長	0	M	—	—	M	—	—	—	—	—	—	—	—
		事業の経営又は管理														
		高度の専門的・学術的能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(1に該当する場合を除く。)(4)	政府関係機関、企業の研究者													
		契約に基づき収入を得る研究を行う活動														
6		高度の専門的・学術的能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(4に該当する場合を除く。)(4)	機械工学等の技術者、ソフトウェア開発者	0	N	—	—	N	N	—	—	—	—	—	—	—
		自然科学又は人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基礎を有する思考等を必要とする業務に従事すること														
		介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士													
		熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師、スポーツ指導者													
		特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者													
		本邦の大学・大学院で修得した知識及び高い日本語能力を併用した業務に従事すること	高い日本語能力を持つ本邦大学卒業生													
7		特定技術雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技術に従事する業務に従事すること	特定技術外国人	0	V	V	—	V	V	V	V	V	V	V	V	V
8		旅行	歌手、モデル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9		技能実習	技能実習生	0	J	—	—	J	—	—	—	—	—	—	—	—
10		研修	研修生	0	P	—	—	P	—	—	—	—	—	—	—	—
11		研修	実務研修を行わない研修生、公的研修を行う研修生	0	Q	—	—	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
		語用・意図を目的とする者、文化活動又は留学の在留資格を有する者のための活動														
12		特定の研究活動等を行う者の執業を受けること		0	R	—	—	R	—	—	—	—	—	—	—	—
		EPA研修生又は介護福祉士としての活動を行う者の執業を受けること														
		本邦大学卒業生としての活動を行う者の執業を受けること														
13		日本人、永住者等との婚姻関係、親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者	0	T	T	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14		上記以外の目的(1)	外交、公用、弁護士、公認会計士、医師、実事使用人、ワーキングホリデー、アパレル・ファッションデザイナー、インターンシップ、日系出展	0	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U
		上記以外の目的(2)	医療活動、起業活動	0	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U

(注)については、申請人が本邦において行うとする活動に応じて、J、K、Q又はRの申請書を使用しても差し支えありません。

申請人等作成用2 I(「高度専門職(1号イ)・「教授」・「教育」)

22 稼働先 ※ (2)及び(3)については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
(1)名称 _____
(2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 最終学歴
(1) 本邦 外国
(2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
高等学校 中学校 その他()
(3)学校名 _____ (4)卒業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

24 専攻・専門分野
(23で大学院(博士)～短期大学の場合)
法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学 語学 社会学 歴史学
心理学 教育学 芸術学 その他人文・社会科学()
理学 化学 工学 農学 薬学 医学 歯学
その他自然科学() 体育学 その他()
(23で専門学校の場合)
工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

25 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年 月	年 月		年 月	年 月	

(26から28までは「教育」での入国を希望する場合に記入)
26 教育に係る免許の有無 _____ 有・無
27 教育しようとする科目に係る実務経験年数 _____ 年
28 外国語による教育をしようとする場合は当該外国語により教育を受けた期間 _____ 年
29 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
(3)住 所 _____
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
(1)氏名 _____ (2)住 所 _____
(3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 J(「芸術」・「文化活動」)

22 勤務先又は活動先
 (1) 名称 _____ 支店・事業所・研究室名 _____
 指導教員氏名(収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での入国を希望する場合に記入)

 (2) 所在地 _____ (3) 電話番号 _____

23 活動内容
 (1) 「芸術」での入国を希望する場合
 著述家 著述家(指導) 美術家・写真家 美術家(指導)・写真家(指導)
 音楽家・舞台芸術家 音楽家(指導)・舞台芸術家(指導) その他()
 (2) 「文化活動」での入国を希望する場合
 芸術上の活動()
 学術上の活動()
 我が国特有の文化又は技芸についての専門的な研究()
 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得する活動()

24 経歴(外国におけるものを含む)

始期		終期		経歴	始期		終期		経歴
年	月	年	月		年	月	年	月	

(25は「文化活動」での入国を希望する場合に記入)

25 滞在費支弁方法
 (1) 支弁方法及び月平均支弁額
 本人負担 _____ 円 在外経費支弁者負担 _____ 円
 在日経費支弁者負担 _____ 円 奨学金 _____ 円
 その他 _____ 円
 (2) 送金・携行等の別
 外国からの携行 _____ 円 外国からの送金 _____ 円
 (携行者 _____ 携行時期 _____) その他 _____ 円

申請人等作成用3 J(「芸術」・「文化活動」)

26 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____
 (3) 住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1) 氏名 _____ (2) 住 所 _____
 (3) 所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 K(「宗教」)

22 派遣先
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 活動内容(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。)

24 派遣元団体
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____

25 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

26 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 L(「高度専門職(1号口)」「報道」「研究(転勤)」「企業内転勤」)

22 勤務先又は活動先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____

24 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)
親会社 子会社 本部・本店
支部・支店 その他(_____)

25 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

26 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 M(「高度専門職(1号ハ)・「経営・管理」)

22 勤務先
(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
(2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 最終学歴
(1) 本邦 外国
(2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
 高等学校 中学校 その他()
(3)学校名 _____ (4)卒業年月日 年 月 日

24 専攻・専門分野
(23で大学院(博士)～短期大学の場合)
 法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
 語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
 その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
 農学 水産学 薬学 医学 歯学
 その他自然科学() 体育学 その他()
(23で専門学校の場合)
 工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
 商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

25 事業の経営又は管理についての実務経験年数 _____ 年

26 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

27 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
(3)住所 _____
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
(1)氏名 _____ (2)住所 _____
(3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)。(本邦大学卒業者)」)

22 勤務先
(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
(2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

23 最終学歴(介護業務従事者の場合は本邦の介護福祉士養成施設について記入)
(1) 本邦 外国
(2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
 高等学校 中学校 その他()
(3)学校名 _____ (4)卒業年月日 年 月 日

24 専攻・専門分野
(23で大学院(博士)～短期大学の場合)
 法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
 語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
 その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
 農学 水産学 薬学 医学 歯学
 その他自然科学() 体育学 介護福祉 その他()
(23で専門学校の場合)
 工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
 商業実務 服飾・家政 文化・教養 介護福祉 その他()

25 情報処理技術者資格又は試験合格の有無(情報処理業務従事者のみ記入) 有・無
(資格名又は試験名) _____

26 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

27 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
(3)住所 _____
電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
(1)氏名 _____ (2)住所 _____
(3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能所属機関
 (1)氏名又は名称 _____

(2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

23 技能水準
分分野別運用方針に定める評価方法による証明
試験による証明
 合格した試験名 _____ 受験地 _____
日本国内
日本国外(国名: _____)
日本国内
日本国外(国名: _____)
その他の評価方法による証明 _____

技能実習2号を良好に修了

24 日本語能力(「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
分分野別運用方針に定める評価方法による証明
試験による証明
 合格した試験名 _____ 受験地 _____
日本国内
日本国外(国名: _____)
日本国内
日本国外(国名: _____)
その他の評価方法による証明 _____

技能実習2号を良好に修了

25 良好に修了した技能実習2号(上記23, 24において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)
 (1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
 職種 _____ 作業 _____
 良好に修了したことの証明
3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
実習状況に関する書面による証明
 (複数ある場合は(2)に記入)
 (2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
 職種 _____ 作業 _____
 良好に修了したことの証明
3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
実習状況に関する書面による証明

26 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
 年 _____ 月 _____

申請人等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

27 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無

28 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額(日本円に換算):約 _____ 円)・無

29 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていないことの有無(当該手続が定められている場合に記入) 有・無

30 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) 有・無

31 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での入国を希望する場合に記入) 有・無

32 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

33 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年 月	年 月		年 月	年 月	

34 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 0(「興行」)

22 契約の形態 雇用 委任 請負 その他()

23 職種等 職種等
 (1)職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
 (2)興行又は芸能活動の内容
歌謡 舞踊 演奏 演劇
演芸 スポーツ 商品等の宣伝 放送番組又は映画の製作
商業用写真の撮影 商業用レコード等の録音等 その他()

24 活動内容詳細 _____

25 就労予定期間 _____ 26 報酬(税引き前の支払額)
 ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

27 グループ人数 _____名 _____円(□月額 □日額)

28 適用される基準の区分 _____
①基準1号イ該当 ②基準1号ロ(1)該当 ③基準1号ロ(2)該当 ④基準1号ロ(3)該当
⑤基準1号ロ(4)該当 ⑥基準1号ロ(5)該当 ⑦基準1号ハ(2)本文該当
⑧基準1号ハ(2)ただし書き該当 ⑨基準2号該当 ⑩基準3号該当

29 契約機関(基準1号イ又は1号ハ)、主催者、招へい者又は雇用者(基準1号ロ、2号又は3号)
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
 (3)代表者名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 (5)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
 (6)所在地 _____ 電話番号 _____
 (7)資本金 _____円 (8)年間売上金額(直近年度) _____円
 (9)～(11)は上記28で①又は②に該当する場合、(12)、(13)は⑦に該当する場合に記入
 (9)外国人の興行に係る業務について3年以上の経験を有する経営者又は管理者の氏名 _____
 (10)基準1号イ(2)又は基準1号ハ(2)(iii)に該当する経営者・常勤の職員
 (i又はa)(有・無)、(ii又はb)(有・無)、(iii又はc)(有・無)、(iv又はd)(有・無)、(v又はe)(有・無)
 (11)基準1号イ(3)又は基準1号ハ(2)(iv)に規定する報酬の全額の支払い 有・無
 (12)常勤の職員数 _____名 (13)興行契約に基づいて在留中の外国人の人数(申請日現在) _____名

30 出演施設(基準3号を除く)
 (1)出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 所在地 _____ 電話番号 _____
 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____
 名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 代表者名 _____ 所在地 _____

申請人等作成用3 0(「興行」)

(上記28で②又は⑧に該当する場合に記入)
 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※)
 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____㎡ 控室面積 _____㎡
 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員
 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)
 (上記28で④に該当する場合に記入)
 施設の敷地面積 _____㎡
 (上記28で⑤に該当する場合に記入)
 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名
 施設における客の接待 有・無
 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
 (2)出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 所在地 _____ 電話番号 _____
 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____
 名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 代表者名 _____ 所在地 _____
 (上記28で②又は⑧に該当する場合に記入)
 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※)
 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____㎡ 控室面積 _____㎡
 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員
 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)
 (上記28で④に該当する場合に記入)
 施設の敷地面積 _____㎡
 (上記28で⑤に該当する場合に記入)
 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名
 施設における客の接待 有・無
 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
 (3)出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 所在地 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用4 0(「興行」)

運営機関の名称、所在地及び代表者名
 名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略

 代表者名 _____ 所在地 _____

(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入)
 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※)
 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____㎡ 控室面積 _____㎡
 基準1号ハ(3)(vi)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員
 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)
 (上記28で④に該当する場合に記入)
 施設の敷地面積 _____㎡
 (上記28で⑤に該当する場合に記入)
 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名
 施設における客の接待 有・無

(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入

31 申請人の経歴(上記28で⑦又は⑧に該当する場合に記入(基準1号ハ(1)ただし書きに該当する
 場合を除く。))
 (1)外国の教育機関において興行活動に係る科目を専攻した期間
 (機関名 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで)
 (2)外国における経験年数 _____年

32 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正
 し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 Y(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

22 実習実施者(勤務先)
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ 電話番号 _____

23 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入)
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ 電話番号 _____

24 職 歴(外国におけるものを含む)

入社			退社			勤務先名称	入社			退社			勤務先名称
年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日	

25 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更
 箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 P(「留学」)

22 通学先 (1) 名称 _____					
(2) 所在地 _____			(3) 電話番号 _____		
23 修学年数(小学校～最終学歴) _____ 年					
24 最終学歴(又は在学中の学校)					
(1) 在籍状況 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 在学中 <input type="checkbox"/> 休学中 <input type="checkbox"/> 中退					
<input type="checkbox"/> 大学院(博士) <input type="checkbox"/> 大学院(修士) <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専門学校					
<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> その他()					
(2) 学校名 _____ (3) 卒業又は卒業見込み年月 _____ 年 _____ 月					
25 経歴(直近5年の職歴及び学歴(高等学校卒業以降のものに限る)を記入)					
始期	終期	経歴		始期	終期
年	月	年	月	年	月
26 日本語能力(専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入)					
<input type="checkbox"/> 試験による証明					
(1) 試験名 _____			(2) 級又は点数 _____		
<input type="checkbox"/> 日本語教育を受けた教育機関及び期間					
機関名 _____					
期間: _____ 年 _____ 月 から _____ 年 _____ 月 まで					
<input type="checkbox"/> その他 _____					
27 日本語学習歴(高等学校において教育を受ける場合に記入)					
日本語教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間					
機関名 _____					
期間: _____ 年 _____ 月 から _____ 年 _____ 月 まで					
28 滞在外の支弁方法等(生活費、学費及び家賃等について記入すること。)※複数選択可					
(1) 支弁方法及び月平均支弁額					
<input type="checkbox"/> 本人負担 _____ 円		<input type="checkbox"/> 在外経費支弁者負担 _____ 円			
<input type="checkbox"/> 在日経費支弁者負担 _____ 円		<input type="checkbox"/> 奨学金 _____ 円			
<input type="checkbox"/> その他 _____ 円					
(2) 経費支弁者(複数人いる場合は全てについて記入すること。)※任意様式の別紙可					
①氏名 _____					
②住所 _____				電話番号 _____	
③職業(勤務先の名称) _____				電話番号 _____	
④年 収 _____ 円					

申請人等作成用3 P(「留学」)

(3) 申請人との関係(上記(1)で在外経費支弁者負担又は在外経費支弁者負担を選択した場合に記入)					
<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母					
<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 叔父(伯父)・叔母(伯母) <input type="checkbox"/> 受入教育機関 <input type="checkbox"/> 友人・知人					
<input type="checkbox"/> 友人・知人の親族 <input type="checkbox"/> 取引関係者・現地企業等職員					
<input type="checkbox"/> 取引関係者・現地企業等職員の親族 <input type="checkbox"/> その他()					
(4) 奨学金支給機関(上記(1)で奨学金を選択した場合に記入)※複数選択可					
<input type="checkbox"/> 外国政府 <input type="checkbox"/> 日本政府 <input type="checkbox"/> 地方公共団体					
<input type="checkbox"/> 公益社団法人又は公益財団法人() <input type="checkbox"/> その他()					
29 卒業後の予定					
<input type="checkbox"/> 帰 国 <input type="checkbox"/> 日本での進学					
<input type="checkbox"/> 日本での就職 <input type="checkbox"/> その他()					
30 本邦における申請人の監護人(通学先が中学校又は小学校の場合に記入)					
(1) 氏 名 _____			(2) 本人との関係 _____		
(3) 住 所 _____					
電話番号 _____		携帯電話番号 _____			
31 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人					
(1) 氏 名 _____			(2) 本人との関係 _____		
(3) 住 所 _____					
電話番号 _____		携帯電話番号 _____			
以上の記載内容は事実と相違ありません。					
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。					
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1) 氏 名 _____			(2) 住 所 _____		
(3) 所属機関等 _____ 電話番号 _____					

申請人等作成用2 Q(「研修」)

22 研修生受入れ機関					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
23 研修生受入れ機関(上記22以外の受入れ機関がある場合に記入)					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
24 研修終了後の予定					
<input type="checkbox"/> 帰国後復職 <input type="checkbox"/> 帰国後自営業(業種 _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)					
25 外国の送出し機関(所属機関)					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
26 外国の送出し機関(上記25以外の送出し機関がある場合に記入)					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
27 職歴(外国におけるものを含む)					
入社		退社		勤務先名称	
年	月	年	月	年	月
28 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人					
(1)氏名 _____			(2)本人との関係 _____		
(3)住所 _____					
電話番号 _____			携帯電話番号 _____		
以上の記載内容は事実と相違ありません。					
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日					
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏名 _____			(2)住所 _____		
(3)所属機関等 _____			電話番号 _____		

申請人等作成用2 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」、「EPA家族」(本邦大卒者家族))

22 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日					
(1)日本国届出先					
届出年月日 _____			年 月 日		
(2)本国等届出先					
届出年月日 _____			年 月 日		
23 滞在費支弁方法					
<input type="checkbox"/> 親族負担 <input type="checkbox"/> 外国からの送金 <input type="checkbox"/> 身元保証人負担					
<input type="checkbox"/> その他(_____)					
24 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人					
(1)氏名 _____			(2)本人との関係 _____		
(3)住所 _____					
電話番号 _____			携帯電話番号 _____		
以上の記載内容は事実と相違ありません。					
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日					
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏名 _____			(2)住所 _____		
(3)所属機関等 _____			電話番号 _____		

申請人等作成用2 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

22 身分又は地位

日本人	の	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 実子(日系2世) <input type="checkbox"/> 特別養子 <input type="checkbox"/> 実子の実子(日系3世) <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系2世	の	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子
永住者・特別永住者	の	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 実子 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系2世の配偶者	の	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
日本人の配偶者	の	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子	日系3世の配偶者	の	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
永住者の配偶者	の	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子	上記以外の定住者	の	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子

その他()

23 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日

(1) 日本国届出先 届出年月日 年 月 日

(2) 本国等届出先 届出年月日 年 月 日

24 申請人の勤務先等

(1) 名称 支店・事業所名

(2) 所在地 電話番号

(3) 年 収 円

25 滞在費支弁方法

(1) 支弁方法及び月平均支弁額

本人負担 円 在外経費支弁者負担 円

在日経費支弁者負担 円 身元保証人 円

その他 円

(2) 送金・携行等の別

外国からの携行 円 外国からの送金 円

(携行者 携行時期) その他 円

(3) 経費支弁者

①氏 名

②住 所 電話番号

③職業(勤務先の名称) 電話番号

④年 収 円

申請人等作成用3 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

26 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)

(1) 氏 名

(2) 生年月日 年 月 日 (3) 国 籍・地 域

(4) 在留カード番号/特別永住者証明書番号

(5) 在留資格 (6) 在留期間 (7) 在留期間の満了日 年 月 日

(8) 申請人との関係(続柄)

夫 妻 父 母

養父 養母 その他()

(9) 勤務先名称 支店・事業所名

(10) 勤務先所在地 電話番号

(11) 年 収 円

27 在身元保証人又は連絡先

(1) 氏 名 (2) 職 業

(3) 住 所 電話番号 携帯電話番号

28 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人

(1) 氏 名 (2) 本人との関係

(3) 住 所 電話番号 携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1) 氏 名 (2) 住 所

(3) 所属機関等 電話番号

申請人等作成用2 U(その他)

22 活動内容

① 外交 公用 弁護士 司法書士 土地家屋調査士
 外国法事務弁護士 公認会計士 外国公認会計士 税理士
 社会保険労務士 弁理士 海事代理士 行政書士]

② 医師 歯科医師 薬剤師 保健師 助産師
 看護師(EPA看護師を除く。) 准看護師 歯科衛生士
 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士
 臨床工学士 義肢装具士]

③ 家事使用人 家族と同居(外交官の家族を含む。)]

④ ワーキング・ホリデー 外国弁護士]

⑤ アマチュアスポーツ選手]

⑥ インターンシップ サマージョブ 国際文化交流]

⑦ 外国人建設就労者 外国人造船就労者
 製造業外国従業員 家事支援者(国家戦略特区)
 耕種農業支援者(国家戦略特区) 畜産農業支援者(国家戦略特区)]

⑧ 日系四世]

⑨ 起業活動]

⑩ その他()]

(22で選択した区分に応じ以下の項目について記入)

○①を選択した場合・・・23、32及び「署名欄」を記入
 ○②を選択した場合・・・23、24、32及び「署名欄」を記入
 ○③を選択した場合・・・32及び「署名欄」を記入
 ○④を選択した場合・・・27、32及び「署名欄」を記入
 ○⑤を選択した場合・・・23、25、32及び「署名欄」を記入
 ○⑥を選択した場合・・・26、32及び「署名欄」を記入
 ○⑦を選択した場合・・・23、32及び「署名欄」を記入
 ○⑧を選択した場合・・・27、32及び「署名欄」を記入
 ○⑨を選択した場合・・・24、28～32及び「署名欄」を記入
 ○⑩を選択した場合・・・27、32及び「署名欄」を記入

申請人等作成用3 U(その他)

23 勤務先又は通学先

(1) 名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2) 所在地 _____
 (3) 電話番号 _____

24 最終学歴

(1) 本邦 外国

(2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
 高等学校 中学校 その他()

(3) 学校名 _____

(4) 学部・課程又は専門課程名称 _____

(5) 卒業年月 _____ 年 _____ 月

25 経歴

オリンピック大会出場 _____ 年
 世界選手権大会出場 _____ 年
 その他国際的な競技大会出場 _____ 年
 (競技会名 _____)

26 在学中の大学名 _____
 学部・課程 _____

27 具体的な在留目的(滞在費支弁方法を含む。)

28 専攻・専門分野

(24で大学院(博士)～短期大学の場合)

法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
 語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
 その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
 農学 水産学 薬学 医学 歯学
 その他自然科学() 体育学 その他()

(24で専門学校の場合)

工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
 商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

申請人等作成用4 U(その他)

29 起業を目指す分野に関連する事業の経営又は管理についての外国における実務経験年数 _____ 年

30 起業を目指す分野に関連する業務についての実務経験年数 _____ 年

31 職 歴(外国におけるものを含む)

入社			退社			勤務先名称	入社			退社			勤務先名称
年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日	

32 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

所属機関等作成用1 I(「高度専門職(1号イ)」、「教授」、「教育」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
 (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

 (4)所在地 _____
 (5)電話番号 _____ (6)外国人職員数 _____ 名
 (7)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4 稼働先(3と異なる場合に記入)
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
 (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

 (4)所在地 _____
 (5)電話番号 _____ (6)外国人職員数 _____ 名
 (7)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 研究室(「高度専門職(1号イ)」又は「教授」であって、研究室に所属する場合に記入)
 (1)研究室名 _____ (2)指導教員氏名 _____

6 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

7 活動内容詳細

8 就労予定期間
定めなし 定めあり(期間 _____ 年 _____ 月)

9 職務上の地位(役職名) _____ 10 雇用形態 (常勤 非常勤)

11 給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____円 (年額 月額)
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 J(「芸術」・「文化活動」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____
 支店・事業所・研究室名 _____

法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 _____

指導教員氏名(収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での入国を希望する場合に記入) _____

(2)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

4 職種(「芸術」での入国を希望する場合に記入)
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 活動内容詳細 _____

6 就労又は活動予定期間 _____ 7 地 位 _____
定めなし 定めあり(期間 _____ 年 _____ 月)

8 報酬の有無及び月額報酬(税引き前の支払額) 有・無 _____ 円
 ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

(9)申請人が専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は芸芸を修得するために「文化活動」での入国を希望する場合に記入)

9 指導する専門家
 (1)専門家の氏名 _____
 (2)電話番号 _____
 (3)専門家の経歴

始期	終期	経歴	始期	終期	経歴
年	月	年	月	年	月

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 K(「宗教」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____

(2)法人番号(13桁) _____ (3)雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 _____

(4)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地 _____
 電話番号 _____

4 派遣予定期間 _____

5 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 円(年額 月額) _____

6 職務上の地位 _____

7 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

8 活動内容詳細(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。) _____

9 派遣元団体
 (1)名 称 _____
 (2)所在地 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用 L (「高度専門職(1号ロ)」・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他()

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(5)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____
 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)従業員数 _____ 名 うち外国人職員数 _____ 名

4 給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____ 円(年額 月額)

5 職務上の地位(役職名) _____ 6 派遣・就労予定期間
あり() なし _____

7 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
「企業内転勤」「報道」又は「高度専門職」での入国を希望する場合で、
 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

8 活動内容詳細

9 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関
 (1)名 称 _____ (2)所在地 _____

10 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て)
親会社 子会社 本部・本店 支店 その他()

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用 M (「高度専門職(1号ハ)」・「経営・管理」)

1 経営を行い又は管理に従事する外国人の氏名 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他()

3 勤務先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(5)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____
 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)法人税納付額 _____ 円 (10)申請人の投資額 _____ 円

(11)常勤従業員数(申請人が経営を開始する場合にのみ記載)
 _____ 名
 (うち日本人、特別永住者又は「永住者」、「日本人の配偶者等」、
 「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者) _____ 名

4 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

5 活動内容詳細

6 就労予定期間(申請人が管理者の場合にのみ記載)
定めなし 定めあり(期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

7 給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____ 円 (年額 月額)

8 職務上の地位(役職名) _____

9 事業所の状況
 (1)面積 _____ ㎡ (2)保有の形態 保有 賃貸(家賃/月) _____ 円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(5)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)従業員数 _____ 名
 うち外国人職員数 _____ 名 (このうち技能実習生) _____ 名

4 研究室(「高度専門職(1号イ)」、「研究」又は「特定活動」(特定研究等活動(告示36号))であって、研究室に所属する場合に記入)
 (1)研究室名 _____ (2)指導教員氏名 _____

5 就労予定期間
定めなし 定めあり(期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

6 雇用開始(入社)年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

7 給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____ 円(年額 月額)

8 実務経験年数 _____ 年 9 職務上の地位(役職名) _____ あり(_____) なし

10 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」又は「特定活動」での入国を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

11 活動内容詳細

所属機関等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

12 派遣先等(人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入)
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(5)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____
 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円

(8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)派遣予定期間 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

1 雇用する外国人の氏名 _____

2 特定技能雇用契約
 (1) 雇用契約期間 _____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日 まで
 (2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)
 特定産業分野 _____ 業務区分 _____
 職種 _____
 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3) 所定労働時間(週平均) _____時間 所定労働時間(月平均) _____時間
 所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 _____有・無
 (4) 月額報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)、実費弁償の性格を有するものを除く。
 円 _____
 基本給の時間換算額 _____円
 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 _____円
 報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同額以上であることの有無 _____有・無
 (5) 報酬の支払方法 通貨払 口座振込み
 (6) 外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 _____有・無
 (有内容: _____)
 (7) 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な給付額を取得させるものとしていることの有無 _____有・無
 (8) 雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____有・無
 (9) 外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____有・無
 (10) 外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____有・無
 (11) 外国人の適正な滞在に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____有・無
 (12) 派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)
 氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁)
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 代表者の氏名 _____
 派遣期間 _____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日 まで

(13) 職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)
 氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁)
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____年 _____月 _____日

所属機関等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14) 取次機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
 氏名又は名称 _____
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所属機関
 (1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁)
 (3) 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略
 (4) 業種 _____
 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5) 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 (6) 資本金 _____円 (7) 年間売上金額(直近年度) _____円
 (8) 常勤職員数 _____名
 (9) 代表者の氏名 _____
 (10) 勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____
 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 _____有・無
 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 _____有・無
 労働保険番号 (未定4桁は割り振られている場合のみ記入)

(11) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 _____有・無
 (有内容: _____)
 (12) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無 _____有・無
 (有内容・理由: _____)
 (13) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を生じさせたことの有無 _____有・無
 (有内容: _____)
 (14) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して罰に処せられたことの有無 _____有・無
 (有内容・該当者名: _____)
 (15) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 _____有・無
 (有内容・該当者名: _____)
 (16) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復讐を得ないことの有無 _____有・無
 (有内容・該当者名: _____)
 (17) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 _____有・無
 (有内容・該当者名: _____)
 (18) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 _____有・無
 (有内容・該当者名: _____)
 (19) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 _____有・無
 (有内容・該当者名: _____)
 (20) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 _____有・無
 (有内容・該当者名: _____)
 (21) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) _____有・無
 (有内容・該当者名: _____)

所属機関等作成用3 V(「特定技能1号」・「特定技能2号」)

(22) 暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
有(内容:)、無

(23) 外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無

(24) 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は連約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
有(内容:)、無

(25) 特定技能雇用契約の不履行について連約金等の支払契約を締結していることの有無
有(内容:)、無

(26) 1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
有・無

(以下(27)、(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)
(27) 次のいずれかに該当することの有無
有・無
(有の場合は該当するものを選択)
□①派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること(内容:)
□②地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること(内容:)
□③地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること(内容:)
□④派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法16条の5第1項に規定する特定機関であること
有(内容:)

(28) 労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無
有(内容:)、無

(29) 労災保険加入等の措置の有無
有(内容:)、無

(30) 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無
有・無

(31) 外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現金に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合には、出入国管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その確認を受けることとしていることの有無
有・無

(32) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

(以下(33)から(41)は申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)
(33) 支援責任者名 _____ 所属・役職 _____
(34) 支援担当者名 _____ 所属・役職 _____
役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無 _____ 有・無
(34) 支援担当者名 _____ 所属・役職 _____
役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無 _____ 有・無
(有の場合は該当するものを選択)
(35) 次のいずれかに該当することの有無
□①過去2年間に於いて法別表第1の1の表、2の表及び⑤の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること
□②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び⑤の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること(内容:)
(36) 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無
有・無

(37) 1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無

所属機関等作成用4 V(「特定技能1号」・「特定技能2号」)

(38) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的実施を行うことができる立場であることの有無
有・無

(39) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有(内容:)、無

(40) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有・無

(41) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
(1) 在留資格認定証明書の交付申請前、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し、在留するに当たって留意すべき事項に関する、外国人が十分に理解することができる言語による情報提供の実施の有無
有・無
(2) 上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無
有・無
(3) 出入国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無
有・無
(4) 適切な在留の確保に係る支援をすることとしていることの有無
有・無
(5) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有・無
(6) 本邦入国後、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防犯に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的権利に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無
(7) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無
(8) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無
有・無
(9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無
(10) 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無
有・無
(11) 外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無
有・無
(12) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人が行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無
有・無
(13) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有・無
(14) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)
有・無
(15) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無
有・無
(16) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)
(1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____
(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略 _____ 電話番号 _____
(4) 住所(所在地) _____
(5) 代表者の氏名 _____
(6) 登録番号 _____ (7) 登録年月日 _____ 年 月 日
(8) 支援を行う事務所の名称 _____ (9) 所在地 _____
(10) 支援責任者名 _____ (11) 支援担当者名 _____
(12) 対応可能言語 _____ (13) 支援委託手数料(月額/人) _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注記
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 Y(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

1 技能実習生
(1)氏名 _____

2 技能実習計画
(1)認定番号 (2)認定年月日 _____年 _____月 _____日

(3)技能実習の区分
 第1号企業単独型技能実習 第2号企業単独型技能実習 第3号企業単独型技能実習
 第1号団体監理型技能実習 第2号団体監理型技能実習 第3号団体監理型技能実習

3 職種、技能実習期間及び一時帰国期間
(1)職種
 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(2)技能実習期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

(3)一時帰国期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

4 実習実施者(勤務先)
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)常勤職員数 _____名

(7)実習実施者届出受理番号 実

(8)実習実施者届出受理年月日 _____年 _____月 _____日

5 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入)
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)監理団体許可の事業区分
 ①一般監理事業 ②特定監理事業

(7)監理団体許可番号 許

(8)監理団体許可年月日 _____年 _____月 _____日

(9)監理団体許可の有効期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 実習実施者又は監理団体名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、実習実施者又は監理団体の変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 P(「留学」)

1 入学する外国人の氏名 _____

2 通学先
(1)学校名 _____

(2)所在地 _____
電話番号 _____

(3)法人名 _____

(4)法人番号(13桁)

(5)授業形態
 昼間制 昼夜間制 夜間制
 サライト制(双方向通信による遠隔授業を受ける場合に記入)
 通信制(単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。)

(6)生活指導担当者名(通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入) _____

(7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体 有・無
 (通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入)
 国又は地方公共団体の機関 独立行政法人 国立大学法人 学校法人
 公益社団法人又は公益財団法人 その他() _____

3 入学年月日 _____年 _____月 _____日

4 週間授業時間(予定を含む。) _____ 時間

5 在籍区分
 大学院(博士) 大学院(修士)
 大学院(研究生/専ら聴講によらない) 大学院(研究生/専ら聴講による)
 大学(学部生) 大学(聴講生) 大学(科目等履修生) 大学(別科生)
 大学(研究生/専ら聴講によらない) 大学(研究生/専ら聴講による)
 短期大学(学科生) 短期大学(聴講生) 短期大学(科目等履修生) 短期大学(別科生)
 高等専門学校 専修学校(専門課程) 専修学校(高等課程)
 専修学校(一般課程) 各種学校
 日本語教育機関(専修学校専門課程) 日本語教育機関(専修学校一般課程)
 日本語教育機関(準備教育課程) 日本語教育機関(各種学校)
 日本語教育機関(その他)
 高等学校 中学校 小学校 その他() _____

所属機関等作成用2 P(「留学」)

6 学部・課程
 (5で大学院、大学、短期大学(いずれも聴講生・科目等履修生及び研究生の場合を含む)を選択した場合に記入)
法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
農学 水産学 薬学 医学 歯学
その他自然科学() 体育学 その他()

7 所属予定の研究室(5で大学院を選択した場合に記入)
 (1) 研究室名 _____
 (2) 指導教員氏名 _____

8 専門課程名称(5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入)
工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

9 仲介業者又は仲介者
 (1) 名称 _____
 (2) 住所 _____
 (3) 本国政府による登録番号(ベトナムの場合に記入) _____

10 卒業年月(予定) _____年 _____月
 (交換留學生の場合、11に交換留学受入満了年月を記入) _____

11 交換留学受入満了年月 _____年 _____月

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 教育機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 _____年 _____月 _____日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 Q(「研修」)

1 招へいする外国人の氏名 _____

2 研修生受入れ機関
 (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 事業内容 _____

(4) 機関の種類
日本国政府 地方公共団体 特殊法人 独立行政法人
公益社団・公益財団法人 その他の非営利法人 会社等の営利法人
その他()

(5) 所在地 _____ 電話番号 _____

(6) 資本金 _____円 (7) 年間売上金額(直近年度) _____円

(8) 常勤職員数 _____名 (9) 外国人研修生数 _____名

(10) 経営者名 _____ (11) 管理者名 _____

(12) 研修指導員名 _____ 経験年数 _____年

(13) 研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
 有・無

3 研修内容(修得しようとする技能等)
服製造 金属加工 木材加工 石材加工 プラスチック加工
食品加工 機械組立 部品製造 工場管理 建設・土木
設計 印刷・製本 運輸・通信 医療 農林
水産 サービス コンピュータシステム 経営管理システム
貿易・金融システム 市場調査・分析 その他()

4 研修期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで
 うち実務研修期間 _____月

5 月額研修手当 _____円

6 研修実施時間 _____時 _____分から _____時 _____分まで

7 実務研修の有無 有・無

8 研修総時間数 _____時間 うち実務研修時間数 _____時間
 実務研修の比率 _____%

9 帰国旅費の確保
受入れ機関が確保・負担(機関名 _____) その他()

10 研修生受入れ機関(上記2以外に受入れ機関がある場合に記入)
 (1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 事業内容 _____

(4) 機関の種類
日本国政府 地方公共団体 特殊法人 独立行政法人
公益社団・公益財団法人 その他の非営利法人 会社等の営利法人
その他()

所属機関等作成用2 Q(「研修」)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(8)常勤職員数 _____ 名 (9)外国人研修生数 _____ 名

(10)経営者名 _____ (11)管理者名 _____

(12)研修指導員名 _____ 経験年数 _____ 年

(13)研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 有・無

11 本邦の研修あっせん機関(上記2又は10の機関とは別の機関が研修をあっせんした場合に記入)

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)事業内容 _____

(4)所在地 _____ 電話番号 _____

(5)経営者名 _____ (6)管理者名 _____

12 外国の送出し機関(所属機関)

(1)名称 _____ (2)事業内容 _____

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

(4)経営者名 _____ (5)管理者名 _____

13 外国の送出し機関(上記12以外の送出し機関がある場合に記入)

(1)名称 _____ (2)事業内容 _____

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

(4)経営者名 _____ (5)管理者名 _____

(以下14から23は、上記7で有の場合に記入)

14 本邦入国前の事前研修(実施又は実施予定の場合に記入)

(1)実施機関 _____

(2)実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

(3)実施時間数 _____ 時間

15 受入れ機関・研修事業実施主体等

①基準5号イ ②基準5号ロ ③基準5号ハ ④基準5号ニ

⑤基準5号ホ ⑥基準5号ヘ ⑦基準5号ト ⑧基準5号チ

所属機関等作成用3 Q(「研修」)

16 研修事業への資金提供状況(上記15で⑥に該当する場合に記入)

(1)機関

国 地方公共団体() 特殊法人()

独立行政法人() その他()

(2) (1)の機関の出資額 _____ 円 (研修実施経費に占める比率) _____ %

17 研修生を指名した外国の国又は地方公共団体名(上記15で③に該当する場合に記入)

18 日本国政府からの援助・指導の内容(上記15で⑧に該当する場合に記入)

(19から23は、上記15で⑥から⑧に該当する場合に記入)

19 宿泊施設名 _____ 所在地 _____

20 研修施設名 _____ 所在地 _____

21 生活指導員名 _____

22 傷害保険等の内容 _____

23 安全衛生上必要な措置の有無 有・無

以上の記載内容は事実と相違ありません。
受入れ機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、受入れ機関が変更箇所を訂正すること。

扶養者等作成用1 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」、(EPA家族)、(本邦大卒者家族))

1 扶養される家族(申請人)の氏名 _____

2 扶養者
 (1)氏名 _____
 (2)生年月日 _____年 _____月 _____日 (3)国籍・地域 _____
 (4)在留カード番号 _____
 (5)在留資格 _____ (6)在留期間 _____
 (7)在留期間の満了日 _____年 _____月 _____日
 (8)申請人との関係(続柄) _____
夫 妻 父 母
養父 養母 その他(_____)
 (9)勤務先名称(留学生を除く) _____ (10)法人番号(13桁) _____
 (11)支店・事業所名 _____
 (12)勤務先所在地 _____
 電話番号 _____
 (13)年 収 _____円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 扶養者の署名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日
 (扶養者と申請人が同時に入国予定の場合、扶養者の通学先、勤務先又は所属機関名、代表者氏名の記名)

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、扶養者の変更箇所を訂正すること。
 (扶養者と申請人が同時に入国予定の場合、扶養者の所属機関等が変更箇所を訂正すること。)

所属機関等作成用1 U(その他)

1 契約、招へい又は同居する外国人の氏名 _____
 (契約の場合は以下のいずれかの形態を選択)
雇用 委任 請負 その他(_____)

2 申請人の活動内容
外交、公用 3, 4, 5(1)~(5)及び「記名(署名)欄」を記入
弁護士、公認会計士、その他法律・会計業務、医師、その他医療関係業務、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ、サマージョブ、国際文化交流、外国人建設・造船就労者、製造業外国従業員、家事支援者(国家戦略特区)、農業支援者(国家戦略特区) 3, 4, 6, 7, 8, 9及び「記名(署名)欄」を記入
家事使用人 3, 4, 5, 6, 7, 8及び「記名(署名)欄」を記入
扶養を受ける活動 10及び「記名(署名)欄」を記入
日系四世 11又は12及び「記名(署名)欄」を記入

3 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4 活動内容詳細

5 勤務先、所属機関又は通学先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)法人番号(13桁) _____ (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入者略

 (4)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____
 (6)資本金 _____円 (7)年間売上高(直近年度) _____円
 (8)従業員数 _____名 うち外国人職員数 _____名

※(9)以下はインターンシップの場合に記載すること。
 (9)常勤職員数 ※技能実習生、インターンシップ生を除く。 _____名
 (10)第1号技能実習生数 現在の在籍数 _____名 受入予定数 _____名
 (11)インターンシップ生数 現在の在籍数 _____名 受入予定数 _____名(今次申請分を含む。)

(12)職業紹介事業者(雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)
 氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入者略

 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____年 _____月 _____日

別紙 業種一覧

1	農林業	
2	漁業	
3	鉱業、採石業、砂利採取業	
4	建設業	
5	製造業	食料品
6		繊維工業
7		プラスチック製品
8		金属製品
9		生産用機械器具
10		電気機械器具
11		輸送用機械器具
12	その他(他に分類されないもの)	
13	電気・ガス・熱供給・水道業	
14	情報通信業	
15	運輸・信書便事業	
16	卸売業	各種商品(総合商社等)
17		繊維・衣服等
18		食料品
19		建築材料、鉱物・金属材料等
20		機械器具
21		その他
22	小売業	各種商品
23		織物・衣服・身の回り品
24		食料品(コンビニエンスストア等)
25		機械器具
26		その他
27	金融・保険業	
28	不動産・物品賃貸業	
29	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
30		専門サービス業(他に分類されないもの)
31		広告業
32		技術サービス業(他に分類されないもの)
33	宿泊業	
34	飲食サービス業	
35	生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業	
36	学校教育	
37	その他の教育、学習支援業	
38	医療・福祉業	医療業
39		保健衛生
40		社会保険・社会福祉・介護事業
41	複合サービス事業(郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合(他に分類されないもの))	
42	職業紹介・労働者派遣業	
43	その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業等)	
44	その他のサービス業(他に分類されないもの)	
45	宗教	
46	公務(他に分類されるものを除く)	
47	分類不能の産業	

別紙 職種一覧

1	経営	57	准看護師
2	管理業務(経営者を除く)	58	歯科衛生士
3	調査研究	59	診療放射線技師
4	技術開発(農林水産分野)	60	理学療法士
5	技術開発(食品分野)	61	作業療法士
6	技術開発(機械器具分野)	62	技能訓練士
7	技術開発(その他製造分野)	63	臨床工学士
8	生産管理(食品分野)	64	義肢装具士
9	生産管理(機械器具分野)	65	介護士
10	生産管理(その他製造分野)	66	司法書士
11	建築・土木・測量技術	67	弁理士
12	情報処理・通信技術	68	土地家屋調査士
13	法律関係業務	69	外国法事務弁護士
14	金融・保険	70	公認会計士
15	コピーライティング	71	外国公認会計士
16	報道	72	税理士
17	編集	73	社会保険労務士
18	デザイン	74	行政書士
19	教育(教員免許を有する者が行う教育)	75	海事代理士
20	教育(小・中学校・中学校・高等学校における助学教育)	76	著述家
21	教育(専修学校)	77	美術家・写真家
22	教育(各種学校)	78	音楽家・舞台芸術家
23	教育(インターナショナルスクール)	79	宗教家
24	教育(教育機関を除く)	80	家事用人
25	翻訳・通訳	81	プロレス選手
26	海外取引業務	82	アマチュアスポーツ選手
27	企画事務(マーケティング、リサーチ)	83	インターンシップ
28	企画事務(広報・宣伝)	84	ワーキング・ホリデー
29	会計事務	85	外国弁護士
30	法人営業	86	サマージョブ
31	CADオペレーション	87	国際文化交流
32	調理	88	EPA看護師
33	外国特有の建築技術	89	EPA介護福祉士
34	外国特有の製品製造	90	EPA看護師候補者
35	宝飾・貴金属・毛皮加工	91	EPA介護福祉士候補者
36	動物の調教	92	EPA就学介護福祉士候補者
37	石油・地熱等掘削調査	93	外国人建設従事者
38	パイロット	94	外国人運転従事者
39	スポーツ指導	95	製造業外国人従業員
40	ソムリエ	96	家事支援者(国家戦略特区)
41	介護福祉士	97	研修農業支援者(国家戦略特区)
42	研究	98	畜産農業支援者(国家戦略特区)
43	研究の指導	99	起業活動
44	教育(大学等)	100	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
45	記者	101	農林漁業従事者
46	報道カメラマン	102	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
47	医師	103	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
48	歯科医師	104	機械組立従事者
49	薬剤師	105	機械整備・修理従事者
50	看護師	106	機械検査従事者
51	接客(販売店)	107	建設躯体工事従事者
52	接客(飲食店)	108	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
53	接客(その他)	109	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
54	製品製造	110	運搬・清掃・包装等従事者
55	保健師	111	外交
56	助産師	112	公用
		999	その他

別記第六号の四様式（第六条の二関係）（平14法省令12・全改、平23法省令43・平31法省令7・令元法省令10・一様改正）

（表）

在留資格認定証明書

日本国政府法務省

番号№

氏名	性別	男	女	写真
国籍・地域	生年月日	年	月	日
日本での職業及び勤務（通学）先等				
上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。				
在留資格				
年 月 日				
※				

（注意）

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持しているも、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。
- 2 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
- 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。

- 他1 ※には在留資格認定証明書を交付する者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

（裏）

（備考）

別記第六号の四の様式（第六条の二関係）
（表）

在留資格認定証明書

日本国政府法務省

番号 No.

氏名	性別	男	女
国籍・地域	生年月日	年	月 日
日本での職業及び勤務（通学）先等			
上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。			
在留資格			
年 月 日 ※			

（注意）

- 1 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。
- 2 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
- 3 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。

- （注） 1 ※には在留資格認定証明書を交付する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

（裏）

（備考）

別記第七号様式（第七条関係）（平12法省令4・全改）

JAPANIMMIGRATION	
上陸許可	
[] (→)	
在留資格	[]
Status:	[]
在留期間	[]
Duration:	[]
[] (→)	
日本国入国審査官	

(注)

- 1 縦35ミリメートル、横40ミリメートルとする。
- 2 空欄(→)には上陸許可年月日を、(→)には上陸港名を、それぞれ記入するものとする。
- 3 上陸港名の右側の空欄には入国審査官の識別番号を記入するものとする。

別記第七号の二様式（第七条関係）（平15法省令07・追加）

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR	
上陸許可	
LANDING PERMISSION	
許可年月日	[]
Date of Permit:	[]
在留期間	[]
Use:	[]
在留資格	[]
Status:	[]
在留期間	[]
Duration:	[]
[]	

(注)

- 1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 2 在留期間の欄の下部の空欄には上陸港名を記入するものとする。
- 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第七号の三様式（第七条関係）（平2法省令15・令改、平13法省令07・旧別記第七号の三様式降下）



但

- 1 縦20ミリメートル、横30ミリメートルとする。
- 2 空欄()には上陸許可年月日を、空欄()には上陸港名を、それぞれ記入するものとする。
- 3 ()には再入国の再、又は難民旅行証明書の難を、それぞれ記入するものとする。

別記第七号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指 定 書

氏 名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第七号の五様式（第七条の二関係）（平28法省令44・追加、平31法省令7・一部改正）
日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書（再入国者用）

出入国在留管理局長 殿

出入国管理及び難民認定法第9条第8項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 氏名 _____

4 性別 男・女 _____

5 住居地 _____

6 電話番号 _____

7 旅券（再入国許可書を含む。）又は難民旅行証明書
番号 _____
発行年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

8 在留カード又は特別永住者証明書
番号 _____
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

9 在留資格 _____ 在留期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

10 再入国許可
許可番号 _____
有効期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別記第七号の六様式（第七条の二関係）（平28法省令44・追加、平31法省令7・平32法省令2・一部改正）

（表）

日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書（特定登録者カード交付用）

出入国在留管理局長 殿

出入国管理及び難民認定法第9条第8項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。

1 国籍・地域 _____

2 生年月日 _____

3 氏名 _____

4 性別 男・女 _____

5 住居地 _____

6 旅券
番号 _____
発行年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

7 職業 _____
勤務先名称 _____

8 電話番号 _____
電子メールアドレス _____

写 真

(裏)

以下の質問に回答してください。

1 あなたは、これまでに日本国又は日本国以外の国の法令に反して、懲役、禁錮若しくは罰金又はこれらに相当する刑に処せられたことはありませんか（執行猶予も含みます）。

・ はい ・ いいえ

2 あなたは、日本から退去強制されたこと、日本から出国命令により出国したこと、又は、日本への上陸を拒否されたことはありませんか。

・ はい ・ いいえ

3 あなたが該当する項目にチェックをしてください。

① 日本の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

② 特定国※の公的機関（政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関）に所属している。

③ 国際機関に所属している。

④ 日本の株式会社又はその子会社に所属している。

⑤ 特定国※の株式上場会社に所属している。

⑥ 資本金若しくは出資の総額が五億円以上の日本又は特定国※の法人に所属している。

⑦ ①の公的機関又は④の会社と業務上の関係を有しており、かつ、その業務に関し反復して来日する必要があることを理由として、当該機関又は会社から、あなたの希望者登録についての要望がなされている。

⑧ 十分な資力信用があることを認めるに足りるクレジットカードを所持している。

⑨ ①～⑧のいずれかの要件を満たして、特定登録者カードの交付を受け又は受けようとしている者の配偶者又は未成年で未婚の子である。

⑩ 上記のいずれにも該当しない。

※ 日本国がその国（又は地域・行政区画）の一般旅客所持者に対して査証免除措置を取っている国（又は地域・行政区画）をいいます。

4 3で①～⑩に該当すると回答された方のみお答えください。

役員又は常勤の職員として所属していますか。

・ はい ・ いいえ

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人の署名/申請書作成年月日

年 月 日

別記第七号の七様式（第七条の三関係）

別記第七号の七様式（第七条の三関係）（申請書添付用）（※申請書添付用・添付用、申請書添付用・添付用）

(裏)

<p>この証明書は 年 月 日まで有効です。</p>	<p>特定登録者カード番号</p> <p>番号</p>
<p>日本国政府</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>国籍・地域</p> <p>交付年月日</p>	<p>性別</p>

字 真

出入国在留管理庁長官 印

在留 期間	許可年月日	在留期限	上陸港
.....			

(注) 縦54(ミリ)メートル、横85(ミリ)メートルとする。

(第)

別記第七号の八様式（第七条の四関係）

別記第七号の八様式（第七条の四関係）（平28法省令44・追加、平31法省令7・一部改正）
日本国政府法務省

特定登録者カード再交付申請書

出入国在留管理局長 殿

出入国管理及び難民認定法第9条の2第7項の規定に基づき、次のとおり特定登録者カードの再交付を申請します。

写 真

- 1 国籍・地域 _____
- 2 生年月日 _____
- 3 氏 名 _____
- 4 性 別 男・女 _____
- 5 住居地 _____
- 6 旅券
 番号 _____
 発行年月日 _____ 年 月 日
 有効期限 _____ 年 月 日
- 7 再交付申請の理由
 ① 紛失 盗難 滅失
その他の事情による所持喪失（ _____ ）
 その事実を知った日 _____ 年 月 日
 ② 汚損・毀損
- 8 電話番号 _____
 電子メールアドレス _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

別記第八号様式（第八条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
通 知 書 殿 出入国管理及び難民認定法第10条第5項（第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおりあなたの証言を求めることになりましたので、出頭してください。	
1 証 人 氏 名 _____ 男 女 国籍・地域 _____ 居 住 地 _____	
2 出頭を求める年月日時及び場所 _____ 年 月 日 時	
3 証言を求める理由 _____ 出入国在留管理庁 出入国在留管理局 _____ 支局 出張所 特別審理官 _____	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第九号様式（第九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
認 定 通 知 書 殿	
1 氏 名 _____ 男 女 2 生年月日 _____ 年 月 日 3 国籍・地域 _____	
あなたに対し口頭審理を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。 認 定 要 旨	
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 _____ 支局 出張所 特別審理官 _____	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十号様式（第九条関係）（平2法省令15・全改、平23法省令43・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
異 議 申 出 放 棄 書	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
	支局 出張所
特別審理官 殿	
私は、上陸のための条件に適合していない旨の認定に服し、出入国管理及び難民認定法第11条第1項の規定による異議の申出を放棄します。	
1 氏 名	_____ 男 女
2 生年月日	_____ 年 月 日
3 国籍・地域	_____
本 人	_____ 署 名

別記第十一号様式（第十条、第十二条の二関係）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日
退 去 命 令 書	
1 氏 名	_____ 男 女
2 生年月日	_____ 年 月 日
3 国籍・地域	_____
出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定に基づき、本邦からの退去を命じます。	
(1) 出国日	
(2) 出国便	
(3) 送還責任者	
出入国管理及び難民認定法第13条の2第1項の規定に基づきとどまることができる期間及び施設を次のとおり指定します。	
(1) とどまることができる期間	
(2) とどまることができる施設	
なお、あなたが上記の出国日までに出国しないときは退去強制されることとなります。	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局 支局 出張所
主任審査官	_____
特別審理官	_____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十二号様式（第十条、第十二条の二関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

退 去 命 令 通 知 書

殿

1 氏 名 _____ 男
女

2 生 年 月 日 _____ 年 月 日

3 国 籍・地 域 _____

上記の者に対し、年 月 日出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定に基づき、本邦からの退去を命じたので、通知します。
貴社（あなた）は、同法第59条の規定により、貴社（あなた）の責任と費用で同人を本邦外の地域に送還しなければなりません。

(1) 出国日
(2) 出国便

上記の者について、出入国管理及び難民認定法第13条の2第1項の規定に基づきとどまることのできる期間及び施設を次のとおり指定します。

(1) とどまることが出来る期間
(2) とどまることが出来る施設

出入国在留管理庁 出入国在留管理局 支局 出張所
主任 審 査 官 _____
特 別 審 理 官 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十三号様式（第十一条関係）（平2法省令15・令改、平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

異 議 申 出 書

法務大臣 殿

私は、上陸のための条件に適合していない旨の認定に異議がありますので、出入国管理及び難民認定法第11条第1項の規定により異議を申し出ます。

1 氏 名 _____ 男
女

2 生 年 月 日 _____ 年 月 日

3 国 籍・地 域 _____

不 服 の 事 由

申 出 人 _____ 署 名

別記第十四号様式（第十二条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
仮上陸許可書	
出入国管理及び難民認定法第13条の規定に基づき、仮上陸を許可します。	
1 氏 名 _____	男 女
2 生 年 月 日 _____	年 月 日
3 国籍・地域 _____	
4 仮上陸の条件	
(1) 住居及び行動範囲	

(2) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。	
(3) その他	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
	支 局
	出 張 所
主 任 審 査 官 _____	

注 意

- 1 仮上陸の期間は、上陸手続が完了するときまでの間です。
- 2 上記の仮上陸の条件を遵守してください。
- 3 住居や行動範囲の変更を希望するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受ける必要があります。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記第十五号様式（第十二条、第三十六条の二関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
保管金受領証書	
殿	
金 _____	
保管の事由	
上記金額を領収しました。	
出入国在留管理庁	入国者収容所
	出入国在留管理局
歳入歳出外現金出納官吏 _____	
年 月 日	
出入国在留管理庁 入国者収容所	
出入国在留管理局	
歳入歳出外現金出納官吏 殿	
金 _____	
上記金額を領収しました。	
氏 名 _____	
居 住 地 _____	
_____ 署 名	

別記第十六号様式（第十二条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
保 証 金 没 取 通 知 書	
殿	
1 氏 名	男 女
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍・地 域	
<p>出入国管理及び難民認定法第13条第5項の規定に基づき、下記の理由により、仮上 随許可の保証金の全部金 円を没取したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p>	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
	支 局 出張所
主 任 審 査 官	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第十六号の二様式（第十二条関係）（平23法省令5・追加、平31法省令7・一部改正）
（表）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
収 容 令 書	
1 氏 名	男 女
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍	
4 居 住 地	
5 職 業	
<p>上記の者を出入国管理及び難民認定法第13条第6項の規定に基づき、下 記により収容する。</p>	
収 容 す べ き 事 由	
収 容 す べ き 場 所	
収 容 期 間	
有 効 期 限	年 月 日 まで
出 入 国 在 留 管 理 庁	出 入 国 在 留 管 理 局 主 任 審 査 官 印
提 示	年 月 日 入 国 警 備 官 印

(裏)

収容場所の変更			
収容すべき場所	年 月 日	年 月 日	
	出入国在留管理庁 主任審査官 印	出入国在留管理庁 主任審査官 印	
提示及び執行	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	
	入国警備官 印	入国警備官 印	
執行経過			
執行の開始		出 所	
年月日時 執行場所	年 月 日 時 分	年月日 理 由	年 月 日 ・上陸許可・退去命令 ・その他()
執行者	入国警備官 印	収容期間 残日数 取扱者	日 印 入国警備官
年月日時 執行場所	年 月 日 時 分	年月日 理 由	年 月 日 ・上陸許可・退去命令 ・その他()
収容期間 満了日	年 月 日	収容期間 残日数	日
執行者	入国警備官 印	取扱者	日 印 入国警備官
執行の 終了	年 月 日	理 由	取扱者 入国警備官 印
備 考			

別記第十七号様式（第十三条、第十四条関係）（平2法省令19・全改、平23法省令43・一
部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
寄港地上陸 通過上陸許可申請書	
_____ 入国審査官 殿	
<p>出入国管理及び難民認定法第14条に基づき、下記の者（ 名）に対する 寄港地上陸 通過上陸の許可を申請します。</p>	
氏 名 _____	
<p>なお、同人（お）の出国予定は下記のとおりです。</p>	
（ 月 日 時 分 港発 向け ）	

船舶若しくは航空機の長又は運送業者の署名	

船舶若しくは航空機又は運送業者名	

別記第十七号様式（第十三条、第十四条関係）

別記第十七号の二様式(第十三条の二関係)

日本国政府法務省	番 号		
年 月 日			
<p>船舶観光上陸許可申請書 数次船舶観光上陸許可</p>			
入国審査官 殿 出入国管理及び難民認定法第14条の2の規定に基づき、下記の者(名)に対する(数次)船舶観光上陸の許可を申請します。 下記の者については、①日本から退去強制されたこと、②出国命令により出国したこと、又は日本への上陸を拒否されたこと、③日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたこと、④麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤等の規制薬物又は銃砲、クロスボウ、刀剣類若しくは火薬類の所持につき、いずれにも該当しないことを本人の申告に基づき確認しました。			
1 氏 名 (男・女) 2 生年月日 3 国籍・地域 4 旅券番号 5 指定旅客船の名称 6 寄港予定			
寄港順	出入国港	入港予定日	出港予定日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
7 備考 (注1)項目1から4までは別紙リストに取りまとめて記載の上添付することもできます。 (注2)項目6について、数次船舶観光上陸許可においては、本邦の出入国港に入港後、再び本邦の出入国港に入港するまでに寄港する外国の港についても記載してください。			
指定旅客船の船長又は運送業者の署名 _____ 入国審査官記載欄			
許可番号 許可年月日 備考			
許可者 _____ 入国審査官			

別記第十七号の三様式(第十三条の二関係) (平26法省令54・追加)

日本国政府法務省	番 号			
年 月 日				
<p>船舶観光上陸許可書 数次船舶観光上陸</p>				
1 氏 名 (男・女) 2 生年月日 3 国籍・地域 4 旅券番号				
下記のとおり許可します。 (1) 指定旅客船の名称 (2) 寄港する出入国港 (3) 上陸期間 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日 (4) 行動範囲 (5) その他の制限 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはなりません。				
入国審査官 _____				
注意 (1)上陸中は本許可書を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合は、これを提示しなければなりません。 (2)本許可書は、最終の出国時に入国審査官に返還してください。 (3)行動範囲の制限その他付された制限に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。				
数次許可 確認欄				

別記第十七号の四様式（第十三条の二関係）（平26法省令24・追加、平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日
数次船舶観光上陸許可取消通知書	
_____ 殿	
出入国管理及び難民認定第14条の2 第8項 第9項 の規定に基づき、あなたに対する数次船舶観光上陸の許可を取り消したので通知します。	
ついては、あなたが所持する数次船舶観光上陸許可書を入国審査官に返納しなければなりません。	
ついては、あなたは現在上陸中ですが、年 月 日 時までに帰船（出国）するとともに出国に際してはあなたが所持する数次船舶観光上陸許可書を返納しなければなりません。	
記	
1 氏 名	(男・女)
2 生年月日	
3 国籍・地域	
4 旅券番号	
5 指定旅客船の名称	
6 取消理由	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
	支 局 出張所
	入国審査官 _____ 署 名

別記第十七号の五様式（第十三条の二関係）（平26法省令24・追加、平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日
数次船舶観光上陸許可取消通知書	
_____ 殿	
出入国管理及び難民認定法第14条の2 第8項 第9項 の規定に基づき、下記の者に対する数次船舶観光上陸の許可を取り消したので通知します。	
ついては、下記の者が所持する数次船舶観光上陸許可書を入国審査官に返納させるよう措置してください。	
ついては、下記の者は現在上陸中ですが、年 月 日 時までに帰船（出国）するとともに出国に際してはその者が所持する数次船舶観光上陸許可書を返納させるよう措置してください。	
記	
1 氏 名	(男・女)
2 生年月日	
3 国籍・地域	
4 旅券番号	
5 指定旅客船の名称	
6 取消理由	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
	支 局 出張所
	入国審査官 _____ 署 名

別記第十八号様式（第十三条関係）（平15法省令7・一部改正）

寄港地上陸許可	
SHORE PASS	
(一)	
Until:	(二)
Area:	(三)
	(四)
	(五)
Immigration Inspector	
日本国	

(注)

- 縦39ミリメートル、横35ミリメートルとする。
- 空欄(一)には上陸許可年月日を、空欄(二)には上陸許可期限となる年月日を、空欄(三)には上陸許可期限となる時分を、空欄(四)には行動の範囲を、空欄(五)には上陸港名を、それぞれ記入するものとする。

別記第十八号の二様式（第十三条関係）（平15法省令7・追加）

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR	
寄港地上陸許可	
SHORE PASS	
許可年月日	()
Date of Permit:	()
許可期限	()
Until:	()
行動範囲	()
Area:	()

(注)

- 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 許可年月日の欄の括弧内には上陸許可時分を記入するものとする。
- 許可期限の欄には上陸許可期限となる年月日を、同欄の括弧内には上陸許可期限となる時分を記入するものとする。
- 行動範囲の欄の下部の空欄には上陸港名を記入するものとする。
- 蓋印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第十九号様式（第十四条関係）

通過上陸許可 TRANSIT PASS	
(一)	
Until:	(二)
Route: From	(三)
To	(四)
Immigration Inspector 日本国	

(注)

- 縦39ミリメートル、横35ミリメートルとする。
- 空欄(一)には上陸許可年月日を、空欄(二)には上陸許可期限を、空欄(三)には上陸港名を、空欄(四)には出国港名を、それぞれ記入するものとする。

別記第十九号の二様式（第十四条関係）（平成28年令第77号・追加）

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR 通過上陸許可 TRANSIT PASS
許可年月日 Date of Permt:
許可期限 Until:
Route: From
To

(注)

- 縦 32 ミリメートル、横 36 ミリメートルとする。
- Route の欄の下部の空欄には上陸港名を記入するものとする。
- 蓋印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第二十一号様式（第十五条関係）（平7法省令0・更改、平19法省令01・平21法省令49
・平23法省令43・平元法省令10・一部改正）

(表)		番 号
日本国政府法務省		年月日
乗 員 上 陸 許 可 書		
1 氏 名		男 女
2 国籍・地域		
3 旅券又は乗員手帳の番号		
4 所持者署名		
<p>下記のとおり許可します。</p> <p>(1) 乗換えのための上陸 港の _____ ～ _____ 港の _____</p> <p>(2) 近傍への上陸 船舶又は航空機の名称 港 名 _____</p> <p>(3) 上陸期間 自 _____ 至 _____</p> <p>(4) 行動範囲 乗換えのため他の港へ赴く場合を除き、上陸した港の所在する市町村の区域内に限られます。ただし、入国審査官が別に定めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(6) その他の制限 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはなりません。</p> <p style="text-align: right;">入国審査官 _____</p> <p style="text-align: right;">署 名 _____</p>		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 5 番又は A 列 6 番とする。

(裏)

注 意
(1) 所持者は、本許可書受領後直ちに所持者署名欄に署名をしてください。
(2) 上陸中は本許可書及び旅券又は乗員手帳を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合は、これを提示しなければなりません。
(3) 本許可書は、出国時に入国審査官に返還してください。
(4) 行動範囲の制限その他付された制限に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。

別記第二十二号様式（第五十六条の二関係）（平7法省令60・令改、平19法省令41・平23法省令43・一部改正）

指 紋 原 紙			
指紋番号			
国籍・地域	氏 名	性 別	生 年 月 日
		男 女	年 月 日
原 紙 作 成 年 月 日			
年 月 日			
左手ひとさし指（手指）	備 考		
	(注) 左手ひとさし指を欠損しているため、又はその他の理由により左手ひとさし指の指紋を押すことができないときは、左手ひとさし指以外の指の指紋を押してください。		

(注) 縦113ミリメートル、横150ミリメートルとする。

別記第二十二号の二様式（第十五条の二関係）（平7法省令60・令改、平23法省令43・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省		番 号																														
		年 月 日																														
敷次乗員上陸許可申請書 入国審査官 殿																																
出入国管理及び難民認定法第16条第2項の規定に基づき、下記の者（名）に対する敷次乗員上陸の許可を申請します。																																
1 氏 名		男 女																														
2 生年月日																																
3 国籍・地域																																
4 運送業者及び船舶の名称																																
5 旅券又は乗員手帳の番号																																
6 敷次乗員上陸を必要とする理由																																
(1) 船舶の乗員 乗り組む船舶の就航予定	(2) 航空機の乗員 所属する運送業者が就航させている主たる航空路																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>出発港(外国)</th> <th>到着港(本邦)</th> <th>年 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(3)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(4)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(5)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	出発港(外国)	到着港(本邦)	年 月	(1)			(2)			(3)			(4)			(5)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>出発港(外国)</th> <th>到着港(本邦)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)</td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td></td></tr> <tr><td>(3)</td><td></td></tr> <tr><td>(4)</td><td></td></tr> <tr><td>(5)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	出発港(外国)	到着港(本邦)	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		
出発港(外国)	到着港(本邦)	年 月																														
(1)																																
(2)																																
(3)																																
(4)																																
(5)																																
出発港(外国)	到着港(本邦)																															
(1)																																
(2)																																
(3)																																
(4)																																
(5)																																
7 備 考																																
(注) 項目1から6までは別紙リストに取りまとめて記載の上添付することができます。																																
運送業者又は船舶等の長の署名 (入国審査官記載欄)																																
許可番号																																
許可年月日																																
備 考	許可者	入国審査官																														

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第二十二号の三様式（第十五条の二関係）（平7法省令00・変更、平21法省令49・平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省 (表)		番 号
数 次 乗 員 上 陸 許 可 書		写 真
氏 名		
生年月日	男 女	
国籍・地域		
旅券又は乗員手帳の番号		
運送業者又は船舶の名称		
有効期間	上陸期間	
発行日から1年間	航空機の乗員：15日以内 船舶の乗員：上記船舶が本邦にある間	
発行日		入国審査官

(注) 縦50ミリメートル、横83ミリメートルとする。

(裏)

官 用 欄
(1) 上陸中はこの許可書及び旅券又は乗員手帳を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。
(2) 記載事項に変更が生じた場合には、入国審査官に報告しなければなりません。
(3) 有効期間が切れた場合及び本許可が取り消された場合には、入国審査官に返還しなければなりません。
(4) 本許可により「運送業者又は船舶の名称」欄に記載されている運送業者に属する航空機以外の航空機の乗員又は同欄に記載されている船舶以外の船舶の乗員として上陸することはできません。 この場合は別途上陸許可を受けなければなりません。

別記第二十二号の四様式（第十五条の二関係）（平7法省令60・令改、平21法省令28・平23法省令49・平31法省令7・令改法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号
年 月 日	
教 次 乗 員 上 陸 許 可 取 消 通 知 書	
殿	
<p>出入国管理及び難民認定法第16条第8項の規定に基づき、あなたに対する教次乗員上陸の許可を取り消したので通知します。</p> <p>ついては、あなたが所持する教次乗員上陸許可書を入国審査官に返納しなければなりません。</p> <p>ついては、あなたは現在上陸中ですが、年 月 日 時までに帰船（出国）するとともに出国に際してはあなたが所持する教次乗員上陸許可書を返納しなければなりません。</p>	
記	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 運送業者又は船舶の名称	
5 取消理由	
出入国在留管理庁	出入国在留管理 支局
	出張所
入国審査官	署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第二十二号の五様式（第十五条の二関係）（平7法省令60・令改、平21法省令28・平23法省令49・平31法省令7・令改法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号
年 月 日	
教 次 乗 員 上 陸 許 可 取 消 通 知 書	
殿	
<p>出入国管理及び難民認定法第16条第8項の規定に基づき、下記の者に対する教次乗員上陸の許可を取り消したので、通知します。</p> <p>ついては、下記の者が所持する教次乗員上陸許可書を入国審査官に返納させるよう措置してください。</p> <p>ついては、下記の者は現在上陸中ですが、年 月 日 時までに帰船（出国）させるとともに出国に際してはその者が所持する教次乗員上陸許可書を返納させるよう措置してください。</p>	
記	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 運送業者又は船舶の名称	
5 取消理由	
出入国在留管理庁	出入国在留管理 支局
	出張所
入国審査官	署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第二十三号様式（第十六条関係）（平2法省令15・全改、平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日
緊急上陸許可申請書	
入国審査官 殿	
出入国管理及び難民認定法第17条の規定に基づき、下記の者に対する緊急上陸の許可を申請します。	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 旅券又は乗員手帳番号	
5 船舶又は航空機の名称	
6 緊急上陸の事由	
7 必要とする上陸期間	
なお、上記の者の日本における活動について全責任を負うとともに、上陸許可の事由が終了したときは、上記の者が速やかに出国することを保証します。	
船舶若しくは航空機の長又は運送業者の署名 _____ （入国審査官記載欄）	
許可番号	_____
許可年月日	_____
許可期間	_____
備 考	許 可 者 _____
	入国審査官

別記第二十四号様式（第十六条関係）（平2法省令15・全改、平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年 月 日
緊急上陸許可書	
1 氏 名	男 女
2 国籍・地域	
3 旅券又は乗員手帳の番号	
4 港 名	
5 乗っている船舶又は航空機の名称	
6 緊急上陸の事由	
7 治療のため入院した病院名及び所在地	
8 上陸期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	_____ 入国審査官
	_____ 署 名

別記第二十五号様式（第十七条関係）（平2法省令15・令改、平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
遭難による上陸許可申請書 入国審査官 殿	
出入国管理及び難民認定法第18条の規定に基づき、下記の者に対する遭難による上陸の許可を申請します。	
1 氏 名	_____ 男 女 _____
2 生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
3 国籍・地域	_____
4 現住所	_____
5 職業	_____
6 旅券又は乗員手帳番号	_____
7 遭難した船舶又は航空機の名称	_____
8 遭難の場所	_____
9 遭難の日時	_____
市町村長、船舶若しくは航空機の長又は運送業者の署名 （入国審査官記載欄）	
許可番号	_____
許可年月日	_____
許可期間	_____
備 考	_____ 許 可 者 _____
入 国 審 査 官	

別記第二十六号様式（第十七条関係）（平2法省令15・令改、平23法省令43・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
遭難による上陸許可書	
1 氏 名	_____ 男 女 _____
2 国籍・地域	_____
3 現住所	_____
4 遭難船舶又は航空機の名称及び遭難の場所並びに年月日	_____
5 救護を受ける場所	_____
6 上陸期間	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 日間）
7 行動の範囲	_____ の 区 域 内 _____
_____ 入国審査官 _____	
_____ 署 名 _____	

その1

1 あなたが本国から観出した日、場所、方法及び日本に到着するまでの経緯について具体的に書いてください。

2 あなたは、最初から日本に来ることを希望していましたか。
 はい いいえ
 「はい」と答えた場合、どの国を希望していたのですか。また、日本に希望を変えた理由は何ですか。

3 あなたは、本国を脱出する際に出国の手続きを誰かに依頼しましたか。
 はい いいえ
 「はい」と答えた場合、その人物の名前を挙げてください。その費用はいくらでしたか。

4-1
 (1) あなたは、現在、旅券その他の旅行文書を所持していますか。
 はい →4-2を回答してください。 いいえ →(2)を回答してください。
 (2) 本国を出国する際、それらの文書を所持していましたか。
 はい →(3)及び4-2を回答してください。 いいえ
 (3) 出国のときにそれらの文書を所持していた場合、その後、それらの文書はどのようなようになったのですか。

4-2
 現に旅券その他の旅行文書を所持している場合又は出国時に所持していた場合、それらの文書はどのようにして入手したのですか。

5
 (1) 日本に到着する以前に他の国に居住していたことがありますか。
 はい いいえ
 「はい」と答えた場合、次の事項を記入してください。

滞在期間 (YY/MM/DD)	国名 (YY/MM/DD)	滞在場所	滞在目的
~	反色		
~			
~			
~			

(2) どのような理由で居住していた国を離れて日本に来ることにしたのですか。

6 日本に到着する前に他の国に庇護を求めたことがありますか。
 はい いいえ
 「はい」と答えた場合、その国の名前及びその結果はどうでしたか。

その2

1 あなたが本国に帰国した場合、誰から、どのようなことをされるおそれがありますか。

(1) 誰から

国家機関 (名称等) _____)

上記以外 (名称等) _____)

(2) どのようなことをされるおそれがありますか。(具体的に書いてください。)

(3) そのおそれを感じたのはいつからですか。

2 上記1のおそれがある理由は次のどれですか。次のうち該当する理由がない場合やこれ以外にも理由がある場合には、(理由)の箇所に書いてください。

人種 宗教 国籍 特定の社会的集団の構成員であること

政治的意見

(理由)

3 上記1のおそれがあると考える根拠となる全ての事実を書いてください。

(注1) 記載に当たっては、誰が、いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのか、なぜそのようなことをされたのか(理由)がわかるように、具体的に書いてください。

(注2) 特に、身体の拘束や暴力を受けたことがある場合や、逮捕されたことがある場合にはそれらについても具体的に書いてください。

4 あなたは、今回の一時帰国のための上陸許可に関する申告に関連するものとして、何らかの組織に属したり、支持(支援)したりしていませんか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

期間	組織名	役職	活動内容
	灰色		

5 あなたは、今回の一時帰国のための上陸許可に関する申告に関連するものとして、政治的意見を表明したり、行動をとったことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

6 上記2の理由により、あなたの家族の身に何かが起こったことはありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

7 あなたは、上記1から6までに記載した内容を裏付ける資料を提出することができますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

資料名	内容	提出理由	提出予定時期
	灰色		

(表)

一時庇護のための上陸の条件

(1) 上陸期間 (許可期限)

(2) 住 居

(3) 行動範囲

(4) その他

上記(2)から(4)までの条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。

別記第二十八号様式(第十九条関係)

別記第二十八号様式(第十九条関係) 日本国政府法律省

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書

出入国在留管理局長 殿

出入国管理及び難民認定法等19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。

1 国 籍・地 域 _____ 2 生年月日 _____ 年 月 日

3 氏 名 _____

4 性 別 男・女 5 配偶者の有無 有・無 6 職 業 _____

7 住居地 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

8 除券 (1) 番 号 _____ (2) 有効期限 _____ 年 月 日

9 現に有する在留資格 _____ 在留期間 _____

在留期間の満了日 _____ 年 月 日 10 在留カード番号 _____

11 現在の在留活動の内容(学生にあっては学校名及び通関授業時間)

12 他に従事しようとする活動の内容

(1) 職務の内容 翻訳・通訳 語学教師 その他()

(2) 雇用契約期間 _____ (3) 通関授業時間 _____

(4) 報酬 円(月額 週額 日額) _____

13 勤務先

(1) 名称 _____

(2) 所在地 _____ 電話番号 _____

(3) 業種 製造 商業 教育 その他 _____

14 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1) 氏 名 _____ (2) 本人との関係 _____

(3) 住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 本申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更届出を訂正し、署名すること、申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が日署すること。

※ 返次者

(1) 氏 名 _____ (2) 住 所 _____

(3) 所属機関等 _____ 電話番号 _____

別記第二十九号様式（第十九条関係）（平14法省令13・更改、平23法省令43・平31法省令7・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

資 格 外 活 動 許 可 書	
許可番号	号
1 国籍・地域	2 氏名
3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日
5 住居地	
6 旅券番号	
7 上陸（在留）許可年月日 年 月 日	
8 現に有する在留資格 在留期間 在留期間満了日 年 月 日	
9 在留カード番号	
10 現在の在留活動の内容（受入れ機関がある場合にはその名称）	
11 新たに許可された活動の内容	
12 許可の期限 年 月 日 まで	
<p>出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動に従事することを許可します。</p> <p>ただし、上記の活動を行う際は、本許可書を携帯しなければなりません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">出入国在留管理局长</p>	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記第二十九号の二様式（第十九条関係）（平21法省令29・追加、平23法省令43・平31法省令7・一部改正）

資 格 外 活 動 許 可	
許可番号	号
1. 在留資格	
2. 在留カード番号	
3. 新たに許可された活動内容	
4. 許可期限	
<p>出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動に従事することを許可します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">出入国在留管理局长</p>	

（注）

- 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第二十九号の三様式（第十九条関係）（平22法省令9・追加、平23法省令43・平31法省令7・令英法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
資格外活動許可取消通知書	
殿	
1 氏 名	男 女
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域	
4 住 居 地	
<p>出入国管理及び難民認定法第19条第3項の規定に基づき、あなたに対する資格外活動の許可を下記の理由により取り消したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p>	
出入国在留管理局長	

備考 この通知を受け次第速やかに旅券、在留カード及び資格外活動許可書を携行して 出入国在留管理局に出頭してください。

※ 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第二十九号の四様式（第十九条の二関係）（平31法省令33・全改）
日本国政府法務省

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書	
出入国在留管理局長 殿	
<p>出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。</p> <p>※本申請書により、上陸許可に引き続き資格外活動許可申請を行うことができるのは、上陸の許可により「留学」の在留資格を決定された場合（3月の在留期間を決定された場合を除く。）に限られます。</p>	
1 国 籍 ・ 地 域	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 氏 名	
4 性 別 男 ・ 女	
申請人の署名/申請書作成年月日	年 月 日

別記第二十九号の四の様式（第十九条の二関係）（平31逆発令35・通30）
日本国政府法務省

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。	
<small>※本申請書により、上陸許可に引き続き資格外活動許可申請を行うことができるのは、上陸の許可により「教育」、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格を決定され、地方公共団体その他これに準ずるもの（以下「地方公共団体等」という。）と雇用契約を締結している場合（3月の在留期間を決定された場合を除き、「技能」の在留資格を決定された者についてはスポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する場合に限る。）に限られます。</small>	
1 国籍・地域	_____
2 生年月日	_____年 ____月 ____日
3 氏名	_____
4 性別	男・女
5 雇用先の地方公共団体等	_____
申請人の署名／申請書作成年月日	
_____年 ____月 ____日	

別記第二十九号の五様式（第十九条の四関係）
日本国政府法務省

就 労 資 格 証 明 書 交 付 申 請 書	
出入国在留管理局長 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり就労資格証明書の交付を申請します。	
1 国籍・地域	_____ 2 生年月日 _____年 ____月 ____日
3 氏名	_____
4 性別	男・女
5 住所地	_____
電話番号	_____ 携帯電話番号 _____
6 照会 (1) 番号 _____ (2) 有効期限 _____年 ____月 ____日	
7 在留の資格	_____ 在留期間 _____
在留期間の満了日	_____年 ____月 ____日
8 在留カード番号 / 特別永住者証明書番号	_____
9 証明を希望する活動の内容	_____
10 就労する期間	_____年 ____月 ____日から _____年 ____月 ____日まで
11 使用目的	_____
12 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入)	(1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____
(3) 住 所 _____	
電話番号	_____ 携帯電話番号 _____
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 _____年 ____月 ____日	
注 申請書作成後申請書までに記載内容に変更が生じた場合は、申請人(法定代理人)が変更届出を訂正し、署名すること。申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。	
13 取次者	(1) 氏名 _____ (2) 住 所 _____
(3) 所属機関等 _____	電話番号 _____

別記第二十九号の六様式（第十九条の四関係）（平21法省令49・令改、平22法省令9・旧別記第二十九号の四様式様下・一部改正、平22法省令43・旧別記第二十九号の五様式様下・一部改正、平23法省令7・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

番号
就 労 資 格 証 明 書
氏名
国籍・地域
年 月 日生（男・女）
旅券番号
在留カード番号／特別永住者証明書番号
在留資格（在留期間） ()
上記の者は、本邦において下記の活動を行うことが認められていることを証明します。
記
◎活動の内容
◎就労することができる期限
年 月 日まで
年 月 日
出入国在留管理局长
(注) 本証明書の所持人の確認は、旅券又は在留カード／特別永住者証明書により行ってください。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記第二十九号の七様式（第十九条の六関係）（平22法省令43・追加、平23法省令7・一部改正）

(表)

日本国政府	在留カード	番号
氏名		
生年月日	年 月 日	性別 国籍・地域
住居地		
在留資格		
就労制限の有無		
在留期間（満了日）	年 月 (年 月 日)	写 真
許可の種類		
許可年月日	年 月 日	交付年月日 年 月 日
このカードは 年 月 日まで有効です。出入国在留管理庁長官 図		

(裏)

住居地記載欄	
届出年月日	住居地
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄

(注) 縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

別記第二十九号の八様式（第十九条の八関係）（平22法省令42・追加、平23法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

住 居 地 届 出 書	
出入国管理庁長官 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条の7第1項、第19条の8第1項又は第19条の9第1項の規定に基づき、次のとおり住居地を届け出ます。	
該当する届出にチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> ①新規上陸後の住居地届出（法第19条の7第1項）	
<input type="checkbox"/> ②在留資格変更等に伴う住居地届出（法第19条の8第1項）	
<input type="checkbox"/> ③住居地の変更届出（法第19条の9第1項）	
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	
4 性別 男・女	5 在留カード番号
6 現在の住居地	
7 現在の住居地を定めた日 年 月 日	
8 前住居地（③の届出の場合に記入）	
9 代理人	
(1)氏名	(2)本人との関係
(3)住 所	
以上の記載内容は事実と相違ありません。	
届出人の署名/届出年月日 年 月 日	
注 意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所を訂正し、署名すること。	
市 区 町 村 記 載 欄	

別記第二十九号の九様式（第十九条の九関係）（平22法省令42・追加、平23法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

在 留 カ ー ド 記 載 事 項 変 更 届 出 書	
出入国管理庁長官 殿	
出入国管理及び難民認定法第19条の10第1項の規定に基づき、次のとおり住居地以外の在留カードの記載事項変更を届け出ます。	
写 真	
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏 名	4 性別 男・女
5 住居地	
6 在留カード番号	
7 変更生じた事項 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 国籍・地域	8 変更が生じた日 年 月 日
9 変更の内容（7に対応するものを記載）	
変更前	
変更後	
10 代理人	
(1)氏名	(2)本人との関係
(3)住 所	
以上の記載内容は事実と相違ありません。	
届出人（代理人）の署名/届出書作成年月日 年 月 日	
注 意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。	
※ 取次者	
(1)氏名	(2)住 所
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係） (4)電話番号（携帯電話番号）	

別記第二十九号の十様式（第十九条の十関係）（平22法省令42・追加、平23法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

在留カード有効期間更新申請書		写真
出入国管理庁長官 殿		
出入国管理及び難民認定法第19条の11第1項又は第2項の規定に基づき、次のとおり在留カードの有効期間の更新を申請します。		
該当する申請にチェックしてください。		
<input type="checkbox"/> ①在留カードの有効期間の更新 （更新期間内の申請）		<input type="checkbox"/> ②在留カードの有効期間の更新 （やむを得ない理由のため更新期間 前の申請）
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏名	4 性別	男・女
5 住所地		
6 在留カード番号		
7 更新期間内に申請することが困難である理由（上記②の場合に記入）		
8 代理人		
(1)氏名		(2)本人との関係
(3)住 所		
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日		
年 月 日		
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。		
※ 取次者		
(1)氏名		(2)住 所
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）		(4)電話番号（携帯電話番号）

別記第二十九号の十一様式（第十九条の十一関係）（平22法省令42・追加、平23法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

在留カード再交付申請書		写真
出入国管理庁長官 殿		
出入国管理及び難民認定法第19条の12第1項の規定に基づき、次のとおり在留カードの再交付を申請します。		
1 国籍・地域	2 生年月日	年 月 日
3 氏名	4 性別	男・女
5 住所地		
6 在留カード番号	7 資格外活動許可の有無	有・無
8 在留カードの所持を失った理由及びその事実を知った日		
年 月 日		
9 代理人		
(1)氏名		(2)本人との関係
(3)住 所		
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日		
年 月 日		
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。		
※ 取次者		
(1)氏名		(2)住 所
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）		(4)電話番号（携帯電話番号）

別記第二十九号の十二様式（第十九条の十二関係）（平22法省令43・追加、平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

在留カード再交付申請書	
出入国在留管理庁長官 殿	写真
<p>出入国管理及び難民認定法第19条の13第1項前段又は第3項の規定に基づき、次のとおり在留カードの再交付を申請します。</p> <p>該当する申請にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/>①在留カードの預押等による再交付 <input type="checkbox"/>②在留カードの再交付申請命令による再交付申請</p>	
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	4 性別 男・女
5 住居地	
6 在留カード番号	
7 代理人	
(1)氏名	(2)本人との関係
(3)住 所	
<p>以上の記載内容は事実と相違ありません。</p> <p>申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。</p>	
※ 取次者	
(1)氏名	(2)住 所
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）	(4)電話番号（携帯電話番号）

別記第二十九号の十三様式（第十九条の十二関係）（平22法省令43・追加、平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

在留カード再交付申請書	
出入国在留管理庁長官 殿	写真
<p>出入国管理及び難民認定法第19条の13第1項後段の規定に基づき、次のとおり在留カードの交換希望による再交付を申請します。</p>	
1 国籍・地域	2 生年月日 年 月 日
3 氏名	4 性別 男・女
5 住居地	
6 在留カード番号	
7 在留カードの交換を希望する理由	
8 代理人	
(1)氏名	(2)本人との関係
(3)住 所	
<p>以上の記載内容は事実と相違ありません。</p> <p>申請人（代理人）の署名／申請書作成年月日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人（代理人）が変更箇所を訂正し、署名すること。</p>	
※ 取次者	
(1)氏名	(2)住 所
(3)所属機関等（親族等については、本人との関係）	(4)電話番号（携帯電話番号）

別記第二十九号の十四様式（第十九条の十三関係）（平23法省令43・追加、平24法省令60・平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
在留カードの再交付申請命令書	
殿	
<p>下記のとおり、出入国管理及び難民認定法第19条の13第2項の規定に基づき、本命令書を受領した日から14日以内に在留カードの再交付を申請することを命じます。</p>	
記	
1 在留カードの再交付申請命令の対象者	
(1) 氏 名	_____
(2) 生 年 月 日	____年 ____月 ____日
(3) 国 籍・地 域	_____
(4) 住 居 地	_____
2 理由	
年 月 日	
出入国在留管理局長	

別記第二十九号の十五様式（第十九条の十九関係）（令22法省令28・追加）
（日本産業規格 A 列 4）

	※ 登録番号	
	※ 登録・更新年月日	
登録支援機関 登録申請書 登録支援機関 登録の更新申請書		
年 月 日		
出入国在留管理庁長官 殿		
申請者		
<p>1 出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の申請をします。</p> <p>2 出入国管理及び難民認定法第19条の24第1項の規定により下記のとおり登録支援機関の登録の更新の申請をします。</p>		
記		
1	(ふりがな)	
申請者に関する事項	① 氏名又は名称	_____
	② 住所 (本店又は主たる事務所)	〒 _____ (電話 _____)
	③ 代表者の氏名	_____
支援業務実施開始に関する事項	① 支援業務開始予定年月日	____年 ____月 ____日
	② 支援業務を行う事務所の所在地	〒 _____
		対応可能言語
	③ 特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要	_____語 _____語 _____語

支採業務		語
支採業務		内容及び実施方法
① 本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国前の情報提供		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号イに定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第2号及び同条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()
	② 出入国しようとする港又は飛行場における送迎	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ロに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()
	③ 適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ハに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()
(1) 本邦での生活一般に関する事項		<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(1)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()
	② 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(2)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()

3 支採業務の内容及び実施方法に関する事項	入国後（在留資格変更許可後）の情報提供	帰国に対する届出その他の手続 ()
	③ 相談等の申出対応者及び相談等をすべき国等の機関の連絡先	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(3)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()
	④ 支援対象外国人が十分に理解できる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(4)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()
	⑤ 防災及び防犯に関する事項並びに緊急時における対応に必要な事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(5)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()
	⑥ 出入国又は労働に関する法令違反等を知らたときその他支援対象外国人の法的保護に必要な事項	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ニ(6)に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） ()
⑥ 法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ホに定める事項を適宜の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内 ()	

等の機関に対する届出その他の 手続の履行に当たって必要に応 じた支援	内容及び方法（自由記入） ()
⑥ 本邦での生活に必要な日本語 学習の機会の提供	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号へ に定める事項を減直の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内 容及び方法（自由記入） ()
⑦ 支援対象外国人から職業生 活、日常生活又は社会生活に関 し相談等の申出を受けたときに 滞滞なく当該相談等に適切に対 応することのほか、当該外国人 への助言等必要な措置	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ト に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める 方法により実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内 容及び方法（自由記入） ()
⑧ 支援対象外国人と日本人との 交流の促進に係る支援	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号チ に定める事項を減直の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内 容及び方法（自由記入） ()
⑨ 支援対象外国人が責めに帰す べき事由によらず特定技能雇用 契約を解除される場合には、他 の機関との特定技能雇用契約に 基づいて在留資格「特定技能1 号」の活動を行うことができる ようにするための支援	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号リ に定める事項を減直の方法で実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内 容及び方法（自由記入） ()
⑩ 支援責任者又は支援担当者に よる支援対象外国人及びその監 護者との定期的な面談の実施並	<input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第3条第1項第1号ヌ に定める事項を実施 <input type="checkbox"/> 特定技能基準省令第4条第3号に定める 方法により面談を実施 <input type="checkbox"/> 上記事項に加え実施事項があればその内

び労働基準法等の法令違反等 の問題の発生を知ったときの関 係行政機関への通報	内容及び方法（自由記入） ()
--	-------------------------

(注意)

- 登録の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録の更新申請書」の文字及び上方2の全文を抹消すること。
- 登録の更新の申請をするときは、表題中「登録支援機関登録申請書」の文字及び上方1の全文を抹消すること。
- 上表中「特定技能基準省令」とは、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）」をいう。
- 1①欄は、法人の場合には登記上の名称を記載し、また、個人事業主の場合には氏名を記載した上、括弧書きで屋号等を記載すること。
- 2②欄は、複数の事務所があるときには、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 3の「内容及び実施方法」欄は、実施するときには、チェックマークを付すこと。

別記第二十九号の十六様式(第十九条の二十二関係) (平31法省令7・追加、令元法省令10・一部改正) (日本産業規格A列4)

登録事項変更に関する届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の27第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- ① 届出機関
登録番号
法人番号
機関の氏名又は名称
機関の住所
② 届出の事由
A 変更事項
B 変更前内容
C 変更後内容
③ 変更年月日 年 月 日

以上の記載内容は事実と相違ありません。
届出人(代理人)の署名/届出年月日 年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所を訂正し、署名すること。

別記第三十号様式(第二十条関係) (表) 日本国政府法務省
申請人等作成用

在留資格変更許可申請書
法務大臣 殿
写真
出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。
1 国籍・地域 2 生年月日 年 月 日
3 氏名
4 性別 男・女 5 出生地 6 配偶者の有無 有・無
7 職業 8 本国における居住地
9 居住地
電話番号 携帯電話番号
10 旅券(1)番号 (2)有効期限 年 月 日
11 現に有する在留資格 在留期間
在留期間の満了日 年 月 日
12 在留カード番号
13 希望する在留資格
在留期間 (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)
14 変更の理由
15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) 有(具体的内容) ・ 無
16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父(伯)母など)及び同居者有(「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。) ・ 無
続柄 氏名 生年月日 国籍・地域 同居の有無 勤務先名称・通学先名称 在留カード番号 特別永住者証明書番号

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

(英)

備考
申請人等作成用2の4.4、所属機関等作成用2の4.4は、在留目的に従って、次の様式を使用してください。

在留目的	例	使用する申請書											
		申請人等作成用			所属機関等作成用								
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7	8
1 知識習得	親族訪問、短期滞在	○											
2 大学等において高度の専門的能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)	大学教授		○	1	1								
3 大学等における研究の指導又は教育等	中学校の国語教師												
4 外国の宗教団体から派遣されて行う宗教活動	司牧、宣教師		○	1	1								
5 日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)	外資系企業の駐在員												
6 高度の専門的能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)	企業の社長、取締役、部長												
7 高度の専門的能力を有する人材として研究、研究の指導又は教育に従事すること(※)に該当する場合を除く。1)(※)	政府関係機関、企業の研究者												
8 高度の専門的能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)に該当する場合を除く。1)(※)	職工士等の技術者、マーケティング業務従事者												
9 自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基礎を有する思考等を必要とする業務に従事すること	高い日本語能力を持つ本邦大学卒業生												
10 介護又は介護の指導を行う業務に従事すること	介護福祉士												
11 熟練した技能を要する業務に従事すること	外国料理の調理師、スポーツ指導者												
12 特定の研究活動、研究事業活動、情報処理活動	指定された機関の研究者・情報処理技術者												
13 本邦の大学・大学院で習得した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること	高い日本語能力を持つ本邦大学卒業生												
14 特定技術用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること	特定技術外国人												
15 旅行	観光、モデル												
16 技術実習	技術実習生												
17 留学	留学者												
18 研修	実務研修を行わない研修生、公的研修を行う研修生												
19 商用・雇傭を目的とする者、文化活動又は留学の在留資格を有する者の執筆を受けること													
20 特定の研究活動等を行う者の執筆を受けること													
21 EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の執筆を受けること													
22 本邦大学卒業生としての活動を行う者の執筆を受けること													
23 日本人、永住者等との婚姻関係、親子関係等に基づく本邦での居住	日本人の配偶者												
24 上記以外の目的(1)	外交、公用、弁護士、公認会計士、医師、実務検用生、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ、EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師候補者・介護福祉士候補者、EPA留学介護福祉士候補者、日系商社												
25 上記以外の目的(2)	医療活動、起業活動												

(※)については、申請人が本欄において行おうとする活動に応じて、J、K、O又はLの申請書を使用しても差し支えありません。

申請人等作成用2 H(「短期滞在」)

17 滞在目的

観光 短期商用(商談、業務連絡、市場調査等) 知人・親族訪問

日本文化の習得(茶道、剣道、空手、茶道、生花等) 勉学(日本語、コンピューター等)

見学・視察 研修 その他()

18 これまでの訪問先・活動内容 _____

19 今後の訪問先・活動内容 _____

20 出国予定年月日 _____年 _____月 _____日

21 航空券所持の有無 有・無 予約済の場合の便名 _____

22 所持金額(現金、トラバラーズチェック等) _____

23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 I(「高度専門職(1号イ)」・「高度専門職(2号)」・「教授」・「教育」)

17 稼働先 ※所在地及び電話番号については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。

(1)名称
所在地 _____ 電話番号 _____

(2)及び(3)は、稼働先が複数ある場合に記入

(2)名称
所在地 _____ 電話番号 _____

(3)名称
所在地 _____ 電話番号 _____

18 最終学歴

(1) 本邦 外国

(2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
 高等学校 中学校 その他()

(3) 学校名 _____ (4) 卒業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

19 専攻・専門分野

(18で大学院(博士)～短期大学の場合)

法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学 語学 社会学 歴史学
 心理学 教育学 芸術学 その他人文・社会科学()
 理学 化学 工学 農学 水産学 薬学 医学 歯学
 その他自然科学() 体育学 その他()

(18で専門学校の場合)

工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
 商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

20 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

(21から23までは「教育」での在留を希望する場合に記入)

21 教育に係る免許の有無 有・無

22 教育しようとする科目に係る実務経験年数 _____ 年

23 外国語による教育をしようとする場合は当該外国語により教育を受けた期間 _____ 年

申請人等作成用3 I(「高度専門職(1号イ)」・「高度専門職(2号)」・「教授」・「教育」)

24 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 J(「芸術」・「文化活動」)

17 勤務先又は活動先
 (1)名称 _____ 支店・事業所・研究室名 _____
 指導教員氏名(収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での在留を希望する場合に記入)

 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 活動内容
 (1)「芸術」での在留を希望する場合
著述家 著述家(指導) 美術家・写真家 美術家(指導)・写真家(指導)
音楽家・舞台芸術家 音楽家(指導)・舞台芸術家(指導) その他()
 (2)「文化活動」での在留を希望する場合
芸術上の活動()
学術上の活動()
我が国特有の文化又は技芸についての専門的な研究()
専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得する活動()

19 経歴(外国におけるものを含む)

始期			終期			経歴	始期			終期			経歴
年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日	

(20は「文化活動」での在留を希望する場合に記入)

20 滞在費支弁方法
 (1)支弁方法及び月平均支弁額
本人負担 _____ 円 在外経費支弁者負担 _____ 円
在日経費支弁者負担 _____ 円 奨学金 _____ 円
その他 _____ 円
 (2)送金・携行等の別
外国からの携行 _____ 円 外国からの送金 _____ 円
 (携行者 _____ 携行時期 _____) その他 _____ 円

申請人等作成用3 J(「芸術」・「文化活動」)

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日
 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 K(「宗教」)

17 派遣先
 (1) 名称 _____
 (2) 所在地 _____ (3) 電話番号 _____

18 活動内容(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行い場合には、当該活動の内容も含む。)

19 派遣元団体
 (1) 名称 _____
 (2) 所在地 _____

20 職 歴(外国におけるものを含む)

入社			退社			勤務先名称	入社			退社			勤務先名称
年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日	

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1) 氏 名 _____ (2) 本人との関係 _____
 (3) 住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1) 氏 名 _____ (2) 住 所 _____
 (3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 L(「高度専門職(1号口)・「高度専門職(2号)・「報道」・「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

17 勤務先又は活動先
 (1) 名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2) 所在地 _____ (3) 電話番号 _____

18 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関
 (1) 名称 _____
 (2) 所在地 _____

19 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)
 親会社 子会社 本部・本店
 支店・支店 その他(_____)

20 職 歴(外国におけるものを含む)

入社			退社			勤務先名称	入社			退社			勤務先名称
年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日	

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1) 氏 名 _____ (2) 本人との関係 _____
 (3) 住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1) 氏 名 _____ (2) 住 所 _____
 (3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 M(「高度専門職(1号ハ)・「高度専門職(2号)」・「経営・管理」)

17 勤務先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 最終学歴
 (1) 本邦 外国
 (2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
高等学校 中学校 その他()
 (3)学校名 _____ (4)卒業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

19 専攻・専門分野
 (18で大学院(博士)～短期大学の場合)
法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
農学 水産学 薬学 医学 歯学
その他自然科学() 体育学 その他()
 (18で専門学校の場合)
工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

20 事業の経営又は管理についての実務経験年数 _____ 年

21 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年 月	年 月		年 月	年 月	

22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

17 勤務先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 最終学歴(介護業務従事者の場合は本邦の介護福祉士養成施設について記入)
 (1) 本邦 外国
 (2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
高等学校 中学校 その他()
 (3)学校名 _____ (4)卒業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

19 専攻・専門分野
 (18で大学院(博士)～短期大学の場合)
法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
農学 水産学 薬学 医学 歯学
その他自然科学() 体育学 介護福祉 その他()
 (18で専門学校の場合)
工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
商業実務 服飾・家政 文化・教養 介護福祉 その他()

20 情報処理技術者資格又は試験合格の有無(情報処理業務従事者のみ記入) 有・無
 (資格名又は試験名) _____

21 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年 月	年 月		年 月	年 月	

22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

17 特定技能所属機関
 (1)氏名又は名称 _____
 (2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

18 技能水準
分野別運用方針に定める評価方法による証明
試験による証明
 合格した試験名 _____ 受験地 _____
日本国内
日本国外(国名: _____)
日本国内
日本国外(国名: _____)
その他の評価方法による証明 _____

技能実習2号を良好に修了
 19 日本語能力(「特定技能1号」)での在留を希望する場合に記入)
分野別運用方針に定める評価方法による証明
試験による証明
 合格した試験名 _____ 受験地 _____
日本国内
日本国外(国名: _____)
日本国内
日本国外(国名: _____)
その他の評価方法による証明 _____

技能実習2号を良好に修了
 20 良好に修了した技能実習2号(上記18, 19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)
 (1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
 職種 _____ 作業 _____
 良好に修了したことの証明
3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
実習状況に関する書面による証明
 (複数ある場合には(2)に記入)
 (2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
 職種 _____ 作業 _____
 良好に修了したことの証明
3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
実習状況に関する書面による証明

21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」)での在留を希望する場合に記入)
 年 _____ 月 _____

申請人等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無

23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額(日本円に換算): 約 _____ 円)・無

24 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) _____ 有・無

25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) _____ 有・無

26 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に記入) _____ 有・無

27 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

28 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年 月	年 月		年 月	年 月	

29 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 0(「興行」)

17 契約の形態 雇用 委任 請負 その他()

18 職種等
 (1)職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(2)興行又は芸能活動の内容 歌謡 舞踊 演奏 演劇
演芸 スポーツ 商品等の宣伝 放送番組又は映画の製作
商業用写真の撮影 商業用レコード等の録音等 その他()

19 活動内容詳細 _____

20 就労予定期間 _____ 21 報酬(税引前の支払額)
 ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

22 グループ人数 _____名 _____円(□月額 □日額)

23 適用される基準の区分 _____
①基準1号イ該当 ②基準1号ロ(1)該当 ③基準1号ロ(2)該当 ④基準1号ロ(3)該当
⑤基準1号ロ(4)該当 ⑥基準1号ロ(5)該当 ⑦基準1号ハ(2)本文該当
⑧基準1号ハ(2)ただし書き該当 ⑨基準2号該当 ⑩基準3号該当

24 契約機関(基準1号イ又は1号ハ)、主催者、招へい者又は雇用人(基準1号ロ、2号又は3号)
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
 (3)代表者名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 (5)業種 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
 (6)所在地 _____ 電話番号 _____
 (7)資本金 _____円 (8)年間売上金額(直前年度) _____円
 (9)～(11)は上記23で①又は②に該当する場合、(12)、(13)は⑦に該当する場合に記入
 (9)外国人の興行に係る業務について3年以上の経験を有する経営者又は管理者の氏名 _____
 (10)基準1号イ(2)又は基準1号ハ(2)(iii)に該当する経営者・常勤の職員
 (i又はa)(有・無)、(ii又はb)(有・無)、(iii又はc)(有・無)、(iv又はd)(有・無)、(v又はe)(有・無)
 (11)基準1号イ(3)又は基準1号ハ(2)(iv)に規定する報酬の全額を支払い 有・無
 (12)常勤の職員数 _____名 (13)興行契約に基づいて在留中の外国人の人数(申請日現在) _____名

25 出演施設(基準3号を除く)
 (1)出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 所在地 _____ 電話番号 _____
 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____
 名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 代表者名 _____ 所在地 _____

申請人等作成用3 0(「興行」)

(上記23で②又は⑧に該当する場合に記入)
 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※)
 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____㎡ 控室面積 _____㎡
 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 _____㎡
 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)
 (上記23で④に該当する場合に記入)
 施設の敷地面積 _____㎡
 (上記23で⑤に該当する場合に記入)
 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名
 施設における客の接待 有・無
 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
 (2)出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 所在地 _____ 電話番号 _____
 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____
 名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 代表者名 _____ 所在地 _____
 (上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)
 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※)
 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____㎡ 控室面積 _____㎡
 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員 _____㎡
 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)
 (上記23で④に該当する場合に記入)
 施設の敷地面積 _____㎡
 (上記23で⑤に該当する場合に記入)
 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名
 施設における客の接待 有・無
 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
 (3)出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 所在地 _____ 電話番号 _____
 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____
 名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 代表者名 _____ 所在地 _____

申請人等作成用4 0(「興行」)

代表者名	所在地
(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)	
従業員数	(うち専ら接待に従事する従業員数)
月額売上金額	円
舞台面積	控室面積
基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員	
(a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)	
(上記23で④に該当する場合に記入)	
施設の敷地面積	
(上記23で⑤に該当する場合に記入)	
客席における有償での飲食物の提供	有・無
客席部分の収容人員	名
施設における客の接待	有・無
(※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入	
26 申請人の経歴(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入(基準1号ハ(1)ただし書きに該当する場合を除く。))	
(1)外国の教育機関において興行活動に係る科目を専攻した期間	
(機関名)	年 月 日から 年 月 日まで
(2)外国における経験年数	
	年
27 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)	
(1)氏 名	(2)本人との関係
(3)住 所	
電話番号	携帯電話番号
以上の記載内容は事実と相違ありません。	
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日	
	年 月 日
注 意	
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。	
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。	
※ 取次者	
(1)氏 名	(2)住 所
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)	電話番号

申請人等作成用2 Y(「技能実習(1号)・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

17 実習実施者(勤務先)								
(1)名称								
(2)所在地						電話番号		
18 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入)								
(1)名称								
(2)所在地						電話番号		
19 職歴(外国におけるものを含む)								
入社	退社	勤務先名称			入社	退社	勤務先名称	
年	月	年	月		年	月	年	月
20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)								
(1)氏 名						(2)本人との関係		
(3)住 所								
電話番号						携帯電話番号		
以上の記載内容は事実と相違ありません。								
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日								
						年 月 日		
注 意								
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。								
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。								
※ 取次者								
(1)氏 名						(2)住 所		
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)						電話番号		

申請人等作成用2 P(「留学」)

17 通学先
 (1) 名称 _____ (3) 電話番号 _____
 (2) 所在地 _____

(18及び19は在留資格変更許可申請又は進学若しくは転学の場合に記入)

18 修学年数(小学校～最終学歴) _____ 年

19 最終学歴(又は在学中の学校)
 (1) 在籍状況 卒業 在学中 休学中 中退
大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
高等学校 中学校 小学校 その他(_____)
 (2) 学校名 _____ (3) 卒業又は卒業見込み年月 年 月

20 日本語能力(専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入)
試験による証明
 (1) 試験名 _____ (2) 級又は点数 _____
日本語教育を受けた教育機関及び期間
 機関名 _____
 期間: _____ 年 月 から _____ 年 月 まで
その他 _____

21 日本語学習歴(高等学校において教育を受ける場合に記入)
 日本語教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間
 機関名 _____
 期間: _____ 年 月 から _____ 年 月 まで

22 潜在費の支弁方法等(生活費、学費及び家賃等全てについて記入すること。)※複数選択可
 (1) 支弁方法及び月平均支弁額
本人負担 _____ 円 在外経費支弁者負担 _____ 円
在日経費支弁者負担 _____ 円 奨学金 _____ 円
その他 _____ 円
 (2) 送金・携行等の別
外国からの携行 _____ 円 外国からの送金 _____ 円
 (携行者 _____ 携行時期 _____) その他 _____ 円
 (3) 経費支弁者(複数人いる場合は全てについて記入すること。)※任意様式の別紙可
 ①氏名 _____
 ②住所 _____ 電話番号 _____
 ③職業(勤務先の名称) _____ 電話番号 _____
 ④年収 _____ 円

申請人等作成用3 P(「留学」)

(4) 申請人との関係(上記(1)で在外経費支弁者負担又は在外経費支弁者負担を選択した場合に記入)
夫 妻 父 母 祖父 祖母 養父 養母
兄弟姉妹 叔父(伯父)・叔母(伯母) 受入教育機関 友人・知人
友人・知人の親族 取引関係者・現地企業等職員
取引関係者・現地企業等職員の親族 その他(_____)

(5) 奨学金支給機関(上記(1)で奨学金を選択した場合に記入)※複数選択可
外国政府 日本政府 地方公共団体
公益社団法人又は公益財団法人(_____) その他(_____)

23 資格外活動の有無 _____ 有・無
 有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること)※任意様式の別紙可
 (1) 内容 _____
 (2) 勤務先名称 _____ 電話番号 _____
 (3) 週間稼働時間 _____ 時間 (4) 報酬 _____ 円(□月額 □日額)

24 卒業後の予定
帰国 日本での進学
日本での就職 その他(_____)

25 本邦における申請人の監護人(通学先が中学校又は小学校の場合に記入)
 (1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____
 (3) 住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

26 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____
 (3) 住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1) 氏名 _____ (2) 住所 _____
 (3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 Q(「研修」)

17 研修生受入れ機関					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
18 研修生受入れ機関(上記17以外の受入れ機関がある場合)					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
19 研修終了後の予定					
<input type="checkbox"/> 帰国後復職 <input type="checkbox"/> 帰国後自営業(業種 _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)					
20 外国の送出し機関(所属機関)					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
21 外国の送出し機関(上記20以外の送出し機関がある場合に記入)					
(1)名称 _____					
(2)所在地 _____			電話番号 _____		
22 職歴(外国におけるものを含む)					
入社		退社		勤務先名称	
年	月	年	月	年	月
23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)					
(1)氏名 _____			(2)本人との関係 _____		
(3)住所 _____					
電話番号 _____			携帯電話番号 _____		
以上の記載内容は事実と相違ありません。					
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日					
注意					
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。					
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏名 _____			(2)住所 _____		
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____			電話番号 _____		

申請人等作成用2 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」、「EPA家族」(本邦大卒者家族))

17 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日					
(1)日本国届出先					
届出年月日 _____			年 月 日		
(2)本国等届出先					
届出年月日 _____			年 月 日		
18 滞在費支弁方法					
<input type="checkbox"/> 親族負担 <input type="checkbox"/> 外国からの送金 <input type="checkbox"/> 身元保証人負担					
<input type="checkbox"/> その他(_____)					
19 資格外活動の有無					
有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること)※任意様式の別紙可					
(1)内容 _____					
(2)名称 _____			支店・事業所名 _____		
電話番号 _____			_____		
(3)週間稼働時間 _____			時間 (4)報酬 _____ 円(□月額 □日額)		
20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)					
(1)氏名 _____			(2)本人との関係 _____		
(3)住所 _____					
電話番号 _____			携帯電話番号 _____		
以上の記載内容は事実と相違ありません。					
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日					
注意					
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。					
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏名 _____			(2)住所 _____		
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____			電話番号 _____		

申請人等作成用2 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

17 身分又は地位

日本人	の	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 実子(日系2世) <input type="checkbox"/> 特別養子 <input type="checkbox"/> 実子の実子(日系3世) <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系2世	の	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子
永住者・特別永住者	の	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 実子 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系2世の配偶者	の	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
日本人の配偶者	の	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子	日系3世の配偶者	の	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
永住者の配偶者	の	<input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子	上記以外の定住者	の	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の実子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子

その他()

18 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日

(1) 日本国届出先 届出年月日 年 月 日

(2) 本国等届出先 届出年月日 年 月 日

19 申請人の勤務先等

(1) 名称 支店・事業所名

(2) 所在地 電話番号

(3) 年 収 円

20 滞在費支弁方法

(1) 支弁方法及び月平均支弁額

本人負担 円 在外経費支弁者負担 円

在日経費支弁者負担 円 身元保証人 円

その他 円

(2) 送金・携行等の別

外国からの携行 円 外国からの送金 円

(携行者 携行時期) その他 円

(3) 経費支弁者

①氏 名

②住 所 電話番号

③職業(勤務先の名称) 電話番号

④年 収 円

申請人等作成用3 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

21 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)

(1)氏 名

(2)生年月日 年 月 日 (3)国 籍・地 域

(4)在留カード番号/特別永住者証明書番号

(5)在留資格 (6)在留期間

(7)在留期間の満了日 年 月 日

(8)申請人との関係(続柄)

夫 妻 父 母

養父 養母 その他()

(9)勤務先名称 支店・事業所名

(10)勤務先所在地 電話番号

(11)年 収 円

22 在日身元保証人又は連絡先

(1)氏 名 (2)職 業

(3)住 所 電話番号 携帯電話番号

23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名 (2)本人との関係

(3)住 所 電話番号 携帯電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 年 月 日

注意

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。

申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏 名 (2)住 所

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号

申請人等作成用2 U(その他)

17 活動内容

① 【外交 公用 弁護士 司法書士 土地家屋調査士
 外国法事務弁護士 公認会計士 外国公認会計士 税理士
 社会保険労務士 弁理士 海事代理士 行政書士]

② 【医師 歯科医師 薬剤師 保健師 助産師
 看護師(EPA看護師を除く。) 准看護師 歯科衛生士
 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士
 臨床工学技士 義肢装具士]

③ 【家事使用人 家族と同居(外文官の家族を含む。)]

④ 【ワーキング・ホリデー 外国弁護士]

⑤ 【アマチュアスポーツ選手]

⑥ 【インターンシップ]

⑦ 【EPA看護師 EPA介護福祉士 EPA看護師候補者
 EPA介護福祉士候補者 EPA就学介護福祉士候補者]

⑧ 【外国人建設就労者 外国人造船就労者
 製造業外国従業員 家事支援者(国家戦略特区)
 耕種農業支援者(国家戦略特区) 畜産農業支援者(国家戦略特区)]

⑨ 【日系四世]

⑩ 【起業活動]

⑪ 【その他()]

(17で選択した区分に応じ以下の項目について記入)

○①を選択した場合・・・18、27及び「署名欄」を記入
 ○②を選択した場合・・・18、19、27及び「署名欄」を記入
 ○③を選択した場合・・・27及び「署名欄」を記入
 ○④を選択した場合・・・22、27及び「署名欄」を記入
 ○⑤を選択した場合・・・18、20、27及び「署名欄」を記入
 ○⑥を選択した場合・・・21、27及び「署名欄」を記入
 ○⑦を選択した場合・・・18、19、22、27及び「署名欄」を記入
 ○⑧を選択した場合・・・18、27及び「署名欄」を記入
 ○⑨を選択した場合・・・22、27及び「署名欄」を記入
 ○⑩を選択した場合・・・19、23～27及び「署名欄」を記入
 ○⑪を選択した場合・・・22、27及び「署名欄」を記入

申請人等作成用3 U(その他)

18 勤務先又は通学先

(1) 名称 _____ 支店・事業所名 _____

(2) 所在地 _____

(3) 電話番号 _____

19 最終学歴

(1) 本邦 外国

(2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
 高等学校 中学校 その他()

(3) 学校名 _____

(4) 学部・課程又は専門課程名称 _____

(5) 卒業年月 _____ 年 _____ 月

20 経歴

オリンピック大会出場 _____ 年

世界選手権大会出場 _____ 年

その他国際的な競技大会出場 _____ 年
 (競技会名 _____)

21 在学中の大学名 _____
 学部・課程 _____

22 具体的な在留目的(滞在費支弁方法を含む。)

23 専攻・専門分野

(19で大学院(博士)～短期大学の場合)

法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
 語学 社会学 歴史学 教育学 芸術学
 その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
 農学 水産学 薬学 医学 歯学
 その他自然科学() 体育学 その他()

(23で専門学校の場合)

工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
 商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

申請人等作成用4 U(その他)

24 起業を目指す分野に関連する事業の経営又は管理についての外国における実務経験年数 _____ 年

25 起業を目指す分野に関連する業務についての実務経験年数 _____ 年

26 職 歴(外国におけるものを含む)

入社			退社			勤務先名称	入社			退社			勤務先名称
年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日	

27 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏 名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等 _____ 電話番号 _____

所属機関等作成用1 I(「高度専門職(1号イ)」・「高度専門職(2号)」・「教授」・「教育」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号

(1)氏 名 _____

(2)在留カード番号 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他() _____

3 所属機関等契約先

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)所在地 _____

(5)電話番号 _____ (6)外国人職員数 _____ 名

(7)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4 稼働先(3と異なる場合に記入)

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)所在地 _____

(5)電話番号 _____ (6)外国人職員数 _____ 名

(7)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

6 活動内容詳細

7 就労予定期間
定めなし 定めあり (期間 _____ 年 _____ 月)

8 職務上の地位(役職名) _____ 9 雇用形態 (常勤 非常勤)

10 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____ 円 (年額 月額)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 J(「芸術」・「文化活動」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他() _____

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____

法人番号(13桁)

支店・事業所・研究室名 _____ 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

指導教員氏名(収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での在留を希望する場合に記入) _____

(2)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

4 職種(「芸術」での在留を希望する場合に記入)
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 活動内容詳細

6 就労又は活動予定期間 _____ 7 地位 _____
定めなし 定めあり(期間 年 月)

8 報酬の有無及び月額報酬(税引き前の支払額) 有・無 _____ 円
 ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

(9)は申請人が専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は芸芸を修得するために「文化活動」での在留を希望する場合に記入)

9 指導する専門家
 (1)専門家の氏名 _____
 (2)電話番号 _____
 (3)専門家の経歴

初期	終期	経歴	初期	終期	経歴
年 月	年 月		年 月	年 月	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 K(「宗教」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他() _____

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____

(2)法人番号(13桁) _____ (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

4 派遣予定期間 _____

5 給与・報酬(税引き前の支払額) _____ 6 職務上の地位 _____
 ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 円(□年額 □月額)

7 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

8 活動内容詳細(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。)

9 派遣元団体
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 L(「高度専門職(1号ロ)」、「高度専門職(2号)」、「報道」、「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁) _____

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)従業員数 _____ 名 うち外国人職員数 _____ 名

4 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
_____円(□年額 □月額)

5 職務上の地位(役職名) _____ 6 派遣・就労予定期間
あり(_____) なし _____

7 職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○「企業内転勤」「報道」又は「高度専門職」での在留を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

8 活動内容詳細

9 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関
(1)名称 _____ (2)所在地 _____

10 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(勤務先から見て)
親会社 子会社 本部・本店 支店 その他(_____)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
_____年 _____月 _____日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 M(「高度専門職(1号ハ)」、「高度専門職(2号)」、「経営・管理」)

1 経営を行い又は管理に従事する外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他(_____)

3 勤務先
(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____
電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)法人税納付額 _____ 円 (10)申請人の投資額 _____ 円

(11)常勤従業員数(申請人が経営を開始する場合にのみ記載) _____ 名
(うち日本人、特別永住者又は「永住者」、「日本人の配偶者等」、
「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者) _____ 名

4 職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

5 活動内容詳細

6 就労予定期間(申請人が管理者の場合にのみ記載)
定めなし 定めあり(期間 _____年 _____月)

7 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
_____円(□年額 □月額)

8 職務上の地位(役職名) _____

9 事業所の状況
(1)面積 _____㎡ (2)保有の形態 保有 賃貸(家賃/月) _____円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
_____年 _____月 _____日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態 雇用 委任 請負 その他(_____)

3 所属機関等契約先

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(5)業種 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)従業員数 _____ 名
うち外国人職員数 _____ 名(このうち技能実習生) _____ 名

4 就労予定期間 定めなし 定めあり(期間 _____ 年 _____ 月)

5 雇用開始(入社)年月日 _____ (未定の場合は以下のいずれかを選択)
 _____ 年 _____ 月 _____ 日 今次申請の許可を受け次第
在籍する教育機関を卒業後、今次申請の許可を受け次第
その他(_____)

6 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____ 円(□年額 □月額)

7 実務経験年数 _____ 年 8 職務上の地位(役職名) _____
あり(_____) なし

9 職種 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
「技術」・「人文知識」・「国際業務」・「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

10 活動内容詳細 _____

所属機関等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」・「高度専門職(2号)」・「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

11 派遣先等 (人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入)

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(5)業種 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____
 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円

(8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)派遣予定期間 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

1 雇用している外国人の氏名 _____

2 特定技能雇用契約
 (1) 雇用契約期間 _____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日 まで
 (2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)
 特定産業分野 _____ 業務区分 _____
 職種 _____
 ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 ○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3) 所定労働時間(週平均) _____時間 所定労働時間(月平均) _____時間
 所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 _____有・無
 (4) 月額報酬(税引前の支払額) ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)、実費弁償の性格を有するものを除く。
 円 _____
 基本給の時間換算額 _____円
 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 _____円
 報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 _____有・無
 (5) 報酬の支払方法 通貨払 口座振込み
 (6) 外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 _____有(内容: _____)・無
 (7) 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 _____有・無
 (8) 雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____有・無
 (9) 外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____有・無
 (10) 外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____有・無
 (11) 外国人の適正な滞在のために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____有・無
 (12) 派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)
 氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁)
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 代表者の氏名 _____
 派遣期間 _____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日 まで

(13) 職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)
 氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁)
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____年 _____月 _____日

所属機関等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(14) 取扱機関(職業紹介事業者があっせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
 氏名又は名称 _____
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____

3 特定技能所属機関
 (1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁)
 (3) 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略
 (4) 業種 ○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
 (5) 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 (6) 資本金 _____円 (7) 年間売上金額(直近年度) _____円
 (8) 常勤職員数 _____名
 (9) 代表者の氏名 _____
 (10) 勤務させる事業所名 _____ 所在地 _____
 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無 _____有・無
 労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無 _____有・無
 労働保険番号 (末尾4桁は割り振られている場合のみ記入)

(11) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無 _____有(内容: _____)・無
 (12) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無 _____有(内容・理由: _____)・無
 (13) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行為不明者を発生させたことの有無 _____有(内容: _____)・無
 (14) 特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して罰に処せられたことの有無 _____有(内容・該当者名: _____)・無
 (15) 特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神的機能の障害を有することの有無 _____有(内容・該当者名: _____)・無
 (16) 特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 _____有(内容・該当者名: _____)・無
 (17) 特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 _____有(内容・該当者名: _____)・無
 (18) 特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 _____有(内容・該当者名: _____)・無
 (19) 特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 _____有(内容・該当者名: _____)・無
 (20) 特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 _____有(内容・該当者名: _____)・無
 (21) 特定技能所属機関、その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(14)から(20)に該当することの有無(特定技能所属機関、その役員・支援責任者、支援担当者が営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) _____有(内容・該当者名: _____)・無

所属機関等作成用3 V(「特定技能1号」・「特定技能2号」)

(22) 暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無 () ・無
有(内容:)

(23) 外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(24) 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 () ・無
有(内容:)

(25) 特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 () ・無
有(内容:)

(26) 1号特定技能外国人支援に要する費用について、直接又は間接に外国人に負担させないこととしていることの有無(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入) () ・無
有(内容:)

(以下(27)・(28)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入)

(27) 次のいずれかに該当するものを選択 () ・無
(有の場合は該当するものを選択)
 ① 派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること (内容:)
 ② 地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること (内容:)
 ③ 地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること (内容:)
 ④ 派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること (内容:)

(28) 労働者派遣をすることとしている派遣先が(11)から(22)に該当していることの有無 () ・無
有(内容:)

(29) 労災保険加入等の措置の有無 () ・無
有(内容:)

(30) 特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無 () ・無
有(内容:)

(31) 外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込又は現実に支払われた額を承認できる方法によって支払われることとしており、かつ、後者の場合は、出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し、その承認を受けることとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(32) 特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) () ・無
有(内容:)

(以下(33)から(41)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入)

(33) 支援責任者名 _____ 所属・役職 _____
役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無 () ・無
有(内容:)

(34) 支援担当者名 _____ 所属・役職 _____
役員又は職員の中から、業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無 () ・無
有(内容:)

(35) 次のいずれかに該当するものを選択 () ・無
(有の場合は該当するものを選択)
 ① 過去2年において法別表第1の1の表、2の表及び(35)の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受けられる活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること (内容:)
 ② 支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表、2の表及び(35)の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受けられる活動を行うことができる在留資格に限る)をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること (内容:)
 ③ その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること (内容:)

(36) 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を、外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無 () ・無
有(内容:)

(37) 1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し、1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 () ・無
有(内容:)

所属機関等作成用4 V(「特定技能1号」・「特定技能2号」)

(38) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中間実施を行うことができる立場であることの有無 () ・無
有(内容:)

(39) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を行ったことの有無 () ・無
有(内容:)

(40) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無 () ・無
有(内容:)

(41) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) () ・無
有(内容:)

4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)

(1) 在留資格変更申請前に、特定技能雇用契約の内容、本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の本邦に上陸し、在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(2) 上記(1)について、対面により、又はテレビ電話装置その他の方法により行うこととしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(3) 出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(4) 適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(5) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(6) 在留資格変更後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防災に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(7) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(8) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(9) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、遅滞なく、適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(10) 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(11) 外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(12) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人が行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(13) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無 () ・無
有(内容:)

(14) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入) () ・無
有(内容:)

(15) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無 () ・無
有(内容:)

(16) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) () ・無
有(内容:)

5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)

(1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁) _____

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁) 発着該事業所は記入省略 _____ 電話番号 _____

(4) 住所(所在地) _____

(5) 代表者の氏名 _____

(6) 登録番号 _____ (7) 登録年月日 _____ 年 月 日

(8) 支援を行う事務所の名称 _____ (9) 所在地 _____

(10) 支援責任者名 _____ (11) 支援担当者名 _____

(12) 対応可能言語 _____ (13) 支援委託手数料(月額/人) _____ 円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注記
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用2 P(「留学」)

6 学部・課程
 (5で大学院、大学、短期大学(いずれも聴講生・科目等履修生及び研究生の場合を含む)を選択した場合に記入)
法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
農学 水産学 薬学 医学 歯学
その他自然科学() 体育学 その他()

7 所属予定の研究室(5で大学院を選択した場合に記入)
 (1)研究室名 _____
 (2)指導教員氏名 _____

8 専門課程名称(5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入)
工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

9 卒業年月(予定) _____年 _____月
 (交換留學生の場合、10に交換留学受入満了年月を記入)

10 交換留学受入満了年月 _____年 _____月

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 教育機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 _____年 _____月 _____日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 Q(「研修」)

1 受け入れている外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 研修生受入れ機関
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)事業内容 _____

(4)機関の種類
日本国政府 地方公共団体 特殊法人 独立行政法人
公益社団・公益財団法人 その他の非営利法人 会社等の営利法人
その他()

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____円 (7)年間売上金額 _____円
 (直近年度)

(8)常勤職員数 _____名 (9)外国人研修生数 _____名

(10)経営者名 _____ (11)管理者名 _____

(12)研修指導員名 _____ 経験年数 _____年

(13)研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 _____有・無

3 研修内容(修得しようとする技能等)
服装製造 金属加工 木材加工 石材加工 プラスチック加工
食品加工 機械組立 部品製造 工場管理 建設・土木
設計 印刷・製本 運輸通信 医療 農林
水産 サービス コンピュータシステム 経営管理システム
貿易・金融システム 市場調査・分析 その他()

4 研修期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで
 うち実務研修期間 _____月

5 月額研修手当 _____円

6 研修実施時間 _____時 _____分から _____時 _____分まで

7 実務研修の有無 _____有・無

8 研修総時間数 _____時間 うち実務研修時間数 _____時間
 実務研修の比率 _____%

9 帰国旅費の確保
受入れ機関が確保・負担(機関名 _____) その他()

10 研修生受入れ機関(上記2以外に受入れ機関がある場合に記入)

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)事業内容 _____

(4)機関の種類
 日本国政府 地方公共団体 特殊法人 独立行政法人
 公益社団・公益財団法人 その他の非営利法人 会社等の営利法人
 その他(_____)

所屬機関等作成用2 Q(「研修」)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(8)常勤職員数 _____ 名 (9)外国人研修生数 _____ 名

(10)経営者名 _____ (11)管理者名 _____

(12)研修指導員名 _____ 経験年数 _____ 年

(13)研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
 有・無

11 本邦の研修あつせん機関(上記2又は10の機関とは別の機関が研修をあつせんした場合に記入)

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3)事業内容 _____

(4)所在地 _____ 電話番号 _____

(5)経営者名 _____ (6)管理者名 _____

12 外国の送出し機関(所屬機関)

(1)名称 _____ (2)事業内容 _____

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

(4)経営者名 _____ (5)管理者名 _____

13 外国の送出し機関(上記12以外の送出し機関がある場合に記入)

(1)名称 _____ (2)事業内容 _____

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

(4)経営者名 _____ (5)管理者名 _____

(以下14から23は、上記7で有の場合に記入)

14 本邦入国前の事前研修(実施した場合に記入)

(1)実施機関 _____

(2)実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

(3)実施時間数 _____ 時間

15 受入れ機関・研修事業実施主体等
 ①基準5号イ ②基準5号ロ ③基準5号ハ ④基準5号ニ
 ⑤基準5号ホ ⑥基準5号ヘ ⑦基準5号ト ⑧基準5号チ

所属機関等作成用3 Q(「研修」)

16 研修事業への資金提供状況(上記15で⑥に該当する場合に記入)

(1) 機関
 国 地方公共団体() 特殊法人()
 独立行政法人() その他()

(2) (1)の機関の出資額 _____ 円
 (研修実施経費に占める比率) _____ %

17 研修生を指名した外国の国又は地方公共団体名(上記15で⑧に該当する場合に記入)

18 日本政府からの援助・指導の内容(上記15で⑧に該当する場合に記入)

(19から23は、上記15で⑥から⑧に該当する場合に記入)

19 宿泊施設名 _____ 所在地 _____

20 研修施設名 _____ 所在地 _____

21 生活指導員名 _____

22 傷害保険等の内容 _____

23 安全衛生上必要な措置の有無 _____ 有・無

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 受入れ機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、受入れ機関が変更箇所を訂正すること。

扶養者等作成用1 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」、(EPA家族)。(本邦大卒者家族))

1 扶養している家族(申請人)の氏名及び在留カード番号

(1) 氏名 _____

(2) 在留カード番号 _____

2 扶養者

(1) 氏名 _____

(2) 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (3) 国籍・地域 _____

(4) 在留カード番号 _____

(5) 在留資格 _____ (6) 在留期間 _____

(7) 在留期間の満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(8) 申請人との関係(続柄)
 夫 妻 父 母
 養父 養母 その他()

(9) 勤務先名称(留学生を除く) _____ (10) 法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(11) 支店・事業所名 _____

(12) 勤務先所在地 _____

電話番号 _____

(13) 年 収 _____ 円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 扶養者の署名/申請書作成年月日
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、扶養者が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 U(その他)

1 契約、招へい又は同居している外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____
 (契約の場合は以下のいずれかの形態を選択)
雇用 委任 請負 その他(_____)

2 申請人の活動内容
外交、公用
弁護士、公認会計士、その他法律・会計業務、医師、その他医療関係業務、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ、EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師候補者・介護福祉士候補者、外国人建設・造船就労者、製造業外国従業員、家事支援者(国家戦略特区)、農業支援者(国家戦略特区)
EPA就学介護福祉士候補者
家事使用人
扶養を受ける活動
日系四世

3 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4 活動内容詳細

5 勤務先、所属機関又は通学先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)法人番号(13桁) _____ (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

 (4)業種 _____
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____
 (6)資本金 _____ 円 (7)年間売上高(直近年度) _____ 円
 (8)従業員数 _____ 名 うち外国人職員数 _____ 名

6 職務上の地位 _____ 7 就労又は就学予定期間 _____

8 月額報酬(税引き前の支払額) _____ 円
 ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

9 雇用主(家事使用人の場合に記入)
 (1)国 籍・地 域 _____
 (2)氏 名 _____
 (3)性 別 _____ 男・女 (4)生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 (5)住居地 _____ 電話番号 _____
 (6)職務上の地位 _____ (7)在留カード番号 _____
 (8)在留資格 _____ (9)在留期間 _____
 (10)在留期間の満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属機関等作成用2 U(その他)

(11)雇用主の同居家族(父・母・配偶者・子など)

続 柄	氏 名	生年月日	国籍・地域	同居の有無	勤務先名称・通学先名称	在 留 資 格
				有・無		
				有・無		
				有・無		
				有・無		

10 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)
 (1)氏 名 _____
 (2)生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (3)国 籍・地 域 _____
 (4)在留カード番号 _____
 (5)在留資格 _____ (6)在留期間 _____
 (7)在留期間の満了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 (8)申請人との関係(続柄) 夫 妻 父 母
養父 養母 その他(_____)
 (9)勤務先名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (10)法人番号(13桁) _____ (11)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

 (12)勤務先所在地 _____ 電話番号 _____
 (13)年 収(扶養者が「外交」又は「公用」の場合は記入不要) _____ 円

11 日系四世受入れサポーター(日系四世で受入れサポーターが個人の場合に記入)
 (1)氏 名 _____
 (2)生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (3)国 籍・地 域 _____
 (4)在留カード番号 _____ (5)在留資格 _____
 (6)申請人との関係 親族 友人・知人 雇用主 その他(_____)
 (7)住所 _____ (8)電話番号 _____

12 日系四世受入れサポーター(日系四世で受入れサポーターが団体の場合に記入)
 (1)団体名称 _____ (2)事業所名 _____
 (3)所在地 _____ (4)電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称又は日系四世受入れサポーター(法人名)、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 扶養者、身元保証人又は日系四世受入れサポーター(個人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等又は扶養者等が変更箇所を訂正すること。

別紙 業種一覧		
1	農林業	
2	漁業	
3	鉱業、採石業、砂利採取業	
4	建設業	
5	製造業	食料品
6		繊維工業
7		プラスチック製品
8		金属製品
9		生産用機械器具
10		電気機械器具
11		輸送用機械器具
12	その他(他に分類されないもの)	
13	電気・ガス・熱供給・水道業	
14	情報通信業	
15	運輸・信書便事業	
16	卸売業	各種商品(総合商社等)
17		繊維・衣服等
18		食料品
19		建築材料、鉱物・金属材料等
20		機械器具
21	その他	
22	小売業	各種商品
23		織物・衣服・身の回り品
24		食料品(コンビニエンスストア等)
25		機械器具
26		その他
27	金融・保険業	
28	不動産・物品賃貸業	
29	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
30		専門サービス業(他に分類されないもの)
31		広告業
32		技術サービス業(他に分類されないもの)
33	宿泊業	
34	飲食サービス業	
35	生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業	
36	学校教育	
37	その他の教育、学習支援業	
38	医療・福祉業	医療業
39		保健衛生
40		社会保険・社会福祉・介護事業
41	複合サービス事業(郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合(他に分類されないもの))	
42	職業紹介・労働者派遣業	
43	その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業等)	
44	その他のサービス業(他に分類されないもの)	
45	宗教	
46	公務(他に分類されるものを除く)	
47	分類不能の産業	

別紙 職種一覧	
1	経営
2	管理業務(経営者を除く)
3	調査研究
4	技術開発(農林水産分野)
5	技術開発(食品分野)
6	技術開発(機械器具分野)
7	技術開発(その他製造分野)
8	生産管理(食品分野)
9	生産管理(機械器具分野)
10	生産管理(その他製造分野)
11	建築・土木・測量技術
12	情報処理・通信技術
13	法律関係業務
14	金融・保険
15	コピーライティング
16	報道
17	編集
18	デザイン
19	教育(教員免許を有する者が行う教育)
20	教育(小・中学校、中学校、高等学校における師学教育)
21	教育(専修学校)
22	教育(各種学校)
23	教育(インターナショナルスクール)
24	教育(教育機関を除く)
25	翻訳・通訳
26	海外取引業務
27	企画事務(マーケティング、リサーチ)
28	企画事務(広報・宣伝)
29	会計事務
30	法人営業
31	CADオペレーション
32	調理
33	外国特有の建築技術
34	外国特有の製品製造
35	宝石・貴金属・毛皮加工
36	動物の調教
37	石油・地熱等掘削調査
38	パイロット
39	スポーツ指導
40	ソムリエ
41	介護福祉士
42	研究
43	研究の指導
44	教育(大学等)
45	記者
46	報道カメラマン
47	医師
48	歯科医師
49	薬剤師
50	看護師
51	接客(販売店)
52	接客(飲食店)
53	接客(その他)
54	製品製造
55	保健師
56	助産師
57	准看護師
58	歯科衛生士
59	診療放射線技師
60	理学療法士
61	作業療法士
62	視能訓練士
63	臨床工学士
64	義肢装具士
65	介護士
66	司法書士
67	弁理士
68	土地家屋調査士
69	外国法事務弁護士
70	公認会計士
71	外国公認会計士
72	税理士
73	社会保険労務士
74	行政書士
75	海事代理士
76	著述家
77	美術家・写真家
78	音楽家・舞台芸術家
79	宗教家
80	家事従事者
81	プロスポーツ選手
82	アマチュアスポーツ選手
83	インターンシップ
84	ワーキング・ホリデー
85	外国弁護士
86	サマージョブ
87	国際文化交流
88	EPA 看護師
89	EPA 介護福祉士
90	EPA 看護師候補者
91	EPA 介護福祉士候補者
92	EPA 視学介護福祉士候補者
93	外国人建設従事者
94	外国人造船従事者
95	製造業外国人従業員
96	家事支援者(国家戦略特区)
97	耕種農業支援者(国家戦略特区)
98	畜産農業支援者(国家戦略特区)
99	起業活動
100	その他のサービス従事者(他に分類されないもの)
101	農林漁業従事者
102	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
103	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
104	機械組立従事者
105	機械整備・修理従事者
106	機械検査従事者
107	建設躯体工事従事者
108	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
109	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
110	運搬・清掃・包装等従事者
111	外交
112	公用
999	その他

申請人等作成用2 H(「短期滞在」)

17 滞在目的
 観光 短期商用(商談、業務連絡、市場調査等) 知人・親族訪問
 日本文化の習得(柔道、剣道、空手、茶道、生花等) 勉学(日本語、コンピューター等)
 見学・視察 研修 その他()

18 これまでの訪問先・活動内容 _____

19 今後の訪問先・活動内容 _____

20 出国予定年月日 _____年 _____月 _____日

21 航空券所持の有無 有・無 予約済の場合の便名 _____

22 所持金額(現金、トラベラーズチェック等) _____

23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号 _____

申請人等作成用2 I(「高度専門職(1号イ)」、「教授」、「教育」)

17 稼働先 ※所在地及び電話番号については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
 (1)名称 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____
 (2)及び(3)は、稼働先が複数ある場合に記入)
 (2)名称 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____
 (3)名称 _____ 所在地 _____ 電話番号 _____

18 最終学歴
 (1) 本邦 外国
 (2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
 高等学校 中学校 その他()
 (3)学校名 _____ (4)卒業年月日 _____年 _____月 _____日

19 専攻・専門分野
 (18で大学院(博士)～短期大学の場合)
 法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学 語学 社会学 歴史学
 心理学 教育学 芸術学 その他人文・社会科学()
 理学 化学 工学 農学 水産学 薬学 医学 歯学
 その他自然科学() 体育学 その他()
 (18で専門学校の場合)
 工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
 商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

20 職 歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

(21から23までは「教育」での在留を希望する場合に記入)

21 教育に係る免許の有無 有・無

22 教育しようとする科目に係る実務経験年数 _____年

23 外国語による教育をしようとする場合は当該外国語により教育を受けた期間 _____年

申請人等作成用3 I(「高度専門職(1号イ)・「教授」・「教育」)

24 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 J(「芸術」・「文化活動」)

17 勤務先又は活動先
 (1)名称 _____ 支店・事業所・研究室名 _____

指導教員氏名(収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での在留を希望する場合に記入)

(2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 活動内容
 (1)「芸術」での在留を希望する場合
 著述家 著述家(指導) 美術家・写真家 美術家(指導)・写真家(指導)
 音楽家・舞台芸術家 音楽家(指導)・舞台芸術家(指導) その他()

(2)「文化活動」での在留を希望する場合
 芸術上の活動()
 学術上の活動()
 我が国特有の文化又は技芸についての専門的な研究()
 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得する活動()

19 経歴(外国におけるものを含む)

始期			終期			経歴	始期			終期			経歴
年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日	

(20は「文化活動」での在留を希望する場合に記入)

20 滞在費支弁方法
 (1)支弁方法及び月平均支弁額
 本人負担 _____ 円 在外経費支弁者負担 _____ 円
 在日経費支弁者負担 _____ 円 奨学金 _____ 円
 その他 _____ 円

(2)送金・携行等の別
 外国からの携行 _____ 円 外国からの送金 _____ 円
 (携行者 _____ 携行時期 _____) その他 _____ 円

申請人等作成用3 J(「芸術」・「文化活動」)

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)	
(1)氏名	(2)本人との関係

(3)住所	_____
電話番号	携帯電話番号
_____	_____
以上の記載内容は事実と相違ありません。	
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日	
_____	年 月 日
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。	
※ 取次者	
(1)氏名	(2)住所
_____	_____
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)	電話番号
_____	_____

申請人等作成用2 K(「宗教」)

17 派遣先					
(1)名称	_____				
(2)所在地	(3)電話番号				
_____	_____				
18 活動内容(宗教活動に付随する活動(語学教育など)も行う場合には、当該活動の内容も含む。)					

19 派遣元団体					
(1)名称	_____				
(2)所在地	_____				
20 職歴(外国におけるものを含む)					
入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月	年	月	年	月
21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)					
(1)氏名		(2)本人との関係			
_____		_____			
(3)住所					

電話番号		携帯電話番号			
_____		_____			
以上の記載内容は事実と相違ありません。					
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日					
_____		年 月 日			
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。					
※ 取次者					
(1)氏名		(2)住所			
_____		_____			
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)		電話番号			
_____		_____			

申請人等作成用2 L(「高度専門職(1号ロ)」、「報道」、「研究(転勤)」・「企業内転勤」)

17 勤務先又は活動先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 派遣元会社若しくは団体又は契約を締結している報道機関
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____

19 派遣元会社又は団体と勤務先との関係(派遣元から見て)
親会社 子会社 本部・本店
支店・支店 その他(_____)

20 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 M(「高度専門職(1号ハ)」、「経営・管理」)

17 勤務先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 最終学歴
 (1)本邦 外国
 (2)大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
高等学校 中学校 その他(_____)
 (3)学校名 _____ (4)卒業年月日 _____ 年 月 日

19 専攻・専門分野
 (18で大学院(博士)～短期大学の場合)
法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
その他人文・社会科学(_____) 理学 化学 工学
農学 水産学 薬学 医学 歯学 工学
その他自然科学(_____) 体育学 その他(_____)
 (18で専門学校の場合)
工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他(_____)

20 事業の経営又は管理についての実務経験年数 _____ 年

21 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)・「研究」・「技術」・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)」(本邦大学卒業者))

17 勤務先
 (1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

18 最終学歴(介護業務従事者の場合は本邦の介護福祉士養成施設について記入)
 (1)本邦 外国
 (2)大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
高等学校 中学校 その他()
 (3)学校名 _____ (4)卒業年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

19 専攻・専門分野
 (18で大学院(博士)～短期大学の場合)
法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
農学 水産学 薬学 医学 歯学
その他自然科学() 体育学 介護福祉 その他()
 (18で専門学校の場合)
工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
商業実務 服飾・家政 文化・教養 介護福祉 その他()

20 情報処理技術者資格又は試験合格の有無(情報処理業務従事者のみ記入) 有・無
 (資格名又は試験名) _____

21 職 歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

17 特定技能所属機関
 (1)氏名又は名称 _____
 (2)住所(所在地) _____ 電話番号 _____

18 技能水準
分野別運用方針に定める評価方法による証明
試験による証明
 合格した試験名 _____ 受験地 _____
日本国内
日本国外(国名: _____)
日本国内
日本国外(国名: _____)
その他の評価方法による証明 _____

技能実習2号を良好に修了

19 日本語能力(「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
分野別運用方針に定める評価方法による証明
試験による証明
 合格した試験名 _____ 受験地 _____
日本国内
日本国外(国名: _____)
日本国内
日本国外(国名: _____)
その他の評価方法による証明 _____

技能実習2号を良好に修了

20 良好に修了した技能実習2号(上記18, 19において技能実習2号を良好に修了を選択した場合に記入)
 (1)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
 職種 _____ 作業 _____
 良好に修了したことの証明
3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
実習状況に関する書面による証明
 (複数ある場合には(2)に記入)
 (2)職種・作業(技能実習法施行規則別表第2の職種・作業を記入)
 職種 _____ 作業 _____
 良好に修了したことの証明
3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格による証明
実習状況に関する書面による証明

21 申請時における特定技能1号での通算在留期間(過去の在留歴を含む。「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
 _____ 年 _____ 月 _____

申請人等作成用3 V(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

22 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約の有無
 有(徴収又は管理機関名: _____ 徴収金額又は管理財産: _____)・無

23 特定技能雇用契約に係る申込みの取次ぎ又は外国における活動準備に関する外国の機関への費用の支払について、その額及び内訳を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の支払がある場合に記入)
 有(外国の機関名: _____ 支払額(日本円に換算): 約 _____ 円)・無

24 国籍又は住所を有する国又は地域において定められる、本邦で行う活動に関連して遵守すべき手続を経ていることの有無(当該手続が定められている場合に記入) 有・無

25 本邦において定期的に負担する費用について、対価の内容を十分に理解して合意していることの有無(当該費用の負担がある場合に記入) 有・無

26 技能実習によって本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めることの有無(技能実習の在留資格をもって在留していたことがある場合であって、「特定技能2号」での在留を希望する場合に記入) 有・無

27 申請人につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) 有・無

28 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年	月		年	月	

29 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 0(「興行」)

17 契約の形態
雇用 委任 請負 その他(_____)

18 職種等
 (1)職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____
 (2)興行又は芸能活動の内容
歌謡 舞踊 演奏 演劇
演芸 スポーツ 商品等の宣伝 放送番組又は映画の製作
商業用写真の撮影 商業用レコード等の録音等 その他(_____)

19 活動内容詳細 _____

20 就労予定期間 _____ 21 報酬(税引き前の支払額) _____
 ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

22 グループ人数 _____ 名 _____ 円(□月額 □日額)

23 適用される基準の区分
①基準1号イ該当 ②基準1号ロ(1)該当 ③基準1号ロ(2)該当 ④基準1号ロ(3)該当
⑤基準1号ロ(4)該当 ⑥基準1号ロ(5)該当 ⑦基準1号ハ(2)本文該当
⑧基準1号ハ(2)ただし書き該当 ⑨基準2号該当 ⑩基準3号該当

24 契約機関(基準1号イ又は1号ハ)、主催者、招へい者又は雇用者(基準1号ロ、2号又は3号)
 (1)名 称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
 (3)代表者名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(5)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円 (8)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(9)~(11)は上記23で①又は②に該当する場合、(12)、(13)は⑦に該当する場合に記入
 (9)外国人の興行に係る業務について3年以上の経験を有する経営者又は管理者の氏名 _____
 (10)基準1号イ(2)又は基準1号ハ(2)(ii)に該当する経営者・常勤の職員
 (i)又はa)有・無、(ii)又はb)有・無、(iii)又はc)有・無、(iv)又はd)有・無、(v)又はe)有・無
 (11)基準1号イ(3)又は基準1号ハ(2)(iv)に規定する報酬の金額の支払い _____ 有・無
 (12)常勤の職員数 _____ 名 (13)興行契約に基づいて在留中の外国人の人数(申請日現在) _____ 名

25 出演施設(基準3号を除く)
 (1)出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 所在地 _____ 電話番号 _____
 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____
 代表者名 _____ 所在地 _____

申請人等作成用3 0(「興行」)

(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)
 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※)
 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____ m^2 控室面積 _____ m^2
 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員
 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)
 (上記23で④に該当する場合に記入)
 施設の敷地面積 _____ m^2
 (上記23で⑤に該当する場合に記入)
 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名
 施設における客の接待 有・無
 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
 (2) 出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略
 所在地 _____ 電話番号 _____
 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____
 名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略
 代表者名 _____ 所在地 _____
 (上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)
 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※)
 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____ m^2 控室面積 _____ m^2
 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員
 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)
 (上記23で④に該当する場合に記入)
 施設の敷地面積 _____ m^2
 (上記23で⑤に該当する場合に記入)
 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名
 施設における客の接待 有・無
 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
 (3) 出演日程 _____ 名称 _____
 法人番号(13桁) _____ 代表者名 _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略
 所在地 _____ 電話番号 _____
 運営機関の名称、所在地及び代表者名 _____
 名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

申請人等作成用4 0(「興行」)

代表者名 _____ 所在地 _____
 (上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入)
 従業員数 _____名 (うち専ら接待に従事する従業員数) _____名(※)
 月額売上金額 _____円 舞台面積 _____ m^2 控室面積 _____ m^2
 基準1号ハ(3)(iv)に該当する経営者・施設に係る業務に従事する常勤の職員
 (a)(有・無)、(b)(有・無)、(c)(有・無)、(d)(有・無)、(e)(有・無)
 (上記23で④に該当する場合に記入)
 施設の敷地面積 _____ m^2
 (上記23で⑤に該当する場合に記入)
 客席における有償での飲食物の提供 有・無 客席部分の収容人員 _____名
 施設における客の接待 有・無
 (※) 出演先が風営法第2条第1項第1号に規定する営業を営む施設の場合に記入
 26 申請人の経歴(上記23で⑦又は⑧に該当する場合に記入(基準1号ハ(1)ただし書きに該当する場合を除く。))
 (1) 外国の教育機関において興行活動に係る科目を専攻した期間
 (機関名 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで)
 (2) 外国における経験年数 _____ 年
 27 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1) 氏 名 _____ (2) 本人との関係 _____
 (3) 住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日
 注 意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。
 ※ 取次者
 (1) 氏 名 _____ (2) 住 所 _____
 (3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 Y(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

17 実習実施者(勤務先)
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ 電話番号 _____

18 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入)
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ 電話番号 _____

19 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 P(「留学」)

17 通学先
 (1)名称 _____
 (2)所在地 _____ (3)電話番号 _____

(18及び19は在留資格変更許可申請又は進学若しくは転学の場合に記入)
 18 修学年数(小学校～最終学歴) _____ 年

19 最終学歴(又は在学中の学校)
在籍状況 卒業 在学中 休学中 中退
大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
高等学校 中学校 小学校 その他()
 (2)学校名 _____ (3)卒業又は卒業見込み年月 年 月

20 日本語能力(専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入)
試験による証明
 (1)試験名 _____ (2)級又は点数 _____
日本語教育を受けた教育機関及び期間
 機関名 _____
 期間: _____ 年 月 から _____ 年 月 まで
その他 _____

21 日本語学習歴(高等学校において教育を受ける場合に記入)
 日本語教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間
 機関名 _____
 期間: _____ 年 月 から _____ 年 月 まで

22 滞在費の支弁方法等(生活費、学費及び家賃等全てについて記入すること。)※複数選択可
 (1)支弁方法及び月平均支弁額
本人負担 _____ 円 在外経費支弁者負担 _____ 円
在日経費支弁者負担 _____ 円 奨学金 _____ 円
その他 _____ 円
 (2)送金・携行等の別
外国からの携行 _____ 円 外国からの送金 _____ 円
 (携行者 _____ 携行時期 _____) その他 _____ 円
 (3)経費支弁者(複数人いる場合は全てについて記入すること。)※任意様式の別紙可
 ①氏名 _____
 ②住所 _____ 電話番号 _____
 ③職業(勤務先の名称) _____ 電話番号 _____
 ④年 収 _____ 円

申請人等作成用3 P(「留学」)

(4) 申請人との関係(上記(1)で在外経費支弁者負担又は在日経費支弁者負担を選択した場合に記入)
夫 妻 父 母 祖父 祖母 義父 義母
兄弟姉妹 叔父(伯父)・叔母(伯母) 受入教育機関 友人・知人
友人・知人の親族 取引関係者・現地企業等職員
取引関係者・現地企業等職員の親族 その他()

(5) 奨学金支給機関(上記(1)で奨学金を選択した場合に記入)※複数選択可
外国政府 日本国政府 地方公共団体
公益社団法人又は公益財団法人() その他()

23 資格外活動の有無 有・無
 有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること)※任意様式の別紙可
 (1)内 容 _____
 (2)勤務先名称 _____ 電話番号 _____
 (3)週間稼働時間 _____ 時間 (4)報 酬 _____ 円(□月額 □日額)

24 卒業後の予定
帰 国 日本での進学
日本での就職 その他()

25 本邦における申請人の監護人(通学先が中学校又は小学校の場合に記入)
 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

26 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 Q(「研修」)

17 研修生受入れ機関
 (1)名称 _____ 電話番号 _____
 (2)所在地 _____

18 研修生受入れ機関(上記17以外の受入れ機関がある場合)
 (1)名称 _____ 電話番号 _____
 (2)所在地 _____

19 研修終了後の予定
帰国後復職 帰国後自営業(業種 _____) その他()

20 外国の送出し機関(所属機関)
 (1)名称 _____ 電話番号 _____
 (2)所在地 _____

21 外国の送出し機関(上記20以外の送出し機関がある場合に記入)
 (1)名称 _____ 電話番号 _____
 (2)所在地 _____

22 職歴(外国におけるものを含む)

入社	退社	勤務先名称	入社	退社	勤務先名称
年 月	年 月		年 月	年 月	

23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏 名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」、「EPA家族)」、「本邦大卒者家族」)

17 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日
 (配偶者について) 婚姻 (子について) 出生 縁組

(1) 日本国届出先
 届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(2) 本国等届出先
 届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

18 滞在費支弁方法
親族負担 外国からの送金 身元保証人負担
その他(_____)

19 資格外活動の有無 _____ 有・無
 有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること)※任意様式の別紙可

(1) 内 容 _____

(2) 名称 _____ 支店・事業所名 _____
 電話番号 _____

(3) 週間稼働時間 _____ 時間 (4) 報 酬 _____ 円(□月額 □日額)

20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1) 氏 名 _____ (2) 本人との関係 _____

(3) 住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1) 氏 名 _____ (2) 住 所 _____
 (3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

17 身分又は地位

日本人	の <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 妻子(日系2世) <input type="checkbox"/> 特別養子 <input type="checkbox"/> 妻子の妻子(日系3世) <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系2世	の <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子
永住者・特別永住者	の <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 妻子 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子	日系3世	の <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
日本人の配偶者	の <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子	日系2世の配偶者	の <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
永住者の配偶者	の <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子	日系3世の配偶者	の <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子
		上記以外の定住者	の <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年で未婚の妻子 <input type="checkbox"/> 6歳未満の養子

□その他(_____)

18 配偶者については婚姻、子については出生又は縁組の届出先及び届出年月日
 (1) 日本国届出先 _____ 届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 (2) 本国等届出先 _____ 届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

19 申請人の勤務先等
 (1) 名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2) 所在地 _____ 電話番号 _____
 (3) 年 取 _____ 円

20 滞在費支弁方法
 (1) 支弁方法及び月平均支弁額
本人負担 _____ 円 在外経費支弁者負担 _____ 円
在日経費支弁者負担 _____ 円 身元保証人 _____ 円
その他 _____ 円

(2) 送金・携行等の別
外国からの携行 _____ 円 外国からの送金 _____ 円
 (携行者 _____ 携行時期 _____) その他 _____ 円

(3) 経費支弁者
 ①氏 名 _____
 ②住 所 _____ 電話番号 _____
 ③職業(勤務先の名称) _____ 電話番号 _____
 ④年 取 _____ 円

申請人等作成用3 T(「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」)

21 扶養者(申請人が扶養を受ける場合に記入)

(1)氏名 _____

(2)生年月日 _____年 _____月 _____日 (3)国 籍・地 域 _____

(4)在留カード番号/特別永住者証明書番号 _____

(5)在留資格 _____ (6)在留期間 _____

(7)在留期間の満了日 _____年 _____月 _____日

(8)申請人との関係(続柄)

夫 妻 父 母

養父 養母 その他(_____)

(9)勤務先名称 _____ 支店・事業所名 _____

(10)勤務先所在地 _____ 電話番号 _____

(11)年 収 _____円

22 在日身元保証人又は連絡先

(1)氏 名 _____ (2)職 業 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

23 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)

(1)氏 名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者

(1)氏 名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

申請人等作成用2 U(その他)

17 活動内容

① 外交 公用 弁護士 司法書士 土地家屋調査士
 外国法事務弁護士 公認会計士 外国公認会計士 税理士
 社会保険労務士 弁理士 海事代理士 行政書士]

② 医師 歯科医師 薬剤師 保健師 助産師
 看護師(EPA看護師を除く。) 准看護師 歯科衛生士
 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士
 臨床工学士 義肢装具士]

③ 家事使用人 家族と同居(外交官の家族を含む。)]

④ ワーキング・ホリデー 外国弁護士]

⑤ アマチュアスポーツ選手]

⑥ インターンシップ]

⑦ EPA看護師 EPA介護福祉士 EPA看護師候補者
 EPA介護福祉士候補者 EPA就学介護福祉士候補者]

⑧ 外国人建設就労者 外国人造船就労者
 製造業外国従業員 家事支援者(国家戦略特区)
 耕種農業支援者(国家戦略特区) 畜産農業支援者(国家戦略特区)]

⑨ 日系四世]

⑩ 起業活動]

⑪ その他(_____)]

(17で選択した区分に応じ以下の項目について記入)

○①を選択した場合・・・18、27及び「署名欄」を記入

○②を選択した場合・・・18、19、27及び「署名欄」を記入

○③を選択した場合・・・27及び「署名欄」を記入

○④を選択した場合・・・22、27及び「署名欄」を記入

○⑤を選択した場合・・・18、20、27及び「署名欄」を記入

○⑥を選択した場合・・・21、27及び「署名欄」を記入

○⑦を選択した場合・・・18、19、22、27及び「署名欄」を記入

○⑧を選択した場合・・・18、27及び「署名欄」を記入

○⑨を選択した場合・・・22、27及び「署名欄」を記入

○⑩を選択した場合・・・19、23～27及び「署名欄」を記入

○⑪を選択した場合・・・22、27及び「署名欄」を記入

申請人等作成用3 U(その他)

18 勤務先又は通学先
 (1) 名称 _____ 支店・事業所名 _____
 (2) 所在地 _____
 (3) 電話番号 _____

19 最終学歴
 (1) 本邦 外国
 (2) 大学院(博士) 大学院(修士) 大学 短期大学 専門学校
 高等学校 中学校 その他()
 (3) 学校名 _____
 (4) 学部・課程又は専門課程名称 _____
 (5) 卒業年月 _____ 年 _____ 月

20 経歴
 オリンピック大会出場 _____ 年
 世界選手権大会出場 _____ 年
 その他国際的な競技大会出場 _____ 年
 (競技会名 _____)

21 在学中の大学名
 学部・課程 _____

22 具体的な在留目的(滞在費支弁方法を含む。)

23 専攻・専門分野
 (19で大学院(博士)～短期大学の場合)
 法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
 語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
 その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
 農学 水産学 薬学 医学 歯学
 その他自然科学() 体育学 その他()
 (23で専門学校の場合)
 工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
 商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他()

申請人等作成用4 U(その他)

24 起業を目指す分野に関連する事業の経営又は管理についての外国における実務経験年数 _____ 年
 25 起業を目指す分野に関連する業務についての実務経験年数 _____ 年

26 職歴(外国におけるものを含む)

入社		退社		勤務先名称	入社		退社		勤務先名称
年	月	年	月		年	月	年	月	

27 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1) 氏名 _____ (2) 本人との関係 _____
 (3) 住所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1) 氏名 _____ (2) 住所 _____
 (3) 所属機関等 _____ 電話番号 _____

所属機関等作成用1 I(「高度専門職(1号イ)・「教授」・「教育」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 契約の形態 雇用 委任 請負 その他()

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
 (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

 (4)所在地 _____

(5)電話番号 _____ (6)外国人職員数 _____名

(7)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

4 稼働先(3と異なる場合に記入)
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____
 (3)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

 (4)所在地 _____

(5)電話番号 _____ (6)外国人職員数 _____名

(7)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

6 活動内容詳細

7 就労予定期間
定めなし 定めあり(期間 _____年 _____月)

8 職務上の地位(役職名) _____ 9 雇用形態 (常勤 非常勤)

10 給与・報酬(税引き前の支払額) ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 _____円 (年額 月額)

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 _____年 _____月 _____日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 J(「芸術」・「文化活動」)

1 契約又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 契約の形態 雇用 委任 請負 その他()

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____ 法人番号(13桁) _____
 支店・事業所・研究室名 _____ 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

指導教員氏名(収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での在留を希望する場合に記入) _____

(2)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

4 職種(「芸術」での在留を希望する場合に記入)
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5 活動内容詳細

6 就労又は活動予定期間 _____ 7 地 位 _____
定めなし 定めあり(期間 _____年 _____月)

8 報酬の有無及び月額報酬(税引き前の支払額) _____有・無 _____円
 ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

(9)は申請人が専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得するために「文化活動」での在留を希望する場合に記入)

9 指導する専門家
 (1)専門家の氏名 _____
 (2)電話番号 _____
 (3)専門家の経歴

始期		終期		経歴	始期		終期		経歴
年	月	年	月		年	月	年	月	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 _____年 _____月 _____日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 M(「高度専門職(1号ハ)」、「経営・管理」)

1 経営を行い又は管理に従事する外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他() _____

3 勤務先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(5)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____
 電話番号 _____

(7)資本金 _____円 (8)年間売上高(直近年度) _____円
 (9)法人税納付額 _____円 (10)申請人の投資額 _____円
 (11)常勤従業員数(申請人が経営を開始する場合にのみ記載) _____名
 (うち日本人、特別永住者又は「永住者」、「日本人の配偶者等」、
 「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者) _____名

4 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

5 活動内容詳細

6 就労予定期間(申請人が管理者の場合にのみ記載)
定めなし 定めあり(期間 _____年 _____月)

7 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____円 (□年額 □月額)

8 職務上の地位(役職名) _____

9 事業所の状況
 (1)面積 _____㎡ (2)保有の形態 保有 賃貸(家賃/月) _____円
 以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(研究活動等)」、「本邦大学卒業生」)

1 契約又は招へいする外国人の氏名 _____

2 契約の形態
雇用 委任 請負 その他() _____

3 所属機関等契約先
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁) _____

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 _____

(5)業種
主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(6)所在地 _____ 電話番号 _____

(7)資本金 _____円 (8)年間売上高(直近年度) _____円
 (9)従業員数 _____名
 うち外国人職員数 _____名(このうち技能実習生) _____名

4 就労予定期間
定めなし 定めあり(期間 _____年 _____月)

5 雇用開始(入社)年月日 _____年 _____月 _____日 (未定の場合は以下のいずれかを選択)
今次申請の許可を受け次第
在籍する教育機関を卒業後、今次申請の許可を受け次第
その他() _____

6 給与・報酬(税引き前の支払額)※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 _____円 (□年額 □月額)

7 実務経験年数 _____年 8 職務上の地位(役職名) _____
あり() なし

9 職種
主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) _____
「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」又は「特定活動」での在留を希望する場合、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

10 活動内容詳細

所属機関等作成用2 N(「高度専門職(1号イ・ロ)」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定活動(研究活動等)」、(本邦大学卒業生))

11 派遣先等(人材派遣の場合又は勤務地が3と異なる場合に記入)

(1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名 _____ (4)雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略

(5)業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地 _____
 電話番号 _____

(7)資本金 _____ 円

(8)年間売上高(直近年度) _____ 円

(9)派遣予定期間 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 所属機関等契約先の名称、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 V(「特定技能(1号)」、「特定技能(2号)」)

1 雇用している外国人の氏名 _____

2 特定技能雇用契約
 (1)雇用契約期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで

(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)
 特定産業分野 _____ 業務区分 _____

職種 _____
 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(3)所定労働時間(週平均) _____ 時間 所定労働時間(月平均) _____ 時間
 所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 _____ 有・無

(4)月額報酬(税引き前の支払額) ※各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
 円 _____

基本給の時間換算額 _____ 円
 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 _____ 円
 報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同以上であることの有無 _____ 有・無

(5)報酬の支払方法 通貨払 口座振込み

(6)外国人であることを理由として、日本人と異なった待遇としている事項の有無 _____ ()、無

(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 _____ 有・無

(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(9)外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する経費を負担することができないときは、当該経費を負担することとし、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(10)外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていることの有無 _____ 有・無

(11)外国人の適正な在留に資するために必要な事項につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) _____ 有・無

(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)
 氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁)
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 代表者の氏名 _____
 派遣期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで

(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)
 氏名又は名称 _____ 法人番号(13桁)
 雇用保険適用事業所番号(11桁) ※非該当事業所は記入省略
 住所(所在地) _____ 電話番号 _____
 許可・届出番号 _____ 受理年月日 _____ 年 月 日

所属機関等作成用4 Y(「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)

(38) 支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者であること
有・無

(39) 特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づき1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有・無

(40) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有(内容)・無

(41) 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

4 1号特定技能外国人支援計画(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入)
(1) 出国時に渡又は帰行前への送迎をすることとしていることの有無
有・無
(2) 適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無
有・無
(3) 金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有・無
(4) 在留期間更新後に、本邦での生活一般に関する事項、国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続、相談又は苦情の申出に関する連絡先、十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項、防災・防災に関する事項、緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無
(5) 外国人が国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続を履行するに当たり、必要に応じ、関係機関への同行その他の必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無
(6) 日本語を学習する機会を提供することとしていることの有無
有・無
(7) 外国人が十分に理解することができる言語により、相談又は苦情の申出に対して、迅速かつ適切に応じるとともに、必要な措置を講ずることとしていることの有無
有・無
(8) 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすることとしていることの有無
有・無
(9) 外国人が、その責めに帰すべき事由によらずに特定技能雇用契約を解除される場合は、転職支援をすることとしていることの有無
有・無
(10) 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談(外国人が行う場合には当該外国人が十分に理解することができる言語による面談)を実施し、問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報することとしていることの有無
有・無
(11) 1号特定技能外国人支援計画を日本語及び外国人が十分に理解することができる言語により作成し、当該外国人にその写しを交付することとしていることの有無
有・無
(12) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる事項を1号特定技能外国人支援計画に記載していることの有無(当該事項が定められている場合に記入)
有・無
(13) 支援の内容が外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、支援を実施する者において適切に実施することができるものであることの有無
有・無
(14) 1号特定技能外国人支援計画の内容につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
有・無

5 登録支援機関(申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合に記入)
有・無

(1) 氏名又は名称 _____ (2) 法人番号(13桁)

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4) 住所(所在地) _____ 電話番号 _____

(5) 代表者の氏名 _____

(6) 登録番号 _____ (7) 登録年月日 _____ 年 月 日

(8) 支援を行う事務所の名称 _____ (9) 所在地 _____

(10) 支援責任者名 _____ (11) 支援担当者名 _____

(12) 対応可能言語 _____ (13) 支援委託手数料(月額/人) _____ 円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
特定技能所属機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 Y(「技能実習(1号)」・「技能実習(2号)」・「技能実習(3号)」)

1 技能実習生
(1) 氏名 _____

2 技能実習計画
(1) 認定番号 _____ (2) 認定年月日 _____ 年 月 日

(3) 技能実習の区分
 第1号企業単独型技能実習 第2号企業単独型技能実習 第3号企業単独型技能実習
 第1号団体監理型技能実習 第2号団体監理型技能実習 第3号団体監理型技能実習

3 職種、技能実習期間及び一時帰国期間
(1) 職種
 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に職種があれば、別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(2) 技能実習期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

(3) 一時帰国期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

4 実習実施者(勤務先)
(1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁)

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4) 業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(5) 所在地 _____ 電話番号 _____

(6) 常勤職員数 _____ 名

(7) 実習実施者届出受理番号 _____

(8) 実習実施者届出受理年月日 _____ 年 月 日

5 監理団体(団体監理型技能実習の場合に記入)
(1) 名称 _____ (2) 法人番号(13桁)

(3) 雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(4) 業種
 主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
 他に業種があれば、別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) _____

(5) 所在地 _____ 電話番号 _____

(6) 監理団体許可の事業区分
 ①一般監理事業 ②特定監理事業

(7) 監理団体許可番号 _____

(8) 監理団体許可年月日 _____ 年 月 日

(9) 監理団体許可の有効期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

以上の記載内容は事実と相違ありません。
実習実施者又は監理団体名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、実習実施者又は監理団体が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 P(「留学」)

1 在学中又は入学予定の外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 通学先
 (1)学校名 _____
 (2)所在地 _____
 電話番号 _____

(3)法人名 _____ (4)法人番号(13桁)

(5)授業形態
 昼間制 昼夜間制 夜間制
 サテライト制(双方向通信による遠隔授業を受ける場合に記入)
 通信制(単位の一部をビデオ又はインターネット等による教育により取得できる場合を含む。)

(6)生活指導担当者名(通学先が専修学校、各種学校、中学校又は小学校の場合に記入) _____

(7)学生交換計画の有無及び当該計画の策定主体 有・無
 (通学先が高等学校、中学校又は小学校の場合に記入)
 国又は地方公共団体の機関 独立行政法人 国立大学法人 学校法人
 公益社団法人又は公益財団法人 その他() _____

3 入学年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 週間授業時間(予定を含む。) _____ 時間

5 在籍区分
 大学院(博士) 大学院(修士)
 大学院(研究生/専ら聴講によらない) 大学院(研究生/専ら聴講による)
 大学(学部生) 大学(聴講生) 大学(科目等履修生) 大学(別科生)
 大学(研究生/専ら聴講によらない) 大学(研究生/専ら聴講による)
 短期大学(学科生) 短期大学(聴講生) 短期大学(科目等履修生)
 短期大学(別科生)
 高等専門学校 専修学校(専門課程) 専修学校(高等課程)
 専修学校(一般課程) 各種学校
 日本語教育機関(専修学校専門課程) 日本語教育機関(専修学校一般課程)
 日本語教育機関(準備教育課程) 日本語教育機関(各種学校)
 日本語教育機関(その他)
 高等学校 中学校 小学校 その他() _____

所属機関等作成用2 P(「留学」)

6 学部・課程
 (5で大学院、大学、短期大学(いずれも聴講生・科目等履修生及び研究生の場合を含む)を選択した場合に記入)
 法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
 語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
 その他人文・社会科学() 理学 化学 工学
 農学 水産学 薬学 医学 歯学
 その他自然科学() 体育学 その他() _____

7 所属予定の研究室(5で大学院を選択した場合に記入)
 (1)研究室名 _____
 (2)指導教員氏名 _____

8 専門課程名称(5で高等専門学校～各種学校を選択した場合に記入)
 工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
 商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他() _____

9 卒業年月(予定) _____ 年 _____ 月
 (交換留學生の場合、10に交換留學受入満了年月を記入)

10 交換留學受入満了年月 _____ 年 _____ 月

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 教育機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正すること。

所属機関等作成用1 Q(「研修」)

1 受け入れている外国人の氏名及び在留カード番号
 (1)氏名 _____ (2)在留カード番号 _____

2 研修生受入れ機関
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

(3)事業内容 _____

(4)機関の種類
 日本国政府 地方公共団体 特殊法人 独立行政法人
 公益社団・公益財団法人 その他の非営利法人 会社等の営利法人 その他()

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(8)常勤職員数 _____ 名 (9)外国人研修生数 _____ 名

(10)経営者名 _____ (11)管理者名 _____

(12)研修指導員名 _____ 経験年数 _____ 年

(13)研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 _____ 有・無

3 研修内容(修得しようとする技能等)
 服製造 金属加工 木材加工 石材加工 プラスチック加工
 食品加工 機械組立 部品製造 工場管理 建設・土木
 設計 印刷・製本 運輸・通信 医療 農林
 水産 サービス コンピュータシステム 経営管理システム 貿易・金融システム
 市場調査・分析 その他()

4 研修期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで うち実務研修期間 _____ 月

5 月額研修手当 _____ 円 6 研修実施時間 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで

7 実務研修の有無 _____ 有・無

8 研修総時間数 _____ 時間 うち実務研修時間数 _____ 時間 実務研修の比率 _____ %

9 帰国旅費の確保
 受入れ機関が確保・負担(機関名 _____) その他()

10 研修生受入れ機関(上記2以外に受入れ機関がある場合に記入)
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

(3)事業内容 _____

(4)機関の種類
 日本国政府 地方公共団体 特殊法人 独立行政法人
 公益社団・公益財団法人 その他の非営利法人 会社等の営利法人 その他()

所属機関等作成用2 Q(「研修」)

(5)所在地 _____ 電話番号 _____

(6)資本金 _____ 円 (7)年間売上金額(直近年度) _____ 円

(8)常勤職員数 _____ 名 (9)外国人研修生数 _____ 名

(10)経営者名 _____ (11)管理者名 _____

(12)研修指導員名 _____ 経験年数 _____ 年

(13)研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無 _____ 有・無

11 本邦の研修あつせん機関(上記2又は10の機関とは別の機関が研修をあつせんした場合に記入)
 (1)名称 _____ (2)法人番号(13桁)

(3)事業内容 _____

(4)所在地 _____ 電話番号 _____

(5)経営者名 _____ (6)管理者名 _____

12 外国の送出し機関(所属機関)
 (1)名称 _____ (2)事業内容 _____

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

(4)経営者名 _____ (5)管理者名 _____

13 外国の送出し機関(上記12以外の送出し機関がある場合に記入)
 (1)名称 _____ (2)事業内容 _____

(3)所在地 _____ 電話番号 _____

(4)経営者名 _____ (5)管理者名 _____

(以下14から23は、上記7で有の場合に記入)

14 本邦入国前の事前研修(実施した場合に記入)
 (1)実施機関 _____

(2)実施期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで (3)実施時間数 _____ 時間

15 受入れ機関・研修事業実施主体等
 ①基準5号イ ②基準5号ロ ③基準5号ハ ④基準5号ニ
 ⑤基準5号ホ ⑥基準5号ヘ ⑦基準5号ト ⑧基準5号チ

所属機関等作成用3 Q(「研修」)

16 研修事業への資金提供状況(上記15で⑥に該当する場合に記入)

(1)機関
国 地方公共団体() 特殊法人()
独立行政法人() その他()

(2) (1)の機関の出資額 _____円 (研修実施経費に占める比率) _____%

17 研修生を指名した外国の国又は地方公共団体名(上記15で⑧に該当する場合に記入)

18 日本国政府からの援助・指導の内容(上記15で⑧に該当する場合に記入)

(19から23は、上記15で⑥から⑧に該当する場合に記入)

19 宿泊施設名 _____ 所在地 _____

20 研修施設名 _____ 所在地 _____

21 生活指導員名 _____

22 傷害保険等の内容 _____

23 安全衛生上必要な措置の有無 有・無

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 受入れ機関名、代表者氏名の記名/申請書作成年月日
 _____年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、受入れ機関が変更箇所を訂正すること。

扶養者等作成用1 R(「家族滞在」・「特定活動(研究活動等家族)」、(EPA家族)。(本邦大卒者家族))

1 扶養している家族(申請人)の氏名及び在留カード番号

(1)氏名 _____

(2)在留カード番号 _____

2 扶養者

(1)氏名 _____

(2)生年月日 _____年 月 日 (3)国 籍・地 域 _____

(4)在留カード番号 _____

(5)在留資格 _____ (6)在留期間 _____

(7)在留期間の満了日 _____年 月 日

(8)申請人との関係(続柄)
夫 妻 父 母
養父 養母 その他() _____

(9)勤務先名称(留学生を除く) _____ (10)法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(11)支店・事業所名 _____

(12)勤務先所在地 _____

電話番号 _____

(13)年 収 _____円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 扶養者の署名/申請書作成年月日
 _____年 月 日

注意
 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、扶養者が変更箇所を訂正すること。

別紙 業種一覧

1	農林業	
2	漁業	
3	鉱業、採石業、砂利採取業	
4	建設業	
5	製造業	食品
6		繊維工業
7		プラスチック製品
8		金属製品
9		生産用機械器具
10		電気機械器具
11		輸送用機械器具
12	その他(他に分類されないもの)	
13	電気・ガス・熱供給・水道業	
14	情報通信業	
15	運輸・信書便事業	
16	卸売業	各種商品(総合商社等)
17		繊維・衣服等
18		食料品
19		建築材料、鉱物・金属材料等
20		機械器具
21	その他	
22	小売業	各種商品
23		織物・衣服・身の回り品
24		食料品(コンビニエンスストア等)
25		機械器具
26		その他
27	金融・保険業	
28	不動産・物品賃貸業	
29	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
30		専門サービス業(他に分類されないもの)
31		広告業
32		技術サービス業(他に分類されないもの)
33	宿泊業	
34	飲食サービス業	
35	生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業	
36	学校教育	
37	その他の教育、学習支援業	
38	医療・福祉業	医療業
39		保健衛生
40		社会保険・社会福祉・介護事業
41	複合サービス事業(郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合(他に分類されないもの))	
42	職業紹介・労働者派遣業	
43	その他の事業サービス業(運記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業等)	
44	その他のサービス業(他に分類されないもの)	
45	宗教	
46	公務(他に分類されるものを除く)	
47	分類不能の産業	

別紙 職種一覧

1	経営	57	准看護師
2	管理業務(経営者を除く)	58	歯科衛生士
3	調査研究	59	診療放射線技師
4	技術開発(農林水産分野)	60	理学療法士
5	技術開発(食品分野)	61	作業療法士
6	技術開発(機械器具分野)	62	視能訓練士
7	技術開発(その他製造分野)	63	臨床工学士
8	生産管理(食品分野)	64	義肢装具士
9	生産管理(機械器具分野)	65	看護師
10	生産管理(その他製造分野)	66	司法書士
11	建築・土木・測量技術	67	弁理士
12	情報処理・通信技術	68	土地家屋調査士
13	法律関係業務	69	外国法律事務所弁護士
14	金融・保険	70	公認会計士
15	コピーライティング	71	外国公認会計士
16	報道	72	税理士
17	編集	73	社会保険労務士
18	デザイン	74	行政書士
19	教育(教員免許を有する者が行う教育)	75	准事代理士
20	教育(小中学校・中学校・高等学校における教育学教育)	76	著述家
21	教育(専修学校)	77	芸術家・写真家
22	教育(各種学校)	78	音楽家・舞台芸術家
23	教育(インターナショナルスクール)	79	宗教家
24	教育(教育機関を除く)	80	家事従事者
25	翻訳・通訳	81	プロスポーツ選手
26	海外取引業務	82	アマチュアスポーツ選手
27	企画業務(マーケティング、リサーチ)	83	インターンシップ
28	企画業務(広報・宣伝)	84	ワーキング・ホリデー
29	会計事務	85	外国弁護士
30	法人営業	86	サマージョブ
31	CADオペレーション	87	国際文化交流
32	調理	88	EPA看護師
33	外国特有の建築技術	89	EPA介護福祉士
34	外国特有の製品製造	90	EPA看護師候補者
35	宝石・貴金属・毛皮加工	91	EPA介護福祉士候補者
36	動物の調教	92	EPA視学介護福祉士候補者
37	石油・地熱等掘削調査	93	外国人建設従事者
38	パイロット	94	外国人造船従事者
39	スポーツ指導	95	製造業外国人従業員
40	ソムリエ	96	家事支援者(国家戦略特区)
41	介護福祉士	97	葬儀農業支援者(国家戦略特区)
42	研究	98	畜産農業支援者(国家戦略特区)
43	研究の指導	99	起業活動
44	教育(大学等)	100	その他のサービス職業従事者(他に分類されないもの)
45	記者	101	農林漁業従事者
46	報道カメラマン	102	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
47	医師	103	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
48	歯科医師	104	機械組立従事者
49	薬剤師	105	機械整備・修理従事者
50	看護師	106	機械検査従事者
51	接客(販売店)	107	建設躯体工事従事者
52	接客(飲食店)	108	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
53	接客(その他)	109	その他の建設・採掘従事者(他に分類されないもの)
54	製品製造	110	運搬・清掃・包装等従事者
55	保健師	111	外交
56	助産師	112	公用
		999	その他

別記第三十号の三様式(第二十一条の三、第二十条の四関係)

日本国政府特務省

申請内容変更申出書

出入国管理局長 殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第21条の3又は第21条の4の規定に基づき、次のお申出の内容の変更を申出ます。

年 月 日 に行つた

1. 在留資格変更許可申請
2. 在留期間更新許可申請

(申請番号 _____)

については、申請の内容を _____

に変更した。申出ます。

法定代理人(法定代理人による申出の場合に記入)

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____

(3)住 所 _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と存慮ありません。

申出人(法定代理人)の署名/申出書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意
 申請書内記載申出までに変更内容に変更が生じた場合、申出人(法定代理人)が変更届出を訂正し、署名すること。
 申出書作成年月日は申出人(法定代理人)が署名すること。

受 取 次 者

(1)氏名 _____ (2)住 所 _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

別記第三十一号様式(第二十条関係) (平14法省令19・金融、平31法省令7・一部改正)



- 例1 ※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。
- 2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十一号の二様式（第二十條関係）（平10法省令59・全改、平31法省令7・一部改正）

在留資格変更許可
CHANGE PERMIT

在留資格
Status :
在留期間
Period :
在留期限
Until :
許可番号
許可年月日

※

(注)

- 1 ※には在留資格の変更を許可する者の職名を記入するものとする。
- 2 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第三十一号の三様式（第七條、第二十條、第二十四條、第四十四條、第五十六條の三関係）
日本国政府法務省

指 定 書

氏 名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

(E) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十一号の様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指 定 書

氏 名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

日 本 国 法 務 大 臣

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番又はA列6番とする。

別記第三十二号の様式（第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第四十四条、第五十六条、第五十六条の三関係）

在 留 資 格 証 明 書

1 氏 名 _____ 男
女

2 生 年 月 日 _____ 年 月 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

日 本 国 法 務 省

(1)

官 用 欄

(2)

官用欄

(3)

官用欄

注 意

- 1 本証明書は、在留資格関係申請をする場合に提示して下さい。
- 2 本証明書は、旅券に代わる証明書ではありません。

(4)

別記第三十三号様式（第二十一条関係）（平14法省令13・令改、平31法省令7・一部改正）

在留期間更新許可 EXTENSION PERMIT	
在留期限 Until	
在留資格 Status	在留期間 Period
許可番号	許可年月日
※	

- 例1 ※には在留期間の更新を許可する者の職名を記入するものとする。
- 2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

その2(永住)

日本国政府法務省

17 主たる生計維持者
 (1)申請人との関係 本人 夫 妻 父 母 子
その他()

(2)勤務先
 名称 _____ 支店・事業所名 _____
 所在地 _____ 電話番号 _____

(3)年 取 _____ 円

18 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居	勤務先・通学先	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

19 在日身元保証人
 (1)氏名 _____ (2)国籍・地域 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 (4)職 業 _____
 (5)申請人との関係
夫 妻 父 母 子
祖父 祖母 孫 養父 養母
養子 配偶者の子 雇用主 身元引受人 その他()

20 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

別記第三十五号様式(削除)
別記第三十六号様式(第二十四条関係)

別記第三十六号様式(第二十四条関係) 日本国政府法務省

在留資格取得許可申請書

出 発 大 臣 殿

出入国管理庁及び関係官庁等との調整(別記24条の3に於て適用する場合を含む。)の確定に基づき、及びそのほか在留資格の取得を申請します。

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 月 日

3 氏名 _____

4 性別 男・女 5 出生地 _____ 6 配偶者の有無 有・無

7 職 業 _____ ※ 本国における居住地 _____

9 住 居 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

10 留学(1)級 等 _____ (2)有効期限 _____ 年 月 日

11 在留資格取得の事由 出生 国籍離脱・喪失 その他() _____

12 存続の理由 _____

13 希望する在留資格 未住者の配偶者等 日本人の配偶者等 定住者 在留期間 _____
家族滞在 その他() _____

14 在留を理由とする処分を受けたことの有無(日本国外におけるものを含む。) _____
 有(具体的内容 _____) ・ 無 _____

15 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及び同居者

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居	勤務先・通学先	在留カード番号 特別永住者証明書番号
				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
				<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		

16 在日身元保証人又は連絡先
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

17 代理人(法定代理人による申請の場合に記入)
 (1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
 (3)住 所 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 月 日

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
 申請書作成年月日は申請人(法定代理人)が自署すること。

※ 取次者
 (1)氏名 _____ (2)住 所 _____
 (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) _____ 電話番号 _____

別記第三十七号様式（第二十四条、第五十六条、第五十六条の三関係）

在留資格取得許可 ACQUISITION PERMIT	
在留期限 U n t i l
在留資格 Status	在留期間 Period
許可番号	許可年月日
※	

- (注) 1 ※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。
2 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。

別記第三十七号の二様式（第二十四条、第五十六条、第五十六条の三関係）

在留資格取得許可 ACQUISITION PERMIT	
在留資格 Status:	
在留期間 Period:	
在留期限 Until:	
許可番号	
許可年月日	
※	

- (注)
1 ※には在留資格の取得を許可する者の職名を記入するものとする。
2 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第三十七号の三様式（第二十五条の三関係）（平23法省令43・金融、平31法省令7・
令和3年令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 年 月 日	号 日
----------	------------	--------

意見聴取通知書

殿

出入国管理及び難民認定法第22条の4第2項の規定に基づき、あなたの在留資格の取消しに関し、下記のとおり意見の聴取を行いますので出頭してください。

1 在留資格取消対象者

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 _____
 国籍・地域 _____
 在留資格 _____

2 在留資格の取消しの原因となる事実

3 意見の聴取を行う期日及び場所
 _____ 年 月 日 時 分 場所 _____

4 意見の聴取を行う入国審査官（意見聴取担当入国審査官）

出入国在留管理局 入国審査官

※

注 意

ア 正当な理由なく意見の聴取に出頭しないときは、出入国管理及び難民認定法第22条の4第5項の規定により、意見の聴取を行うことなく在留資格を取り消す場合があります。

イ 本人が出頭できない場合は、あらかじめ地方出入国在留管理局長の許可を受けて代理人を出頭させてください。

(注) 1 ※には意見聴取を行うことを通知する者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の四様式（第二十五条の四関係）（平18法省令79・追加、平23法省令42・
平31法省令7・令和3年令10・一部改正）

日本国政府法務省	年 月 日
----------	-------

代理人資格証明書
 出入国在留管理局あて

私に関係のある意見の聴取の手續に関して、下記の者を代理人として選任したので、出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の4第1項の規定に基づき、本証明書を提出します。

1 選任者（在留資格取消対象者 利害関係人）

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 _____ 国籍・地域 _____
 住居地 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

2 在留資格取消対象者（選任者と同じ場合は記入不要です。）

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 _____ 国籍・地域 _____
 住居地 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

3 選任した代理人

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 _____ 国籍・地域 _____
 住居地 _____
 職業 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

4 選任者と代理人の関係

選任者の署名 _____

備考 在留資格の取消しの対象となる者が本人の代わりに代理人のみを意見の聴取に出頭させるためには、あらかじめ法務大臣、出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長の許可を受ける必要があります。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の五様式（第二十五条の四関係）（平18法省令79・追加、平23法省令43・
平23法省令7・令改正法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

年 月 日

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

出入国在留管理局 あて

私に關係のある意見の聴取の手續に關して選任した下記の代理人については、その資格を失ったので、出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の4第2項の規定に基づき、本届出書を提出します。

1 届出人（在留資格取消対象者 利害關係人）

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 住 居 地 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

2 在留資格取消対象者（届出人と同じ場合は記入不要です。）

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 住 居 地 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

3 資格を失った代理人

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 住 居 地 _____
 職 業 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 資格を失った日 _____ 年 月 日

4 資格を失った理由 _____

届出人の署名 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の六様式（第二十五条の五関係）（平18法省令79・追加、平23法省令43・
令改正法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

年 月 日

利 害 関 係 人 参 加 申 出 書

入国審査官（意見聴取担当入国審査官） 殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の5第2項の規定に基づき、下記の者に対する意見の聴取に關する手續への参加を申し出ます。

1 利害關係人

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 住 居 地 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
 在留資格取消対象者と利害關係人の関係 _____

2 在留資格取消対象者

氏 名 _____ 男 女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 住 居 地 _____
 在留資格 _____

3 参加を申し出る理由 _____

署名 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の七様式（第二十五条の五関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・
令和法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番号 年月日
----------	-----------

利害関係人参加許可通知書

殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取に関する手続に参加することを許可するので通知します。

1 利害関係人又はその代理人

氏名 _____ 男女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 住居地 _____

2 在留資格取消対象者

氏名 _____ 男女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 在留資格 _____

3 意見の聴取を行う期日及び場所

_____ 年 月 日 時 分 場 所 _____

入国審査官（意見聴取担当入国審査官） _____ 署名 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の八様式（第二十五条の六関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・
旧別記第三十七号の九様式廃止・一部改正、令和法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	年月日
----------	-----

意見聴取期日等変更申出書

殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ます。

1 申出人（在留資格取消対象者本人 その代理人）

氏名 _____ 男女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 住居地 _____
 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

2 変更を希望する意見の聴取の期日又は場所

変更後
 _____ 年 月 日 時 分 場 所 _____
 変更前
 _____ 年 月 日 時 分 場 所 _____

3 在留資格取消対象者（申出人と同じ場合は記入不要です。）

氏名 _____ 男女 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 住居地 _____
 在留資格 _____

4 意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出るやむを得ない理由

申出人の署名 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の九様式（第二十五条の六関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・旧別記第三十七号の十様式繰上・一部改正、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
----------	------------

意見聴取期日等変更通知書

殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の6第3項の規定に基づき、意見の聴取の期日又は場所を下記のとおり変更したので通知します。

1 意見の聴取を行う期日及び場所

変更後
年 月 日 時 分 場 所 _____

変更前
年 月 日 時 分 場 所 _____

2 在留資格取消対象者

氏 名 _____ 男 女 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____

国籍・地域 _____

在留資格 _____

※ _____

(注) 1 ※には意見聴取等の期日又は場所を変更したことを通知する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第三十七号の十様式（第二十五条の七関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・旧別記第三十七号の十一様式繰上・一部改正、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年月日
----------	------------

意見聴取手続併合通知書

殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の7第1項の規定に基づき、下記のとおりあなたの在留資格の取消しと関連のある事案について併合して意見の聴取を行うこととしたので通知します。

1 在留資格取消対象者

氏 名 _____ 男 女 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____

国籍・地域 _____

在留資格 _____

2 意見の聴取を行う期日及び場所

年 月 日 時 分 場 所 _____

3 関連のある事案の内容

入国審査官（意見聴取担当入国審査官） _____ 署 名 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第三十七号の十一様式(第二十五条の八関係) (平16法省令79・追加、平23法省令43
・旧別記第三十七号の十二様式繰上・一部改正、令元法省令10・一部改正)

日本国政府法務省

年 月 日	
代 理 出 頭 申 出 書	
殿	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の8第3項の規定に基づき、下記のとおり在留資格取消対象者本人の代わりに意見の聴取に出頭することを申し出ます。	
1 申出人 (<input type="checkbox"/> 在留資格取消対象者 <input type="checkbox"/> その代理人)	男 女
氏 名 _____	_____
生年月日 _____ 年 月 日	国籍・地域 _____
住 居 地 _____	_____
電話番号 _____	携帯電話番号 _____
2 出頭する代理人 (申出人と同じ場合は記入不要です。)	男 女
氏 名 _____	_____
生年月日 _____ 年 月 日	国籍・地域 _____
住 居 地 _____	_____
電話番号 _____	携帯電話番号 _____
3 意見の聴取の期日及び場所	_____
_____ 年 月 日 時 分	場 所 _____
4 代理人が在留資格取消対象者の代わりに出頭する理由	_____
申出人の署名 _____	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第三十七号の十二様式(第二十五条の八関係) (平16法省令79・追加、平23法省令43
・旧別記第三十七号の十三様式繰上・一部改正、令元法省令10・一部改正)

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
代 理 出 頭 許 可 通 知 書	
殿	
出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の8第2項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取に出頭することを許可するので通知します。	
1 在留資格取消対象者本人に代わり意見の聴取に出頭できる代理人	男 女
氏 名 _____	_____
生年月日 _____ 年 月 日	国籍・地域 _____
住 居 地 _____	_____
2 在留資格取消対象者	男 女
氏 名 _____	_____
生年月日 _____ 年 月 日	国籍・地域 _____
在留資格 _____	_____
3 意見の聴取を行う期日及び場所	_____
_____ 年 月 日 時 分	場 所 _____
※ _____	

(注) 1 ※には代理出頭を許可することを通知する者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第三十七号の十三様式（第二十五条の十関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・旧別記第三十七号の十四様式繰上・一部改正、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
<p>意見聴取続行通知書</p> <p>殿</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の10第1項の規定に基づき、下記のとおり意見の聴取を続行することとしたので通知します。</p> <p>1 意見の聴取の続行期日及び場所</p> <p>年 月 日 時 分 場 所 _____</p> <p>2 在留資格取消対象者</p> <p>氏 名 _____ 男 女 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日</p> <p>国籍・地域 _____</p> <p>在留資格 _____</p> <p style="text-align: right;">入国審査官（意見聴取担当入国審査官） _____ 署名 _____</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十四様式（第二十五条の十二関係）（平16法省令79・追加、平23法省令43・旧別記第三十七号の十五様式繰上・一部改正、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	年 月 日
<p>資料閲覧許可申請書</p> <p>殿</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の12第1項の規定に基づき、下記のとおり資料の閲覧を申請します。</p> <p>1 申請人（<input type="checkbox"/>在留資格取消対象者 <input type="checkbox"/>取消対象者の代理人 <input type="checkbox"/>利害関係人 <input type="checkbox"/>利害関係人の代理人）</p> <p>氏 名 _____ 男 女 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____</p> <p>住 居 地 _____</p> <p>電話番号 _____ 携帯電話番号 _____</p> <p>閲覧希望日 _____ 年 月 日 _____</p> <p>閲覧を希望する資料の内容</p> <p>_____</p> <p>2 在留資格取消対象者（申請人と同じ場合は記入不要です。）</p> <p>氏 名 _____ 男 女 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____</p> <p>住居地 _____</p> <p>在留資格 _____</p> <p style="text-align: right;">申請人の署名 _____</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十五様式（第二十五条の十二関係）（平19法省令9・追加、平23法省令43・旧別記第三十七号の十六様式繰上・一部改正、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

資料閲覧許可通知書

殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第25条の12第1項の規定に基づき、下記のとおり資料の閲覧を許可するので通知します。

1 閲覧者 男
女
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
住 居 地 _____

2 閲覧日時
閲覧日及び場所 _____ 年 月 日 場 所 _____
閲覧を許可する資料の内容 _____

3 在留資格取消対象者 男
女
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
在留資格 _____

※

(注) 1 ※には資料の閲覧を許可することを通知する者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第三十七号の十六様式（第二十五条の十三関係）（平23法省令43・追加、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

在留資格取消通知書

殿

の規定に基づき、あなたの在留資格を

取り消したので通知します。

1 氏 名 男
女

2 生年月日 _____ 年 月 日 _____

3 国籍・地域 _____

4 住 居 地 _____

5 取り消した在留資格 _____

6 取消しの理由 _____

※

(注) 1 ※には在留資格を取り消したことを通知する者の職名を記入するものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第三十七号の十七様式（第二十五条の十三、第五十七条の二関係）（平22法
省令43・令改、平31法省令7・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

在 留 資 格 取 消 通 知 書

殿

の規定に基づき、あなたの在留資格を
取り消したので通知します。

1 氏 名 _____ 男
_____ 女

2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国籍・地域 _____

4 住 居 地 _____

5 取り消した在留資格 _____

6 取消しの理由 _____

7 出 国 期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間

8 条 件

(1) 住居 _____

(2) 行動範囲 _____ 及び _____ 港までの順路による通過経路

(3) 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することはできません。

(4) その他 _____

注 意

ア 住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。

イ 指定された出国期間を経過して本邦に残留した場合には処罰を受けることがあります。

ウ この通知書は常に携帯しなければなりません。

エ 本邦を出国する場合には、出入国滞においてこの通知書を入国審査官に提示しなければなりません。

※

- (注) 1 ※には在留資格を取り消したことを通知する者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第三十七号の十八様式 削除
別記第三十七号の十九様式 (第二十七条関係)

別記第三十七号の十九様式 (第二十七条関係) (平5法第98号・改)

再入国出国記録

氏名					
生年月日	日	月	年	主な渡航先国名	
船名・船名	出国予定期間		<input type="checkbox"/> 1年以内	<input type="checkbox"/> 1年超2年以内	<input type="checkbox"/> 2年超

次のいずれかにを記入してください。

1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

署名

信用欄

別記第三十八号様式 (第二十七条、第五十三条関係)

別記第三十八号様式 (第二十七条、第五十三条関係) (平5法第98号・改)



附

- 縦横25ミリメートルとする。
- 空欄(一)には出国港名を、(二)には出国年月日を、それぞれ記入するものとする。

別記第四十一号様式（第二十九条関係）（平14法省令12・金融、平18法省令99・平31法省令7・一部改正）

再入国許可 RE-ENTRY PERMIT TO JAPAN	
有効期間 Term of Validity	From から Until まで
No.	
許可年月日 Date of issue	
出入国在留管理局長	

(注)

- 縦45ミリメートル、横50ミリメートルとする。
- 有効期間の欄の上部の空欄には、「一回限り SINGLE」又は「複数 MULTIPLE」を記入するものとする。

別記第四十一号の二様式（第二十九条関係）（平18法省令99・金融、平31法省令7・一部改正）

再入国許可 RE-ENTRY PERMIT TO JAPAN	
[空欄]	
有効期間 Term of validity	From から Until まで
許可番号 Date of issue	
出入国在留管理局長	

(注)

- 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 有効期間の欄の上部の空欄には「一回限り SINGLE」又は「複数 MULTIPLE」を記入するものとする。
- 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第四十二号様式（第二十九条関係）

別記第四十二号様式（第二十九条関係）（ア）
番号87・年11月1日現在あり・一部改正

1 この許可書は、出入国管理及び難民認定法第29条第2項に基づき、所持人の再入国許可のために交付するものであり、所持人の国籍を証するものではなく、また、その国籍に何ら影響を及ぼすものではない。

2 この許可書の有効期間は、4ページから28ページに記載された再入国許可の有効期間内に限る。

(添付書)



(表紙)

所持人の署名	_____
氏名	_____
国籍・地域	_____
生年月日	_____
居住地	_____
性別	_____
在留カード番号/特別永住者証明書番号	_____
在留資格	_____
在留期限	_____

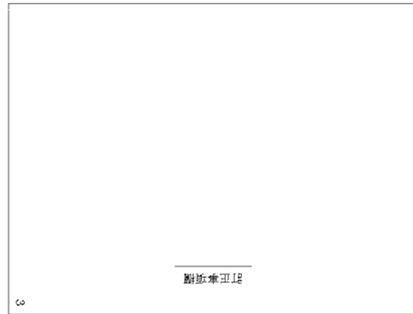
(裏1表口裏)

番号
交付年月日
交付者 出入国在留管理局長

(裏1表口裏)



(湖田突川口)



(湖田突川口)



(湖田突川口)



(湖田突川口)



(解題答案)



(解題答案)



(解題答案)



(解題答案)



(解題六段)



(解題六段)



(解題六段)



(解題六段)



(線と面の図)



(面と線の図)



(面と線の図)



(線と面の図)



(第十四题)



(第十五题)



(第十六题)



(第十七题)



(解題例1十題)



(解題例1十題)



(解題例1十題)



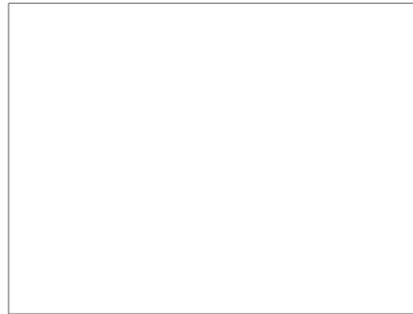
(解題例1十題)



(表と裏の区別)



(表と裏の区別)



(表と裏の区別)



(表紙を除く)

別記第四十三号様式（第二十九条関係）（平11法省令43・金融、平23法省令43・平31法省令？・一部改正）

日本国政府法務省

再入国許可の有効期間延長許可申請書									
出入国在留管理庁長官 殿 (在 館経由)									
国籍・地域	氏 名						男 女		
生 年 月 日	年	月	日	職 業					
住 居 地	方 電話番号								
滞 在 地	方 電話番号								
現に有する在留資格	()		旅 名 称						
在留期間満了日	. .		番 号						
再入国許可	許可番号				発 行 年 月 日	. .			
	有効期間	. . から . . まで		券 発 行 機 関	. .				
再入国許可	延長を希望する期間及び理由								
署 名									
官 用 権									

別記第四十四号様式（第二十九条関係）（平14法省令12・金融、平23法省令43・平31法省令？・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

再入国許可取消通知書	
<p>殿</p> <p>1 氏 名 _____ 男 女</p> <p>2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>3 国 籍 ・ 地 域 _____</p> <p>4 住 居 地 _____</p> <p>出入国管理及び難民認定法第26条第7項の規定に基づき、あなたに対する再入国の許可を下記の理由により取り消したので、通知します。</p> <p>理 由</p> <p>出入国在留管理局長</p>	

備考 この通知を受け次第速やかに旅券又は再入国許可書を携行して出入国在留管理局に出頭してください。
 (注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第四十四号の二様式（第二十九条の四関係）（平23法省令43・追加、平26法省令16・
平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
認 定 通 知 書	
殿	
1 氏 名	_____
2 生年月日	_____
3 国籍・地域	_____
<p>上記の者について、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があると認定したので、出入国管理及び難民認定法施行規則第29条の4第2項の規定に基づき、通知します。</p>	
年 月 日	
出入国在留管理庁長官	

別記第四十五号様式（第三十条関係）（平7法省令60・追加、平23法省令43・平31法省令7・
令和法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号
	年月日
呼 出 状	
殿	
1 氏 名	_____ 男 _____ 女
2 生年月日	_____年 月 日
3 国籍・地域	_____
4 居住地	_____
<p>出入国管理及び難民認定法第29条第1項の規定により、下記のとおりあなたの出頭を求めます。出頭の際は本状を持参してください。</p>	
(1) 出頭を求める年月日時及び場所 _____	
(2) 出頭を求める理由 _____	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
入国警備官	_____ 署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第四十六号様式(甲)(第三十一条関係)

臨検捜索差押許可状請求書	
容疑者の氏名	
適用法条及び容疑事実の要旨	
臨検すべき物件若しくは場所又は捜索すべき身体、物件若しくは場所	
差し押さえるべき物件	
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
上記許可状の発付を請求する。	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">裁判所 裁判官 殿</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁 出入国在留管理局 入国警備官 印</p>	

別記第四十六号様式(乙)(第三十一条関係)

記録命令付差押許可状請求書	
容疑者の氏名	
適用法条及び容疑事実の要旨	
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	
日出前、日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
上記許可状の発付を請求する。	
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">裁判所 裁判官 殿</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁 出入国在留管理局 入国警備官 印</p>	

別記第四十九号様式(甲)(第三十四条関係)

臨検捜索差押調書			
		年 月 日	
出入国在留管理庁		出入国在留管理局	
		入国警備官	
		印	
<p style="font-size: small;">下記容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、本職は、 <small>より臨検・捜索・差押えをした。</small> を立会させて下記のと</p>			
立会人		居住地	
氏 名		印	
		年 月 日生	
容疑者の氏名			
許可状の発付官	裁判所	許可状の 発付年月日	年 月 日
許可状を示された者			
臨検の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
捜索の日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
差押えの日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
臨検の物件 又は場所			
捜索の身体、 物件又は場所			

差押えの場所	
臨検及び捜索の 経過及び結果	
差押えをした物	
差押えをした物の措置	

別記第四十九号様式(乙)(第三十四条関係)

記録命令付差押調書			
		年 月 日	
出入国在留管理庁		出入国在留管理局	
		入国警備官	
		印	
下記容疑者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件につき、本職は、 を立会させて下記のとおり記録命令付差押えをした。			
立会人		居住地	
氏 名		印	
		年 月 日生	
容疑者の氏名			
許可状の発付官	裁判官	許可状の発付年月日	年 月 日
許可状を示された者			
記録命令付差押えの日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
記録命令付差押えの場所			
記録させ又は印刷させた電磁的記録			
電磁的記録を記録させ又は印刷させた者			
記録命令付差押えの経過及び結果			

別記第五十号様式(第三十五条関係)

収容令書	
日本国政府法務省	番 号 年 月 日
1 氏 名 _____ 男 女	
2 生年月日 _____ 年 月 日	
3 国 籍 _____	
4 居 住 地 _____	
5 職 業 _____	
上記の者を出入国管理及び難民認定法第39条の2又は第44条の4第6項若しくは第7項の規定に基づき、下記により収容する。	
容疑事実の要旨	
収容すべき場所	
収容期間	日
有効期限	年 月 日まで
出入国在留管理庁	出入国在留管理局 主任審査官 印
収容期限	年 月 日まで
提 示	年 月 日 入国警備官 印

(裏)

収容期間の延長			
延長期間	自 年 月 日 (日)	理 由	
	至 年 月 日		年 月 日 印
出入国在留管理庁	出入国在留管理局	主任審査官	
提 示	年 月 日	入国警備官	印
収容場所の変更			
収容すべき場所	年 月 日	年 月 日	
	出入国在留管理庁 主任審査官 印	出入国在留管理局 主任審査官 印	
提示及び執行	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分	
	入国警備官 印	入国警備官 印	
執 行 経 過			
執行の開始		出 所	
年月日時	年 月 日 時 分	年 月 日	年 月 日
執行場所		理 由	・ 監理措置 ・ 仮放免 ・ 在留特別許可 ・ その他 ()
執行者	入国警備官 印	収容期間 残日数	日 印
年月日時	年 月 日 時 分	年 月 日	年 月 日
執行場所		理 由	・ 監理措置 ・ 仮放免 ・ 在留特別許可 ・ その他 ()
収容期間 満了日	年 月 日	収容期間 残日数	日 印
執行者	入国警備官 印	取 扱 者	入国警備官 印
執行の 終 了	年 月 日	年 月 日	取 扱 者 入国警備官 印
備 考			

別記第五十一号様式(第三十六条関係) (昭39法省令7・金融、平成法省令6・平28法省令43・平31法省令7・一部改正)

留 置 嘱 託 書	
	第 号 年 月 日
警察署長 殿	出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官 印
国籍・地域	
居住地	
職業	
氏 名	(通称) (男・女) 年 月 日生 (歳)
上記の者に対する	令書の執行に関し、下記のとおり留置を嘱託する。
	記
1 留置嘱託の事由	
2 留置嘱託の期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日

別記第五十一号の二様式（第三十六条の二、第四十八条、第四十九条関係）

日本国政府法務省		番 号 年 月 日
呼 出 状		
出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定により、		
年 月 日 時 分 に		
あなたの出頭を求めます。出頭の際は本状を持参してください。		
1 氏 名	男 女	
2 生年月日	年 月 日	
3 国籍・地域		
4 住 居 地		
出入国在留管理庁	入国者収容所	
	出入国在留管理局	支局 主任審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十一号の三様式（第三十六条の二関係）

日本国政府法務省		番 号
監 理 措 置 決 定 申 請 書		
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 支局 主任審査官 殿		
出入国管理及び難民認定法第44条の2第4項又は第62条の2第4項の規定に基づき、次のとおり申請します。		
1 監理措置決定を希望する外国人		
(1) 氏 名	男 女	
(2) 生年月日	年 月 日	
(3) 国籍・地域		
2 代理人（上記1以外の者が申請する場合に記入）		
(1) 代理人の氏名	男 女	
(2) 代理人の生年月日	年 月 日	
(3) 代理人の国籍・地域		
(4) 代理人の住居地		
(5) 代理人の連絡先		
(6) 上記1の者との関係		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

3 選定を希望する監理人（監理人が個人である場合に記入）	
(1) 氏名	_____ 男 _____ 女
(2) 生年月日	_____年 _____月 _____日
(3) 国籍・地域	_____
(4) 住居地	_____
(5) 連絡先	_____
(6) 前記1の者との関係	_____
4 選定を希望する監理人（監理人が法人である場合に記入）	
(1) 名称	_____
(2) 本店又は主たる事務所の所在地	_____
(3) 代表者の氏名	_____
(4) 連絡先	_____
(5) 前記1の者との関係	_____
5 監理措置決定を希望する理由	

以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請年月日 _____年 _____月 _____日	
(注) 申請書の提出は地方出入国在留管理官署に出頭して行わなければなりません。	

(表) 別記第五十一号の四様式（第三十六条の二関係）

<p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>ア 住居を変更するときや行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。</p> <p>イ 監理措置の条件に違反したときは、監理措置決定が取り消され保証金の全部又は一部が没取されることがあります。 なお、正当な理由がなくて呼出しに応じないとき、逃亡したとき、報酬を受ける活動の許可を受けずに同活動（在留資格をもって在留する者による活動を除く。）を行ったとき又は収入を伴う事業を運営する活動を行ったときは、処罰されることがあります。</p> <p>ウ 法第44条の5第1項の規定により指定された機関以外で報酬を受ける活動を行ったときや許可に付された条件に違反したときは、報酬を受ける活動の許可が取り消されることがあります。</p> <p>エ 退去強制令書の発付後は、収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動に従事することはできません。</p> <p>オ 報酬を受ける活動の内容（勤務先や報酬額等）や生計（同居者の人数・家賃額等）に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。</p> <p>カ 本通知書は常に携帯し、権限ある官憲に要求されたときは、これを提示しなければなりません。 また、出頭の際は、本通知書を持参してください。</p>	<p style="text-align: right;">日本国政府 法務省</p> <p style="text-align: center;">監理措置決定通知書</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>監理措置決定番号 _____</p> <p>発行年月日 _____</p> <p>発行官署 _____</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁</p>
---	--

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

殿

出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定により、
あなたを監視措置に付する旨の決定をしたので、通知します。

1 氏 名	男女	写 真
2 生年月日		
3 国籍・地域		
4 決定日		

..... 捺 印

監視措置の条件

1 住 居

2 行動範囲

3 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

4 逃亡及び 証拠の隠滅を防止する/不法就労活動を防止する ために必要な条件

報酬を受ける活動/許可の有無及び条件 有(許可番号: 号・許可年月日:) 無

(1) 勤務先の名称及び所在地
名 称

所在地

(2) 活 動 の 内 容

(3) 報酬の上限(月額)

(4) その他の条件

..... 捺 印

(注) 捺にはそれぞれ、許可する者の職名を記入するものとする。

別記第五十一号の五様式 (第三十六条の二関係)

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

通 知 書

殿

1 氏 名

2 生年月日

3 国籍・地域

あなたから申請のあった監視措置決定申請(年 月 日付け)につ
いては、監視措置決定をしないこととしたので、通知します。

監 理 措 置 決 定 を し な い 理 由

.....

出入国在留管理庁 出入国在留管理局 支局

主任審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十一号の五様式(第三十六条の二関係)

別記第五十一号の六様式（第三十六条の六関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
監 理 措 置 決 定 取 消 書	
<p>出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定に基づき、下記の理由により、監理措置決定を取り消す。</p>	
1 氏 名	_____ 男 女
2 生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
3 国 籍 ・ 地 域	_____
4 住 居	_____
監 理 措 置 決 定 を 取 り 消 す 理 由	

出入国在留管理庁	出入国在留管理局 支局
主任審査官 _____	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十一号の七様式（第三十六条の六関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
保 証 金 没 取 通 知 書	
保証金納付者 _____ 殿	
<p>出入国管理及び難民認定法第 条第 項の規定により下記の者の監理措置決定を取り消したことに伴い、同条第 項の規定に基づき保証金の 全部 金 円を没取したので、通知します。</p>	
記	
1 氏 名	_____ 男 女
2 生 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
3 国 籍 ・ 地 域	_____
4 住 居 地	_____
出入国在留管理庁	出入国在留管理局 支局
主任審査官 _____	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十一号の八様式（第三十六条の七関係）

日本国政府法務省	番 号
報酬を受ける活動の許可申請書	
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 支局 主任審査官 殿	
出入国管理及び難民認定法第44条の5第1項の規定により、監理人の同意の上、次のとおり申請します。	
1 被監理者身分事項等	
(1) 氏 名	男 女
(2) 生年月日	(3) 国籍・地域
2 活動内容（労働条件を明示する書類を添付すること。）	
(1) 勤務先の名称	
(2) 勤務先の所在地	
(3) 勤務先の電話番号	
(4) 職務の内容	
(5) 報酬額（月額）	
3 日本で同居している者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
※「有」の場合は、以下の欄に記入すること。	
(1) ①続柄	②氏名
③生年月日	④国籍・地域 ⑤職業
(2) ①続柄	②氏名
③生年月日	④国籍・地域 ⑤職業
(3) ①続柄	②氏名
③生年月日	④国籍・地域 ⑤職業

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

4 住居の賃貸借契約の締結の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※「有」の場合は、以下の欄に記入し、賃貸借契約書の写しを添付すること。
(1) 賃貸人の氏名 (法人や団体の場合はその名称)
(2) 賃貸借契約期間
(3) 賃 料
5 現在の所持金（預金額を含む。）
(1) 日本円 (2) 日本円以外の外国通貨
6 各種機関・団体・監理人等からの金銭援助の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※「有」の場合は、以下の欄に記入し、援助額等が確認できる資料を提出すること。
(1) 氏名・名称
(2) 援助の内容
7 申請の理由
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人（代理人）の署名／申請年月日
年 月 日
(注1) 申請書の提出は地方出入国在留管理官署に出頭して行わなければならない。 (注2) 申請書の各項目は全て記載してください。また、記載欄が足りない場合は、別紙を提出してください。 (注3) 申請書の各項目について、必要な事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたときは、報酬を受ける活動の許可が認められないことがあります。
※ 監理人記載欄
被監理者が上記の申請をすることに同意し、被監理者が報酬を受ける活動の許可を受けた場合は、当該活動について私（監理人）が監理することを誓約します。
監理人の署名／署名年月日
年 月 日

別記第五十一号の九様式（第三十六条の七関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
報酬を受ける活動の許可取消通知書	
殿	
1 氏 名	男 女
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住 居	
<p>出入国管理及び難民認定法第44条の5第4項の規定に基づき、 年 月 日付けあなたに対する報酬を受ける活動の許可（許可番号： ）を下記の理由により取り消したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">取消しの理由</p>	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局 支局
主任審査官	

備考 この通知を受け次第、速やかに監理措置決定通知書を携行して 出入国在留管理局
支局に出頭してください。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十二号様式（第三十七条関係）

	番 号 年 月 日
認 定 書	
氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日 (歳)
国籍・地域	
居 住 地	
職 業	
<p>上記の者に対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退 去強制事由該当容疑事件に関し、年 月 日 において審査を行った結果、下記のとおり認定する。</p> <p style="text-align: center;">認 定 要 旨</p>	
1 事実の認定	
2 証 拠	
3 参考事項	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局 支局 出張所 入国審査官

別記第五十三号様式（第三十七条関係）

日本国政府法務省

番 号
年 月 日

認 定 通 知 書

殿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、審査を行った結果、下記のとおり認定したので、通知します。

認 定 要 旨

- (1) 上記の認定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。
- (2) 本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。
- (3) 上記の認定に服した日から3日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。
- (4) 退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

入国審査官 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はA列5番とする。

別記第五十四号様式（第三十七条関係）（平18法省令79・改正、平19法省令7・令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

口 頭 審 理 放 棄 書

出入国在留管理庁

出入国在留管理局

主任審査官 殿

私は、出入国管理及び難民認定法第47条第3項の規定に基づく入国審査官の退去強制対象者に該当する旨の認定に服し、同法第48条第1項の規定による口頭審理の請求を放棄します。

本 人 _____

署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十四号の二様式（第三十七条関係）

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

在 留 特 別 許 可 申 請 放 棄 書

出入国在留管理庁 出入国在留管理局
主任審査官 殿

私は、出入国管理及び難民認定法第50条第1項の規定による許可の申請をしません。

1 氏 名 _____ 男 女

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

4 居 住 地 _____

署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十五号様式（第三十八条関係）

日本国政府法務省

番 号

年 月 日

放 免 証 明 書

1 氏 名 _____ 男 女

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

4 居 住 地 _____

出入国管理及び難民認定法第 _____ 条第 _____ 項の規定により、下記のとおり放免したことを証明します。

(1) 放免した日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(2) 放免理由

出入国在留管理庁 出入国在留管理局
主任審査官
特別審査官
入国審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十六号様式（第三十九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
口 頭 審 理 期 日 通 知 書	
1 氏 名 _____ 職 _____ 男 女 _____	
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 居 住 地 _____	
あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件 に関し、下記のとおり口頭審理を行うので、通知します。	
(1) 口頭審理期日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
(2) 場 所 _____ 出入国在留管理局 出入国在留管理庁 _____ 出入国在留管理局 特別審理官 _____	
備 考	
ア 口頭審理には、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人を立ち会わせる ことができます。	
イ 口頭審理において、あなた又はあなたの代理人は、証拠を提出し、及び証人を尋問 することができます。	
ウ 監理措置中又は仮放免中で正当な理由がなく出頭しないものは、それらの決定又は 許可を取り消すことがあります。	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十七号様式（第四十一条関係）

	番 号 年 月 日
判 定 書	
氏 名 _____ (男・女) 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (歳) 国 籍 ・ 地 域 _____ 居 住 地 _____ 職 業 _____	
上記の者は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日口頭審理の請 求をしたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ において 立ち会いの上口頭審理を行った結果、下記のとおり判 定する。	
判 定 要 旨	
1 事実の認定	2 証 拠 3 適用法条 出入国在留管理庁 _____ 出入国在留管理局 _____ 支 局 _____ 出張所 特別審理官 _____

別記第五十八号様式（第四十一条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

判 定 通 知 書

殿

1 氏 名 _____ 男 女 _____

2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国籍・地域 _____

4 居 住 地 _____

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、口頭審理を行った結果下記のとおり判定したので、通知します。

判 定 要 旨

(1) 上記の判定に不服があるときは、この通知を受けた日から3日以内に、法務大臣に対し異議を申し出ることができます。

(2) 本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。

(3) 上記の判定に服した日から3日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。

(4) 退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

特別審理官 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第五十九号様式（第四十一条関係）（平16法省令79・金融、平22法省令43・平31法省令7・令元法省令10・一様改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

異 議 申 出 放 棄 書

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

主任審査官 殿

私は、出入国管理及び難民認定法第48条第8項の規定に基づく特別審理官の判定に服し、同法第49条第1項の規定による異議の申出を放棄します。

1 氏 名 _____ 男 女 _____

2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国籍・地域 _____

4 居 住 地 _____

本 人 _____

署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十号様式（第四十二条関係）（平8法省令13・令改、平23法省令43・平31法省令7
一部改正）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
異 議 申 出 書	
法務大臣 殿	
私は、年 月 日付け出入国在留管理庁 出入国在留 管理庁特別審理官の判定に異議がありますので、出入国管理及び難民認定 法第49条第1項の規定により異議を申し出ます。	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 居住地	
不 服 の 事 由	
申出人 _____	
署 名	

別記第六十一号様式（第四十三条関係）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
裁 決 書	
氏 名	(男・女)
生年月日	年 月 日 (歳)
国籍・地域	
居住地	
職 業	
上記の者の出入国管理及び難民認定法第49条第1項の規定による異議の申出に対し、 同条第3項の規定により次のとおり裁決する。	
1 主文	
2 退去強制対象者に該当する理由	
※	

(注) 1 ※には裁決を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十一号の二様式（第四十三条関係）

日本国政府法務省	番 号 年月日
----------	------------

裁 決 通 知 書

殿

1 国籍・地域 _____

2 氏 名 _____ (男・女)

3 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (歳)

4 居 住 地 _____

あなたからの異議の申出については、_____から理由がないと裁決した旨の通知を受けましたので、通知します。

(1) 本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。

(2) この通知を受けた日から3日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。

(3) 退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁 _____ 出入国在留管理局 _____
支 局 _____ 出張所 _____
主任審査官 _____

別記第六十一号の三様式（第四十四条関係）

日本国政府法務省	番 号 年月日
----------	------------

決 定 書

1 氏 名 _____ 男 女 _____

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国籍・地域 _____

4 在留特別許可申請番号 _____

上記の者の出入国管理及び難民認定法第50条第2項の規定による在留特別許可の申請に対し、同条第1項の規定により、次のとおり決定する。

決定内容

理由

※

(注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十一号の四様式（第四十四条関係）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
在 留 特 別 許 可 申 請 書	
法 務 大 臣 殿	
私は、出入国管理及び難民認定法第50条第2項の規定により、在留特別許可の申請をします。	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 居住地	
申請の理由	
申請人（代理人）の署名	

別記第六十二号様式（第四十四条関係）（平14法省令13・更改）

在 留 特 別 許 可
SPECIAL PERMISSION FOR RESIDENCE

(一)

Status: (二) Duration: (三)

Until: (四) No.: (五)

条件
Conditions

(六)

- (注)
- 1 縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。
 - 2 空欄(一)には証印年月日を、空欄(二)には在留資格を、空欄(三)には在留期間を、空欄(四)には在留期限を、空欄(五)には許可番号を、空欄(六)には許可した者の職名をそれぞれ記入するものとする。

別記第六十二号の二様式（第四十四条関係）（平16法省令9・追加）

<p style="text-align: center;">在 留 特 別 許 可 SPECIAL PERMISSION FOR RESIDENCE</p> <p>Date of issue Status : Duration Until : No. 条件Conditions</p>

(注)

- 1 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。
- 2 条件の欄の下部には許可した者の職名を記入するものとする。
- 3 証印の下部に識別符号を付すものとする。

別記第六十二号の三様式（第四十四条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
通 知 書	
殿	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 居 住 地 _____	
5 在留特別許可申請番号 _____	
<p style="text-align: center;">年 _____ 月 _____ 日付けあなたからの在留特別許可の申請は、下記の理由により在留特別許可をしないこととしたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">※</p>	

- (注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十三号様式（第四十五条関係）（平10監管第79号案、平31監管令7号、令改正第10号一部改正）

日本国政府法務省		番 号 年月日
退 去 強 制 令 書		
1 氏 名	_____	男 女
2 生年月日(年齢)	_____年 _____月 _____日(歳)	
3 国 籍	_____	
4 居 住 地	_____	
5 職 業	_____	
上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第24条の規定に基づき、下記により本邦外に退去を強制する。		
(1) 退去強制の理由		
(2) 執行方法		
(3) 送還先		
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官 _____ 印		
執 行 経 過	執 行 者	印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十四号様式（第四十七条関係）

日本国政府法務省		番 号 年月日
送 還 通 知 書		
殿		
年 月 日下記理由により退去強制令書を発付した下記の者について、貴社（あなた）は出入国管理及び難民認定法第59条の規定により貴社（あなた）の責任と費用により本邦外に送還する義務があるので、通知します。		
1 氏 名	_____	男 女
2 生年月日	_____年 _____月 _____日	
3 国籍・地域	_____	
4 退去強制の理由	_____	
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官 _____		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十四号の二様式（第四十七条の二関係）

日本国政府法務省		番 号 年 月 日
送 還 先 指 定 書		
1 氏 名	男 女	
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 国 籍・地 域		
出入国管理及び難民認定法第52条第4項後段の規定により、送還先を次のとおり定めます。		
送 還 先		
出入国在留管理庁	入国者収容所長	
	出入国在留管理局	支局 出張所 主任審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十四号の三様式（第四十七条の三関係）

日本国政府法務省		番 号 年 月 日
上陸拒否期間短縮申請書		
法 務 大 臣 殿		
出入国管理及び難民認定法第52条第5項の規定に基づき、退去を強制されたことを理由として上陸を拒否される期間を1年とする旨の決定を申請します。		
1 氏 名	男 女	
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 国 籍・地 域		
4 自費出国許可年月日	年 月 日	
5 出国予定年月日	年 月 日	
申請の理由		
申 請 人	署 名	

別記第六十四号の四様式（第四十七条の三関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
通 知 書	
殿	
1 氏 名 _____	男 女
2 生 年 月 日 _____	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 居 住 地 _____	
<p>あなたからの出入国管理及び難民認定法第52条第5項の規定による上陸を拒否される期間を1年とする旨の決定の申請に対し、下記退去の期限までに同条第4項の規定による許可に基づいて自ら本邦を退去する場合に限り、退去後の本邦への上陸について、同法別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする場合を除き、退去を強制されたことを理由として上陸を拒否される期間を1年とすることを決定したので、通知します。</p>	
記	
退去の期限 _____	年 月 日
※	

備考 この通知書は、退去後の本邦への上陸許可申請の際に持参してください。
 (注) 1 空には決定を行った者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はA列5番とする。

別記第六十五号様式（第四十八条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
(表)	
特 別 放 免 許 可 書	
<p>出入国管理及び難民認定法第52条第10項の規定により放免します。</p>	
写 真	
1 氏 名 _____	男 女
2 生 年 月 日 _____	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 住 居 _____	
5 特別放免の条件：裏面に記載のとおり。	
出入国在留管理庁	入国者収容所長
出入国在留管理局主任審査官	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表)

特別放免の条件

- (1) 住 居

- (2) 行動範囲

- (3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。
- (4) その他

注 意

- ア 住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。
- イ 旅行等の理由により行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。
- ウ 上記の条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。
- エ 本許可書は常に携帯し、権限ある官憲に要求された場合には、提示しなければなりません。また、出頭の際は、本許可書を持参してください。

別記第六十五号の二様式（第四十八条の三関係）

別記第六十五号の二様式（第四十八条の三関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
旅券発給申請等命令書	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生年月日 _____	年 月 日 (歳)
3 国籍・地域 _____	
4 退去強制の理由 _____	
上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第52条第12項の規定に基づき、下記のとおり命じる。	
(1) 行うべき期間 _____	年 月 日 から 年 月 日まで
(2) 行うべき行為 _____	
出入国在留管理庁 _____	出入国在留管理局 _____
主任審査官 _____	印 _____
注 意	
ア 本書に記載された行為を期間内に行わないときは、処罰されることがあります。	
イ 本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行を受けてください。	
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。	

別記第六十五号の三様式（第四十八条の三関係）

日本国政府法務省		番 号 年 月 日
旅券発給申請等命令の期間延長通知書		
殿		
1 氏 名	_____	男 女
2 生年月日	_____年 月 日	(歳)
3 国籍・地域	_____	
4 退去強制の理由	_____	
<p>出入国管理及び難民認定法第52条第13項の規定により、あなたに対し 年 月 日 付け旅券発給申請等命令書により命じた行為を行うべき期間を延長したので、通知します。</p> <p>(1) 延長後の期間 _____年 月 日 から _____年 月 日まで</p> <p>(2) 延長前の期間 _____年 月 日 から _____年 月 日まで</p>		
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官		印
注 意		
<p>ア あなたに対し 年 月 日付け旅券発給申請等命令書により命じた行為を延長後 の期間内に行わないときは、処罰されることがあります。</p> <p>イ 本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行 を受けてください。</p>		
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。		

別記第六十六号様式（第四十九条関係）

日本国政府法務省		番 号 年 月 日
仮放免許可申請書		
出入国在留管理庁 入国者収容所長 殿		
出入国在留管理局 支局主任審査官 殿		
<p>出入国管理及び難民認定法第54条第1項の規定により、下記の者の仮放免の許可 を申請します。</p>		
1 氏 名	_____	男 女
2 生年月日	_____年 月 日	
3 国籍・地域	_____	
4 申請の理由	<input type="checkbox"/> 健康上の理由 <input type="checkbox"/> 人道上の理由 <input type="checkbox"/> その他これらに準ずる理由 理由の詳細 _____	
	(1) 申請人の氏名	男 女
	(2) 申請人の生年月日	_____年 月 日
	(3) 申請人の国籍・地域	_____
	(4) 申請人の住居地	_____
	(5) 本人との関係	_____
	申請人の署名	_____
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。		

（官用欄）

別記第六十七号様式（第四十九条関係）
（表）

日本国政府 法務省
<p>仮 放 免 許 可 書</p> 
仮放免許可番号 許 可 年 月 日 発 行 官 署
出入国在留管理庁

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

（裏）

出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により、 仮放免します。		写 真
1 氏 名	男 女	
2 生年月日		
3 国籍・地域		
..... 捺..... 印		

（注）※には、許可する者の職名を記入するものとする。

仮放免の条件
1 住 居
2 行動範囲
3 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。
4 その他
仮放免期間
期 間年.....月.....日から.....年.....月.....日午.....時まで
注意事項
ア 住居を要するときは行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ入国審査官又は主任審査官の承認を受けなければなりません。 イ 逃亡し、逃亡すると疑うに足る相当の理由があり、正当な理由がなくて呼出しに応ぜず、その他仮放免に付された条件に違反した場合には仮放免を取り消されることがあります。 ウ 仮放免に付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない場合には処罰されることがあります。 エ 本許可書は常に携帯し、権限ある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。また、出頭の際は、本許可書を持参してください。

別記第六十八号様式（第四十九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

仮放免不許可通知書

殿

1 氏 名 _____ 男 女 _____

2 生年月日 _____ 年 月 日 _____

3 国籍・地域 _____

年 月 日付け上記の者の仮放免許可申請については、下記の理由により仮放免許可をしないこととしたので、通知します。

不 許 可 理 由

出入国在留管理庁 入国者収容所長 _____

出入国在留管理局 支局 主任審査官 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十九号様式（第四十九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

仮放免期間延長許可申請書

出入国在留管理庁 入国者収容所長 殿 _____

出入国在留管理局 支局 主任審査官 殿 _____

出入国管理及び難民認定法第54条第5項の規定により、下記の者の仮放免の期間の延長を申請します。

1 氏 名 _____ 男 女 _____

2 生年月日 _____ 年 月 日 _____

3 国籍・地域 _____

4 申請の理由 _____

(1) 申請人の氏名 _____ 男 女 _____

(2) 申請人の生年月日 _____ 年 月 日 _____

(3) 申請人の国籍・地域 _____

(4) 申請人の住居地 _____

(5) 申請人との関係 _____

申請人の署名 _____

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第六十九号の二様式（第四十九条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
仮放免期間延長不許可通知書	
殿	
1 氏 名	男 女
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域	
年 月 日付け上記の者の仮放免許可申請については、下記の理由により仮放免期間の延長の許可をしないこととしたので、通知します。	
不 許 可 理 由	
出入国在留管理庁	入国者収容所長
	出入国在留管理局 支局 主任審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十号様式（第五十条関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
仮 放 免 取 消 書	
出入国管理及び難民認定法第55条第1項の規定に基づき、下記の理由により、仮放免を取り消す。	
1 氏 名	男 女
2 生 年 月 日	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域	
4 住 居 地	
取 消 理 由	
出入国在留管理庁	入国者収容所長
	出入国在留管理局 支局 主任審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十号の二様式（第五十条の二関係）

日本国政府法務省		番 号 年 月 日
退去の命令書		
1 氏 名	_____	男 女
2 生 年 月 日	_____年 _____月 _____日 (歳)	
3 国籍・地域	_____	
4 退去強制の理由	_____	
上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第55条の2の規定に基づき、下記の期間内に本邦からの退去を命じる。		
(1) 退去すべき期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで		
(2) 退去を命ずる理由 _____		
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官		印
注 意		
ア 本書に記載された期間内に本邦から退去しないときは、処罰されることがあります。 イ 本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行を受けてください。		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十一号様式（第五十条の二関係）

日本国政府法務省		番 号 年 月 日
退去の命令の期間延長通知書		
殿		
1 氏 名	_____	男 女
2 生 年 月 日	_____年 _____月 _____日 (歳)	
3 国籍・地域	_____	
4 退去強制の理由	_____	
出入国管理及び難民認定法第55条の2第4項の規定により、あなたに対し _____年 _____月 _____日付け退去の命令書により命じた本邦から退去すべき期間を延長したので、通知します。		
(1) 延長後の期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで		
(2) 延長前の期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで		
出入国在留管理庁 出入国在留管理局 主任審査官		印
注 意		
ア 本書に記載された延長後の期間内に本邦から退去しないときは、処罰されることがあります。 イ 本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行を受けてください。		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十一号の二様式(第五十条の五十関係)

(表)

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
<p>出 頭 確 認 書</p> <p>殿</p> <p>1 氏 名 _____ 男 女</p> <p>2 生年月日(年齢) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)</p> <p>3 国 籍 ・ 地 域 _____</p> <p>4 住 居 地 _____</p> <p>あなたが _____ 年 _____ 月 _____ 日午前/午後 _____ 時 _____ 分に に出頭したことを確認しました。 出国命令を受けようとする場合には、裏面に記載された注意事項を守ってください。</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁 出入国在留管理局</p> <p style="text-align: center;">官 職 _____</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

注 意			
ア 常に本状を携帯するとともに、本状を持参の上、下記の出頭日時及び出頭場所に出頭してください。 イ 下記の出頭日時及び出頭場所に正当な理由なく出頭しない場合には、出国命令を受けることはできません。 ウ 本状は本邦での在留を認めるものではなく、本状を所持していても不法滞在状態にあることに変わりはありません。 エ 本状を他人に譲渡・供与してはいけません。 オ 本状を破損・紛失した際は、出入国在留管理官署に届け出てください。			
次回以降出頭日時及び出頭場所			
第2回 出頭日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日午前/午後 _____ 時 _____ 分 出頭場所 _____	指示印	確認印	
第3回 出頭日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日午前/午後 _____ 時 _____ 分 出頭場所 _____	指示印	確認印	
第4回 出頭日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日午前/午後 _____ 時 _____ 分 出頭場所 _____	指示印	確認印	
第5回 出頭日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日午前/午後 _____ 時 _____ 分 出頭場所 _____	指示印	確認印	
備考			

別記第七十一号の二の様式（第五十条の五十一関係）

(表)

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

出国意思確認書

殿

男 女

1 氏 名 _____

2 生年月日 (年齢) _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)

3 国 籍 ・ 地 域 _____

4 住 居 地 _____

年 月 日 午前/午後 時 分にあなたが速やかに本邦から出国する意思がある旨を表明したことを確認しました。
 出国命令を受けようとする場合には、裏面に記載された注意事項を守ってください。

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

 官 職

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)

注 意

ア 常に本状を携帯するとともに、本状を持参の上、下記の出頭日時及び出頭場所に出頭してください。

イ 下記の出頭日時及び出頭場所に正当な理由なく出頭しない場合には、出国命令を受けることはできません。

ウ 本状は本邦での在留を認めるものではなく、本状を所持していても不法滞在状態にあることには変わりはありません。

エ 本状を他人に譲渡・供与してはいけません。

オ 本状を破損・紛失した際は、出入国在留管理官署に届け出てください。

次回以降出頭日時及び出頭場所

出頭日時 出頭場所	指示印	確認印
第2回 出頭日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前/午後 _____ 時 _____ 分 出頭場所 _____	□	□
第3回 出頭日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前/午後 _____ 時 _____ 分 出頭場所 _____	□	□
第4回 出頭日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前/午後 _____ 時 _____ 分 出頭場所 _____	□	□
第5回 出頭日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前/午後 _____ 時 _____ 分 出頭場所 _____	□	□
備考		

別記第七十一号の三様式（第五十条の五十三関係）

(表)		番 号 年 月 日
日本国政府法務省		
出 国 命 令 書		
1 氏 名	男 女	
2 生年月日（年齢）	年 月 日 （ 歳 ）	
3 国 籍		
4 住 居 地		
上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第55条の85の規定に基づき、下記により本邦外に出国を命じる。		
(1) 出国期限 年 月 日		
(2) 出国命令の理由 出入国管理及び難民認定法第24条の3各号に該当（同法第24条__号__に該当）		
(3) 出国命令の条件：裏面に記載のとおり。		
出入国在留管理庁	出入国在留管理局	
主任審査官		印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏)	
出 国 命 令 の 条 件	
(1) 住居	_____
(2) 行動範囲	_____ 及び _____ 港までの船路による通過経路
(3) 呼出しを受けたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。	
(4) 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動その他出国の手續に必要な活動以外の活動に従事することはできません。	
(5) その他	
注 意	
ア 住居及び出頭しようとする出入国地を変更するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。	
イ 上記の条件に違反したときは、本命令を取り消すことがあります。	
ウ 出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留した場合、出国命令を取り消されたにもかかわらず本邦に残留した場合は出国命令の条件に違反して逐次した場合には処罰されることがあります。	
エ この命令書は常に携帯し、提示を求められたときは、提示しなければなりません。	
オ 本邦を出国する場合には、出入国地においてこの命令書を入国審査官に提出しなければなりません。	
出 国 期 限 の 延 長	
延長期限	自 年 月 日 (日) 理 由 至 年 月 日
年 月 日	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
主任審査官	印
備 考	

別記第七十一号の四様式（第五十条の五十四関係）

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
出国期限延長申出書	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局 主任審査官 殿
<p>私は、下記の理由により、年 月 日付け出国命令書に記載された出国期限内に 出国することができませんので、出入国管理及び難民認定法第55条の87の規定により出国期限の 延長を申し出ます。</p>	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住居地	
出国期限内に出国することができない理由	
申出人	署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十一号の五様式（第五十条の五十五関係）

日本国政府法務省	番 号
年月日	
出国命令取消通知書	
殿	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 住居地	
<p>出入国管理及び難民認定法第55条の88の規定に基づき、あなたに対する出国 命令を下記の理由により取り消したので通知します。</p>	
理 由	
<p>ついては、あなたが所持する出国命令書を に返納しなければなりません。</p>	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局 主任審査官

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十三号の二様式（第五十四条の二関係）（平28法省令41・追加、平31法省令7・一部改正）

日本国政府法務省

自動化ゲート利用希望者登録申請書（日本人用）

出入国在留管理局長 殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり自動化ゲート利用希望者登録を申請します。

1 氏名（漢字） _____
 (ローマ字) _____

2 生年月日 _____年 _____月 _____日

3 性別 男・女

4 住所 _____

5 電話番号 _____

6 旅券
 番号 _____
 発行年月日 _____年 _____月 _____日
 有効期限 _____年 _____月 _____日

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人の署名/申請書作成年月日 _____年 _____月 _____日

別記第七十四号様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省

難民・補完的保護対象者認定申請書

法務大臣 殿

私は、
 ①難民認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の申請）
 ②補完的保護対象者認定申請（出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項の申請）
 を行うものとして、本申請書を提出します。
 ※上記のうち、どちらか一つにチェックをしてください。

①の申請をした場合には、難民の該当性及び補完的保護対象者の該当性について判断されます。
 ②の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみが判断され、難民の該当性については判断されません。

氏名		灰色	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	(年) _____ (月) _____ (日) _____		現在の職業	
国籍・地域（又は国籍所を有している国名）			出生地	
日本の住居地				
連絡先（電話番号）			<input type="checkbox"/> 日本人 <input type="checkbox"/> 日本人以外	本人以外の場合、連絡先氏名 _____
所持の有無	（ありの場合）番号 _____		所持の有無	（ありの場合）名称 _____
所持の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	その他の所持する身分証等 _____	所持の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
官 用 印				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

【注意事項】
 以下の注意事項をよく読んで質問に答えてください。
 読んだ注意事項には、チェック☑をしてください。
 この申請書には、あなたが主張したい事情を全て書いてください。
 回答に当たっては、該当する欄にチェック☑をし、記入部分には、具体的かつ詳細に書いてください。
 この申請書に事実を反することを記載したり、虚偽の資料を提出した場合は、審査上不利を被ることがあります。

家族構成		灰色			
氏名	生年月日	国籍・地域（又は常居所を有している国）	現在の居住地		
父	(YY/MM/DD)				
母					
きょうだい（兄・姉・弟・妹）（計 人）（注）7人以上は別紙を提出してください。					
氏名	生年月日	性別	国籍・地域（又は常居所を有している国）	現在の居住地	
①	(YY/MM/DD)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
②		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
③	灰色	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	灰色		
④		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
⑤		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
⑥		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
配偶者、子					
氏名	生年月日	性別	国籍・地域（又は常居所を有している国）	現在の居住地	
①	(YY/MM/DD)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
②		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
③	灰色	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	灰色		
④		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
⑤		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
⑥		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			

居住期間	居住地			
(YY/MM/DD) ~ (YY/MM/DD)				
～	灰色			
～				
～				
種別	学校名	所在地	修了状況	卒業・修了年月日
<input type="checkbox"/> 初等 <input type="checkbox"/> 中等 <input type="checkbox"/> 高等 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 中退	(YY/MM/DD)
～				
～				
期間（年月日）	会社等名	所在地	役職、業務内容	
(YY/MM/DD) (YY/MM/DD)				
～			灰色	
～				
出入国歴の有無	日本へ入国した日	日本から出た日	来日理由	
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	(YY/MM/DD)	(YY/MM/DD)		
～			灰色	
～				
渡航歴の有無	渡航先（国名）	渡航期間	渡航理由	
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	(YY/MM/DD)	(YY/MM/DD)		
～			灰色	
～				
民族・部族		宗教	信条	
使用言語	読むこと	話すこと	書くこと	
母語	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
～	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
～	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
～	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
～	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
～	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	

1 あなたが本国に帰国した場合、誰から、どのようなことをされるおそれがありますか。

(1) 誰から

国家機関 (名称等))

上記以外 (名称等))

(2) どのようなことをされるおそれがありますか。(具体的に書いてください。)

(3) そのおそれを感じたのはいつからですか。

2 上記1のおそれがある理由は次のどれですか。

次のうち該当する理由がない場合やこれ以外にも理由がある場合には、(理由)の欄に書いてください。

(注) 帰国後帰国後認定申請(出入国管理及び難民認定法第1条の2第2項の申請)をした方は、(理由)の欄で記載してください。(口)にチェックを付ける必要はありません。

人種 宗教 国籍 特定の社会的集団の構成員であること

政治的意見

(理由)

3 上記1のおそれがあると考える根拠となる全ての事実を書いてください。

(注1) 記載に当たっては、誰が、いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのか、なぜそのようなことをされたのか(理由)がわかるように、具体的に書いてください。

(注2) 特に、身体の拘束や暴力を受けたことがある場合や、逮捕されたことがある場合には、それらについても具体的に書いてください。

(注3) この欄が足りない場合には、次のページの継続用紙に書いてください。

次のページに続く 次のページは使用しない

4

(3の継続用紙)

(3の継続用紙)

5

4 上記2の理由により、あなたの家族の身に何かが起こったことはありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、全ての事情について、具体的に書いてください。

氏名	経路	時期・期間 (Y/M/D)	場所	誰から	どのような行為を受けたか
灰色					

5 あなたは今回の難民・補完的保護対象者認定申請に関連するものとして、何らかの組織(日本国内を含む。)に属したり、支援(支援)したりしていませんか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

期 間 (Y/M/D)	組織名	役 職	活動内容
灰色			

6 あなたは今回の難民・補完的保護対象者認定申請に関連するものとして、政治的意見を表明したり、行動をとったことがありますか。(来日後にとった行動を含む。)

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

7

(1) あなたは、これまでに、逮捕状を発行され、又は手配をされたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

年月日 (Y/M/D)	機関名	罪 状	逮捕状の発行又は手配の事実を取った経緯
灰色			

6

(2) あなたは、これまでに、逮捕や起訴をされたことがありますか。

はい いいえ

(3) あなたは、これまでに、有罪判決を受けたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、その有罪判決の結果を具体的に書いてください。

年月日 (Y/M/D)	裁判官名	罪 名	判決内容
灰色			

8 あなたは、これまでに日本以外の国や国連の機関 (UNHCR) 等に保護を求めたことがありますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

国・国連機関名	手続内容	結 果
灰色		

9 あなたは、上記1から8までに記載した内容を裏付ける資料を提出することができますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、具体的に書いてください。

資料名	内 容	提出理由	提出予定時期
灰色			

7

10 あなたが本頁から脱出した日から日本に上陸するまでの経緯について具体的に書いてください。
 複数の国を経由した場合は、全て書いてください。

年月日 (YY/MM/DD)	出国港 (出発地)	年月日 (YY/MM/DD)	入国港 (到着地)

(1) 今回の日本への入国について該当するものにチェックをしてください。
 直行 第三国経由 → (2) を回答してください。

(2) 第三国経由の場合は、該当するものにチェックをしてください。
 乗換え 滞在

11 現在の健康状態はどうか。
 良好 不良
 (1) 具体的な病名・症状を記載してください。
 (2) 通院や医師による治療を受けていますか。
 はい いいえ

12 難民審査官がインタビューする場合、通知は必要ですか。
 はい → (1) 及び (2) を回答してください。
 いいえ → (2) を回答してください。
 (1) 通知は何語を希望しますか。
 _____ 語
 (2) インタビューに関して希望する事項があれば、理由とともに書いてください。
 (例：難民審査官や通関人の性別、通関人の国籍)

記載した内容に誤りがない場合は、以下にチェックをしてください。
 申請書に記載した内容はすべて理解しており、誤りはありません。

本件申請書を代理人 (注) が記載した場合には、以下の項目について記載してください。
 (注) 外国人が16歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら出願できないときは、当該申請者の父、母、配偶者、子、又は親族が申請者に代わって申請することができます。
 (記載・作成した人の氏名)
 (申請者との関係)

申請者 (代理人) の署名 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別記第七十四号の二様式 (第五十五条関係)

別記第七十四号の二様式 (第五十五条関係)

日本国政府法務省

難民・補完的保護対象者認定申請書 (再申請用)

法務大臣 殿

私は、
 ①難民認定申請 (出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の申請)
 ②補完的保護対象者認定申請 (出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項の申請)

を行うものとして、本申請書を提出します。
 ※上記のうち、どちらか一つにチェックをしてください。
 ①の申請をした場合には、難民の該当性及び補完的保護対象者の該当性について判断されます。
 ②の申請をした場合には、補完的保護対象者の該当性のみが判断され、難民の該当性については判断されません。

氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日 (年) (月) (日)	現在の職業	
国籍・地域 (又は常居所を有していた国名)	出生地	
居住地		
連絡先 (電話番号)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (本人以外の場合は) 連絡先氏名	
所持の有無 (ありの場合) 番号	所持の有無 (ありの場合) 名称	
預金 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	その他の所持する身分証等 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	官 用 欄	

(注) 用紙の大きさは、日本企業規格A4 4番とする。

【注意事項】
以下の注意事項をよく読んで上で質問に答えてください。
読んだ注意事項には、チェック☑をしてください。

この申請書には、あなたが主張したい事情を全て書いてください。

回答に当たっては、該当する欄にチェック☑をし、記入部分には、具体的かつ詳細に書いてください。

この申請書に事実を反することを記載したり、虚偽の資料を提出した場合は、審査上不利を被ることがあります。

在留資格を有していない方による3回目以降の申請については、「難民の認定又は補充的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料」が提出されない限り、送還は停止されません。申請書のみ提出した場合も上記資料に該当するか否かの判断は行いますが、その他に特に提出すべきと考える資料等がある場合は、申請書と共に提出してください。

1 前回の難民・補充的保護対象者認定申請後、国籍、家族構成、来日前の居住歴、来日前の最終学歴、来日前の職歴、日本の出入国歴、海外渡航歴及び宗教（宗派）に変更はありますか。

いいえ
 はい

→変更事項はどれですか。

国籍 家族構成 来日前の居住歴 来日前の最終学歴
 来日前の職歴 日本の出入国歴 海外渡航歴 宗教（宗派）

→変更内容を具体的に書いてください。

2 前回主張した迫害事情について、今回も引き続き主張しますか。

はい
 いいえ

→「いいえ」と答えた場合は、その理由を具体的に書いてください。

2

3 今回は、新たに主張する迫害事情がありますか。

ない → 4以降の質問に答えてください。
 ある

(1) 「新たな迫害事情」は、前回主張した迫害事情と関連するものですか。

いいえ
 はい

(2) 「新たな迫害事情」が発生した時期は、いつですか。算用数字により西暦で書いてください。

(3) 「新たな迫害事情」をあなたが知った時期は、いつですか。算用数字により西暦で書いてください。

(4) 「新たな迫害事情」が発生した場所は、どこですか。

(5) 「新たな迫害事情」を前回の手続で主張できなかったのはなぜですか。

(6) 「新たな迫害事情」の内容を具体的に答えてください。

ア 迫害を受けたのは誰ですか。	イ 誰から迫害を受けましたか。
<input type="checkbox"/> あなた自身	<input type="checkbox"/> 前回申請と同様
<input type="checkbox"/> あなたの家族・親族	<input type="checkbox"/> 上記以外（具体的に書いてください。）
<input type="checkbox"/> 上記以外（具体的に書いてください。）	

ウ どのような迫害を受けたのですか。

3

エ 迫害を受けたのは、なぜですか。

前回申請で主張した理由と同様

上記以外（具体的に書いてください。）

オ 迫害と関係する本国情勢に大きな変化があった場合、それを具体的に書いてください。

(7) あなたが本国に帰国した場合、誰から、どのようなことをされるおそれがありますか。

前回申請と同様

上記以外（以下に具体的に書いてください。）

ア 誰から

国家機関（名称等）

上記以外（名称等）

イ どのようなことをされるおそれがありますか。

4 今回、新たに提出する資料がありますか。

ない

ある

→「ある」と答えた場合は、その資料の内容を具体的に書いてください。

資料名	内 容	前回までに提出できなかった理由	提出予定時期
灰色			

5 現在の健康状態はどうか。

良好 不良

(1) 具体的な病名・症状を記載してください。

(2) 通院や医師による治療を受けていますか。

はい いいえ

6 難民調査官のインタビューを希望しますか。

はい いいえ

「はい」と答えた場合は、難民調査官がインタビューする際に通訳は必要ですか。

はい → (1) 及び (2) を回答してください。

いいえ → (2) を回答してください。

(1) 通訳は何語を希望しますか。

_____ 語

(2) その他インタビューに関して希望する事項があれば、理由とともに書いてください。
(例：難民調査官や通訳人の性別、通訳人の国籍)

記載した内容に誤りがない場合には、以下にチェックをしてください。

申請書に記載した内容はすべて理解しており、誤りはありません。

本件申請書を代理人（注）が記載した場合には、以下の項目について記載してください。
(注) 外国人が6歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら出頭できないときは、当該申請者の父、母、配偶者、子、又は親族が申請者に代わって申請することができます。

(記載・作成した人の氏名)
(申請者との関係)

申請者（代理人）の署名 _____ 年 月 日

別記第七十五号様式（第五十五条関係）

(表)

日本国政府法務省	番 号
難 民 認 定 証 明 書	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
<p>出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の規定に基づき難民と認定します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">_____ 密 _____</p>	

(注) 1 密には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

写
真

注 意

難民の認定を取り消されたときは、本証明書を速やかに返納しなければなりません。

別記第七十六号様式（第五十五条関係）

日本国政府法務省	番 号
通 知 書	
殿	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 難 民 認 定 申 請 番 号 _____	
<p>年 月 日付けあなたからの難民認定の申請については、下記の理由により をしないこととしたので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p>	
<p>上記の処分不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣 に対し審査請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">_____ 密 _____</p>	

備考 3回目以降の申請者については申請中であっても送還が停止されないこととなりますが、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料が提出された場合には送還が停止されます。

(注) 1 密には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の二様式 (第五十五条関係)

(表)

日本国政府法務省	番 号
補完的保護対象者認定証明書	
1 氏 名 _____	男 女
2 生 年 月 日 _____	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
出入国管理及び難民認定法第61条の2第 項の規定に基づき補完的保護対象者と認定します。	
年 月 日 _____ 迄	

(注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

写
真

注 意

補完的保護対象者の認定を取り消されたときは、本証明書を速やかに返納しなければなりません。

別記第七十六号の二の二様式 (第五十五条関係)

日本国政府法務省	番 号
通 知 書	
般	
1 氏 名 _____	男 女
2 生 年 月 日 _____	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 補完的保護対象者認定申請番号 _____	
年 月 日付けあなたからの補完的保護対象者認定の申請については、下記の理由により補完的保護対象者の認定をしないこととしたので、通知します。	
理 由	
上記の処分不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対し審査請求をすることができます。	
年 月 日 _____ ※	

備考 3回目以降の申請者については申請中であっても送還が停止されないこととなりますが、難民等の認定を行うべき相当の理由がある資料が提出された場合には送還が停止されます。
 (注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の三様式（第五十六条関係）

日本国政府法務省		番 号
		年月日

取 消 通 知 書

殿

1 氏 名 _____ 男 女

2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 国 籍 ・ 地 域 _____

出入国管理及び難民認定法第61条の2の2第4項の規定により、
年 月 日付けのあなたに対する下記の許可を取り消したの
で、通知します。

記

※

(注) 1 ※には許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の四様式（第五十六条の二関係）
(表)

<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>ア 住居を変更するときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。</p> <p>イ 行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ承認を受けなければなりません。</p> <p>ウ 本許可書は常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合には、これを提示しなければなりません。</p> <p>エ 仮滞在期間の更新申請は、同許可期限の10日前から受け付けます。</p> <p>オ 仮滞在の条件に違反したときは、仮滞在許可を取り消すことがあります。</p> <p>カ 報酬を受ける活動の許可を受けている場合は、同許可に付された条件に違反したときなどには、同許可を取り消すことがあります。</p> <p>キ 報酬を受ける活動の内容（勤務先や報酬額等）や生計（同居者の人数・家賃額等）に変動の予定がある場合には、あらかじめ地方出入国在留管理局に連絡しなければなりません。</p> <p>ク 出頭の際は、本許可書を持参してください。</p>	<p style="text-align: center;">日本国政府法務省</p> <p style="text-align: center;">仮 滞 在 許 可 書</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>番 号 _____</p> <p>発 行 年 月 日 _____</p> <p style="text-align: center;">出 入 国 在 留 管 理 庁</p>
--	---

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(裏)

殿

出入国管理及び難民認定法第61条の2の4の規定により、
仮滞在を許可します。

1 氏 名 男 女

2 生年月日

3 国籍・地域

4 仮滞在期間 (許可期限 年 月 日)

写真

※

(注) ※には許可する者の職名を記入するものとする。

仮滞在の条件

1 住 居

2 行動範囲

3 報酬を必要とする活動の許可の有無及び条件 有 (許可番号: 号・許可年月日:) 無

(1) 勤務先の名称及び所在地
名称

所在地

(2) 活動の内容

(3) 活動の期間

(4) 報酬額の上限 (月額)

4 出頭の実績があった場合には、指定した日時、場所に出頭してください。

実 行 可 能	年月日				
	出頭の実績 (許可期間)				
許可者印					

別記第七十六号の五様式 (第五十六条の二関係) (平17法省令第10号、追加、平23法省令43号、平25法省令10号、一部改正)

番 号
年月日

日本国政府法務省

呼 出 状

殿

1 氏 名 男 女

2 生年月日 年 月 日

3 国籍・地域

4 住 居 地

出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第3項の規定により、下記のとおりあなたの出頭を求めます。出頭の際は本状を持参してください。

(1) 出頭を求める年月日時及び場所

(2) 出頭を求める理由

※

(注) 1 ※には呼出しを行う者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

別記第七十六号の五様式 (第五十六条の二関係)

別記第七十六号の六様式（第五十六条の二関係）

日本国政府法務省					番 号 年月日	
仮 滞 在 期 間 更 新 申 請 書						
法 務 大 臣 殿						
氏 名					別名・通称名等	
	男 女					
生年月日	(年)	(月)	(日)	難民（補完的保護対象者） 認定申請番号		
国籍・地域（又は常居所を有していた国名）			出生地			
住居地						
	方			電話番号		
	番号	発行・更新年月日	有効期限	発行機関	発行・更新理由	
続券						
以上の記載内容は、事実と相違ありません。						
申請人（代理人）の署名 _____ 年 月 日						
官 用 欄						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の六の二様式（第五十六条の三関係）

日本国政府法務省					番 号 年月日	
決 定 書						
1 氏 名					男 女	
2 生 年 月 日	年	月	日			
3 国 籍 ・ 地 域						
4 難 民 （補完的保護対象者）認定申請番号						
上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第61条の2の5第1項の規定により、次のとおり決定する。						
決 定 内 容						
理 由						
※						

(注) 1 ※には決定を行った者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の七様式（第五十六条の四関係）

	番 号
日本国政府法務省	年 月 日
仮滞在許可取消通知書	
殿	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生 年 月 日 _____	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 仮滞在許可番号 _____	
<p>出入国管理及び難民認定法第61条の2の6の規定により、年 月 日付けのあなたに対する仮滞在の許可は、下記の理由により 取り消したので、通知します。 あなたの所持する仮滞在許可書を速やかに返納しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p style="text-align: center;">※</p>	

(注) 1 ※には仮滞在許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の八様式（第五十六条の五関係）

	番 号
日本国政府法務省	
報酬を受ける活動許可申請書（仮滞在）	
_____ 出入国在留管理局長 殿	
<p>出入国管理及び難民認定法第61条の2の7第2項の規定により、次のとおり報酬を受ける活動の 許可を申請します。</p>	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生 年 月 日 _____	年 月 日
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 活動の内容(労働条件を明示する書類を添付すること。)	
(1) 勤務先の名称 _____	
(2) 勤務先の所在地 _____	
(3) 勤務先の電話番号 _____	
(4) 職 務 の 内 容 _____	
(5) 報 酬 額 (月 額) _____	
5 日本で同居している者	
<input type="checkbox"/> 有(「有」の場合は、以下の欄に記入してください。足りない場合は別紙を提出すること。) <input type="checkbox"/> 無	
(1) ① 続 柄 _____ ② 氏 名 _____	
③ 生 年 月 日 _____ 年 月 日 ④ 国 籍 ・ 地 域 _____	
⑤ 職 業 _____	
官 用 欄	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(2) ① 続 柄 _____ ② 氏名 _____
 ③ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ④ 国籍・地域 _____
 ⑤ 職 業 _____

(3) ① 続 柄 _____ ② 氏名 _____
 ③ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ④ 国籍・地域 _____
 ⑤ 職 業 _____

(4) ① 続 柄 _____ ② 氏名 _____
 ③ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ④ 国籍・地域 _____
 ⑤ 職 業 _____

6 住居の賃貸借契約の締結の有無
 有(「有」の場合は、以下①～③の欄に記入し、賃貸借契約書の写しを添付すること。)
 無
 (1) 賃貸人の氏名(法人や団体の場合はその名称) _____
 (2) 賃 借 料 期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
 (3) 賃 料 _____

7 現在の所持金(預金額を含む。)
 (1) 日 本 円 _____ 円
 (2) 日本円以外の外国通貨 _____

8 各種機関・団体・個人からの金銭援助の有無
 有(「有」の場合は、以下①～②の欄に記入し、援助額等が確認できる資料を提出すること。)
 無
 (1) 氏 名 ・ 名 称 _____
 (2) 援 助 の 内 容 _____

9 申請の理由 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別記第七十六号の九様式(第五十六条の五関係)

別記第七十六号の九様式(第五十六条の五関係)

日本国政府法務省	番 号 年月日
報酬を受ける活動許可取消通知書(仮滞在)	
殿	
1 氏 名 _____	男 女 _____
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
出入国管理及び難民認定法第61条の2の7第4項の規定に基づき、 年 _____ 月 _____ 日付けあなたに対する報酬を受ける活動の許可(許可番号: _____)を下記の理由により取り消したので、通知します。	
理 由	
※ _____	

備考 この通知を受け次第速やかに仮滞在許可書を携行して 出入国在留管理局に出頭してください。
 (注) 1 ※には報酬を受ける活動の許可を取り消した者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十六号の様式（第五十六条の六関係）

報酬を受ける活動の状況に関する届出書（仮滞在）

地方出入国在留管理局長 殿

出入国管理及び難民認定法第61条の2の8の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出人

届出人の氏名 _____ 男 女
 生年月日 _____
 国籍・地域 _____
 住居地 _____
 報酬を受ける活動の許可番号 _____

② 報酬を受ける活動の状況(許可時以降(2回目以降の届出の場合は、前回の届出時以降)に得た報酬について、1か月ごとの給与や労働時間、源泉徴収額が記載された給与明細等の写しを添付すること。)

勤務先 _____
 勤務先の所在地 _____
 勤務先の電話番号 _____
 職務の内容 _____
 報酬を受ける活動の期間 _____
 報酬額(月額) _____
 許可された活動の変更の有無 有・無 _____
 変更内容 _____

③ 生計の変動の有無

報酬を受ける活動の許可申請時に提出した自らの生計についての変動の有無 有・無 _____
 変動の内容 _____

④ その他参考となるべき事情

以上の記載内容は事実と相違ありません。

届出人(代理人)の署名/届出年月日

_____ 年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、届出人が変更箇所を訂正し、署名すること。

別記第七十七号様式（第五十七条関係）

日本国政府法務省	番号
難民認定取消通知書	
殿	
1 氏名 _____	男 女
2 生年月日 _____	年 月 日
3 国籍・地域 _____	
4 難民認定番号 _____	
出入国管理及び難民認定法第61条の2の10第1項の規定により、_____年 月 日付けあなたに対する難民の認定は、下記の理由により取り消したので、通知します。 あなたの所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を速やかに返納しなければなりません。	
理 由	
_____ _____	
上記の処分不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対し審査請求をすることができます。 _____ 年 月 日	
※	

(注) 1 ※には難民の認定を取り消す者の職名を記入するものとする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十七号の二様式（第五十七条関係）

日本国政府法務省	番号
補充的保護対象者認定取消通知書	
殿	
1 氏名	_____ 男 _____ 女
2 生年月日	_____年 _____月 _____日
3 国籍・地域	_____
4 補充的保護対象者認定番号	_____
<p>出入国管理及び難民認定法第61条の2の10第2項の規定により、_____年 _____月 _____日付けあなたに対する補充的保護対象者の認定は、下記の理由により取り消したので、通知します。</p> <p>あなたの所持する補充的保護対象者認定証明書を速やかに返納しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>上記の処分に不服があるときは、この通知を受けた日から7日以内に、法務大臣に対し審査請求をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">年 _____月 _____日</p> <p style="text-align: center;">※</p>	

(注) 1 ※には補充的保護対象者の認定を取り消す者の職名を記入するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十八号様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省	番 号
_____年 _____月 _____日	
審 査 請 求 書	
法務大臣 殿	
_____年 _____月 _____日付け	<input type="checkbox"/> 難民及び補充的保護対象者の認定をしない処分 <input type="checkbox"/> 難民の認定をしない処分 <input type="checkbox"/> 難民の認定の取消し <input type="checkbox"/> 補充的保護対象者の認定をしない処分 <input type="checkbox"/> 補充的保護対象者の認定の取消し
<p>に対し不服があるので、出入国管理及び難民認定法第61条の2の12の規定により、下記のとおり審査請求をします。</p>	
1 氏名	_____ 男 _____ 女
2 生年月日	_____年 _____月 _____日
3 国籍・地域	_____
4 住 居 地	_____
不服の理由	

審査請求人（代理人）の署名 _____	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十八号の様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省	番 号 _____
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
<h3>審 査 請 求 書</h3>	
法 務 大 臣 殿	
_____ 年 _____ 月 _____ 日付け	
<input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法第61条の2第1項の規定による難民認定 <input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項の規定による補充的保護対象者認定の申請について、いまだに何らの処分がないので、同法第61条の2の12の規定により、下記のとおり審査請求をします。	
1 氏 名 _____	男 女
2 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3 国 籍 ・ 地 域 _____	
4 住 居 地 _____	
審査請求人（代理人）の署名 _____	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十九号様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省	番 号 _____ 年 月 日
<h3>通 知 書</h3>	
殿	
_____ 年 _____ 月 _____ 日付け	
_____ からの	
に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の12第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第30条第1項の規定に基づき、審査請求人が申述書を提出すべき期間を	
_____ 年 _____ 月 _____ 日 まで	
と定めたので、通知します。	
なお、上記の期間内に申述書が提出されない場合、出入国管理及び難民認定法第61条の2の12第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第41条第2項第1号の規定により、審理手続を終結させることがあります。	
難 民 審 査 参 与 員	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十九号の二様式（第五十八条の五関係）（平28法省令10・令改、令元法省令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

通 知 書

殿

年 月 日付け からの
に対する審査請求について、

行政不服審査法第30条第2項の規定に基づき、 が
意見書を提出すべき期間を
年 月 日 まで

行政不服審査法第32条第3項の規定に基づき、 が
証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき期間を
年 月 日 まで

と定めたので、通知します。

難 民 審 査 参 与 員

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十九号の三様式（第五十八条の五関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
----------	--------------

口 頭 意 見 陳 述 不 実 施 通 知 書

殿

年 月 日付け からの
に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第
61条の2の12第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第1項た
だし書の規定に基づき、下記の理由により、口頭意見陳述を実施しないこととしたので、
通知します。

理 由

() により
意見を述べる機会を与えることが困難と認められる

申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であつ
ても、何らの難民又は補完的保護対象者となる事由を包含していない

その他 ()

難 民 審 査 参 与 員

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十九号の四様式（第五十八条の五関係）

日本国政府法務省	番 号 年 月 日
口頭意見陳述実施通知書	
殿	
年 月 日付け	
からの	
に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の2の12第6項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第2項の規定に基づき、	
からの申立てにより、	
下記のとおり、口頭意見陳述を実施することとしたので、通知します。	
なお、申立人が正当な理由なく口頭意見陳述に出頭しない場合、行政不服審査法第41条第2項第2号の規定により、審査手続を終結させることがあります。	
口頭意見陳述の実施期日等	
期 日 _____ 年 月 日 時 分 _____	
場 所 _____	
口頭意見陳述を行う者 _____	
難 民 審 査 参 与 員	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第七十九号の五様式（第五十八条の八関係）（令和元年法務省令第8号、法務省令第100号の一部改正）	
日本国政府法務省	番 号
口頭意見陳述実施通知書	
殿	
審査請求人 名 _____ 男 女 _____	
生 年 月 日 _____ 年 月 日 _____	
国 籍 ・ 地 域 _____	
審査請求番号 _____	
上記の者からの	
審査請求について、次のとおり裁決する。	
主 文	
審査の問題、審理関係人の主張の要旨及び理由は、別紙のとおり。	
年 月 日 法 務 大 臣	
別 紙	
1 審査の問題 2 審理関係人の主張の要旨 3 理由	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十号様式（第五十九条関係）（平17法省令8、令改、平23法省令43、平31法省令7、令元法省令10、一部改正）

日本国政府法務省					番 号 年月日	
難民旅行証明書交付申請書 出入国在留管理庁長官 殿						
氏 名						男 女
国籍・地域	生年月日	年	月	日	職業	
住 居 地	電話番号 携帯電話番号					
	番 号	発行年月日	有効期限	発行機関		
難民認定証明書	/					
在留カード/ 特別永住者証明書	/					
現に有する在留資格	在留期間満了日					
渡航先国名						
旅行目的						
出発予定年月日	入国予定年月日					
以上の記載事項は、事実と相違ありません。						
申請者(代理人)の署名 _____ 年 月 日						

官 用 欄

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

別記第八十一号様式（第五十九条関係）

1 この証明書は、名義人に対し、旅券の代わりとなる旅行証明書を与えることを目的として発給する。この証明書は、名義人の国籍を証明するものではなく、また、その国籍に何ら影響を及ぼすものでもない。

2 名義人は、この証明書の有効期間内に日本国に戻ることを認められる。ただし、3ページにおいて、別途定めがある場合は、この限りでない。

3 この証明書は、全ての国について有効である。ただし、3ページにおいて、別途定めがある場合は、この限りでない。

（表紙裏面）

難民旅行証明書

（1951年7月28日の条約）



日本国
出入国在留管理庁

（表紙）

（第一枚目裏）

難民旅行証明書		発行国	難民旅行証明番号
姓	名	出生地	発行機関
国籍・地域	性別	出生日	名義人自筆
生年月日	発行年月日	有効期間満了日	
（カギカッコ内参照）			

4 名義人がこの証明書の発給国以外の国に居住するに至った場合において新たに旅行することを希望するときは、名義人は、居住国の権限のある機関に対し、新たな旅行証明書の発給を申請しなければならない。

日本国
出入国在留管理庁長官

（第一枚目表）

有効期間の延長

1 有効期間満了日

延長措置を許可した日

この証明書の有効期間を
延長する機関の署名及び
スタンプ

2 有効期間満了日

延長措置を許可した日

この証明書の有効期間を
延長する機関の署名及び
スタンプ

4

(第二枚目裏)

郵 附

3

(第二枚目表)

査 証

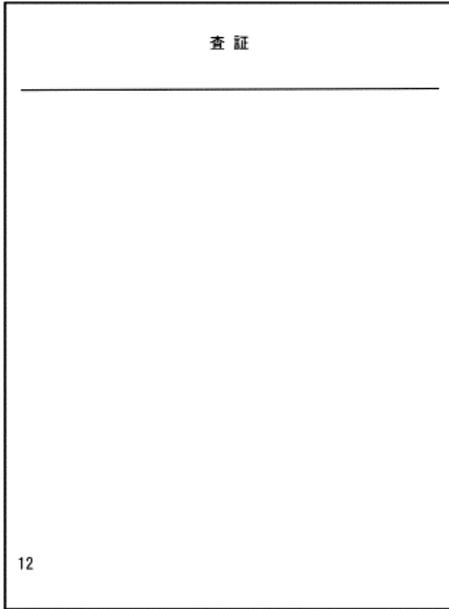
6

(第三枚目裏)

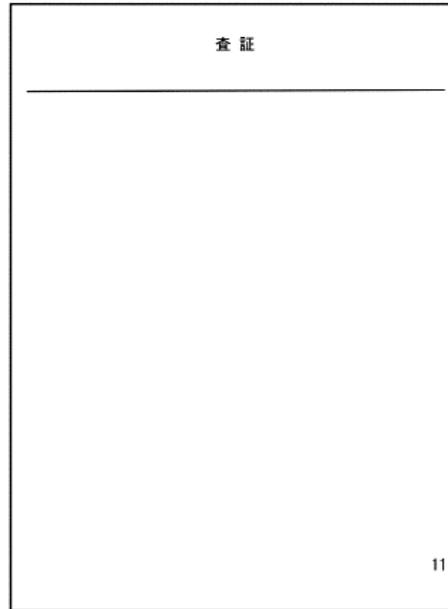
査 証

5

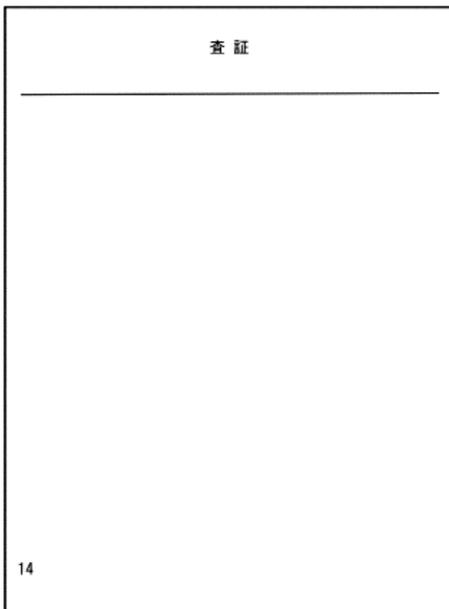
(第三枚目表)



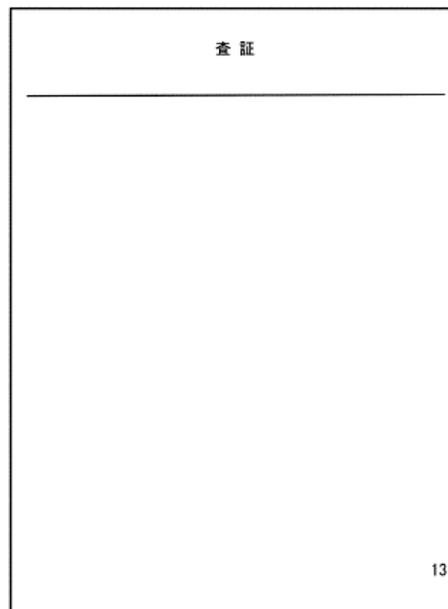
(第六枚目裏)



(第六枚目表)



(第七枚目裏)



(第七枚目表)

査証

16

(第八枚目裏)

査証

15

(第八枚目表)

査証

18

(第九枚目裏)

査証

17

(第九枚目表)

査証

20

(第十枚目裏)

査証

19

(第十枚目表)

査証

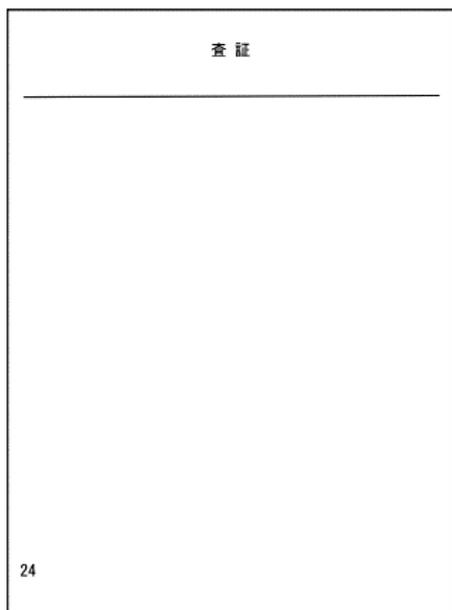
22

(第十一枚目裏)

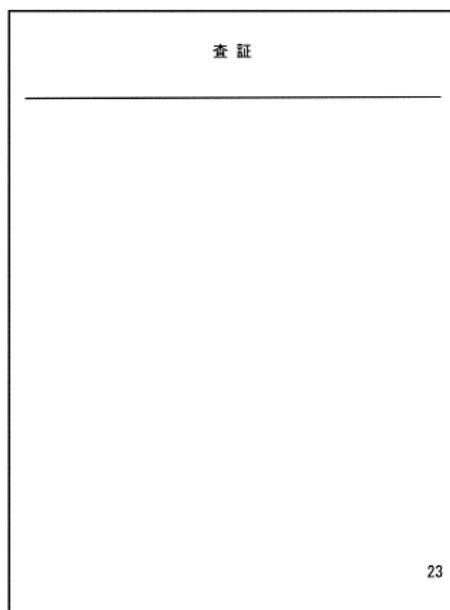
査証

21

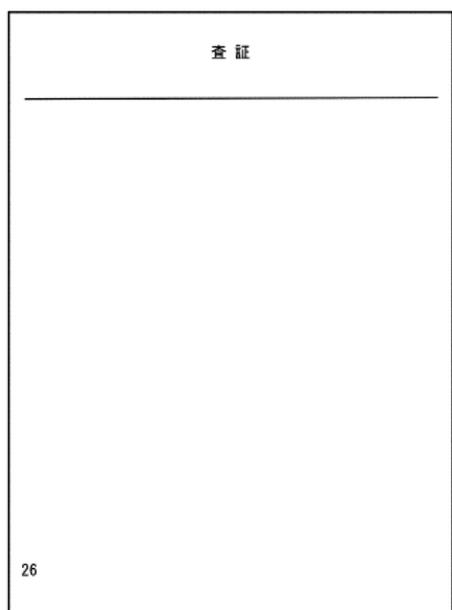
(第十一枚目表)



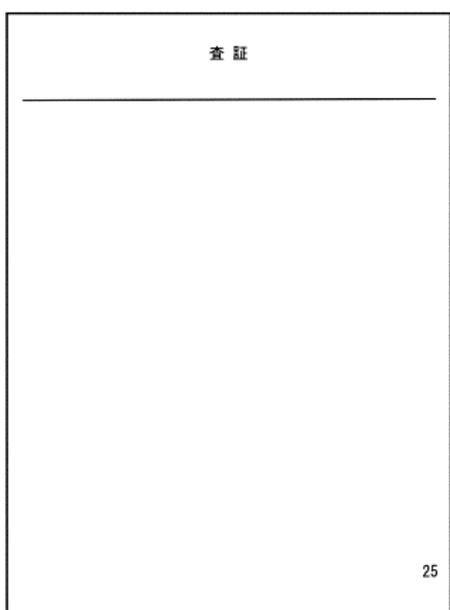
(第十二枚目裏)



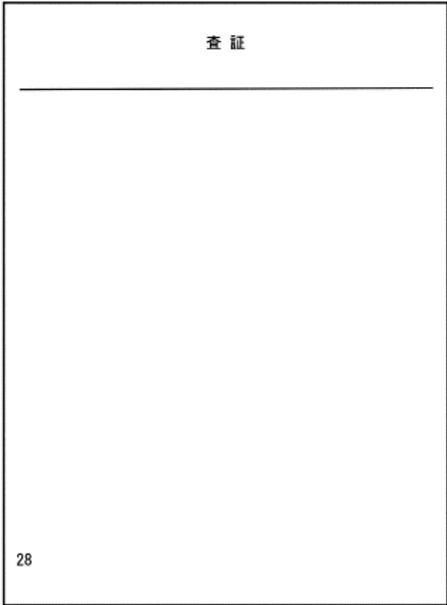
(第十二枚目表)



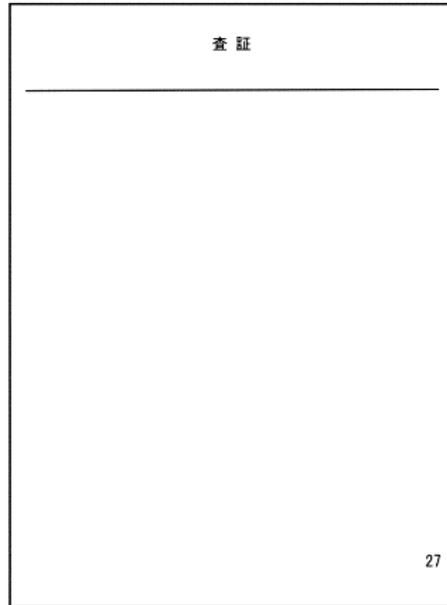
(第十三枚目裏)



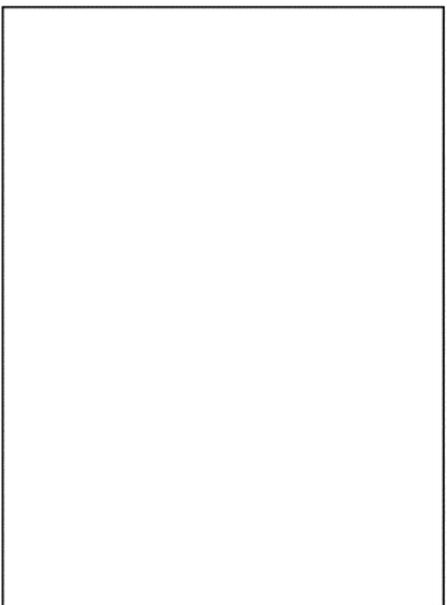
(第十三枚目表)



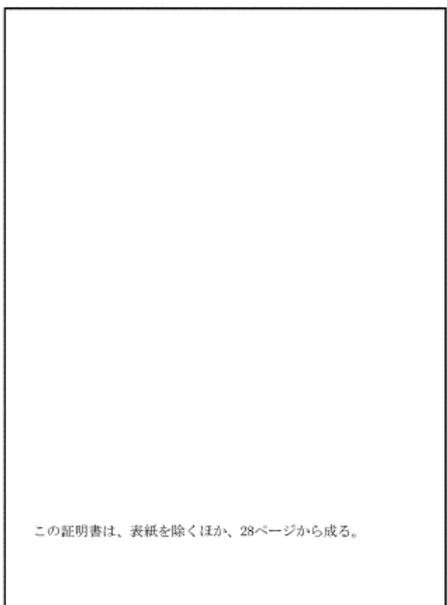
(第十四枚目裏)



(第十四枚目表)



(裏表紙)



(裏表紙裏面)

別記第八十二号様式（第五十九条関係）（平17法省令第10号、平23法省令第4号、平31法省令第7号、令元法省令10号一部改正）

日本国政府法務省		番 号 年月日	
難民旅行証明書有効期間延長申請書 出入国在留管理庁長官 殿 (在 經由)			
氏 名	男 女		
国籍・地域	生年月日	年	月 日 職業
本邦における 主たる住居の 所在地	電 話 番 号 方		
難民認定証明書 在留カード/ 特別永住者証明書	番 号	発行年月日	有効期限 発行機関
出 国 年 月 日		出 国 港	
現に有する在 留資格		在留期間満了日	
延長を必要とする理由及び期間			
日本への入国予定日			
以上の記載事項は、事実と相違ありません。 申請者（代理人）の署名 _____ 年 月 日			
官 用 欄			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十三号様式（第五十九条関係）

日本国政府法務省	番 号
難民旅行証明書返納命令書	
殿	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 難民旅行証明書番号	
<p>出入国管理及び難民認定法第61条の2の15第8項の規定により、あなたの所持する難民旅行証明書を 年 月 日までに返納することを命じます。 指定された期限までに返納しない場合は、出入国管理及び難民認定法第72条第11号の規定により処罰されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">返納を命じる理由</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理庁長官</p>	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十三号の二様式（第六十一条関係）（平31進審令7・追加、令元進審令10・一部改正）

日本国政府法務省	番 号				
年 月 日					
手 数 料 納 付 書					
出入国在留管理庁長官 殿 (収入印紙貼付欄)					
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>					
金 _____ 円也 (¥ _____)					
出入国管理及び難民認定法第10条の23第3項の規定により、					
上記金額を <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">1</td> <td style="padding-left: 5px;">登録支援機関の登録申請</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2</td> <td style="padding-left: 5px;">登録支援機関の登録更新申請</td> </tr> </table> 手数料として納付いたします。		1	登録支援機関の登録申請	2	登録支援機関の登録更新申請
1	登録支援機関の登録申請				
2	登録支援機関の登録更新申請				
納付者名 _____					
記 名					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十四号様式（第六十一条関係）

日本国政府法務省	番 号																		
年 月 日																			
手 数 料 納 付 書																			
法 務 大 臣 出入国在留管理庁長官 殿	<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 紙 </div>																		
金 _____ 円也 (¥ _____)																			
出入国管理及び難民認定法第67条、第67条の2又は第68条の規定により、																			
上記金額を <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">1</td> <td style="padding-left: 5px;">在留資格の変更許可</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2</td> <td style="padding-left: 5px;">在留期間の更新許可</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">3</td> <td style="padding-left: 5px;">永 住 許 可</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">4</td> <td style="padding-left: 5px;">再入国(一回限り・数次有効)の許可</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">5</td> <td style="padding-left: 5px;">特定登録者カードの交付</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">6</td> <td style="padding-left: 5px;">特定登録者カードの再交付</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">7</td> <td style="padding-left: 5px;">就労資格証明書の交付</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">8</td> <td style="padding-left: 5px;">在留カードの再交付</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">9</td> <td style="padding-left: 5px;">難民旅行証明書の交付</td> </tr> </table> 手数料として納付いたします。		1	在留資格の変更許可	2	在留期間の更新許可	3	永 住 許 可	4	再入国(一回限り・数次有効)の許可	5	特定登録者カードの交付	6	特定登録者カードの再交付	7	就労資格証明書の交付	8	在留カードの再交付	9	難民旅行証明書の交付
1	在留資格の変更許可																		
2	在留期間の更新許可																		
3	永 住 許 可																		
4	再入国(一回限り・数次有効)の許可																		
5	特定登録者カードの交付																		
6	特定登録者カードの再交付																		
7	就労資格証明書の交付																		
8	在留カードの再交付																		
9	難民旅行証明書の交付																		
納付者氏名 _____																			
記 名																			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。